法　学　部［専門教育科目］
法学研究科研究大学院授業科目

講　義　要　綱

平　成　23　年　度
（2011年度）

東北大学法学部
東北大学大学院
法学研究科研究大学院

目　　次

法 学 部

・新旧科目対応表について

・新旧科目対応表

法学研究科研究大学院

・東北大学大学院法学研究科研究大学院　履修案内

・平成23（2011）年度課程による学位論文題目及び学位論文の提出期限について

・平成23（2011）年度研究大学院前期課程授業科目「論文指導（２単位）」開講一覧

平成23（2011）年度法学部［専門教育科目］・法学研究科研究大学院授業科目一覧

・法学部［専門教育科目］授業科目…… Ｐ　1

・法学研究科研究大学院授業科目…… Ｐ124

法学部・法学研究科研究大学院授業日程等

・平成23（2011）年度授業日程

・平成23（2011）年度法学部専門教育科目実施学年暦

・平成23（2011）年度法学部［専門教育科目］前期・後期時間割表

・平成23（2011）年度法学研究科研究大学院前期２年の課程　前期・後期時間割表

・平成23（2011）年度法学研究科研究大学院後期３年の課程　前期・後期時間割表

法　学　部

新旧科目対応表について

次頁からの新旧科目対応表は，演習科目を除いた講義科目の一覧表である。表に記載された過年度の科目をすでに単位修得した学生は，それに対応する本年度開講科目を新たに単位修得することができない。

なお，次頁からの表のうち，過年度に記載されていない科目，すなわち過年度に内容が重複するものがない新科目については，全学生が履修して単位修得することができる。

特論は，同一名称の科目であっても，重複修得できる。

演習は，当然重複修得できる科目であるため，次頁からの表には含まれていない。

新　旧　科　目　対　応　表

右側の科目を既に履修した者は，左側の科目を新たに履修登録することはできない。

平成２３年度		平成２２年度		平成２１年度		平成１９～２０年度		平成１６～１８年度	
憲法Ⅰ	2	憲法Ⅰ	2	憲法Ⅰ	2	憲法Ⅰ	2	憲法Ⅰ	2
憲法Ⅱ	2	憲法Ⅱ	2	憲法Ⅱ	2	憲法Ⅱ	2	憲法Ⅱ	2
憲法Ⅲ	2	憲法Ⅲ	2	憲法Ⅲ	2	憲法Ⅲ	2	憲法Ⅲ	2
比較憲法	2	比較憲法	2	比較憲法	2	比較憲法	2	比較憲法	2
刑法Ⅰ	4	刑法Ⅰ	4	刑法Ⅰ	4	刑法Ⅰ	4	刑法Ⅰ	4
刑法Ⅱ	2	刑法Ⅱ	2	刑法Ⅱ	2	刑法Ⅱ	2	刑法Ⅱ	4
刑法Ⅲ	4	刑法Ⅲ	4	刑法Ⅲ	4	刑法Ⅲ	4	刑法Ⅲ	2
刑事訴訟法	4	刑事訴訟法	4	刑事訴訟法	4	刑事訴訟法	4	刑事訴訟法	4
刑事政策	2	刑事政策	2	刑事政策	2	刑事政策	2	刑事政策	2
司法制度論	2	司法制度論	2	司法制度論	2	司法制度論	2	司法制度論	2
民法総則	2	民法総則	2	民法総則	2	民法総則	2	民法総則	2
物権法	2	物権法	2	物権法	2	物権法	2	物権法	2
契約法・債権総論	2	契約法・債権総論	2	契約法・債権総論	2	契約法・債権総論	4	契約法・債権総論	4
不法行為法	2	不法行為法	2	不法行為法	2	不法行為法	2	不法行為法	2
家族法	2	家族法	2	家族法	2	家族法	2	家族法	2
民事訴訟法	4	民事訴訟法	4	民事訴訟法	4	民事訴訟法	4	民事訴訟法	4
倒産処理法	2	倒産処理法	2	倒産処理法	2	民事救済法	2	民事救済法	2
執行保全法	2	執行保全法	2	執行保全法	2	執行保全法	2	執行保全法	2
会社法Ⅰ	4	会社法Ⅰ	4	会社法Ⅰ	4	会社法	4	会社法	4
会社法Ⅱ	2	会社法Ⅱ	2	会社法Ⅱ	2				
決済法	2	決済法	2	決済法	2	商法総論・手形法	4	商法総論・手形法	4
商法総論・商行為法	2	商法総論・商行為法	2	商法総論・商行為法	2				
						商取引法Ⅰ	2	商取引法Ⅰ	2
商取引法	2	商取引法	2	商取引法	2	商取引法Ⅱ	2	商取引法Ⅱ	2
知的財産法	4	知的財産法	4	知的財産法	4	知的財産法	4	知的財産法	4
経済法	4	経済法	4	経済法	4	経済法	4	経済法Ⅰ	2
								経済法Ⅱ	2
労働法	4	労働法	4	労働法	4	労働法	4	労働法	4
社会保障法	4	社会保障法	4	社会保障法	4	社会保障法	4	社会保障法	4
トランスナショナル組織法	2	トランスナショナル組織法	2	トランスナショナル組織法	2	トランスナショナル組織法	2	トランスナショナル組織法	2
国際法	4	国際法	4	国際法	4	国際法	4	国際法	4
国際私法	4	国際私法	4	国際私法	4	国際私法	4	国際私法Ⅰ	2
								国際私法Ⅱ	2
								国際私法	4
英米法	2	英米法	2	英米法	2	英米法	2	英米法	2
法理学	4	法理学	4	法理学	4	法理学	4	法理学	4
日本近代法史	2	日本近代法史	2	日本近代法史	2	日本近代法史	2	日本近代法史	2
法と歴史Ⅰ	2	法と歴史Ⅰ	2	法と歴史Ⅰ	2	法と歴史Ⅰ	2	法と歴史Ⅰ	2
法と歴史Ⅱ	2	法と歴史Ⅱ	2	法と歴史Ⅱ	2	法と歴史Ⅱ	2	法と歴史Ⅱ	2
中国法制史	2	中国法制史	2	中国法制史	2	中国法制史	2	中国法制史	2
日本法制史Ⅰ	2	日本法制史Ⅰ	2	日本法制史Ⅰ	2	日本法制史Ⅰ	2	日本法制史Ⅰ	2
日本法制史Ⅱ	2	日本法制史Ⅱ	2	日本法制史Ⅱ	2	日本法制史Ⅱ	2	日本法制史Ⅱ	2
法社会学	2	法社会学	2	法社会学	2	法社会学	2	法社会学	2
ローマ法	2	ローマ法	2	ローマ法	2	ローマ法	2	ローマ法	2
ロシア・東欧法	2	ロシア・東欧法	2	ロシア・東欧法	2	ロシア・東欧法	2	ロシア・東欧法	2
中国法	2	中国法	2	中国法	2	中国法	2	中国法	2
行政法Ⅰ	4	行政法Ⅰ	4	行政法Ⅰ	4	行政法Ⅰ	4	行政法Ⅰ	4
行政法Ⅱ	4	行政法Ⅱ	4	行政法Ⅱ	4	行政法Ⅱ	4	行政法Ⅱ	4
租税法	2	租税法	2	租税法	2	租税法	2	租税法	2
現代政治分析	4	現代政治分析	4	現代政治分析	4	現代政治分析	4	現代政治分析	4
西洋政治思想史Ⅰ	2	西洋政治思想史Ⅰ	2	西洋政治思想史Ⅰ	2	西洋政治思想史Ⅰ	2	西洋政治思想史Ⅰ	2
西洋政治思想史Ⅱ	4	西洋政治思想史Ⅱ	4	西洋政治思想史Ⅱ	4	西洋政治思想史Ⅱ	4	西洋政治思想史Ⅱ	4
国際関係論	4	国際関係論	4	国際関係論	4	国際関係論	4	国際関係論	4
比較政治学Ⅰ	2	比較政治学Ⅰ	2	比較政治学Ⅰ	2	比較政治学	4	比較政治学	4
比較政治学Ⅱ	2	比較政治学Ⅱ	2	比較政治学Ⅱ	2				
行政学	4	行政学	4	行政学	4	行政学	4	行政学	4
日本政治外交史Ⅰ	2	日本政治外交史Ⅰ	2	日本政治外交史Ⅰ	2	日本政治外交史Ⅰ	2	日本政治外交史Ⅰ	2
日本政治外交史Ⅱ	4	日本政治外交史Ⅱ	4	日本政治外交史Ⅱ	4	日本政治外交史Ⅱ	4	日本政治外交史Ⅱ	4
ヨーロッパ政治史Ⅰ	2	ヨーロッパ政治史Ⅰ	2	ヨーロッパ政治史Ⅰ	2	ヨーロッパ政治史Ⅰ	2	ヨーロッパ政治史Ⅰ	2
ヨーロッパ政治史Ⅱ	4	ヨーロッパ政治史Ⅱ	4	ヨーロッパ政治史Ⅱ	4	ヨーロッパ政治史Ⅱ	4	ヨーロッパ政治史Ⅱ	4
少年法	2	少年法	2	少年法	2	少年法	2	少年法	2

平成２３年度		平成２２年度		平成２１年度		平成１９～２０年度		平成１６～１８年度	
※　現代民法特論Ⅰ	2	※　現代民法特論Ⅰ	2	現代契約法	2	現代契約法	2	現代契約法	2
※　現代民法特論Ⅱ	2	※　現代民法特論Ⅱ	2	現代家族法	2	現代家族法	2	現代家族法	2
※　現代民法特論Ⅲ	2	なし		金融担保法	2	金融担保法	2	金融担保法	2
国際経済法	2	国際経済法	2	国際経済法	2	国際経済法	2	国際経済法	2
環境法概論	2	環境法概論	2	環境法概論	2	環境法概論	2	環境法概論	2
ヨーロッパ法	2	ヨーロッパ法	2	ヨーロッパ法	2	ヨーロッパ法	2	ヨーロッパ法Ⅰ	2
法理学特論	2	法理学特論	2	法理学特論	2	法理学特論	2	法理学特論	2
西洋法制史特論Ⅰ（イングランド法制史）	2	西洋法制史特論Ⅰ（イングランド法制史）	2	西洋法制史特論Ⅰ（イングランド法制史）	2	西洋法制史特論Ⅰ（イングランド法制史）	2	西洋法制史特論Ⅰ（イングランド法制史）	2
東アジア政治外交論	2	東アジア政治外交論	2	東アジア政治外交論	2	東アジア政治外交論	2	東アジア政治外交論	2
東アジア政治外交論Ⅱ	4	なし		なし		なし		なし	
なし	2	現代日本行政論	2	現代日本行政論	2	現代日本行政論	2	現代日本行政論	2
政治理論	2	政治理論	2	政治理論	2	政治理論	2	政治理論	2
地域研究	2	地域研究	2	地域研究	2	地域研究	2	地域研究	2
民事法入門	2	民事法入門	2	民事法入門	2	民事法入門	2	民事法入門	2
刑事法入門	2	刑事法入門	2	刑事法入門	2	刑事法入門	2	刑事法入門	2
法学の理論	2	法学の理論	2	法学の理論	2	法学の理論	2	法学の理論	2
比較法社会論	2	比較法社会論	2	比較法社会論	2	比較法社会論	2	比較法社会論	2
西洋法制史特論（ドイツ法制史）	2	西洋法制史特論（ドイツ法制史）	2	西洋法制史特論（ドイツ法制史）	2	西洋法制史特論（ドイツ法制史）	2	西洋法制史特論（ドイツ法制史）	2
ドイツ法	2	ドイツ法	2	ドイツ法	2	ドイツ法	2	ドイツ法	2
なし	2	ドイツ会社法	2	ドイツ会社法	2	ドイツ会社法	2	ドイツ会社法	2
なし	2	ドイツ商法	2	ドイツ商法	2	ドイツ商法	2	ドイツ商法	2
なし	2	ドイツ近代法史入門	2	ドイツ近代法史入門	2	ドイツ近代法史入門	2	ドイツ近代法史入門	2
なし	2	ドイツ憲法	2	ドイツ憲法	2	ドイツ憲法	2	ドイツ憲法	2
ドイツ法史	2	ドイツ法史	2	ドイツ法史	2	ドイツ法史	2	ドイツ法史	2
地方自治法	2	地方自治法	2	地方自治法	2	地方自治法	2	地方自治法	2
都市法	4	都市法	4	都市法	4	都市法	4	都市法	4
現代日本政治	2	現代日本政治	2	現代日本政治	2	現代日本政治	2	現代日本政治	2
健康政策	2	健康政策	2	健康政策学	4	健康政策学	4	健康政策学	4
なし	2	農業法政策	2	農業法政策	2	農業法政策	2	農業法政策	2
なし	2	農業法政策特論	2	農業法政策特論	2	農業法政策特論	2	農業法政策特論	2
国際法特論	2	国際法特論	2	国際法特論	2	国際法特論	2	国際法特論	2
国際関係論特論	2	国際関係論特論	2	国際関係論特論	2	国際関係論特論	2	国際関係論特論	2
経済法特殊講義	4	経済法特殊講義	4	経済法特殊講義	4	経済法特殊講義	4	経済法特殊講義	4
ドイツ法入門	2	ドイツ法入門	2	ドイツ法入門	2	ドイツ法入門	2	なし	
ドイツ民法	2	ドイツ民法	2	ドイツ民法	2	ドイツ民法	2	〃	
なし	2	経済産業政策	2	経済産業政策	2	経済産業政策	2	〃	
なし	2	経済産業政策Ⅱ	2	経済産業政策Ⅱ	2	経済産業政策Ⅱ	2	〃	
なし	2	農業・水産業法政策	2	農業・水産業法政策	2	農業・水産業法政策	2	〃	
なし	2	法学入門	2	法学入門	2	法学入門	2	〃	
西洋法制史特論Ⅱ（アメリカ法制史）	2	西洋法制史特論Ⅱ（アメリカ法制史）	2	西洋法制史特論Ⅱ（アメリカ法制史）	2	なし		〃	
法情報学	2	法情報学	2	法情報学	2	〃		〃	
刑事訴訟法特論	2	刑事訴訟法特論	2	刑事訴訟法特論	2	〃		〃	
比較政治学特論	2	比較政治学特論	2	比較政治学特論	2	〃		〃	
なし	2	政策過程論	2	なし		〃		〃	
なし	2	東アジア共同体	2	〃		〃		〃	
なし	2	経済政策論	2	〃		〃		〃	
著作権制度の役割と課題	2	〃		〃		〃		〃	

※現代民法特論Ⅰ，現代民法特論Ⅱ及び現代民法特論Ⅲは，年度によって開講しないことがある。また，開講年度によって授業内容が異なる場合がある。

法学研究科研究大学院

東北大学大学院法学研究科研究大学院

履　　修　　案　　内

１．総　説

研究大学院前期２年の課程（以下，前期課程という。）及び後期３年の課程（以下,博士課程という）の教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下，研究指導という。）によって行われる。

２．授業科目の履修

（１）　研究大学院では，法学・政治学の専門領域における理論研究及び応用実務の能力の修得を目指す授業科目が開設されている(前期課程は表１及び表２,博士課程は表３)。大学院生は指導教員と相談して自らの履修すべき授業科目を選択し，履修にあたっては所定の「履修簿」に記入したうえで指導教員の承認を得なければならない。(博士課程の学生については，副指導教員の承認も得ること)

（２）　授業科目は講義・演習・特論，その他の形態によって行われるが，その具体的内容・単位数・履修要件等については「講義要綱」を参照すること。なお，その際には，以下の点に注意すること。

①　同一名称の講義は一度しか履修できない。

②　同一名称の演習の履修には，講義の場合と異なり，原則として履修の回数に制限は設けられていない。ただし，演習の履修には授業担当教員の許可が必要であり，一定の履修要件が課せられることもある。

③　特論の名称を付して開設される授業科目は，主として少人数を対象とする特殊講義の形態で行われるが，講義のみならず演習の要素を加味して行われることもあるので,「講義要綱」を参照すること。なお，同一名称の特論でも内容が異なる場合や授業担当教員が異なる場合などは別個の科目として取り扱い，それぞれを履修することができる。

④　上記の他に，リーガルリサーチ，各種研究会等の名称で開設される授業科目がある。これらの名称で開設される授業科目も，原則として履修の回数に制限は設けられていないが，重ねて履修することができない授業科目もあるため，「講義要綱」を参照すること。

⑤　表２に掲げる科目については，本学法学部及び法学研究科で同一科目（読み替え対応科目含む）をすでに履修済みの場合は，この科目を履修できない。

（３）　前期課程においては,他の研究科の前期課程又は学部の授業科目を履修する場合は，所定の手続きを経て本研究科長の許可を得なければならない。

（４）　前期課程においては,他の研究科の前期課程又は学部で履修した授業科目の修得単位は，８単位を上限として研究大学院の修了要件単位に含めることができる。

３．修了要件

（１）　研究大学院の前期課程を修了しようとする者は，同課程に２年以上在学し，３０単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けたうえで修士論文を提出し，その審査及び最終試験に合格しなければならない。

（２）　研究大学院の博士課程を修了しようとする者は,同課程に３年以上在学し，８単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けたうえで博士論文を提出し，その審査及び最終試験に合格しなければならない。

（３）　前期課程の在学期間に関しては，研究大学院運営委員会が優れた研究業績を上げた者と認めた場合には，１年以上在学すれば足りるものとする。

博士課程の在学期間に関しては，研究大学院運営委員会が優れた研究業績を上げた者と認めた場合には，１年（２年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあっては,当該在学期間を含めて３年）以上在学すれば足りるものとする。

（４）　前期課程の修了要件単位には，修士論文の審査及び最終試験に合格した者に与えられる研修の６単位を含めることができる。また論文指導の単位は，２単位を上限として同じく修了要件単位に含めることができる。

（５）　修士論文は，前期課程に１年以上在学し，１２単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた者でなければ提出できない。ただし，研究大学院運営委員会が在学期間の短縮を認めた者は，この限りではない。

修士論文は，研究大学院運営委員会が定める所定の期日までに本研究科長に提出しなければならない。所定の期日の経過後に提出された修士論文は，その学期においては審査を行わない。なお，修士論文題目届及び修士論文の提出期限については，各年度の「講義要綱」を参照すること。

（６）　博士論文は,後期課程に２年以上在学し,８単位以上修得し（博士論文指導Ａ～Ｄは必ず履修すること）,かつ必要な研究指導を受けた者でなければ提出できない。ただし，研究大学院運営委員会が在学期間の短縮を認めた者は，この限りではない。

博士論文は，研究大学院運営委員会が定める所定の期日までに本研究科長に提出しなければならない。所定の期日の経過後に提出された博士論文は，その学期においては審査を行わない。なお，博士論文題目届及び博士論文の提出期限については，各年度の「講義要綱」を参照すること。

（７）　最終試験は，前期課程又は博士課程の修了に必要な単位の全部を修得し，かつ,必要な研究指導を受けて修士論文又は博士論文を提出した者に対して，審査した修士論文又は博士論文及びこれに関連のある専攻分野についての口頭試問によって行う。

（８）　その年の３月又は９月に前期課程又は博士課程を修了すべき者で修了できなかった者に対しては，研究大学院運営委員会の定める期日に，修士論文若しくは博士論文の追審査及び最終試験の追試験を行うことがある。

４．研究大学院後期３年の課程について

本研究科は，本研究科に対する多様なニーズに応えるため，研究大学院後期３年の課程に後継者養成コース，国際共同博士課程コースおよび法政理論研究コースの３コースを置いている。

（１）後継者養成コース

本コースは，主として法科大学院修了者を対象とし，将来法科大学院における法学教育に研究者教員または実務家教員として携わる人材を養成することを目的とするものである。法科大学院における法学教育においては理論と実務の架橋が求められることから，本コースに入学した者には，原則として２年間，研究者教員および実務家教員双方の指導を受けながら，理論的に高い水準にあり，法実務に対しても重要な意義を持つ博士論文を執筆することが期待される。

本コースの入学者のうち優秀な者については，フェローとして採用し，東北大学法科大学院における教育支援や東北大学法律事務所における業務支援に従事することと引換えに一定の給与を支給する。

（２）国際共同博士課程コース

本コースは，法学・政治学分野において国際的に極めて高い評価を得ている海外の高等研究教育機関（海外連携機関）と本研究科が連携協定を締結して共同で博士課程を運営するもので,国際的に活躍する研究者･高度専門職業人を養成することを目的とする。本コースの入学者は，３年間の博士課程のうち少なくとも１年間は海外連携機関で研究に従事し，本研究科と海外連携機関の双方に博士論文（原則として英語）を提出し，両機関から博士の学位を取得すること（ダブルディグリーまたはジョイントディグリー）を目指すことになる。

本コースの選抜を通じて本研究科に入学できるのは,海外連携機関の学生のみである。本研究科から海外連携機関に派遣されることを希望する学生は，まず，後継者養成コースまたは法政理論研究コースに入学することになる。なお，２０１１年４月１日現在での海外連携機関は以下の通りである。

- リヨン高等師範学校（ENS-LSH）（フランス）
- リュミエール・リヨン第２大学（フランス）
- シェフィールド大学東アジア研究所（イギリス）
- 清華大学政治学部（中国）
- 清華大学法学院（中国）
- 中国社会科学院法学研究所（中国）
- 中国社会科学院政治学研究所（中国）
- 延世大学校大学院政治学科（韓国）
- ソウル国立大学校国際大学院（韓国）
- オタワ大学法学研究科（カナダ）
- オタワ大学社会科学研究科（カナダ）

（３）法政理論研究コース

本コースは，従来の研究大学院の伝統を最も直接的に受け継ぐものであり，法学及び政治学に関する高度な専門的知識を備え，卓越した思考力及び分析力に基づいて，多角的な視点から創造的かつ高度な教育研究を行うことのできる人材を養成することを目的とする。将来法科大学院における法学（実定法学を含む）教育に従事することを志す者であっても，外国語文献の読解能力や基礎法学的な素養の涵養に特に重点を置いた研究に従事することを希望する場合等，博士課程前期２年の課程（修士課程）を経た上で，本コースに入学するのが好ましいことがある。法科大学院を経て後継者養成コースに入学することと，博士課程前期２年の課程を経て本コースに入学することのいずれが好ましいかはケースバイケースであるから，法学の研究教育に従事することを志す者は，できるだけ早い段階で（可能であれば法学部在籍中に），将来指導を受けることを希望する教員に相談することが期待される。

（４）定員

博士課程後期３年の課程の定員は，以上の３コース合わせて２０名である。

平成 23（2011）年度課程による学位論文題目
及び学位論文の提出期日について

１．平成 24 年 3 月に修了しようとする者

学位論文（修士，博士）題目届提出期限：平成 23 年 11 月 30 日（水）
〃　　提　出　期　限：平成 24 年 1 月 5 日（木）
〃　　提　出　部　数：
修士　（正）1 部　（副）3 部
博士　（正）2 部　（副）3 部

２．平成 23 年 9 月に修了しようとする者

学位論文（修士，博士）題目届提出期限：平成 23 年 6 月 1 日（水）
〃　　提　出　期　限：平成 23 年 7 月 1 日（金）
〃　　提　出　部　数：
修士　（正）1 部　（副）3 部
博士　（正）2 部　（副）3 部

【備考】＊　在学期間短縮による修了予定者，標準修業年限を越えて在学している者も同様の日程です。

＊　題目届の用紙は，教務係で交付します。

＊　学位論文（正）は，製本したものを提出してください。

＊　博士の場合は，後日公表しますので，論文の内容要旨を添付してください。

平成23年(2011)年度　研究大学院前期課程授業科目
「論文指導(2単位)」開講一覧

教　員　名	前　期	後　期
植木　教授		○
大西　教授	○	
樺島　教授		○
久保野　准教授		○
小粥　教授		○
澁谷　教授		○
嵩　准教授	○	
牧原　教授	○	
水野　教授	○(隔週)	
森田　准教授		○

＊　指導教員が論文指導を開講していない場合は履修できないので注意すること。

法学部・法学研究科研究大学院
授業科目一覧

平成23(2011)年度　法学部開設授業科目〔専門教育科目〕

※　備考欄中、「対象学年」が指定されている授業科目については、それ以外の学年は履修することができない。

授業科目〔基礎講義〕	単位	配当学年及び学期（○内は1週授業回数）								担当教員	備考	頁
		1年		2年		3年		4年				
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
民事法入門	2	②								河上講師	(1)　○	1
刑事法入門	2	①								井上准教授	(1)	2
司法制度論	2	①		①						菱田講師	(1)	3
法と歴史Ⅰ	2	①								大内教授	(2)	4
日本近代法史	2		①							吉田教授	(2)	5
比較法社会論	2	①		①						芹澤教授	(2)	6
法学の理論	2				①					樺島教授	(2)	7
日本政治外交史Ⅰ	2		①		①					伏見准教授	(3)	8
ヨーロッパ政治史Ⅰ	2		①		①					平田教授	(3)※	9

備考欄　(1)私法・公法科目　(2)基礎法科目　(3)政治学科目

備考欄中、○印の授業科目は、隔週開講である。
備考欄中、※印の授業科目は、平成24年度開講しない予定である。

平成24年度開設予定科目
西洋政治思想史Ⅰ(2単位)

授業科目〔基幹講義〕	単位	配当学年及び学期（○内は1週授業回数）								担当教員	備考	頁
		1年		2年		3年		4年				
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
憲法Ⅰ	2		①							中林准教授		10
憲法Ⅱ	2			①						佐々木教授	2,3,4年次対象	11
憲法Ⅲ	2			①						中林准教授	2,3,4年次対象	12
行政法Ⅰ	4			②		②				仲野准教授		13
行政法Ⅱ	4				②		②					14
刑法Ⅰ	4		・・・①							岡本教授	22年度から引続	15
刑法Ⅱ	2				①							16
刑法Ⅲ	4					①・・・①				成瀬教授		17
刑事訴訟法	4					②		②		井上准教授	3,4年次対象	18
民法総則	2		①							中原(太)准教授		19
物権法	2				①					久保野准教授	2,3,4年次対象	20
契約法・債権総論	4			②						小粥教授	2,3,4年次対象	21
不法行為法	2				①						2,3,4年次対象	22
家族法	2					①				久保野准教授	2,3,4年次対象	23
会社法Ⅰ	4					②				白井准教授	2,3,4年次対象	24
会社法Ⅱ	2						①				2,3,4年次対象	25
商法総論・商行為法	2					①		①		清水准教授		26
民事訴訟法	4						②		②	内海准教授		27
現代政治分析	4			①・・・①		①・・・①		①・・・①		河村講師		28
国際関係論	4		②		②		②			大西教授		29

授業科目〔展開講義〕	単位	配当学年及び学期（○内は1週授業回数） 1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期	担当教員	備考	頁
比較憲法	2					連続講義				石村講師		30
地方自治法	2						①		①	飯島准教授		31
租税法	2							①		澁谷教授	3,4年次対象	32
刑事政策	2					連続講義				金澤講師	※	33
刑事訴訟法特論	2					①		①		井上准教授	3,4年次対象	34
国際法	4						②			植木教授		35
現代民法特論Ⅲ	2						①		①	阿部准教授	3,4年次対象※	36
商取引法	2					①		①		清水准教授	※	37
決済法	2						①		①			38
知的財産法	4						②		②	蘆立准教授 千壽教授		39
経済法	4					②		②		滝澤准教授	3,4年次対象	40
国際私法	4					②		②		竹下准教授	3,4年次対象	41
倒産処理法	2					①		①		河崎准教授	※	42
労働法	4					前期及び連続講義				水町講師	3,4年次対象○◎	43
社会保障法	4						②		②	嵩准教授		44
法理学	4					①・・・①		①・・・①		樺島教授		45
法社会学	2					連続講義				佐藤講師	3,4年次対象※	46
日本法制史Ⅰ	2					①		①		吉田教授	2,3,4年次対象	47
日本法制史Ⅱ	2						①		①		2,3,4年次対象	48
ローマ法	2					連続講義				瀧澤講師	3,4年次対象※	49
西洋法制史特論Ⅱ（アメリカ法制史）	2								①	大内教授	3,4年次対象※	50
英米法	2				①		①		①	芹澤教授		51
ドイツ民法	2					①		①		シェーファー准教授	3,4年次対象	52
ヨーロッパ法	2				①		①		①		2,3,4年次対象	53
中国法	2					連続講義				高見澤講師	3,4年次対象※	54
比較政治学Ⅰ	2						①		①	横田教授		55
比較政治学Ⅱ	2						①		①			56
西洋政治思想史Ⅱ	4					②		②		犬塚准教授	2,3,4年次対象※	57
東アジア政治外交論	2					①		①		金准教授	2,3,4年次対象	58
東アジア政治外交論Ⅱ	4						②		②	阿南准教授	2,3,4年次対象	59
地域研究	2					連続講義				出岡講師	※	60
法情報学	2					①		①		金谷准教授	2,3,4年次対象	61
著作権制度の役割と課題	2			連続講義						蘆立准教授　他		62

◎労働法は、前期授業及び連続講義を併せて受講することにより4単位を与える。
備考欄中、○印の授業科目は、隔週開講である。
備考欄中、※印の授業科目は、平成24年度開講しない予定である。

平成24年度開設予定科目
刑法Ⅰ（4単位）、比較憲法（2単位）、法と歴史Ⅱ（2単位）、西洋法制史特論Ⅰ（2単位）、執行保全法（2単位）
中国法制史（2単位）、ロシア・東欧法（2単位）、現代民法特論Ⅱ（2単位）、ヨーロッパ政治史Ⅱ（4単位）

授業科目〔学部演習〕	単位	配当学年及び学期（○内は1週授業回数） 1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期	担当教員	備考	頁
憲法演習Ⅰ	2						②		②	辻村教授	3,4年次対象○	63
憲法演習Ⅱ	2						①		①	佐々木教授	3,4年次対象	64
憲法演習Ⅲ	4					②･･･②		②･･･②		中林准教授	3,4年次対象○	65
行政法演習Ⅰ	4					②･･･②		②･･･②		稲葉教授	3,4年次対象○	66
行政法演習Ⅱ	4					②･･･②		②･･･②		中原(茂)教授	○	67
行政法演習Ⅲ	4					②･･･②		②･･･②		飯島准教授	○	68
環境政策演習	2						①		①	西田教授	3,4年次対象	69
租税法演習Ⅰ	2							①		澁谷教授	3,4年次対象	70
刑法演習	4			②･･･②		②･･･②		②･･･②		岡本教授	○	71
刑法演習	4					②･･･②		②･･･②		成瀬教授	2,3,4年次対象○	72
刑事訴訟法演習	2					①		①		佐藤教授	3,4年次対象	73
刑事訴訟法演習(発展)	2							①		井上准教授	4年次対象	74
民法発展演習Ⅰ	2					①		①		阿部准教授	3,4年次対象	75
民法発展演習Ⅱ	2						①		①		3,4年次対象	76
民法発展演習Ⅲ	4			②･･･②		②･･･②		②･･･②		小粥教授	2,3,4年次対象○※	77
民法演習	2					①		①		久保野准教授	2,3,4年次対象	78
民法演習	2					②		②		中原(太)准教授	3,4年次対象○	79
民法基礎演習	2				②					米村准教授	○	80
民法演習	2						①		①			81
民法演習	4					②･･･②		②･･･②		渡辺教授	3,4年次対象○	82
民法基礎演習	2				①						2,3,4年次対象	83
商法演習Ⅰ	2					①		①		吉原教授	3,4年次対象	84
商法演習Ⅱ	2				①		①		①	清水准教授		85
商法演習Ⅲ	2				①		①		①			86
比較会社法演習	2						①		①	白井准教授	2,3,4年次対象	87
経済法演習	2						①		①	滝澤准教授	3,4年次対象	88
知的財産法演習Ⅰ	4					②		②		千壽教授	3,4年次対象	89
民事訴訟法演習Ⅰ	2						①		①	坂田教授	3,4年次対象	90
民事訴訟法演習Ⅲ	2						①		①	河崎准教授		91
民事訴訟法演習Ⅳ	2					①		①		内海准教授		92
経済法･競争政策演習	4					②･･･②		②･･･②		山口准教授	3,4年次対象○	93
国際私法演習Ⅰ	2					①		①		竹下准教授	3,4年次対象	94
社会保障法演習	2						①		①	嵩准教授	3,4年次対象	95
法理学演習	2					①		①		樺島教授		96
日本法制史演習	4					①･･･①		①･･･①		吉田教授	3,4年次対象	97
西洋法制史演習Ⅰ	2					①		①		大内教授	3,4年次対象	98
西洋法制史演習Ⅱ	2						①		①		3,4年次対象	99
英米法演習	2			①		①		①		芹澤教授		100

授業科目〔学部演習〕	単位	配当学年及び学期（○内は1週授業回数）								担当教員	備考	頁
		1年		2年		3年		4年				
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
法律ドイツ語演習Ⅰ	2			①		①		①		シェーファー准教授	2,3,4年次対象	101
法律ドイツ語演習Ⅱ	2				①		①		①		2,3,4年次対象	102
ドイツ法発展演習	2					①		①			3,4年次対象	103
日本政治外交史演習	4			①・・・①		①・・・①		①・・・①		伏見准教授		104
日本政治外交史論文演習	2				①		①		①			105
ヨーロッパ政治史基礎演習	4	②		②		②				平田教授		106
ヨーロッパ政治史演習Ⅰ	2							②			3,4年次対象○	107
ヨーロッパ政治史演習Ⅱ	2								②		3,4年次対象○	108
西洋政治思想史演習	4					②		②		犬塚准教授	2,3,4年次対象	109
日本外交論演習	2			①		①		①		橋本教授	2,3,4年次対象	110
近現代の対中外交論演習	2				①		①		①		2,3,4年次対象	111
国際関係論演習	4			②・・・②		②・・・②		②・・・②		大西教授	2,3,4年次対象○	112
比較政治学演習	4						②		②	横田教授		113
比較政治学論文演習	2						①		①			114
行政学演習	4			②・・・②		②・・・②		②・・・②		牧原教授	2,3,4年次対象○	115
行政学論文演習	2				①		①		①		2,3,4年次対象○	116
中国政治演習Ⅰ	2					①		①		阿南准教授	3,4年次対象	117
中国政治演習Ⅱ	2						①		①		3,4年次対象	118
中国政治論文演習	2						①		①		3,4年次対象	119
交渉演習Ⅰ	2					①		①		森田准教授		120
交渉演習Ⅱ	2						①		①			121
法情報学演習	2						①		①	金谷准教授	2,3,4年次対象	122
現代地方自治演習	2					①		①		菅原教授		123

備考欄中、○印の授業科目は、隔週開講である。
備考欄中、※印の授業科目は、平成24年度開講しない予定である。

平成23(2011)年度　研究大学院開設授業科目

表1

授　業　科　目	単位	週授業回数	担当教員	講義形態	備考	使用言語	頁
憲法演習Ⅰ	2	2(隔週)	辻村教授	演習	後期	日本語	124
比較憲法演習Ⅰ	2	1		演習	後期	日本語	125
憲法演習Ⅲ	4	2(隔週)	中林准教授	演習	通年	日本語	126
比較憲法演習Ⅱ	2	1	佐々木教授	演習	後期	日本語	127
行政法演習Ⅰ	2	1	稲葉教授	演習	前期	日本語	128
行政法演習Ⅱ	2	1		演習	後期	日本語	129
都市環境政策論演習	4	1	島田教授	演習	通年	日本語	130
環境政策演習	2	1	西田教授	演習	後期	日本語	131
租税法演習Ⅰ	2	1	澁谷教授	演習	前期	日本語	132
租税法演習Ⅱ	2	1		演習	後期	日本語	133
刑法演習	4	1	岡本教授	演習	通年	日本語	134
刑法演習Ⅰ	2	1	成瀬教授	演習	前期	日本語	135
刑事訴訟法演習Ⅰ	2	1	佐藤教授	演習	前期	日本語	136
刑事訴訟法演習Ⅱ	2	1		演習	後期	日本語	137
刑事訴訟法演習(発展)	2	1	井上准教授	演習	前期	日本語	138
民法演習Ⅰ	2	2(隔週)	中原(太)准教授	演習	前期	日本語	139
民法基礎演習Ⅰ	2	2(隔週)	米村准教授	演習	後期	日本語	140
民法演習Ⅰ	2	1		演習	後期	日本語	141
民法演習Ⅰ	2	2(隔週)	久保野准教授	演習	前期	日本語	142
民法発展演習Ⅰ	2	1	阿部准教授	演習	前期	日本語	143
民法発展演習Ⅱ	2	1		演習	後期	日本語	144
民法発展演習Ⅲ	2	2(隔週)	小粥教授	演習	前期	日本語	145
民法発展演習Ⅳ	2	2(隔週)		演習	後期	日本語	146
民法演習	4	2(隔週)	渡辺教授	演習	通年	日本語	147
商法演習Ⅰ	2	1	吉原教授	演習	前期	日本語	148
比較会社法演習	2	1	白井准教授	演習	後期	日本語	149
経済法演習	2	1	滝澤准教授	演習	後期	日本語	150
知的財産法演習Ⅰ	2	1	蘆立准教授	演習	前期	日本語	151
知的財産法演習Ⅱ	2	1		演習	後期	日本語	152
知的財産法演習Ⅲ	2	1	千壽教授	演習	前期	日本語	153
知的財産法演習Ⅳ	2	1		演習	後期	日本語	154
民事手続法Ⅰ	2	1	内海准教授	演習	前期	日本語	155
民事手続法演習Ⅱ	2	1	坂田教授	演習	後期	日本語	156
民事手続法演習Ⅲ	2	1	河崎准教授	演習	後期	日本語	157
民事手続法演習Ⅳ	2	1	内海准教授	演習	前期	日本語	158
経済法・競争政策演習	4	2(隔週)	山口准教授	演習	通年	日本語	159
国際私法演習Ⅰ	2	1	竹下准教授	演習	前期	日本語	160
国際法演習Ⅰ	2	1	植木教授	演習	前期	日・英	161
国際法演習Ⅱ	2	1		演習	後期	日・英	162
法理学演習Ⅲ	2	1	樺島教授	演習	前期	日・英	163
法理学特論	2	1(変則)		特論	通年	日本語	164

授　業　科　目	単位	週授業回数	担当教員	講義形態	備考	使用言語	頁
日本法制史演習Ⅰ	2	1	吉田教授	演習	前期	日本語	165
日本法制史演習Ⅱ	2	1		演習	後期	日本語	166
西洋法制史演習Ⅰ	2	1	大内教授	演習	前期	日本語	167
西洋法制史演習Ⅱ	2	1		演習	後期	日本語	168
英米法演習	2	1	芹澤教授	演習	前期	日本語	169
インターネット リーガル リサーチ アンド ライティングⅠ	2	1		演習	前期	日・英	170
法律ドイツ語演習Ⅰ	2	1	シェーファー准教授	演習	前期	ドイツ語	171
法律ドイツ語演習Ⅱ	2	1		演習	後期	ドイツ語	172
ドイツ法発展演習	2	1		演習	前期	独・英	173
ヨーロッパ政治史演習Ⅰ	2	2(隔週)	平田教授	演習	前期	日・英	174
ヨーロッパ政治史演習Ⅱ	2	2(隔週)		演習	後期	日・英	175
西洋政治思想史演習Ⅰ	2	1	犬塚准教授	演習	前期	日本語	176
西洋政治思想史演習Ⅱ	2	1		演習	前期	日本語	177
日本外交論演習	2	1	橋本教授	演習	前期	日本語	178
近現代の対中外交論演習	2	1		演習	後期	日本語	179
国際関係論演習Ⅰ	2	2(隔週)	大西教授	演習	前期	日・英	180
国際関係論演習Ⅱ	2	2(隔週)		演習	後期	日・英	181
比較政治学演習Ⅰ	2	1	横田教授	演習	後期	日本語	182
比較政治学演習Ⅱ	2	1		演習	後期	日本語	183
日本政治外交史演習Ⅰ	2	1	伏見准教授	演習	前期	日本語	184
日本政治外交史演習Ⅱ	2	1		演習	後期	日本語	185
行政学演習Ⅰ	2	2(隔週)	牧原教授	演習	前期	日本語	186
行政学演習Ⅱ	2	2(隔週)		演習	後期	日本語	187
中国政治演習Ⅰ	2	1	阿南准教授	演習	前期	日本語	188
中国政治演習Ⅱ	2	1		演習	後期	日本語	189
中国政治演習Ⅲ	2	1		演習	前期	日本語	190
東アジア政治外交論演習Ⅰ	4	2(隔週)	金准教授	演習	通年	日本語	191
交渉演習Ⅰ	2	1	森田准教授	演習	前期	日本語	192
交渉演習Ⅱ	2	1		演習	後期	日本語	193
法情報学演習	2	1	金谷准教授	演習	後期	日本語	194
現代地方自治演習	2	1	菅原教授	演習	前期	日本語	195
外国法文献研究Ⅰ(英米法)	2	1	芹澤教授	演習	前期	日本語	196
外国法文献研究Ⅱ(ドイツ法)	2	1	シェーファー准教授	演習	後期	独・英	197
民法研究会Ⅰ	4	2(隔週)	共同	演習	通年	日本語	198
社会法研究会Ⅰ	2	1(変則)	嵩准教授	演習	通年	日本語	199
公法判例研究会Ⅰ	2	1(変則)	稲葉教授	演習	通年	日本語	200
刑事判例研究会	2	1(変則)	共同	演習	通年	日本語	201
論文指導	2	――	各指導教員	――	前期 後期	――	202

平成24年度開設予定科目
法理学演習Ⅰ(2単位)、法理学演習Ⅱ(2単位)

表2

授　業　科　目	単位	週授業回数	担当教員	講義形態	備考	使用言語	頁
刑事政策	2	ーー	金澤講師	講義	連講　※	日本語	203
労働法	4	2(隔週)及び連講	水町講師	講義	前期及び連続講義	日本語	204
現代民法特論Ⅲ	2	1	阿部准教授	講義	後期　※	日本語	205
経済法	4	2	滝澤准教授	講義	前期	日本語	206
国際私法	4	2	竹下准教授	講義	前期	日本語	207
倒産処理法	2	1	河崎准教授	講義	前期　※	日本語	208
西洋法制史特論Ⅱ（アメリカ法制史）	2	1	大内教授	特論	後期　※	日本語	209
ローマ法	2	ーー	瀧澤講師	講義	連講　※	日本語	210
法社会学	2	ーー	佐藤講師	講義	連講　※	日本語	211
ドイツ民法	2	1	シェーファー准教授	講義	前期	英語	212
ヨーロッパ法	2	1		講義	後期	英語	213
中国法	2	ーー	高見澤講師	講義	連講　※	日本語	214
地域研究	2	ーー	出岡講師	講義	連講　※	日本語	215
グローバル・ガバナンス論	2	ーー	フック講師	講義	連講　※	英語	216

◎労働法は、前期授業及び連続講義を併せて受講することにより4単位を与える。
　平成22年度以前に「金融担保法」を履修した場合は，今年度「現代民法特論Ⅲ」を履修することはできない。
備考欄中、※印の科目は24年度開講しない予定である。

平成24年度開設予定科目
西洋法制史特論Ⅰ（2単位）、現代民法特論Ⅱ（2単位）、執行保全法（2単位）、中国法制史（2単位）、
ロシア・東欧法（2単位）

表3

授　業　科　目	単位	週授業回数	担当教員	講義形態	備考	使用言語	頁
比較憲法演習A	2	1	辻村教授	演習	後期	日本語	217
比較憲法演習B	2	1	佐々木教授	演習	後期	日本語	218
行政法演習A	2	1	稲葉教授	演習	前期	日本語	219
行政法演習B	2	1		演習	後期	日本語	220
租税法演習B	2	1	澁谷教授	演習	後期	日本語	221
刑法演習A	2	1	成瀬教授	演習	前期	日本語	222
刑事訴訟法演習A	2	1	佐藤教授	演習	前期	日本語	223
刑事訴訟法演習B	2	1		演習	後期	日本語	224
民法演習A	2	2(隔週)	久保野准教授	演習	前期	日本語	225
知的財産法演習A	2	1	蘆立准教授	演習	前期	日本語	226
知的財産法演習B	2	1		演習	後期	日本語	227
知的財産法演習C	2	1	千壽教授	演習	前期	日本語	228
知的財産法演習D	2	1		演習	後期	日本語	229
民事手続法A	2	1	内海准教授	演習	前期	日本語	230
国際私法演習A	2	1	竹下准教授	演習	前期	日本語	231
国際法演習A	2	1	植木教授	演習	前期	日・英	232
国際法演習B	2	1		演習	後期	日・英	233
法理学演習A	2	1	樺島教授	演習	前期	日・英	234
法理学演習B	2	1(変則)		演習	通年	日本語	235
日本法制史演習A	2	1	吉田教授	演習	前期	日本語	236
日本法制史演習B	2	1		演習	後期	日本語	237
インターネット リーガル リサーチ アンド ライティングA	2	1	芹澤教授	演習	前期	日・英	238
ヨーロッパ政治史発展演習	2	2(隔週)	平田教授	演習	後期	日・英	239
西洋政治思想史演習A	2	1	犬塚准教授	演習	前期	日本語	240
西洋政治思想史演習B	2	1		演習	前期	日本語	241
行政学演習A	2	2(隔週)	牧原教授	演習	前期	日本語	242
行政学演習B	2	2(隔週)		演習	後期	日本語	243
中国政治演習C	2	1	阿南准教授	演習	前期	日本語	244
東アジア政治外交論演習A	4	2(隔週)	金准教授	演習	通年	日本語	245
グローバル・ガバナンス論	2	――	フック講師	講義	連講　※	英語	246
外国法文献研究A(英米法)	2	1	芹澤教授	演習	前期	日本語	247
外国法文献研究B (ドイツ法)	2	1	シェーファー准教授	演習	後期	独・英	248
民法研究会A	4	2(隔週)	共同	演習	通年	日本語	249
社会法研究会A	2	1(変則)	嵩准教授	演習	通年	日本語	250
公法判例研究会A	2	1(変則)	稲葉教授	演習	通年	日本語	251
博士論文指導A	2	――	各指導教員	――	前期	――	252
博士論文指導B	2	――	各指導教員	――	後期	――	253
博士論文指導C	2	――	各指導教員	――	前期	――	254
博士論文指導D	2	――	各指導教員	――	後期	――	255

備考欄中、※印の科目は24年度開講しない予定である。

科目区分	基　礎　講　義					
授業科目	**民 事 法 入 門**		単位	2	担当教員	**河上　正二**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		2回　隔週
配 当 学 年	1　年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：

民事判例を素材とした、民事法入門

（2）授業の目的と概要：

民事紛争の法的あり方について、とくに民法における規範の基本的内容と解釈上の考え方の理解を前提に、問題解決へのアプローチの仕方を検討する。同時に、単なる条文操作の背景にある制度選択や価値判断にも配慮して、民法のみならず、社会科学の諸学問領域との接合を試みる。

（3）学習の到達目標：

民法規範の基本的内容および解釈上の考え方を理解する。隣接社会科学の諸分野と民法上のルールの関連を学ぶ。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

1．隣人訴訟判決を読む（1）　民事紛争と民事裁判
2．隣人訴訟判決を読む（2）　契約責任の基本構造を学ぶ
3．隣人訴訟判決を読む（3）　不法行為責任の基本構造を学ぶ
4．民事紛争の法的解決のあり方
5．宇奈月温泉事件判決を読む（1）　所有権と「権利濫用」を考える
6．宇奈月温泉事件判決を読む（2）　権利の形式と実質
7．阪神電鉄事件判決を読む（1）　身分法の構造を学ぶ
8．阪神電鉄事件判決を読む（2）　胎児の法的地位と「人」について
9．酌婦前借金事件判決を読む（1）　公序良俗違反の意味を学ぶ
10．酌婦前借金事件判決を読む（2）　複合的契約関係・不法原因給付を学ぶ
11．マンション分譲契約交渉破棄事件を学ぶ（1）　契約を支配する「信義則」
12．マンション分譲契約交渉破棄事件判決を読む（2）　信義則の機能
13．民法における費用・便益
14．日本における法の継受と民法
15．民法によって体現される憲法的価値

（5）成績評価方法：

筆記試験による

（6）教科書・参考書：

河上正二・民法学入門（日本評論社、第2版、2009年）
関連する裁判例資料は授業時に配布する。なお、開講時に参考図書の紹介を行う。

（7）その他：

科目区分	基　礎　講　義					
授業科目	**刑 事 法 入 門**		単位	2	担当教員	**井上　和治**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	1　年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：
刑事法入門

（2）授業の目的と概要：
刑事法とは、犯罪と刑罰に関する法規範の総称であり、犯罪の一般的・個別的な成立要件を定める「刑法」と、犯罪が捜査・訴追されてゆく手続を定める「刑事訴訟法」を中核とする法領域である。講義では、刑事法を学ぶことの意義を考える出発点となりうるようなトピックや実際の事件等を素材として､刑法総論・刑法各論・刑事訴訟法等の基本的な構造や概念につき、インテンシヴな検討を加える予定である。そのような検討の過程で、刑事法の学習を進めてゆく際に必要となる基本的なスキルについても詳しく解説する。

（3）学習の到達目標：
第２セメスターから順次開講される刑法・刑事訴訟法等の講義を受講する前提として、刑法総論・刑法各論・刑事訴訟法という基本的な領域ほか、刑事政策・少年法といった応用的な領域において取り扱われる事柄の概要を理解することを目標とする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
第01回　オリエンテーション
第02回　刑法総論①
第03回　刑法総論②
第04回　刑法各論①
第05回　刑法各論②
第06回　刑法各論③
第07回　刑事訴訟法①
第08回　刑事訴訟法②
第09回　刑事訴訟法③
第10回　刑事政策①
第11回　刑事政策②
第12回　刑事政策③
第13回　少年法
第14回　裁判員制度①
第15回　裁判員制度②

（5）成績評価の方法：
①　期末試験の成績のみによる（持込は一切不許可、六法は試験会場にて貸与）。
②　講義中の私語は、他の学生に対する迷惑行為として厳重に禁止する。違反者を発見した際には必ず退室を求めるほか、氏名・学生証番号等を確認のうえ、相応の減点措置をとる場合もある。

（6）教科書・参考書：
①　教科書は存在しない。参考文献は各回のレジュメにおいて詳細に指示する。
②　小型のものでよいので、初回から必ず六法を持参すること。

（7）履修上の注意：
①　講義関係資料は、担当教員の HP（http://kazuharu-inoue.my.coocan.jp/）に毎回アップロードする（アップロード期間は、各回の講義終了後から期末試験実施日までとする）。アクセス用のパスワードは第１回目の講義の際に告知する（以後の照会には応じない）。
②　科目等履修生及び他学部生等の履修は認めない。

科目区分	基　礎　講　義					
授業科目	**司 法 制 度 論**		単位	2	担当教員	**菱田　雄郷**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	1,2　年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：
司法制度論

（2）授業の目的と概要：
本授業の目的は、法と裁判の基本的な役割について学ぶとともに、法の実現に不可欠な主体たる法曹について体系的な理解を得ることにおかれる。

（3）学習の到達目標：
①法と裁判の役割を理解すること、②裁判の基本的な仕組みを理解すること、③法の実現に携わる法曹の役割を理解することが、受講者にとっての到達目標である。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
本授業は、講義形式で進められ、市川ほか『現代の裁判』（有斐閣）で扱われている事項をカヴァーする（ただし、刑事裁判については「刑事法入門」に譲る）。大まかな進行予定は以下の通りである。

1　導入、民事法の実現と民事裁判①
2　民事法の実現と民事裁判②
3　民事法の実現と民事裁判③
4　司法権と違憲審査権
5　裁判所制度①
6　裁判所制度②
7　裁判所制度③
8　裁判官
9　検察官
10　弁護士
11　民事訴訟
12　人事訴訟、家事審判、行政訴訟
13　法曹養成
14　総括

（5）成績評価方法：
成績評価は、期末試験のみで行う。

（6）教科書・参考書：
〈教科書〉市川正人＝酒巻匡＝山本和彦『現代の裁判』（最新版・有斐閣）
〈参考書〉兼子一＝竹下守夫『裁判法』（最新版・有斐閣）

（7）その他：
特になし。

科目区分	基　礎　講　義					
授業科目	**法 と 歴 史 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**大内　　孝**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	1　年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：

「法と歴史Ⅰ」

（2）授業の目的と概要：

本講義は、わが国の法制度が基本的に立脚しているところの「西洋近代法」が「普遍的」であり、対して古代・中世・近世の法のあり方がいかに特殊であるか、を認識しようとするものでは決してない。それどころか、「西洋近代法」ですら、少なくとも歴史的事実認識としては、古代から近世にかけての法と同じく、それを取り巻くそれぞれの社会の諸状況を前提とし、その限りでのみ当該社会に適合的でありうる、極めて特殊なものに過ぎないことが理解されよう。したがって、諸君が本学部で学ぶであろう「〇〇法」の多くもまた、時間的・空間的に極めて限定された局面でしか通用しない、実に特殊なものに過ぎない。このような相対的な視点を提供することが本講義の最大のねらいである。

何か特定の「履修モデル」のごときものに名が挙がるような講義は初めから目指していない。

（3）学習の到達目標：

歴史の実例をとおして、上記（2）で示された目的が、学習者にとっていかなる意味があるか（あるいは、ないか）を、自ら考察することができる。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

「法と歴史」は、1年次配当の「法と歴史Ⅰ」と、3,4年次配当の「法と歴史Ⅱ」とに分けて講義を行う。この「法と歴史Ⅰ」は前半に相当する。なお、下記「その他」に注意すること。

「法と歴史」全体（すなわち「法と歴史Ⅰ」および「法と歴史Ⅱ」）が扱う主項目は以下の通り。

Ⅰ．近代法の諸特質（理念型的整理）
Ⅱ．近代法との比較における前近代法のあり方
　・違法行為に対する法的反応
　・法観念
　・「法定立」の諸形式
Ⅲ．近代及び近代法の萌芽
Ⅳ．近代法の諸特質（再論）とその現代的変容
Ⅴ．法制史学方法論（他の法学諸分野との関係）

（5）成績評価方法：

期末の試験による。

（6）教科書・参考書：

「教科書」はない。しかし、六法（ごく小型ので可）は必ず持参すること。その他の参考書は教室で指示する。

（7）その他：

「法と歴史Ⅱ」を履修するためには、この「法と歴史Ⅰ」の単位を取得することが要件となる。

科目区分	基　礎　講　義					
授業科目	**日本近代法史**		単位	2	担当教員	**吉田　正志**
授業形態	講　義	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	1　年		対象学年			―

（1）授業題目：

わが国における近代法形成過程概説

（2）授業の目的と概要：

明治期、わが国は、江戸時代までの人々を取り巻いていた法ではなく、ヨーロッパで形成された法を取り入れた。そのとき制定された法が、基本的なところでは現在も受け継がれている。このような法を諸君は学ぼうとしているのである。

この授業では、これから法学を学ぼうとする諸君へ、基礎的な教養として、近代法導入をもたらす主動因となった幕末期外交はどうだったか、現行刑法典・民法典の制定過程、及び近代的司法制度形成の経緯に限って解説する。

（3）学習の到達目標：

・わが国の近代法形成過程を理解する。
・当時、法学を学ぶことがいかに大変だったかを理解する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

1．幕末維新期の外交と国際法
　①幕末期の外交　②不平等条約　③マリア・ルス号事件
2．近代的刑法典の成立
　①江戸時代の刑法　②明治初年の刑法典　③旧刑法典の制定　④現行刑法典の成立
　⑤死刑と自由刑
3．近代的裁判制度の成立
　①江戸時代の裁判制度　②裁判制度の近代化　③代書人と代言人　④大津事件
4．民法典の編纂
　①江戸時代の民事法　②明治前期の民法典編纂　③民法典論争　④民法典の成立

（5）成績評価方法：

筆記試験を基礎に評価する。なお、筆記試験においては、外国人留学生に限り、電子辞書の持ち込みを認める。

（6）教科書・参考書：

教科書は使用せず、参考書は教室で指示する。必要に応じ資料プリントを配布する。

（7）その他：

高校で日本史を選択していなくても、それなりに理解できるよう講義するつもりである。

科目区分	基　礎　講　義					
授業科目	**比較法社会論**		単位	2	担当教員	**芹澤　英明**
授業形態	講　義	開講学期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	1，2年		対象学年			―

（1）授業題目：
アメリカ社会における合衆国最高裁判所の位置づけ

（2）授業の目的と概要：
2005年９月、合衆国最高裁首席裁判官 Rehnquist が死去し、1986年以来約20年の長期にわたって続いてきた Rehnquist Court の時代が終わった。また、この年には、合衆国最高裁史上初の女性裁判官だった O'Connor 裁判官も引退を表明し、首席裁判官を含む２名の新裁判官の任命手続きが行われることとなった。この講義では、合衆国最高裁裁判官の任命過程を検討することで、アメリカ社会における合衆国最高裁の機能、さらに、法律専門職としての裁判官の役割を講義する。日米比較法の観点から、日本とアメリカ合衆国における、最高裁判所裁判官の法律家としての特徴について考察したい。

（3）学習の到達目標：
アメリカ社会における最高裁判所の役割を学ぶことで、現代社会において裁判が果たす機能を学ぶとともに、あわせて、日米比較法の基本的な考え方を理解することが目標とされている。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
１．イントロダクション
２．アメリカ法におけるアメリカ合衆国最高裁判所の位置
３．アメリカ合衆国最高裁紹介ビデオ
４．アメリカ合衆国最高裁判所の判例法理
５．　〃
６．Rehnquist Court（1986－2005）の特徴
７．Rehnquist 首席裁判官（1924－2005）の足跡
８．　〃
９．O'Connor 裁判官の足跡
10．　〃
11．John Roberts 新首席裁判官の任命過程
12．Samuel Alito, Jr. 裁判官の任命過程
13．Scalia 裁判官対 Breyer 裁判官の判例法理論争
14．日米比較法からみたアメリカ合衆国裁判所の特徴
15．アメリカ社会における最高裁の位置づけ

（5）成績評価方法：
期末筆記試験による。

（6）教科書・参考書：
参考書『英米法判例百選（第三版）』（有斐閣）。
インターネット上に講義案を発表する。（http://www.law.tohoku.ac.jp/~serizawa/）
その他の参考文献については、講義時に紹介する。

（7）その他：

科目区分	基　礎　講　義					
授業科目	**法 学 の 理 論**		単位	2	担当教員	**樺島　博志**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	2　年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：

法・政治・技術－テロと水俣

（2）授業の目的と概要：

文明と技術の発展は、人間の共同生活としての政治にとっていかなる影響を与えるであろうか。法と規範の観点から、ひいては正義論の視点から、この問題に取り組むことを、本講義の目的とする。そのための主題として、9.11テロ以降の21世紀の政治的展開、および20世紀後半におこった水俣病事件を取り上げる。

（3）学習の到達目標：

本講義では、憲法、国際法、行政法、民法、刑法、国際政治学、比較政治学、政治思想など多岐に亙る分野横断的な対象を取り扱う。受講者は、考察対象のはらむ問題群について総合的に解決する能力を涵養することが期待される。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

1．ガイダンス －「法学の理論」哲学・法哲学・法理学

第Ⅰ部　政治と法、法と倫理、倫理と政治 － テロ・戦争・正義

2．テロにおける政治的・精神史的背景

3．技術革新と文明の衝突

4．近代的巨大装置

5．戦争と法

6．第Ⅰ部のまとめ

第Ⅱ部　水俣病事件をめぐる法と倫理

7．水俣病の発生の経緯

8．水俣病をめぐる企業の生産活動

9．水俣病の原因究明と外部の動き

10．水俣病訴訟の経緯－①

11．水俣病訴訟の経緯－②

12．水俣病事件の評価

13．第Ⅱ部のまとめ

14．総括 － 質疑応答

15．学期末試験

（5）成績評価方法：

期末筆記試験により評価を行う。

（6）教科書・参考書：

携帯用の六法（岩波セレクト六法など）を持参すること。授業の概要および進行を記したスクリプトを配布する。授業の各単元の参考書についてはスクリプトにおいて参照指示する。

（7）その他：

オフィス・アワー：第２・第４水曜日 14：40－16：10

（連絡先　kabashima@law.tohoku.ac.jp）

科目区分	基　礎　講　義					
授業科目	**日本政治外交史　Ⅰ**		単位	2	担当教員	**伏見　岳人**
授業形態	講　義	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	1，2年		対象学年			―

（1）授業題目：

日本政治外交史Ⅰ

（2）授業の目的と概要：

主に明治期（1868年－1912年）の日本政治や日本外交について講義する。現代を生きる私たちにとって半ば自明の存在である国家、憲法、内閣、議会などの諸制度は、いずれも明治期において多大な変革を伴いながら創出されたものである。本講義では、これらの創設過程を検討することで、諸制度の趣旨や意義についてより深く考えるための素材を提供する。また制度導入後における展開にも注目し、中でも大日本帝国憲法下において政党内閣の慣行が次第に確立していった過程を詳しく論じることにする。明治40年（1907年）の東北帝国大学の創立も、この政党内閣確立過程の趨勢と無関係の出来事ではなく、私たちが東北大学の一員として知っておくべき来歴もあわせて講ずる予定である。

（3）学習の到達目標：

明治期の立憲政治の経験が現代の政治学や法学の基礎となっている意義を理解すること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

以下の章立てに基づいて講義を行う。おおむね２－３回の授業で１つの章ずつ進む予定である。なお今年度の講義では、第５章に特に重点が置かれる見込みである。

序章　　デモクラシーと政治史学
第１章　明治維新
第２章　近代国家の形成
第３章　立憲制の導入
第４章　議会政治の始動
第５章　政党内閣確立過程

（5）成績評価方法：

学期末の筆記試験によって評価する。

（6）教科書・参考書：

教科書は指定しない。参考書は授業の中で紹介する。

（7）その他：

他学部学生の聴講も歓迎します。高校で日本史を履修していない人でも理解できるように心がけます。なお、翌年度（平成24年度）以降に開講予定の日本政治外交史Ⅱ（展開講義）では、本講義の続編として、明治期にとどまらず、大正・昭和期までを扱います。

科目区分	基　礎　講　義					
授業科目	**ヨーロッパ政治史 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**平田　　武**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	1，2年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：

ヨーロッパ政治史講義Ⅰ

（2）授業の目的と概要：

中小国をも含めたヨーロッパを対象とする歴史学と政治学研究の接点を紹介する。講義Ⅰでは、近代化・国家形成から19世紀中葉の自由主義期までをとりあげることが目標である。

（3）学習の到達目標：

ヨーロッパにおける政治の近代化過程について、歴史学の成果とその政治学的分析とについての概観を得ること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

序．政治学と歴史
1．ヨーロッパ史における時間と空間
2．国家形成
3．革命の時代
4．自由主義の時代

（5）成績評価方法：

学期末の筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

特に教科書は指定しないが、全体の参考書として以下を挙げておく。

篠原　一『ヨーロッパの政治：歴史政治学試論』（東京大学出版会、1986年）

そのほかの参考文献は、以下の中から適宜紹介する。

馬場康雄編『歴史政治学の栞：ヨーロッパ政治史文献目録』（私費出版、毎年改訂）

（7）その他：

科目等履修生・他学部学生の履修を認める。

科目区分	基　幹　講　義					
授業科目	**憲　　法　Ⅰ**		単位	2	担当教員	**中林　暁生**
授業形態	講　義	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	1　年		対象学年			―

（1）授業題目：

憲法総論・人権総論

（2）授業の概要と目的：

近代立憲主義の基本原理及び日本国憲法による権利保障の基本的な体系について講義する。

（3）学習の到達目標：

近代立憲主義の基本原理及び日本国憲法による権利保障の基本的な体系について理解すること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

授業は講義形式で行う。

第１章　憲法の意味
第２章　憲法の保障
第３章　大日本帝国憲法
第４章　日本国憲法
第５章　日本国憲法による権利の保障とその制約
第６章　新しい人権
第７章　法の下の平等

（5）成績評価方法：

期末試験による。

（6）教科書・参考書：

・芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第５版〕』（岩波書店、2011年）又は辻村みよ子『憲法〔第３版〕』（日本評論社、2008年）
・憲法問題研究会編『判例プラクティス憲法』（信山社、2011年）、高橋和之＝長谷部恭男＝石川健治編『憲法判例百選Ⅰ〔第５版〕』『憲法判例百選Ⅱ〔第５版〕』（有斐閣、2007年）又は戸松秀典＝初宿正典編著『憲法判例〔第６版〕』（有斐閣、2010年）
・六法（2011年度版又は2012年度版）
＊教科書・参考書については、初回の授業で説明する。その説明を聞いてから、教科書・参考書を購入してもかまわない。

（7）その他：

科目区分	基　幹　講　義					
授業科目	**憲　　法　Ⅱ**		単位	2	担当教員	**佐々木弘通**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	2　年		対 象 学 年		2,3,4年	

（1）授業題目：

統治機構論

（2）授業の概要と目的：

日本国憲法の解釈論を主題とする講義では、大別して、憲法総論、人権論（人権総論と人権各論）、統治機構論、の３つの内容を扱う。本講義が扱うのはそのうち統治機構論である。統治機構論に関する専門的知識を伝達することと、それに基づく判断力を養成することが、本講義の目的である。

（3）学習の到達目標：

統治機構論に関する専門的知識の習得と、それに基づく判断力の養成とが、目標となる。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

1．国会（1）
2．国会（2）
3．国会（3）
4．内閣（1）
5．内閣（2）
6．裁判所（1）
7．裁判所（2）
8．裁判所（3）
9．司法審査制（1）
10．司法審査制（2）
11．地方自治
12．選挙制度（1）
13．選挙制度（2）
14．以降、補遺

（5）成績評価方法：

期末試験による。

（6）教科書・参考書：

教科書

辻村みよ子『憲法・第３版』（日本評論社、2008年）
戸松秀典・初宿正典編著『憲法判例・第６版』（有斐閣、2010年）

（7）その他：

科目区分	基　幹　講　義					
授業科目	**憲　　法　Ⅲ**		単位	2	担当教員	**中林　暁生**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	2　年		対 象 学 年		2,3,4年	

（1）授業題目：
人権各論

（2）授業の目的と概要：
日本国憲法の保障する権利について講義する。

（3）学習の到達目標：
日本国憲法の保障する権利についての理解を深めること

（4）授業の内容・方法と進度予定：
授業は講義形式で行う。
序　章　人権総論概観
第１章　新しい人権
第２章　法の下の平等
第３章　参政権・国民の義務
第４章　自由権
第５章　国務請求権・社会権

（5）成績評価方法：
期末試験による。

（6）教科書・参考書：
・芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第４版〕』（岩波書店、2007年）（最新版が刊行される予定である。最新版を使用してもかまわない。）又は辻村みよ子『憲法〔第３版〕』（日本評論社、2008年）
・憲法問題研究会編『判例プラクティス憲法』（信山社、2011年）、高橋和之＝長谷部恭男＝石川健治編『憲法判例百選Ⅰ〔第５版〕』『憲法判例百選Ⅱ〔第５版〕』（有斐閣、2007年）又は戸松秀典＝初宿正典編著『憲法判例〔第６版〕』（有斐閣、2010年）
・2011年度版の六法
＊教科書・参考書については、初回の授業で説明する。その説明を聞いてから、教科書・参考書を購入してもかまわない。

（7）その他：

科目区分	基　幹　講　義					
授業科目	**行　政　法 Ⅰ**		単位	4	担当教員	**仲野　武志**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		2回　毎週
配 当 学 年	2，3年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：

行政法Ⅰ

（2）授業の目的と概要：

行政法総論を講義する。

（3）学習の到達目標：

行政法総論を習得する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

1．行政法の基礎1
2．行政法の基礎2
3．行政立法
4．行政行為1
5．行政行為2
6．行政行為3
7．行政上の契約
8．行政指導
9．行政計画
10．行政上の義務履行確保
11．即時執行
12．行政調査
13．行政手続
14．行政情報管理
15．予備日

（5）成績評価方法：

筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

塩野宏『行政法1』有斐閣。小早川光郎他編『行政判例百選1』有斐閣。
最新版を持参すること。

（7）その他：

特になし

科目区分	基　幹　講　義					
授業科目	**行　政　法 Ⅱ**		単位	4	担当教員	**仲野　武志**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		2回　毎週
配 当 学 年	2，3年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：

行政法Ⅱ

（2）授業の目的と概要：

行政救済法を講義する。

（3）学習の到達目標：

行政救済法を習得する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

現時点での予定は下記のとおり。

1．行政上の不服申立て
2．行政訴訟１
3．行政訴訟２
4．行政訴訟３
5．行政訴訟４
6．行政訴訟５
7．国賠訴訟１
8．国賠訴訟２
9．国賠訴訟３
10．国賠訴訟４
11．国賠訴訟５
12．損失補償１
13．損失補償２
14．国家補償の谷間
15．予備日

（5）成績評価方法：

筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

塩野宏『行政法11』（有斐閣）。小早川光郎他編『行政判例百選11』（有斐閣）。
最新版を持参すること。

（7）その他：

特になし

科目区分	基　幹　講　義					
授業科目	**刑　法　Ⅰ（平成22年度から引続き）**		単位	4	担当教員	**岡本　勝**
授業形態	講　義	開講学期	変　通	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	2　年		対象学年	―		

（1）授業題目：

刑法Ⅰ後半（違法論など）

（2）授業の目的と概要：

２セメ配当の刑法Ⅰに続いて、刑法総論（刑法の一般的法則を論じる分野）の概説。その具体的な内容は（４）のとおりである。

（3）学習の到達目標：

刑法総論に関する基礎的な知識を習得すること。それ以上の深化には、書物を読むなど各自の自主的努力が必要である。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

１．違法論：違法判断の構造　違法一元論と多元論　可罰的違法性の理論　など
２．過失犯論：過失犯の構造　過失犯の違法と責任　信頼の原則　管理・監督過失　など
３．不真正不作為犯論：保障人説　作為義務　轢き逃げ　不作為による正犯と共犯　など
４．違法阻却事由論１：法令行為　正当業務行為　労働争議行為　など
５．違法阻却事由論２：正当防衛　過剰防衛　誤想防衛　誤想過剰防衛　など
６．違法阻却事由論３：緊急避難　義務の衝突　など
７．違法阻却事由論４：自救行為
８．違法阻却事由論５：被害者の承諾
９．違法阻却事由論６：許された危険の法理

（5）成績評価方法：

前期末の筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

教　材：岡本　勝『刑法総論の～と』（頒価1000円：６階岡本研究室で頒布中）
参考書：曽根威彦『刑法総論』（弘文堂）；岡本　勝『犯罪論と刑法思想』（信山社）
『刑法判例百選Ⅰ総論』（有斐閣）

（7）その他：

科目区分	基　幹　講　義					
授業科目	**刑　　法　Ⅱ**		単位	2	担当教員	**岡本　　勝**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	2　年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：

刑法Ⅱ（責任論　未遂論　共犯論　他）

（2）授業の目的と概要：

（刑法Ⅰの授業を承けて）刑法総論の残余の部分の概説。

なお、刑法Ⅰの講義内容を前提にして講義を行うので、刑法Ⅱの講義を理解するためには、刑法Ⅰを履修していることが望ましい。

（3）学習の到達目標：

刑法総論に関する基礎的な知識を学習し、刑法的思考力を習得すること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

1．責任論１：責任概念　責任能力　原因において自由な行為の法理　など
2．責任論２：故意の内容　故意の態様　など
3．責任論３：事実の錯誤と法律の錯誤　客体の錯誤　方法の錯誤　因果過程の錯誤
　　あてはめの錯誤　など
4．責任論４：違法性の意識　期待可能性の理論　など
5．未遂論１：既遂・未遂・予備の区別　未遂の処罰根拠　実行の着手　など
6．未遂論２：不能犯（不能未遂）中止犯（中止未遂）　など
7．正犯・共犯論１：正犯と共犯　必要的共犯　など
8．正犯・共犯論２：間接正犯　共同正犯　など
9．正犯・共犯論３：教唆犯　従犯（幇助犯）　など
10．正犯・共犯論４：共犯と身分　共犯における錯誤　共謀（共犯）関係からの離脱　など
11．罪数論：単純一罪　科刑上一罪　法条競合　包括一罪　など

（5）成績評価方法：

後期末の筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

教　材：岡本　勝『刑法総論の～と』（頒価1000円：岡本研究室で頒布中）
参考書：岡本　勝『犯罪論と刑法思想』（信山社）；『刑法判例百選Ⅰ総論』（有斐閣）

（7）その他：

科目区分	基　幹　講　義					
授業科目	**刑　　法　Ⅲ**		単位	4	担当教員	**成瀬　幸典**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	通　年	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	3　年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：

刑法各論

（2）授業の目的と概要：

いわゆる刑法各論の分野について、重要と思われる犯罪について、概説的な講義を行います。

各論の講義ではありますが、刑法総論に関する基本的な問題に関する復習も行いたいと思います。

（3）学習の到達目標：

取り扱う犯罪について、刑法既修者と呼ぶに値する最低限の知識を習得し、それを自ら自由に使いこなせるようになることを目標とします。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

1．刑法各論概説
2．生命・身体に対する罪１
3．生命・身体に対する罪２
4．自由に対する罪１
5．自由に対する罪２
6．自由に対する罪３
7．秘密・名誉に対する罪
8．財産犯１
9．財産犯２
10．財産犯３
11．財産犯４
12．財産犯５
13．財産犯６
14．財産犯７
15．財産犯８
16．財産犯９
17．財産犯10
18．公共危険犯１
19．公共危険犯２
20．公共危険犯３
21．偽造罪１
22．偽造罪２
23．偽造罪３
24．偽造罪４
25．偽造罪５
26．風俗に対する罪
27．公務の執行を妨害する罪

（5）成績評価方法：

期末試験によって評価します。

（6）教科書・参考書：

教科書・伊藤＝小林＝齊藤＝鎮目＝島田＝成瀬＝安田著『アクチュアル刑法各論』（弘文堂）
・西田典之＝山口厚＝佐伯仁志編『刑法判例百選Ⅱ各論（第６版）』（有斐閣）

（7）その他：

科目区分	基　幹　講　義					
授業科目	**刑 事 訴 訟 法**		単位	4	担当教員	**井上　和治**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		2回　毎週
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年		3，4年	

（1）授業題目：
刑事訴訟法

（2）授業の目的と概要：
刑事手続の過程において生じる各種の問題について検討を加える。

（3）学習の到達目標：
① 我が国における刑事手続の全体的な構造を把握すると同時に、刑事訴訟法を支える基本原則や諸概念の意義を正確に理解することを最大の目的とする。また、個別的な問題の解決に際し、抽象的な概念に依拠した安易な利益衡量にとどまらず、あくまでも具体的な事案に即したかたちで、論理的・説得的な議論を展開する能力の習得を目的とする。
② 法科大学院に進学する学生が多く見られる状況に鑑み、法科大学院に既修者として進学するための学力の習得という目的に照準を合わせたレヴェルの講義を行う。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
講義の形式としては、教科書に即して作成した詳細なレジュメと基礎資料に従って解説を行い、判例集に適宜言及するというオーソドックスな形式をとる。予習の範囲を指定するので、事前に教科書と判例集の該当箇所に目を通したうえで講義に臨むことが期待される。講義は以下の順序で進める。
Ⅰ 刑事訴訟法入門、刑事手続の関与者
Ⅱ 捜査－総論、捜査の端緒、逮捕・勾留、被疑者等の取調べ、捜索・差押え等
Ⅲ 公訴－総論、訴追裁量の規制、訴訟条件、起訴状の記載、訴因の変更
Ⅳ 公判－総論、証拠開示、迅速な裁判（例年、Ⅳはごく簡易に済ませる）
Ⅴ 証拠－総論、自白法則、伝聞法則、伝聞例外、違法収集証拠排除法則
Ⅵ 裁判－総論、実体裁判、形式裁判

（5）成績評価の方法：
① 期末試験の成績のみによる（持込は一切不許可、六法は試験会場にて貸与）。成績評価は、法科大学院に既修者として進学しうる学力を習得したか否かという観点から、あくまでも絶対評価として行われる。
② 講義中の私語は、他の学生に対する迷惑行為として厳重に禁止する。違反者を発見した際には、必ず退室を求めるほか、氏名・学生証番号等を確認のうえ、相応の減点措置をとる。また、近年、指定した教材を購入・持参せずに（悪質は場合は予備校の教材を机の上に置いて）教室に座っている学生を目にすることが増えているが、このようなマナー違反者に対しても、必ず退室を求めるほか、氏名・学生証番号等を確認のうえ、相応の減点措置をとる。

（6）教科書・参考書：
① 教科書：田中開＝寺崎嘉博＝長沼範良『刑事訴訟法（第３版）』（2008年）
② 判例集：三井誠 編『判例教材刑事訴訟法（第４版）』（2011年）
※これらの教材について改訂が行われる場合は、最新版を用いる。

（7）履修上の注意：
① 法科大学院の受験を予定している学生は、必ず3年次に履修すること（そうでない限り法科大学院の入試に向けた十分な準備は不可能である）。また、刑法Ⅰ～Ⅲを履修済（刑法Ⅲについては少なくとも履修中）でない限り、講義内容を理解することは不可能であるため、履修の前提として、特に刑法各論と罪数論を十分に復習しておくことが期待される。
② 近年は、多くの大学において、刑事訴訟法の全体を４単位で講義することが極めて難しくなっており（特に証拠法については殆ど触れられないまま講義が終了してしまうことが多い）、法科大学院の入試に必要不可欠な六法科目であるにもかかわらず、相当部分を学生の自習に委ねざるをえなくなっているのが現状である。このような状況に鑑み、担当教員は、本講義と平行して、「刑事訴訟法特論（刑事証拠法）」を開講している。併せて受講されたい。
③ 講義関係資料は、担当教員の HP（http://kazuharu-inoue.my.coocan.jp/）に毎回アップロードする（アップロード期間は、各回の講義終了後から期末試験実施日までとする）。アクセス用のパスワードは第１回目の講義の際に指定する（以後の照会には応じない）。
④ 科目等履修生及び他学部生等の履修は認めない。

科目区分	基　幹　講　義					
授業科目	**民　法　総　則**		単位	2	担当教員	**中原　太郎**
授業形態	講　義	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	1　年		対象学年			―

（1）授業題目：

民法総則

（2）授業の目的と概要：

民法第１編「総則」についての基礎的な知識を習得する。民法総則は、個々の民法分野の学習の出発点であるものの、抽象的で分かりにくいために、民法アレルギーを生む原因となりがちである。できるだけ具体的に解説することを心がけるが、受講者もきちんと予習・復習することが必須である。

（3）学習の到達目標：

民法総則における諸制度の基礎的な知識を習得すること。具体的な問題へのアプローチの方法をつかむこと。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

主な項目は以下のとおり。

1　法律行為
2　権利能力・行為能力
3　代理
4　法人
5　時効

（5）成績評価方法：

筆記試験等による。

（6）教科書・参考書：

追って指示する。

（7）その他：

開講前の予習として、道垣内弘人『ゼミナール民法入門（第４版)』(日本経済新聞社、2008年）の該当箇所を読んでおくとよい。

講義内容に関する要望はメールで随時受け付ける（nakahara@law.tohoku.ac.jp－ただし、質問は、講義の前後等に直接聞くこと)。また、講義内容以外の学習相談一般も歓迎する。

科目区分	基　幹　講　義					
授業科目	**物　　権　　法**		単位	2	担当教員	**久保野恵美子**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	2　年		対 象 学 年		2,3,4年	

（1）授業題目：

物権法

（2）授業の目的と概要：

民法の物権法（民法典の「第２編物権」に該当する部分）を対象とする講義です。狭い意味での物権法（民法175条から294条までに対応する）と担保物権法（民法295条から398条ノ22までに対応する）の両方を含みます。

（3）学習の到達目標：

① 物権法上の諸制度につき、その内容と存在理由はどのようなものか、どのように用いられるか、どのような点が問題となるか、を理解し、説明できるようになること。

② 物権法にかかわる重要判例を読み、その内容と意義を理解できるようになること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

授業は講義形式で行います。おおまかな予定は以下の通りです。

1　序論－物権の意義と性質
2　物権の変動
3　所有権
4　占有権、地上権など
5　担保物権

（5）成績評価方法：

期末筆記試験によります。

（6）教科書・参考書：

・教 科 書：永田眞三郎他『エッセンシャル民法２　物権』（有斐閣、2005年）
・判例教材：中田裕康他編『民法判例百選Ⅰ　総則・物権［第６版］』（有斐閣、2009年）
・参 考 書：佐久間毅『民法の基礎２　物権』（有斐閣、2006年）
　　安永正昭『講義　物権・担保物権法』（有斐閣、2009年）

（7）その他：

担保物権法の発展的な内容については、別途開講が予定されている現代民法特論で扱われる予定ですが、担保物権法の基本的な内容は本講義で扱われます。平成21年度までの扱い（「物権法」の授業は、原則として担保物権法を対象としていませんでした）と異なっていますので、注意してください。

科目区分	基　幹　講　義					
授業科目	**契約法・債権総論**		単位	4	担当教員	**小粥　太郎**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		2回　毎週
配 当 学 年	2　年		対 象 学 年		2,3,4年	

[授業題目]

契約法・債権総論

[授業の目的と概要]

民法のうち、講学上、債権総論および債権各論のうち契約法といわれている部分の講義をします（なお、債権各論のうち契約法以外の部分（事務管理・不当利得・不法行為）については、不法行為法の講義に委ねます）。

民事法入門および民法総則を履修した受講生を対象に、債権総論および契約法の基礎的問題を重点的にとりあげて説明します。

[学習の到達目標]

目標は、契約法・債権総論の基礎的理解を獲得することです。

[授業の方法・予定]

1　序論
（1）履修分野の概要
（2）契約法の構造
2　各種の契約
（1）権利移転型契約（贈与、売買、交換）
（2）貸借型契約（消費貸借、使用貸借、賃貸借）
（3）役務提供型契約（雇用、請負、委任、寄託）
（4）その他の契約（組合、終身定期金、和解）
（5）民法典に規定されていない契約
3　契約総論
4　債権総論
（1）債権総論の構造
（2）債権の目的
（3）債権の効力
（4）多数当事者の債権
（5）債権の譲渡
（6）債権の消滅

[参考書]

（契約法）
潮見佳男『債権各論Ⅰ（契約法・事務管理・不当利得）第２版』（新世社）
内田　貴『民法Ⅱ［第３版］』（東京大学出版会）
大村敦志『基本民法Ⅱ［第２版］』（有斐閣）
山本敬三『民法講義Ⅳ－1（契約法）』（有斐閣）
（債権総論）
内田　貴『民法Ⅲ（債権総論・担保物権［第３版］』（東京大学出版会）
大村敦志『基本民法Ⅲ［第２版］』（有斐閣）
中田裕康『債権総論』（岩波書店）
（講義全体の入門書）
池田真朗『スタートライン債権法［第５版］』（日本評論社）

[成績評価方法]

期末の筆記試験によります。

[その他]

履修要件はありませんが、民事法入門および民法総則を履修済みまたは履修中であることを望みます。

科目区分	基　幹　講　義					
授業科目	**不 法 行 為 法**		単位	2	担当教員	**小粥　太郎**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	2　年		対 象 学 年		2,3,4年	

[授業題目]

不法行為法

[授業の目的と概要]

民法のうち、講学上、事務管理法・不当利得法・不法行為法といわれている部分の講義をします。

民事法入門、民法総則および契約法・債権総論を履修した受講生を対象に、不法行為法を中心としながら、随時、民法全体の理解を深めることができるような事例問題演習を行う予定です。

[学習の到達目標]

目標は、不法行為法・事務管理法・不当利得法の基礎的理解を獲得することです。

[授業の方法・予定]

Ⅰ　不法行為法
　1　総論
　　（1）不法行為法の意義
　　（2）不法行為法をめぐる学説
　2　不法行為法の要件
　　（1）積極的要件
　　（a）故意・過失
　　（b）権利（利益）侵害（違法性）
　　（c）損害
　　（d）因果関係
　　（2）消極的要件（責任能力、正当防衛、緊急避難その他）
　3　不法行為法の効果
　　（1）損害賠償
　　（a）損害賠償請求権者の範囲
　　（b）損害賠償の範囲
　　（c）損害賠償額の調整
　　（d）損害賠償請求権（消滅時効・請求権競合）
　　（2）その他（差止め・原状回復等）
　4　特殊な不法行為責任
　　（1）他人の行為による不法行為責任
　　（a）監督義務者の責任
　　（b）使用者責任
　　（2）物に関する不法行為責任
　　（3）共同不法行為等
Ⅱ　事務管理法
Ⅲ　不当利得法

[参考書]

内田　貴・民法Ⅱ債権各論［第３版］（東京大学出版会）
大村敦志・基本民法Ⅱ債権各論［第２版］（有斐閣）
藤岡康宏他・民法Ⅳ債権各論［第３版補訂版］（有斐閣Sシリーズ）
潮見佳男・債権各論Ⅱ不法行為法［第２版］（新世社）
窪田充見・不法行為法（有斐閣）
吉村良一・不法行為法［第４版］（有斐閣）

[成績評価方法]

期末の筆記試験によります。

[その他]

履修要件はありませんが、民事法入門、民法総則、契約法債権総論および物権法を履修済みまたは履修中であることを望みます。

科目区分	基　幹　講　義					
授業科目	**家　　族　　法**		単位	2	担当教員	**久保野恵美子**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	3　年		対 象 学 年		2,3,4年	

（1）授業題目：

家族法

（2）授業の目的と概要：

民法のうち「家族法」と総称される第４編、第５編について基礎知識を習得することを目的とする講義です。本講義では、そこに規定される様々な制度の概要及び個別に問題となる点の要点について解説します。

（3）学習の到達目標：

・家族法上の諸制度の趣旨と概要、関係する基本概念、典型的な適用例、及び制度相互の関係について理解し、説明することができる。

・家族法にかかわる重要判例を読み、その内容と意義を理解し、説明することができる。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

授業は講義形式で行います。おおまかな予定は次のとおりです。

1　親族法・相続法総論

2　親族法

　夫婦

　親子

　後見・保佐・補助

　扶養

3　相続法

　相続人、相続の承認・放棄

　相続の対象、相続分

　相続の効力（遺産共有・遺産分割ほか）

　相続回復請求権

　相続財産の清算

　遺言

　遺留分

（5）成績評価方法：

期末の筆記試験によります。

（6）教科書・参考書：

教科書：前田陽一他編『民法Ⅳ　親族・相続』（有斐閣、2010年）

参考書：水野紀子他編『家族法判例百選［第７版］』（有斐閣、2008年）

（7）その他：

科目区分	基　幹　講　義					
授業科目	**会　社　法 Ⅰ**		単位	4	担当教員	**白井　正和**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		2回　毎週
配 当 学 年	3　年		対 象 学 年		2,3,4年	

（1）授業題目：

会社法Ⅰ

（2）授業の目的と概要：

「会社法は、会社をめぐる経済主体の間の私的利益の調整を図る法である」ということの意味を説明していく。さまざまな制度や規定を、なぜそれらが存在するのかという根拠にまで踏み込んで理解するとともに、変動著しい現代の経済社会において会社法がどのように運用され、また、変容しつつあるかということを意識しながら学んでいく。

会社法Ⅰにおいては、会社法総論、会社の運営機構、株式（株式の譲渡・自己株式・株式の単位の調整も含む）、株式による資金調達を中心に取り扱う。

（3）学習の到達目標：

会社法の基本的な仕組みや考え方を理解する。また、会社法の重要な論点について、具体的な場面を想定しながら考えることができるようにする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

受講者が教科書に一通り目を通してきたことを前提として、重要な論点について、できるだけ具体例を用い、実務における運用にも目を向けながら、説明・検討を加えていく。おおむね、以下のような順序で講義を進めていく予定である。

1．会社法総論
2．会社の運営機構
3．株式（株式の譲渡・自己株式・株式の単位の調整も含む）
4．株式による資金調達

（5）成績評価方法：

期末筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

教科書：神田秀樹『会社法〔第13版〕』（弘文堂、2011年）
　　山下友信＝神田秀樹編『商法判例集〔第４版〕』（有斐閣、2010年）
参考書：神田秀樹『会社法入門』（岩波新書、2006年）
※参考書として挙げた神田秀樹『会社法入門』は、会社法のエッセンスがコンパクトにまとめられており、会社法の全体構造を理解するうえで非常に有益な本なので、教科書を読み進めるに先立って一読しておくことが望ましい。

（7）その他：

平成21年度から、会社法に関する授業科目は、「会社法Ⅰ」（前期４単位）と「会社法Ⅱ」（後期２単位）に改組されている。両者を併せて履修することが望ましい。

平成20年度までに「会社法」（４単位）の単位を取得した者は、「会社法Ⅰ」「会社法Ⅱ」を履修することができない。

科目区分	基　幹　講　義					
授業科目	**会　社　法 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**白井　正和**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	3　年		対 象 学 年		2,3,4年	

（1）授業題目：

会社法Ⅱ

（2）授業の目的と概要：

「会社法は、会社をめぐる経済主体の間の私的利益の調整を図る法である」ということの意味を説明していく。さまざまな制度や規定を、なぜそれらが存在するのかという根拠にまで踏み込んで理解するとともに、変動著しい現代の経済社会において会社法がどのように運用され、また、変容しつつあるかということを意識しながら学んでいく。

会社法Ⅱにおいては、会社法Ⅰに引き続いて、社債、会社の計算、組織再編、会社の設立を中心に取り扱う。

（3）学習の到達目標：

会社法の基本的な仕組みや考え方を理解する。また、会社法の重要な論点について、具体的な場面を想定しながら考えることができるようにする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

受講者が教科書に一通り目を通してきたことを前提として、重要な論点について、できるだけ具体例を用い、実務における運用にも目を向けながら、説明・検討を加えていく。おおむね、以下のような順序で講義を進めていく予定である。

1．社債
2．会社の計算
3．組織再編
4．会社の設立

（5）成績評価方法：

期末筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

教科書：神田秀樹『会社法〔第13版〕』（弘文堂、2011年）
　　山下友信＝神田秀樹編『商法判例集〔第４版〕』（有斐閣、2010年）
参考書：神田秀樹『会社法入門』（岩波新書、2006年）

（7）その他：

受講者が会社法Ⅰの内容を学習済みであることを前提として講義は進むので、会社法Ⅱの受講前に会社法Ⅰをあらかじめ受講しておくことを強く勧める。

平成21年度から、会社法に関する授業科目は、「会社法Ⅰ」（前期４単位）と「会社法Ⅱ」（後期２単位）に改組されている。両者を併せて履修することが望ましい。

平成20年度までに「会社法」（４単位）の単位を取得した者は、「会社法Ⅰ」「会社法Ⅱ」を履修することができない。

科目区分	基　幹　講　義					
授業科目	**商法総論・商行為法**		単位	2	担当教員	**清水真希子**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		１回　毎週
配 当 学 年	３,４年		対 象 学 年			―

（１）授業題目：

商法総論・商行為法

（２）授業の目的と概要：

私法の一般法である民法に対して、企業に関する特別法を構成するのが商法である。商法という分野には、商法総則、会社法、決済法（手形小切手法）、商取引法などさまざまな分野が含まれるが、この講義では商法の中でも、次の3つの分野について講義する。

① 商法総論：商法とはいかなる学問分野かについて。
② 商法・会社法総則：商法典および会社法典の総則規定について。
③ 商行為法：商取引法の基礎について。

（３）学習の到達目標：

・商人、企業という概念に馴染むこと。
・商法総則・会社法総則の規定について、会社法と関連付けて理解すること。
・商行為法の基礎的な概念と基礎的な取引類型について知識を深めること。

（４）授業の内容・方法と進度予定：

Ⅰ．商法総論：商法とはどういう分野か、商法の適用範囲（商人概念・商行為概念）
Ⅱ．商法・会社法総則：営業の主体としての商人にまつわる諸問題
　商業登記、商号、営業（事業）譲渡
Ⅲ．商行為法：商人の営業活動に関する諸問題
　商事売買、商法に特有の担保
　商人の営業拡大（商業使用人、代理商、問屋営業など）
　その他の各種営業（運送営業など）

（５）成績評価方法：

定期試験による。

（６）教科書・参考書：

・教科書　落合誠一ほか『商法Ⅰ　総則・商行為』（第４版、有斐閣Ｓシリーズ、2009）
・参考書　商法判例集（第４版、有斐閣、2010）または商法（総則・商行為）判例百選（第５版、有斐閣、2008）

（７）その他：

本講義が扱う問題には、民法（財産法部分）につきある程度勉強が進んでいないと理解が難しいものが含まれる。会社法の知識は必須ではないが、ないよりはあった方が全般的な理解が容易となるだろう。

オフィス・アワーは特に設けないが、質問は授業後に受け付ける。面談が必要な人は、授業の前後に声をかけてアポイントメントを取ること。

2008年度までに「商法総論・手形法」および「商取引法Ⅰ」のいずれか一つでも履修した者は、本講義を履修することはできない。

科目区分	基　幹　講　義					
授業科目	**民 事 訴 訟 法**		単位	4	担当教員	**内海　博俊**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		2回　毎週
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：

民事訴訟法

（2）授業の目的と概要：

民事訴訟法（判決手続）について、体系的に理解する。

（3）学習の到達目標：

民事訴訟の開始から終了までの過程を把握し、かつ、その過程を貫く諸原理・原則の意義を正確に理解すること。これらに基づき、民事訴訟の過程において生じる諸問題について論理的に解決を与えることができるようになること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

民事訴訟法（判決手続）の内容をカヴァーする。下記教科書①に従い、概ね次の順序で解説する予定である。

1　総論
2　裁判所
3　当事者
4　訴え
5　訴訟（第一審）の審理
6　訴訟の終了
7　複数請求訴訟
8　多数当事者訴訟
9　上訴
10　再審

（5）成績評価方法：

期末試験による

（6）教科書：

教科書：①伊藤眞『民事訴訟法（第３版４訂版）』（有斐閣）
　　②上原敏夫ほか『基本判例民事訴訟法（第２版補訂）』（有斐閣）
参考書：③高橋宏志ほか『民事訴訟法判例百選（第４版）』（有斐閣）

（7）その他：

科目区分	基　幹　講　義					
授業科目	**現代政治分析**		単位	4	担当教員	**河村　和徳**
授業形態	講　義	開講学期	通　年	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	2,3,4年		対象学年			―

（1）授業題目：

現代政治過程を分析する基礎を学ぶ

（2）授業の目的と概要：

この講義では、現代政治過程を分析する上で必要となる理論・仮説について講義する。

本講義は、政治過程を重視した内容であるが、現実の政治との対比も意識しながら、講義を進めていく予定である。

（3）学習の到達目標：

学生が、政治過程論で論じられている基礎となる理論・仮説を理解するとともに、現実の政治に対して関心を持ち分析できるようにする。また、本講義で習得した知識が政治学関係科目の理解に結びつくことを目標とする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

本講義は通年開講とする。現実との対比も織り交ぜながら講義を進めていく。内容は概ね次の通りである。

1　政治過程の理論と方法
2　政策決定過程
3　政治システムと個人
4　世論と投票行動・選挙制度と政治参加
5　利益団体・政党
6　議会と立法過程・官僚と政策過程
7　執政集団とリーダーシップ

（5）成績評価方法：

期末定期試験（前期及び後期双方）を予定。（後期試験は持ち込み可、前期試験は不可）また任意のレポートの提出を認める予定である。

（6）教科書・参考書：

教科書：伊藤光利・田中愛治・真渕勝『政治過程論』有斐閣。

参考書：適宜指示する。

（7）その他：

試験問題は論述問題が主であることを予め理解し、履修してほしい。

科目区分	基　幹　講　義					
授業科目	**国 際 関 係 論**		単位	4	担当教員	**大西　　仁**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		2回　毎週
配 当 学 年	1,2,3年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：
国際関係論

（2）授業の目的と概要：
現代の国際政治における主要問題としてどのようなものがあるか、又、そのような問題はなぜ、どのように起こっているかを理解し、いかにしてそのような問題を解決すべきかを考察する。

（3）学習の到達目標：
上記のような理解・考察能力を十分に習得する。より具体的には、後述するように、本講義でとりあげる主要イッシュー毎に、いくつかの主要問題（questions）、重要語句（keywords）が提示されるので、それらの重要問題に適切に解答し、重要語句の意味を明確に解説できるような能力を身につけることが到達目標の目安となる。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
以下のイッシューをとりあげる。（変更があり得る）
1．近代国際体系 ― ウエストファリア・システム ― の特質とその変容
2．グローバリゼーションと排他的ナショナリズムの台頭
3．核兵器
4．戦争の原因論と平和構想
5．ナショナリズム
6．飢餓
7．地球環境破壊と持続可能な発展
8．非暴力・平和・代替的安全保障

（5）成績評価方法：
筆記試験による。但し、授業中ないし授業時間終了直後に大変に優れたあるいは意欲的な発言・質問をした場合には、若干の点数を加える。

（6）教科書・参考書：
教科書：加茂利男・大西仁・石田徹・伊藤恭彦『現代政治学［第３版］』（有斐閣アルマ、2007年）
教材：（4）で掲げた各イッシュー毎に、講義のレジュメ・資料・重要問題（questions）・重要語句（keywords）・参考文献紹介から成る教材をあらかじめ学生窓口（法学研究棟３階）で配布するので、受講者は、講義を受ける前に教材に目を通し、教科書の関連部分を読む等の予習を行うこと。又、各イッシューの講義が終わる毎に、受講者は、必ず上記の重要問題（questions）の解答を作成し、重要語句（keywords）の意味を答えられるよう復習し、できる限り参考文献も読んで欲しい。（5）の筆記試験は、受講生がそのような復習を怠らなかったことを前提として、上記の重要問題・重要語句を基に出題する予定である。

（7）その他：
講義中に質問をしたり意見を述べたくなった場合には、いつでも遠慮なく手を挙げて欲しい。ただし、せっかく手を挙げて貰っても、講義の進行具合によって、質問や意見の表明は後回しにさせて貰うこともあり得る。随時、受講者が発言したり、受講者間で討論する機会を設ける。オフィス・アワーは特に設定しないので、面談を希望する場合は、授業後に声をかけてアポイントメントを取ること。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**比　較　憲　法**		単位	2	担当教員	**石村　　修**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	連続講義	週間授業回数		―
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：

比較憲法

（2）授業の目的と概要：

本講義の主目的は、近代立憲主義を体現する欧米諸国の憲法を比較することによって、近代から現代に至る憲法の特質を描きだし、もって日本国憲法の本質を確認することにある。限られた講義時間において今日の全ての憲法を概観することは不可能であるので、極めて代表的な憲法と憲法現象を題材とし、憲法が国法秩序にいかなる作用をこれまで果たしてきたのか、そしてその将来の展開までも予測できればと考えている。

（3）学習の到達目標：

欧米諸国家とアジア諸国家の憲法を比較することによって、それぞれの法文化圏が生み出した憲法の特質を明らかにし、法の「継受・伝承」の流れの中で憲法が推移してきた内実を理解し、近代立憲主義の普遍的な性格を考えることにする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

連続講義で行われるために、内容は以下の範疇で行われる予定であり、その内容は一回目の講義で具体化する予定である。

1　比較憲法の方法
2　近代憲法の誕生とその発展
3　近代憲法の変形・外見的立憲主義（明治憲法とプロイセン）
　　同　　明治憲法とアジア（２回）
4　現代憲法の誕生と特質　蘇生憲法（２回）人権と平和
5　憲法裁判権の構造（２回）
6　憲法裁判権の展開（憲法裁判の判例を読む）　２回
7　アジアでの立憲主義の確立（韓国と中国）２回
8　国家統合の方向性　ＥＵと東アジア共同体ＡＵ（Ｃ）の可能性

（5）成績評価方法：

期末試験による。

（6）教科書・参考書：

辻村・初宿編『新解説世界憲法集』三省堂　他

（7）その他：

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**地 方 自 治 法**		単位	2	担当教員	**飯島　淳子**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：

地方自治法

（2）授業の目的と概要：

わが国の地方自治の制度、および、それに関する「法理論」のありようを講義する。

（3）学習の到達目標：

一般行政法理論との連関を視野に入れつつ、わが国の地方自治の仕組みを憲法・地方自治法の内容に沿って説明できるようになる。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

Ⅰ　地方自治の基礎理論
　　地方自治の意義
　　地方自治の要素
Ⅱ　団体自治論
　　自治権　対　国家立法権
　　自治権　対　国家行政権
Ⅲ　住民自治論
　　コントロール・参加
　　協働

（5）成績評価方法：

筆記試験によって判定する。

（6）教科書・参考書：

特に指定しないが、以下を参考に、好きな教科書を選んでほしい。

宇賀克也『地方自治法概説［第三版］』（有斐閣、2009年）
塩野　宏『行政法Ⅲ［第四版］』（有斐閣、近刊）
藤田宙靖『行政組織法』（有斐閣、2005年）
磯部　力・小幡純子・斎藤　誠編『地方自治判例百選［第三版］』（有斐閣、2003年）

（7）その他：

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**租　　税　　法**		単位	2	担当教員	**澁谷　雅弘**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	4　年		対 象 学 年			3,4年

（1）授業題目：

日本の税制

（2）授業の目的と概要：

日本の税制の全体像について、その概要を理解し、法的な視点から考える能力を身につける。また、日本の税制の中心である所得税については、より深く理解する。

（3）学習の到達目標：

1．租税法の基本原則を理解し、それを個別の問題に応用する能力を身につける。
2．所得税の基礎及び法的問題を理解する。
3．法人税、消費税など重要な税目について、その概要を理解する。
4．税法と他の法分野との関係を理解し、法的な視点から税制を考える能力を身につける。
5．今日の税法上の課題について、理論的、批判的に考える能力を身につける。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

イントロダクション：租税の意義、種類、機能
租税法の基本原則：租税法律主義、公平負担原則、税源の配分
租税の確定・徴収・争訟手続
税法の解釈と適用
所得税：所得税の基本的仕組、収入金額と必要経費、各種所得
法人税：法人税の基本的仕組、益金・損金の意義
消費税の基本的仕組

（5）成績評価方法：

筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

教科書として、金子宏ほか『税法入門』（有斐閣新書）、又は岡村忠生ほか『ベーシック税法』（有斐閣アルマ）及び『租税判例百選（第４版）』（有斐閣）を用いる。その他、税法（所得税法、法人税法、消費税法、国税通則法など。租税特別措置法は必要ない）が掲載されている六法が必要である。

参考書としては、金子宏『租税法』（弘文堂）、水野忠恒『租税法』（有斐閣）、『図説日本の税制』（財経詳報社）等を勧める。

（7）その他：

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**刑　事　政　策**		単位	2	担当教員	**金澤　真理**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	連続講義	週間授業回数		―
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：
現代社会と刑事政策

（2）授業の目的と概要：
犯罪防止のための犯罪原因の科学的分析、およびその成果を踏まえた犯罪対策諸制度を概説する。

（3）学習の到達目標：
人間行動科学の成果を踏まえた犯罪原因論を学び、個人の人権を尊重しつつ犯罪者が社会復帰するためには、如何なる制度が効果的かを考える。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
1　刑事政策の意義と課題
　伝統的刑事政策と新たな刑事政策の要請
2　犯罪原因論
　犯罪の現状と統計
　問題類型別対応
3　刑罰制度
　刑罰の分類
　刑罰の歴史
　刑罰の機能
　刑罰と保安処分
4　刑罰の執行
　死刑
　自由刑
　財産刑
5　社会内処遇の重要性
　刑の執行猶予
　仮釈放
　保護観察

（5）成績評価方法：
講義途中に行う確認テスト及び講義後の筆記試験による。

（6）教科書・参考書：
教科書は特に指定しない。講義中に参考文献を紹介する。

（7）その他：

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**刑事訴訟法特論**		単位	2	担当教員	**井上　和治**
授業形態	講　義	開講学期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3，4年		対象学年		3，4年	

（1）授業題目：

刑事訴訟法特論（刑事証拠法）

（2）授業の目的と概要：

刑事手続の過程において生じる各種の問題について検討を加える。

（3）学習の到達目標：

① 基幹科目としての「刑事訴訟法」の講義においては検討する余裕のない各種の問題（特に証拠法）について検討を加えることにより，刑事訴訟法に関する知見を深めることを目的とする。

② 法科大学院に進学する学生が多く見られる状況に鑑み，法科大学院に既修者として進学するための学力の習得という目的に照準を合わせたレヴェルの講義を行う。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

講義の形式としては，教科書に即して作成した詳細なレジュメと基礎資料に従って解説を行い，判例集に適宜言及するというオーソドックスな形式をとる。予習の範囲を指定するので，事前に教科書と判例集の該当箇所に目を通したうえで講義に臨むことが期待される。内容の詳細や進行予定等は未確定であるが，「刑事訴訟法」の講義と同様，当然のことながら周到な準備をもって講義に臨むことにしたい。

（5）成績評価方法：

① 期末試験の成績のみによる（持込は一切不許可，六法は試験会場にて貸与）。成績評価は，法科大学院に既修者として進学しうる学力を習得したか否かという観点から，あくまでも絶対評価として行われる。

② 講義中の私語は，他の学生に対する迷惑行為として厳重に禁止する。違反者を発見した際には，必ず退室を求めるほか，氏名・学生証番号等を確認のうえ，相応の減点措置をとる。また，近年，指定した教材を購入・持参せずに（悪質は場合は予備校の教材を机の上に置いて）教室に座っている学生を目にすることが増えているが，このようなマナー違反者に対しても，必ず退室を求めるほか，氏名・学生証番号等を確認のうえ，相応の減点措置をとる。

（6）教科書・参考書：

① 教科書：田中開＝寺崎嘉博＝長沼範良『刑事訴訟法（第３版）』（2008年）

② 判例集：三井誠 編『判例教材刑事訴訟法（第４版）』（2011年）

※これらの教材について改訂が行われる場合は，最新版を用いる。ただし，既に2010年度の「刑事訴訟法」の講義を履修し，『判例教材刑事訴訟法（第３版）』を持っている学部４年生は，改めて第４版を購入する必要はない。

（7）履修上の注意：

① 講義関係資料は，担当教員の HP（http://kazuharu-inoue.my.coocan.jp/）に毎回アップロードする（アップロード期間は，各回の講義終了後から期末試験実施日までとする）。アクセス用のパスワードは第１回目の講義の際に指定する（以後の照会には応じない）。

② 科目等履修生及び他学部生等の履修は認めない。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**国　　際　　法**		単位	4	担当教員	**植木　俊哉**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		2回　毎週
配 当 学 年	3　年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：

国際法

（2）授業の目的と概要：

国際社会における法としての国際法に関する基礎的な知識を体系的に整理して修得することを目的とする。

（3）学習の到達目標：

国際社会で発生するさまざまな問題や事件に関して、国際法の観点からこれを分析し考察するために必要とされる専門的知識を体系的に理解し、法的視座から分析することのできる能力を養う。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

1．国際法とは何か？ ― 国際法の定義と内容
2．戦争の違法化と国際法の構造変化 ― 国際法の体系と歴史的発展
3．国際法の法源と存在形態
4．法の一般原則、判決と学説、衡平及び善
5．国際慣習法
6．条約法（1）：条約の定義と締結手続
7．条約法（2）：条約に対する留保
8．条約法（3）：条約の効力、無効原因と終了原因、
9．条約法（4）：条約の変更、条約の解釈
10．国際法と国内法の効力関係
11．国際違法行為と国際責任
12．国際裁判
13．国際法主体としての国家とその基本的権利義務
14．国家の自衛権
15．国家承認と政府承認、国家承継
16．海洋法

（5）成績評価方法：

学期末に実施する論述式の定期試験によって行う。

（6）教科書・参考書：

中谷和弘・植木俊哉・河野真理子・山本良・森田章夫『国際法［第２版］』（有斐閣アルマ、2011年）及び植木俊哉編『ブリッジブック国際法［第２版］』（信山社、2009年）を教科書とする。また、編集代表奥脇直也『国際条約集2011年版』（有斐閣）も毎回の授業の際に使用するので、必ず持参すること。その他の参考書、判例集等については、授業の中で紹介する。

（7）その他：

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**現代民法特論 Ⅲ**		単位	2	担当教員	**阿部　裕介**
授業形態	講　義	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年	3,4年		

（1）授業題目：

債権回収法

（2）授業の目的と概要：

金銭債権の債権者は、債務者から任意の弁済を得られない場合、法律上いかなる条件の下でいかなる手段によって自己の債権を回収することができるのか。この問いに答えるためには、民事実体法（債権総論・担保物権法）及び民事手続法（民事執行法・倒産法）の複数の法領域を領域横断的に把握することが必要である。本講義は、そのような領域横断的な観点から、債権回収法の全容を捉えることを目的とするものである。

（3）学習の到達目標：

① 民事実体法及び民事手続法について、横断的な知識を身につける。

② 民事実体法の知識に民事手続法の知識を有機的に結びつけることで、民事実体法について理解を深める。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

大まかに分けて、以下の順で講義を行う予定である。ただし、２及び３に多少時間を傾斜配分する予定である。

①．総論

②．金銭債権からの債権回収（債権者代位権・債権者取消権・債権譲渡・相殺）

③．動産からの債権回収（動産譲渡担保・動産先取特権等）

④．不動産からの債権回収（抵当権）

⑤．保証人からの債権回収（保証・弁済による代位・共同抵当）

適宜（特に担保物権法の範囲を中心に）前提知識の整理を行う予定である。しかし、受講者は該当範囲を予習して講義に臨んでいることが想定されている（予習範囲の指定は、可能な限り具体的に行う予定である）。

（5）成績評価方法：

期末試験による。

（6）教科書・参考書：

森田修『債権回収法講義』（有斐閣）　その他、開講時に予習用の参考書を案内する。

（7）その他：

本講義で取り扱う範囲は、前期開講予定の「民法発展演習Ⅰ」とほぼ重なるが、本講義は相対的に概説的なものとすることを予定している。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**商　取　引　法**		単位	2	担当教員	**清水真希子**
授業形態	講　義	開講学期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年			―

（1）授業題目：

現代契約法

（2）授業の目的と概要：

保険は個人や企業が将来のリスクに備えることを可能にし、社会の安定にも寄与する社会的・経済的に重要な仕組みである。法的には、保険法は商取引法の重要な一分野を構成する。保険法は従来、商法典の中に規定が置かれていたが、2008年に約100年ぶりに全面改正がなされ、「保険法」という独立の法典として制定された。本講義は、この新しい保険法について、改正時の議論に目を配りつつ講義する。

（3）学習の到達目標：

保険法の基本的な考え方を身につけ、保険に関して生じる私法上の諸問題を理解・分析できるようになる。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

おおむね下記教科書に従って講義を進める。おおまかには以下の通りである。

Ⅰ．保険法の基礎理論
　保険の仕組みの概要と基礎的な諸概念、保険法の基礎理論

Ⅱ．損害保険
　損害保険とは何か、損害保険契約の内容、損害保険契約に特有の法的諸問題

Ⅲ．生命保険
　生命保険とは何か、生命保険契約の内容、生命保険契約に特有の法的諸問題

Ⅳ．傷害疾病保険
　傷害疾病保険とは何か、傷害疾病保険契約に特有の法的諸問題

（5）成績評価方法：

期末試験による。

（6）教科書・参考書：

山下友信ほか『保険法』（第3版、有斐閣アルマ、2010年）

（7）その他：

オフィス・アワーは特に設けないが、質問は授業後に受け付ける。面談が必要な人は、授業の前後に声をかけて、アポイントメントを取ること。

この講義は、2012年度は開講されない予定である。

2008年度までに「商取引法Ⅱ」を履修した者は、本講義を履修することはできない。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**決　　済　　法**		単位	2	担当教員	**清水真希子**
授業形態	講　義	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年			―

（1）授業題目：

決済法

（2）授業の目的と概要：

経済取引によって当事者間に債権債務関係が生じると、いずれ、これを清算しなければならない。決済はこのための仕組みであり、さまざまな法形式の決済方法が存在している。この講義では各種決済方法の法的な仕組みと、それらにまつわる法的問題点について検討する。

（3）学習の到達目標：

決済の仕組みについて理解すること。商法の他の分野や民法の知識と総合して、取引にまつわる法的問題をより深く理解できるようになれば、望ましい。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

授業は講義形式で行なう。以下の内容を予定しているが、若干の変更があり得る。

・決済法の全体像：「決済」とは？　決済の法的規律において考慮すべき点は？
・手形・小切手：手形・小切手の仕組み。手形法・小切手法の概要。有価証券の意義。
・電子記録債権：近時新しく作り出された決済の仕組み。
・振込：振込の仕組み。過誤ある振込についての法的規律。
・クレジットカード：クレジットカードによる決済の仕組み。当事者間の私法的な規律。
・電子マネー：電子マネーの仕組み。資金決済法による規律。
・決済システム：各種の決済方法の背後で動く決済を可能にする仕組み。

（5）成績評価方法：

定期試験による。

（6）教科書・参考書：

開講時に指示する。

（7）その他：

オフィス・アワーは特に設けないが、質問は授業後に受け付ける。面談が必要な人は、授業の前後に声をかけてアポイントメントを取ること。

2008年度までに「商法総論・手形法」を履修した者は、本講義を履修することはできない。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**知 的 財 産 法**		単位	4	担当教員	**蔦立　順美 千壽　哲郎**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		2回　毎週
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：

知的財産法

（2）授業の目的と概要：

知的財産法に属する法律のうち、特に特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法を中心として講義を行う。

（3）学習の到達目標：

各法の基礎的内容と制度趣旨等を理解する。基本的論点に関する裁判例および学説の議論等を学ぶことにより、各法の重要概念について理解する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

講義は２名の教員により行われる。第１回目の講義において、知的財産法の全体像について概説した後、それぞれの教員が以下の内容について講義を行う。

〔特許法、実用新案法、意匠法〕

1．特許法・総論／発明
2．特許法・特許要件１
3．特許法・特許要件２
4．特許法・権利取得手続
5．特許法・審判／審決取消訴訟
6．特許法・特許権の効力
7．特許法・特許権侵害１
8．特許法・特許権侵害２
9．特許法・侵害の効果等
10．特許法・特許権の帰属
11．特許法・特許権の経済的利用等
12．実用新案法・考案／登録要件
13．実用新案法・実用新案権／侵害の効果等
14．意匠法・意匠／登録要件
15．意匠法・特殊な意匠制度等

〔著作権法、不正競争防止法、商標法〕

1．著作権法・総論／著作物１
2．著作権法・著作物２
3．著作権法・著作権侵害１
4．著作権法・著作権侵害２
5．著作権法・著作権の制限規定
6．著作権法・著作者の認定
7．著作権法・著作者人格権
8．著作権法・侵害の効果等
9．著作権法・侵害の主体
10．不正競争防止法・商品等表示の保護
11．不正競争防止法・デッドコピー規制等
12．不正競争防止法・営業秘密の保護等
13．商標法・総論・登録要件
14．商標法・商標権侵害１
15．商標法・商標権侵害２・侵害の効果等

（5）成績評価方法：

筆記試験による

（6）教科書：

大渕哲也他『知的財産法判例集〔補訂版〕』（有斐閣2010）
参考書：初回の授業において説明する。

（7）その他：

必要な文献・資料については、講義の中で適宜紹介する。なお、講義には、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法の条文を持参すること。法改正が頻繁に行われる法分野であるため、条文は最新のものを準備すること（コピーでも構わない）。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**経　　済　　法**		単位	4	担当教員	**滝澤紗矢子**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		2回　毎週
配 当 学 年	3,4年		対 象 学 年		3,4年	

（1）授業題目：
経済法

（2）授業の目的と概要：
日本における競争政策と規制の概要を理解し、論理的に思考できるようになることを目的とする。主な講義対象は独禁法である。

（3）学習の到達目標：
独禁法の基礎と思考方法を体系的に習得する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
Ⅰ．違反要件
1．弊害要件総論
①　市場
②　反競争性
③　正当化理由
2．各違反類型
①　不当な取引制限
②　私的独占
③　不公正な取引方法
④　事業者団体規制
⑤　企業結合規制
3．その他
Ⅱ．エンフォースメント
1．刑罰
2．公取委による事件処理
3．民事訴訟

（5）成績評価方法：
期末試験による

（6）教科書・参考書：
教科書：白石忠志『独禁法講義（第５版）』（有斐閣）

（7）その他：
昨年国会に提出され、継続審議となっている、独禁法改正法案にも目配りする。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**国　際　私　法**		単位	4	担当教員	**竹下　啓介**
授業形態	講　義	開講学期	前　期	週間授業回数		2回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年		3,4年	

（1）授業題目：

国際私法

（2）授業の目的と概要：

純国内的な法律問題・法律紛争の実体法的規律との比較における渉外的な法律問題・法律紛争の実体法的規律に関する特殊性について講義する。

（3）学習の到達目標：

我が国の裁判所において、一定の事案について外国の実体法を適用して法律問題・法律紛争を解決することの合理性について、受講者が自らの考えを構築することを目標とする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

Ⅰ　渉外的な私法上の法律関係の規律の全体像

Ⅱ　国際私法・総論

1　国際私法の基本事項　　2　法律関係の性質決定
3　連結点の確定　　4　準拠法の特定
5　準拠法の適用　　6　その他の総論上の問題

Ⅲ　国際私法・各論（1）―― 家族法上の諸問題

1　家族法関係の抵触規範　　2　婚姻関係に関する規律
3　親子関係に関する規律　　4　親族関係に関するその他の問題
5　相続・遺言に関する規律　　6　家族法関係の国際私法規範の意義

Ⅳ　国際私法・各論（2）―― 財産法上の諸問題

1　財産法関係の抵触規範　　2　契約債権に関する規律
3　法律行為に関する諸問題　　4　人に関する規律
5　物権に関する規律　　6　法定債権に関する規律
7　債権総論上の問題　　8　財産法関係の国際私法規範の意義

Ⅴ　国際私法の深層

（5）成績評価方法：

筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

以下の１冊を教科書とする。なお、参考書は、授業中に適宜紹介する。

・櫻田嘉章・道垣内正人編『国際私法判例百選〔新法対応補正版〕』（有斐閣、2007年）

（7）その他：

民法の全般にわたる基礎的知識・理解を前提として、授業を行う。また、平成24年度は開講しない可能性がある点に、留意すること。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**倒 産 処 理 法**		単位	2	担当教員	**河崎　祐子**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	3,4年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：

倒産処理法

（2）授業の目的と概要：

破産法を中心に、わが国の倒産法制の仕組みについて講義する。

（3）学習の到達目標：

「倒産」という‘非常事態’において、実体法上の権利はどのような手続に、よりどのような形で実現されるのか、なぜそのような制度が必要なのかを、関連諸法との関係の中で捉え、理解すること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

以下のテーマ順に講義を進める。

1．倒産処理法制概論（1回）
2．破産（6回）
3．民事再生（3回）
4．自然人倒産（2回）
5．会社更生・特別清算（2回）
6．試験

（5）成績評価方法：

筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

教科書：山本和彦『倒産処理法入門〔第3版〕』（有斐閣）
参考書：伊藤　眞『破産法・民事再生法』（有斐閣））、『倒産判例百選〔第4版〕』

（7）その他：

質問等は授業後適宜受け付ける。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**労　　働　　法**		単位	4	担当教員	**水町勇一郎**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	前期及び連続講義	週間授業回数		2回　隔週
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年		3，4年	

（1）授業題目：

労働法

（2）授業の目的と概要：

この講義では、労働法をめぐる重層的な問題を考え解いていくための知的基盤を提供することを目的とする。具体的には、労働法総論、雇用関係法、労使関係法、労働市場法、労働紛争解決法という「労働法」を構成する基本的な法分野の枠組みを順に講義していくが、①事例を使って具体的なイメージをもちながら講義を進めていく、②諸外国の制度や実態、日本の社会や文化に起因する特徴への考察などを踏まえてより広く深い思考を促す、③できる限り皆さんと対話を行い主体的に考える力を養ってもらう、といった点に重きを置いたインターアクティブな講義にしたいと考えている。

（3）学習の到達目標：

この講義の到達目標は、労働法の構造と枠組みを理解し、具体的な事例について解決への道筋を明らかにできるようになることにある。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

1．はじめに ― 労働法の歴史と機能（2回）
2．労働法総論（6回）
3．雇用関係法（12回）
4．労使関係法（4回）
5．労働市場法（1回）
6．労働紛争解決法（1回）
7．むすび ― 労働法の動向と課題（1回）

（5）成績評価方法：

期末の筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

教科書：水町勇一郎『労働法〔第3版〕』（有斐閣、2010年）
　　村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選〔第8版〕』（有斐閣、2009年）
参考書：水町勇一郎・緒方桂子編『事例演習労働法〔第2版〕』（有斐閣、2011年）

（7）その他：

メール・アドレスは、mizumac7@aol.com です。
質問等は休み時間や講義後にも随時受け付けます。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**社 会 保 障 法**		単位	4	担当教員	**嵩　さやか**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		2回　毎週
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：

社会保障法

（2）授業の目的と概要：

本授業は、近年ますます関心が高まっている社会保障制度の仕組みを知ると同時に、社会保障制度を取り巻く法的問題・政策的課題についての知識を培い、幅広い法的思考力を養うことを目的とする。

（3）学習の到達目標：

第一に、主な社会保障制度の仕組みを、根拠条文をもとに正確に把握する。第二に、授業で取り扱う法的問題について判例・学説上の対立などを理解し、政策課題については現行制度が抱える問題点とそれをめぐる議論について検討する能力を身につける。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

本授業ではレジュメと下記の教科書を参照しながら、以下の項目について講義する。

1．ガイダンス・社会保障法の概要（1回）
2．社会保険総論・年金（約8回）
3．医療（約6回）
4．労働保険（労災保険・雇用保険）（約4回）
5．社会福祉（高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉）（約6回）
6．生活保護（約4回）
7．憲法と社会保障（約1回）

（5）成績評価方法：

期末の筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

教科書：『社会保障判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2008年）、および、岩村正彦・菊池馨実・嵩さやか編著『目で見る社会保障法教材〔第4版〕』（有斐閣、2007年）。

六　法：社会保障関連の法律が掲載されている最新のもの（『社会保障法令便覧』（労働調査会出版局）などでも良い）を毎回持参すること。

参考書：加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法〔第4版〕』（有斐閣、2009年）、西村健一郎『社会保障法入門〔補訂版〕』（有斐閣、2010年）、西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003年）、岩村正彦『社会保障法Ⅰ』（弘文堂、2001年）など。

（7）その他：

質問等は授業後適宜受け付ける。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**法　　理　　学**		単位	4	担当教員	**樺島　博志**
授業形態	講　義	開講学期	通　年	週間授業回数	1回　毎週	
配当学年	3,4年		対象学年	―		

（1）授業題目：

法理学概論

（2）授業の目的と概要：

法理学は、主として、法の一般理論、正義論、法律学方法論という三つの分野からなる。前期は法の一般理論と正義論を、後期は法律学方法論を取り扱う。

（3）学習の到達目標：

法理学は、実定法の一般理論という性格と、実定法の法外在的基礎付けという性格との、両方の性格をあわせもつ学問分野である。法学部で主に法律学を中心に学習する者は前者の観点から、政治学を中心に学習する者は後者の観点から、法という社会生活の媒介を多角的に認識する能力を涵養することが期待される。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

	前期：法の一般理論２－７、正義論８－13	後期：法律学方法論
1	ガイダンス － 法理学とは何か	法と法律学方法論
2	法の概念	法的思考の基本特徴 － 原則・例外モデル
3	法実証主義	法的事案と法的ルール
4	純粋法学（H. Kelsen）	アナロジーによる法的推論（判例）
5	決断主義（C. Schmitt）	演繹による法的推論（制定法）
6	ルールとしての法（H.L.A. Hart）	アナロジーと演繹の組合せ
7	法の三類型モデル（田中成明）	法的推論と法的慣行
8	正義論総説・自然法学説	法の趣旨・目的による理由づけ
9	ギリシア古典期自由論	標準事例と限界事例
10	アリストテレス正義論	事例問題の起案技術
11	近世自由主義	審査技術と標準事例
12	価値相対主義	私法・公法・刑法の審査技術
13	現代正義論	法的パターン認識（公法と私法、三面関係）
14	法の一般理論、正義論の質疑、総括	法律学方法論の質疑、総括

（5）成績評価方法：

課せられた課題に関する調査報告書の提出（レポート試験）に、講義への積極的参加を加味して、評価を行う。

（6）教科書・参考書：

前期、後期のそれぞれ最初の講義において、講義の進行を記したスクリプトを配布する。主要参考書として、青井秀夫『法理学概論』有斐閣、2007；加藤新平『法哲学概論』有斐閣、1976；田中成明『法理学講義』有斐閣、1994を用いる。講義には携帯用の六法（岩波セレクト六法など）を持参すること。他の参考書についてはスクリプトの中で参照指示する。

（7）その他：

オフィス・アワー：第２・第４水曜日14：40－16：10

（連絡先　kabashima@law.tohoku.ac.jp）

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**法　社　会　学**		単位	2	担当教員	**佐藤　岩夫**
授業形態	講　義	開講学期	連続講義	週間授業回数		―
配当学年	3,4年		対象学年	3,4年		

（1）授業題目：

法社会学

（2）授業の目的と概要：

法は、現実の社会のなかでさまざまな要因（政治的・経済的・社会的・文化的その他の要因）の影響を受けながら作動するものであり、法を適切に理解するためには、法を幅広い社会の広がりのなかでとらえる視点を持ち、また、法に関する事実を的確に認識する技能と基礎知識を身につけておくことが不可欠である。この授業は、法と社会の関係を学際的・実証的に分析する学問である法社会学を学習することを通じて、法を社会の広がりのなかでとらえる視点、および、法の社会科学的な認識技法・基礎理論を修得することを目指す。

（3）学習の到達目標：

この講義を通じて受講者が、伝統的な法律学とは異なる法への社会科学的なアプローチがあることを十分に理解・修得し、それを自ら応用・実践できるようになることが期待されている。

（4）授業の内容（現時点では下記の構成・内容を予定しているが、変更がありうる）：

Ⅰ　序論（①法社会学の特徴／②法社会学の基本概念と方法）

Ⅱ　紛争と法律相談（③紛争の社会学的モデル／④相談サービスの利用と供給／⑤社会のマクロな変化と紛争）

Ⅲ　法の階層性（⑥法の社会階層論的分析／⑦法のジェンダー分析）

Ⅳ　訴訟と司法制度（⑧訴訟利用の日本的特徴／⑨訴訟の現代的利用〔現代型訴訟〕／⑩司法制度改革／⑪国民の司法参加の実証分析／⑫法専門職の社会的機能）

Ⅴ　法の形成（⑬立法と司法審査／⑭司法的法形成／⑮裁判における社会科学の利用）

Ⅵ　まとめ

（5）成績評価方法：

筆記試験による（受講者が比較的少人数で、平常点を公正に考慮することが技術的に可能である場合は、平常点も加味する）

（6）教科書・参考書：

教科書は指定せず、授業の概要を示したレジュメのほかに、リーディングス形式の教材を配布する。参考文献はレジュメのなかで逐次紹介するが、法社会学的な考え方の特徴を知る上で有益な参考書として、さしあたり、日本法社会学会編『法社会学の新地平』（有斐閣、1998年）、和田仁孝他編『法と社会へのアプローチ』（日本評論社、2004年）をあげておく。また、M・ヴェーバー『法社会学』（世良晃志郎訳、創文社、1974年）、E・エールリッヒ『法社会学の基礎理論』（河上倫逸他訳、みすず書房、1984年）はやや大部な古典であるが、法社会学の基本的エッセンスが凝縮されている。

（7）その他：

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**日本法制史Ⅰ**		単位	2	担当教員	**吉田　正志**
授業形態	講　義	開講学期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年	2,3,4年		

（1）授業題目：

江戸幕府刑事法概説

（2）授業の目的と概要：

江戸幕府の刑事手続は、現在の私たちを取り巻いている刑事手続とまったく異なる原理に立脚していることはいうまでもない。しかし、テレビドラマや時代小説にみられる刑事手続をそのまま史実と思い込むと、江戸という時代を誤解する恐れがある。この授業では、江戸時代を深く理解するための一助として、江戸幕府の刑法・刑事訴訟法の実態を概説する。

（3）学習の到達目標：

・江戸幕府刑事法の実態を理解する。
・当時の刑事法運用にどのような人々が携わったかを知る。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

序論
　第1節　吟味筋と出入筋　　第2節　裁判権の所在、とくに幕府と藩
本論
　第1章　裁判機関
　　第1節　中央役所　　第2節　地方役所
　第2章　犯罪の捜査
　　第1節　捜査機関　　第2節　逮捕及び下吟味
　第3章　犯罪事実の認定
　　第1節　冒頭手続　　第2節　未決勾留処置　　第3節　本格的取調べ（下役糺）
　第4章　刑罰の決定
　　第1節　刑罰決定手続　　第2節　併合罪　　第3節　法源
　第5章　判決の申渡し
　第6章　刑の執行
　　第1節　刑の種類　　第2節　刑事責任能力

（5）成績評価方法：

筆記試験を基礎に評価する。なお、筆記試験においては、外国人留学生に限り、電子辞書の持ち込みを認める。

（6）教科書・参考書：

教科書は使用せず、参考書は教室で指示する。必要に応じプリントを配布する。

（7）その他：

日本法制史Ⅱも履修することが望ましい。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**日本法制史Ⅱ**		単位	2	担当教員	**吉田　正志**
授業形態	講　義	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年	2,3,4年		

（1）授業題目：

仙台藩刑事法概説

（2）授業の目的と概要：

日本法制史Ⅰでは江戸幕府刑事法を取り上げたが、この授業では仙台藩のそれを扱う。吉田は、大学の地域貢献の一環として、仙台藩法研究にも力を注いでいるが、本授業はこの研究成果の一端を示すものである。従って日本法制史Ⅰが普通講義的であるのに対して、この授業は特殊講義的内容となる。

宮城県以外の出身者にとっては取っ付きにくいかもしれないが、いま学び生活している地域の歴史を知るのも悪くはないであろう。

（3）学習の到達目標：

・仙台藩刑事法の実態を理解する。
・それが、幕府法や他藩法とどのように同じであり、また異なるかを知ることにより、地域への関心を高める。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

はじめに
第１章　仙台藩概説
　第１節　仙台藩の成立　　第２節　　支配機構
第２章　裁判機関
　第１節　裁判権の藩主への集中過程　　第２節　裁判機関
第３章　犯罪の捜査
　第１節　捜査機関　　第２節　逮捕　　第３節　評定所への被疑者移送
第４章　犯罪事実の認定
　第１節　開廷日　　第２節　身柄の拘束　　第３節　詮議
第５章　判決
　第１節　法源　　第２節　判決の申渡し
第６章　刑の執行
　第１節　刑の種類　　第２節　刑事責任能力
むすび

（5）成績評価方法：

筆記試験を基礎に評価する。ただし、特殊な講義であるため、原則として持ち込み自由とする。

（6）教科書・参考書：

教科書は使用せず、参考書は教室で指示する。必要に応じプリントを配布する。

（7）その他：

日本法制史Ⅰも履修することが望ましい。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**ロ　ー　マ　法**		単位	2	担当教員	**瀧澤　栄治**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	連続講義	週間授業回数		―
配 当 学 年	3,4年		対 象 学 年		3,4年	

（1）授業題目：

ローマ法

（2）授業の目的と概要：

ローマ法史を概観し、またローマ契約法における主要なテーマについて説明する。これによって、近代私法の基礎を形成するローマ法の歴史、法制度の意義を理解し、法に対するより深い見方を習得してもらう。

（3）学習の到達目標：

ローマ法の歴史における主要なテーマについて、知識を習得し、説明できること。またローマ契約法の内容とその展開について理解し、説明できること。

（4）授業の内容・方針と進度予定：

1．ローマ法とは何か
2．十二表法編纂の歴史
3．十二表法の時代の訴訟手続
4．十二表法の内容、不法行為を中心に
5．神官法学
6．方式書訴訟手続と法務官の活動
7．名誉法の形成
8．古典期法学史
9．法学者の著作
10．ローマ債権法概観
11．要物・問答・文書契約
12．諾成契約（売買契約を中心に）
13．無名要物契約、付加的性質の訴権
14．ユスティニアヌス法典
15．ユスティニアヌス法典以後の歴史

資料を配付し、それに沿って上記の順番で講義を進める。

（5）成績評価方法：

筆記試験の成績により評価する。

（6）教科書・参考書：

教科書は用いない。参考書として以下の文献がある。
ローマ法学史：碧海・伊藤・村上編『法学史』東京大学出版会（1976年）
ローマ法史：ウルリッヒ・マンテ著『ローマ法の歴史』ミネルヴァ書房（2008年）
物権法：ゲオルク・クリンゲンベルク著『ローマ物権法講義』大学教育出版（2007年）
債権法：ゲオルク・クリンゲンベルク著『ローマ債権法講義』大学教育出版（2006年）

（7）その他：

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**西洋法制史特論Ⅱ（アメリカ法制史）**		単位	2	担当教員	**大内　　孝**
授業形態	講　義	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	4　年		対象学年			3,4年

（1）授業題目：

アメリカ法制史

（2）授業の目的と概要：

本講義は、「西洋法制史特論Ⅰ（イングランド法制史）」（前回開講は2010年度、次回は2012年度を予定）と対をなすものである。

アメリカは、イギリスから独立したことから、イギリス法の影響が当然圧倒的に強い一方で、ごく新しい国であるがゆえに、「法」と「歴史」のかかわり方は、イギリスと異なる独特のおもむきを呈する。そのことが、「歴史の中の法」の具体的な姿と、それを見ようとする「学問」の傾向とに、いかなる形で現れるのかを考察する。

（3）学習の到達目標：

法の形成・発展のあり方の多様性を知り、法と社会、あるいは法と人間とのかかわりについて考察することができる。

（4）授業の内容：

予備講　講義のねらい
第１講　アメリカ法制史学事始 ― アメリカ法制史学不在の現状 ―
第２講　わが国における先行研究の概要
第３講　アメリカ法制史理解の基本的視座
第４講　法曹史研究における Warren テーゼの意義とその問題点
第５講　アメリカ型法曹の醸成に関する歴史学的考察
第６講　独立前夜における陪審裁判の歴史的位置
最終講　「アメリカ法制史学不在の現状」の根本問題
（以上は2009年度の講義項目であるが、今年度はこれを相当程度変更することがありうる）

（5）成績評価：

今のところ期末試験のみを予定しているが、出席者の実情を勘案して、レポートをもってこれに代えることがありうる。

（6）教科書・参考書：

参考書として、大内孝『アメリカ法制史研究序説』（創文社、2008年）、田中英夫『アメリカ法の歴史　上』（東京大学出版会、1968年）、田中英夫『英米法総論　上』（東京大学出版会、1980年）をあげておく。

（7）その他：

本講義は、学部生を対象とする専門のアメリカ法制史の講義としては、おそらくわが国で唯一のものである。したがって「標準的講義」のようなものはなく、独自に策定する必要があり、上記「内容」は仮のものであることを承知されたい。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**英　　米　　法**		単位	2	担当教員	**芹澤　英明**
授業形態	講　義	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	2,3,4年		対象学年			―

（1）授業題目：

現代アメリカ不法行為法

（2）授業の目的と概要：

今年度は、アメリカ私法のうち、契約法、財産法と並ぶ３大領域の１つ不法行為法（Law of Torts）をとりあげ、その判例法理の現代的な展開を解説する。Negligence, Intentional Torts, Strict Liability それぞれの類型の相違を理解するとともに、それらが、経済法・情報法・金融法といった応用領域でどのように機能しているか知ってもらいたい。

（3）学習の到達目標：

現代アメリカ社会の中で不法行為訴訟が担っている機能を判例に即して学び、偏見にとらわれない日米比較法の基礎的な理解を得ること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

Negligence（ネグリジェンス；過失という不法行為）を中心に説明するが、とりあげる事例によって進度には変動がありうる。

1．序：アメリカ不法行為訴訟の実態（1）
2．　　〃　　（2）
3．［1］Negligence
4．　　――――― Causation
5．　　――――― Duty of Care
6．　　――――― Breach of Duty
7．　　――――― Damages
8．　　――――― Defenses to Negligence
9．［2］Intentional Torts
10．［3］Strict Liability（1）
11．　　〃　　（2）
12．［4］Joint Torts /Multiple Tortfeasors/ Vicarious Liability
13．［5］経済法・情報法・金融法における不法行為法の意義
14．［6］現代不法行為法理論
15．［7］結語

（5）成績評価方法：

期末筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

参考書『英米法判例百選［第三版］』（有斐閣）。

教材は、アクセス制限のついた Web ページで公開する。その他の文献資料は授業で紹介する。

（7）その他：

アメリカの裁判制度、手続法、陪審制、懲罰的損害賠償、弁護士報酬などの総論的話題についてもできる限り紹介する。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**ド イ ツ 民 法**		単位	2	担当教員	トーマス=ベルンハルト・シェーファー
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年		3，4年	

（1）授業題目：

ドイツ法入門

（2）授業の目的と概要：

ドイツ民法に関する基本的な知識を身につけてもらうことを目的としている。

（3）学習の到達目標：

ドイツ民法典（BGB）はドイツ私法の中心的な法典である。この法典は、1900年１月１日に施行される以前においてすでに、日本を始めとした他国の法典化のモデルとなっていたものである。近年は BGB は何度か改正がなされている（大きな改正として2002年の債務法現代化（“ Schuldrechtsreform ”））。

この講義では債務法現代化の改正後のBGBの構造、内容について理解を深め、また自力でドイツ民法典を用い、典型的な民事事件にそれを適用する力を養うことを目標とする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

ドイツ民法典（“ Bürgerliches Gesetzbuch ”）の全体像（民法総則、債務法、物権法、家族法、相続法）について説明した後、前三者を中心として、基本的なドイツ民法の原理や構造を学ぶ。なお、民法の理解を深めるために、講義では、適宜、連邦通常裁判所（BGH）の判例を用いる。

（5）成績評価方法：

筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

教科書及び参考書については、追って授業の中で指定する。

（7）その他：

この講義は、英語で行なう。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**ヨーロッパ法**		単位	2	担当教員	トーマス=ベルンハルト・シェーファー
授業形態	講　義	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	2,3,4年		対象学年		2,3,4年	

（1）授業題目：

ヨーロッパ法

（2）授業の目的と概要：

ヨーロッパ法に関する基本的な知識を身につけてもらうことを目的としている。

（3）学習の到達目標：

ヨーロッパ法の重要性は増してきている。特に、それはＥＵ各国の法秩序に大きな影響を与えるものとなってきており、ヨーロッパ法に関連する基礎知識は各国の法秩序を学ぶ上で必要不可欠なものといえる。この講義では、ＥＵの構造とその機能を理解し、ＥＵと国内法の関係についても学ぶことを目標とする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

この講義は、ヨーロッパ法の基礎（「ＥＵ法」特に設立条約（ローマ条約、マーストリヒト条約、ニース条約、リスボン条約など））を扱うものである。この講義ではまず、ＥＵの歴史的な展開についてのアウトラインを提示する。その後、ＥＵ法の構造と指導的原理、また同時に、ＥＵ法の法源、ＥＵ法と加盟国の国内法との関係について扱う。続いて、諸機関について詳しく説明し、ＥＵの主要な政策について学ぶ。なお、ＥＵ法を理解する際には、適宜、ＥＵ裁判所の判例を用いる。

（5）成績評価方法：

筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

教科書及び参考書については、追って授業の中で指定する。

（7）その他：

この講義は、英語で行なう。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**中　　国　　法**		単位	2	担当教員	**髙見澤　磨**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	連続講義	週間授業回数		―
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年	3，4年		

（1）授業題目：

近現代中国法概観

（2）授業の目的と概要：

近現代中国法を、とくにその国家制定法の形成を国際関係的要因から考察する。このことにより、不平等条約改正、社会主義体制の確立、貿易・投融資促進、WTO 加盟など国際関係的要因が動因のひとつとなって国家制定法が整備されてきた概要及びその過程で整備された法の内容を見るとともに、統治の道具であった法が徐々に市民の権利としての法に変わりつつある動態も検討する。

（3）学習の到達目標：

上記のような概観により現行中国法の概要を知るとともに、そこに至る道筋を理解する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

教科書を用いた講義形式を基本とするが、参加者の様子を見て調整することもありうる。

１、授業の進め方・はじめに
２、中国近代法史序説：条約
３、中国近代法史序説：万国公法
４、西洋近代型法制への転換：清末法制改革
５、中華民国法制整備
６、近代史上生じた特殊な地域の法
７、政治に翻弄される中華人民共和国法：時期区分、1949－1978
８、政治に翻弄される中華人民共和国法：1978－
９、現代中国における立憲主義：憲法制定と改正、党、憲法の司法化、行政に対する法的統制
10、現代中国における立憲主義：訴訟、08憲章、権利
11、現代中国の司法：法曹、法院、「政法」
12、現代中国の司法：司法改革、弁護士
13、現代中国における市場経済を支える法：民法
14、現代中国における市場経済を支える法：労働法、独占禁止法
15、中国法の見方・調べ方

（5）成績評価方法：

試験による

（6）教科書・参考書：

高見澤磨・鈴木賢『中国にとって法とは何か　統治の道具から市民の権利へ』（岩波書店、叢書　中国的問題群３、2010年）。教科書として用いるので各自入手して授業に臨むこと。

（7）その他：

とくになし。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**比較政治学 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**横田　正顕**
授業形態	講　義	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年			―

（1）授業題目：

比較政治学の方法

（2）授業の目的と概要：

比較政治学の対象と方法は近年大きく変化しつつあるが、統一的「パラダイム」への指向が強まる反面、多様性に向かってますます細分化する傾向も見受けられる。この授業ではそうした比較政治学の展開について検討し、政治学における「比較」の意味について多面的考察を加えたい。

（3）学習の到達目標：

①比較政治学の展開と現実政治との間にどのような関係があるかを理解すること。②比較政治学を含む社会科学の方法論の多様性に目を向けるようになること。③「正しい比較」とはどういうことかについて考える複眼的視点を身に着けること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

以下のテーマに沿って解説する（授業の進行過程で当初予定を若干変更する可能性がある）。

1）比較政治学の系譜
2）量的比較と質的比較
3）比較政治学と規範理論
4）比較政治学における概念の役割
5）比較政治学と事例研究
6）文化論と比較政治学
7）比較政治学と合理性
8）新制度論の諸潮流
9）比較政治学における「時間」の意味
10）比較政治学と国際政治学

（5）成績評価方法：

学期末に行う筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

以下の書籍を主要参考書として挙げる。キング、コヘイン、ヴァーバ『社会科学のリサーチ・デザイン』勁草書房・2004年、ブレイディ、コリアー『社会科学の方法論争』勁草書房・2008年、ピアソン『ポリティクス・イン・タイム』勁草書房・2010年

（7）その他：

授業はレジュメに沿って行う。オフィスアワー等に関しては開講時に指示する。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**比 較 政 治 学 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**横田　正顕**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：

政治腐敗の比較政治学

（2）授業の目的と概要：

政治腐敗の蔓延は民主政治の発展にとって深刻な阻害要因であるが、民主政治の構造自体が腐敗を助長する面もある。この授業では、政治腐敗に対する研究の現状を踏まえ、この現象と民主政治の相互作用について考案を加えたいと考える。

（3）学習の到達目標：

①政治腐敗の様々な類型や関連する理論に基づき、具体的な事例群を体系的に整理・理解できること。②諸外国の事例から、現在の日本が置かれている状況や、有効な腐敗防止策についての正確な認識を持てるようになること。③政治学の概念や分析枠組みを用いた政治現象の叙述能力や、問題発見の能力を身につけること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

以下のテーマに沿って解説する（授業の進行過程で当初予定を若干変更する可能性がある）。

1）政治腐敗とは何か
2）歴史のなかの政治と腐敗
3）政治腐敗と政治文化
4）政治腐敗と近代化
5）政治腐敗と経済
6）政治腐敗と政治制度
7）政治腐敗と政党政治
8）政治腐敗と官僚機構
9）民主化と政治腐敗
10）グローバル化と政治腐敗
11）腐敗なき政治は可能か

（5）成績評価方法：

学期末に行う筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

授業の進行に応じて適宜指示する。

（7）その他：

授業はレジュメに沿って行う。オフィスアワー等については開講時に指示する。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**西洋政治思想史 Ⅱ**		単位	4	担当教員	**犬塚　　元**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		2回　毎週
配 当 学 年	3,4年		対 象 学 年		2,3,4年	

（1）授業題目：

西洋政治思想史（近代）

（2）授業の目的と概要：

基礎講義「西洋政治思想史Ⅰ」から引き続いて、ルネサンス以後の西洋における政治思想や政治理論の歴史を学ぶ。そのことを通じて、政治や政治学についての理解を深めることが目的である。

（3）学習の到達目標：

・西洋政治思想史についての基礎的知識を体得すること。
・現代の政治学や政治が前提とする諸概念を、思想史的手法を通じて把握すること。
・他方で、現代の政治学や政治について相対化できる視座を獲得すること。
・つまりは、政治や政治学を理解するにあたっての複眼的な視座を獲得すること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

以下の内容ですすめる予定である。各単元におおよそ２回分の講義をあてる。

1　イントロダクション（古代・中世の政治思想）
2　ルネサンスと Machiavelli
3　宗教改革の政治思想
4　宗教内乱の時代の政治思想
5　ユートピアの構想
6　イングランド内乱期の政治思想
7　Thomas Hobbes
8　James Harrington
9　John Locke
10　商業化の時代における政治学
11　アメリカ・フランス革命期の政治思想
11　二重革命の時代における政治学の転換
12　デモクラシーをめぐる20世紀前半の政治思想
13　現代の政治理論

（5）成績評価方法：

期末の筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

講義に最も近い内容が記されているのは、佐々木毅・杉田敦・鷲見誠一『西洋政治思想史』、北樹出版、1995年（ISBN-13：978−4893844750、税込2520円）であるが、講義は必ずしもこれに従うわけではない。なにより読むべき書籍は、教科書・研究書ではなく、本講義で扱う思想家たちが残した古典である。

（7）その他：

「西洋政治思想史Ⅰ」の受講は必須ではないが、その場合は、上記文献の古代・中世に関わる章をあらかじめ講読しておくことが望ましい。受講にあたっての質問等は、〈inuzuka@law.tohoku.ac.jp〉まで。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**東アジア政治外交論**		単位	2	担当教員	**金　　淑賢**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	3,4年		対 象 学 年		2,3,4年	

（1）授業題目：

東アジア政治外交論

（2）授業の目的と概要：

この授業では、現代の東アジア国際関係を正しく理解することを目指す。そのため、「東アジア国際政治史」について講義を行う。

（3）学習の到達目標：

東アジア国際関係の歴史の知識を習得することと正しく理解する能力を身につけること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

毎回レジュメと教科書を参照しながら、以下の項目について講義する。

第１部　近代東アジア国際政治の形成

1．東アジアの「伝統的」国際秩序
2．開国と不平等条約改正
3．列強への道をたどる日本と東アジア情勢
4．中国をめぐる国際秩序再編と日中対立の形成

第２部　変動する東アジア国際政治

5．ワシントン体制下の国際政治
6．満州事変と日中紛争
7．アジア太平洋戦争と東アジア国際政治の変容
8．国際政治の中の植民地支配

第３部　現代東アジア国際政治の形成と展開

9．日本の復興と国共内戦・朝鮮戦争
10．中国分断後の国際情勢と日米安保改定
11．アジア冷戦の変容と日本の戦後処理
12．日中国交正常化から中国の改革開放へ

（5）成績評価方法：

参加者の出席および学期末のレポートで評価する。

（6）教科書・参考書：

川島真・服部龍二　編『東アジア国際政治史』（名古屋出版会、2007）など。

（7）その他：

参加希望者は初回の授業に出席する前に、私までメール（kim@law.tohoku.ac.jp）に、志望理由について送付すること。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**東アジア政治外交論 Ⅱ**		単位	4	担当教員	**阿南　友亮**
授 業 形 態	講　義	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		2回　毎週
配 当 学 年	3,4年		対 象 学 年			2,3,4年

（１）授業題目：
東アジア政治外交論Ⅱ

（２）授業の目的と概要：
本講義は、近年東アジアの国際秩序に対する影響力を拡大している中国に焦点をあて、政治学の分析枠組みを用いて、その基本的特徴および諸課題について考察することを目的としている。
講義では、国民国家という分析枠組みに関する説明を踏まえ、中国の国家形態が皇帝専制国家から国民国家へと変容する過程および中華人民共和国における共産党の統治の在り方について論じる。

（３）学習の到達目標：
等身大の中国を論理的に把握するために重要となる基本的な視座・知識の習得。

（４）授業の内容・方法と進度予定：
第１部　国民国家（nation-state）という分析枠組みに関するイントロダクション
１．nation とは何か？：「想像の共同体」に象徴される国家・社会観
２．主権国家の形成と変容１：教会と王国
３．主権国家の形成と変容２：王権神授と社会契約
４．国民国家形成のモデル１：アメリカ・フランス型　― 民主主義とナショナリズム ―
５．国民国家形成のモデル２：ドイツ・日本型　― 文化とナショナリズム ―
６．国民国家形成のモデル３：ドイツ・日本型　― 主権在民の制限から生じる矛盾 ―
第２部　ウェスタン・インパクトと清朝の対応
７．ウェスタン・インパクトとは何か？
８．皇帝専制国家の諸様相１：官僚制と「仲介のメカニズム」
９．皇帝専制国家の諸様相２：帝国の版図と世界観
10．皇帝専制国家の諸様相３：社会における自治と自衛
11．アヘン戦争：冊封・朝貢体制とウェストファリア体制の摩擦
12．太平天国と「洋務運動」：西洋の限定的浸透
13．日清戦争：新興国民国家 vs 巨大専制国家
14．「救国」と「変法」:国民国家建設に向けた清朝の取り組み
第３部　中国革命と「抗日戦争」
15．中国革命の幕開け：三民主義と中華民国
16．「漢民族」と「中華民族」の発明：近代的社会統合の模索
17．新文化運動と五・四運動：中国におけるナショナリズムの萌芽と日本
18．中国国民党と中国共産党の誕生
19．国共対立と共産党の根拠地闘争
20．「抗日戦争」の諸様相１
21．「抗日戦争」の諸様相２
第４部　中華人民共和国の変容と諸課題
22．中華人民共和国の統治体制と初期ナショナリズム
23．社会主義路線の試みと挫折
24．文化大革命：共産党の内部分裂が中国社会にもたらしたもの
25．「改革開放」政策の展開：経済発展と格差の拡大
26．1980年代の民主化運動と第二次天安門事件
27．1990年代以降の共産党のガバナンス１：新たな社会統合の模索
28．1990年代以降の共産党のガバナンス２：保守派と改革派の確執
29．「中華の復興」と「国家の後退」：深刻化する矛盾
30．近代中国と日本：日本人は中国とどう向き合っていくべきなのか？

（５）成績評価方法：
期末試験および任意のレポート

（６）教科書・参考書：
参考書（入門書）：谷川稔『世界史リブレット35　国民国家とナショナリズム』山川出版社、1999年。古田元夫『世界史リブレット42　アジアのナショナリズム』山川出版社、2003年。
家近亮子・松田康博・唐亮『５分野から読み解く現代中国』晃洋書房、2005年。この他に初回の授業で、参考文献リストを配布する。

（７）その他：
本講義は、政治学の視座から19世紀以降の中国の政治変動を分析することに主眼を置いており、歴史上の人物や事件の説明に力点は置かれていない。このため、履修する学生は高校レベルの世界史（特に中国史）の知識を身につけていることが望ましい。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**地　域　研　究**		単位	2	担当教員	**出岡　直也**
授業形態	講　義	開講学期	連続講義	週間授業回数		―
配当学年	3,4年		対象学年	―		

（1）授業題目：

ラテンアメリカ諸国の政治 ── ネオリベラリズムへのオルタナティヴの模索を中心に

（2）授業の目的と概要：

ラテンアメリカ政治の大きな流れを概観したのち、近年の同地域政治の重要な現象である「左派政権」の続出、社会運動の重要性などを見ることで、ラテンアメリカ政治の特性を明らかにするとともに、近年の同地域政治において重要な課題である、ネオリベラリズム（新自由主義）の経済に伴う不平等や貧困を解消する試みについて考察する。

（3）学習の到達目標：

前項で述べた内容に従い、ラテンアメリカ諸国の政治の重要な要素を知るとともに、ネオリベラリズムと政治との関連のラテンアメリカでの現れを考察する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

授業は基本的に講義形式で行う。

1．ガイダンス・序
2．ラテンアメリカ諸国の政治の特徴
3．ネオリベラル改革までのラテンアメリカ諸国の政治の概観
4．ラテンアメリカにおける反ネオリベラリズム社会運動の諸相
5．ラテンアメリカにおける左派政権の諸相
6．ラテンアメリカにおける脱ネオリベラリズムのその他の試み
7．理論的枠組によるまとめ

（5）成績評価方法：

筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

全体を通しての教科書は使用せず、各部分で、参考書を（重要度を示しつつ）紹介する。

（7）その他：

講義内で受講生の発言を求め、ある程度双方向的な講義にしたいと考えている。積極的に参加してくれる方々の受講を期待している。

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**法　情　報　学**		単位	2	担当教員	**金谷　吉成**
授業形態	講　義	開講学期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年		2,3,4年	

（1）授業題目：

法情報学

（2）授業の目的と概要：

コンピュータとインターネットが普及した現代社会では、社会の急速な変化に伴う新しい法律問題が生じている。情報社会においても、従来の法理論が当然に妥当するが、それに対して修正が加えられたり、新たな法的枠組みの構築が求められたりしている。本講義は、情報に関する法律問題について、憲法、行政法、民法、知的財産法、刑法等の観点から多角的に分析を加えるとともに、法令、判例及び学説の検索等、法律を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析の手法についても解説する。

（3）学習の到達目標：

1．法学を学ぶ上で必要な法情報（法令、判例及び学説等）の調査ができるようになる。
2．情報に関する法律問題について、社会的・技術的背景を理解し、関係する法制度や法理論についての知識を習得する。
3．新たな法律問題が生じた場合に、適切な法的解決を考えることができるようになる。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

1．情報法の概要（情報のデジタル化、ネットワーク化に伴う諸問題）
2．憲法上の諸原則（表現の自由、プライバシー、財産権等）
3．名誉毀損と表現の自由
4．リーガル・リサーチ（リサーチの基礎知識、文献検索）
5．　〃　（法令・判例の検索、判例の意義及び読み方等）
6．個人情報保護
7．電子メールの法律問題（プライバシー保護、迷惑メール等）
8．電子署名・認証制度と電子公証制度
9．電子商取引（契約の成立、消費者保護、暗号）
10．　〃　（電子決済、電子マネー、国際電子商取引）
11．知的財産法（著作権法）
12．　〃　（特許法、商標法、不正競争防止法等）
13．インターネットと刑法（わいせつ罪、詐欺、不正アクセス等）
14．情報セキュリティと法
15．インターネットと国際訴訟（裁判管轄、準拠法の問題）

（5）成績評価方法：

期末筆記試験により評価を行う。

（6）教科書・参考書：

教科書は使用しない。

参考書：高橋和之、松井茂記、鈴木秀美編『インターネットと法』（有斐閣、第４版、2010年）

その他、必要な文献・資料・Web サイト等については、講義の中で適宜紹介する。なお、講義には最新の六法（携帯用の六法で構わない）を持参すること。

（7）その他：

〈ホームページ〉
http://www.law.tohoku.ac.jp/~kanaya/infolaw2011/

科目区分	展　開　講　義					
授業科目	**著作権制度の役割と課題**		単位	2	担当教員	**蘆立順美,他**
授業形態	講　義	開講学期	連続講義	週間授業回数		―
配当学年	2,3,4年		対象学年	―		

（1）授業題目：

著作権制度の役割と課題（JASRAC 寄附科目）

（2）授業の目的と概要：

本講義は、社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）の寄附科目として開講されるものであり、著作権法についての基礎的知識を習得し、著作権制度が、文化や産業等の分野において、どのように機能しているのかについての理解を深めることを目的とする。

（3）学習の到達目標：

著作権法の概要について学び、その役割・機能について理解する。著作物の創作手段や利用方法の多様化に伴い、著作権法が直面している諸課題について理解する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

本講義は、著作権に関する様々な分野で活躍する複数の講師により、オムニバス形式で行われる。著作権法の全体像について簡単な解説を行った後、創作活動、著作物に関するビジネス、著作物の利用、著作物に関わる紛争等において、著作権制度がどのように機能しているのか、そこにはどのような問題や課題が生じているのか等について、具体的な事例を交えながら講義を行う。

各回の講師・講義内容・日程等の詳細については、後日、掲示等において周知する。

授業の進め方等については、第１回の授業において説明する。

（5）成績評価方法：

レポートによる。詳細については、授業の中で指示する。

（6）教科書・参考書：

授業において適宜紹介する。

（7）その他：

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**憲 法 演 習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**辻村みよ子**
授 業 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		2回　隔週
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年		3，4年	

（1）授業題目：

新しい憲法判例を中心にした憲法問題研究。

（2）目的と概要：

最新の憲法判例等を素材として、憲法上の重要な問題について判例・学説上の論点を理論的に分析して討論する。判例の検討にあったっては、最高裁判決だけでなく、下級審判決や事例に含まれている争点や問題点を重視し、最新の比較憲法的な理論展開を踏まえて分析する。

（3）学習の到達目標：

憲法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの講義で学んだ日本国憲法および憲法学についての基本的な知識を一層深く掘り下げて研究し、判例学説上の憲法理論的問題を習得することを目指す。最新の憲法判例を素材とすることで、憲法政治や人権保障の動向にも敏感な視点を養い、さらに自己の見解を発表して相互に批判し討論することを通じて現代的な憲法問題を主体的に学習する。ゼミでの報告や共同研究の成果は、「ゼミ論集」を作成して記録する。

（4）演習の内容・方法と進度予定：

演習の方法や担当者・報告テーマ等は、初回に参加者と相談して決定する。毎回２名程度の報告者がレジメを用意して報告し、討論することを原則とする。

最新の判例や憲法問題を素材とするため、日常的な憲法政治の動向や人権問題、憲法訴訟等に関心がある人の参加が望まれる。また、これらの問題について自分の意見をもち、積極的に発言することが必須である。

（5）成績評価方法：

レポートの内容や発言回数、演習への貢献度などを加味して評価する。

（6）教科書・参考書：

樋口陽一・山内敏弘・辻村みよ子・蟻川恒正『新版憲法判例を読みなおす』日本評論社［2011年］

辻村みよ子編『憲法判例Ｘ事例研究』法律文化社［2011年近刊］

辻村みよ子『憲法（第３版）』日本評論社［2008年］

別冊ジュリスト『重要判例解説・平成22年版・憲法』有斐閣［2011年］

その他の参考書は適宜紹介する。

（7）その他：

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**憲 法 演 習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**佐々木弘通**
授 業 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		１回　毎週
配 当 学 年	３,４年		対 象 学 年	３,４年		

（１）授業題目：

憲法判例研究

（２）授業の目的と概要：

この演習で主たる素材とするのは、昨2010年度に出た、憲法に関する諸判例である。本演習の目的は３つある。第１に、判例の読解を通して、法的論証の型に習熟することである。第２に、最新の憲法判例を批判的に検討することを通じて、「憲法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の講義を履修して得られた理解を深めていくことである。第３に、裁判例に接して自分の頭で考えて問題を発見する能力を養うことである。

（３）学習の到達目標：

憲法判例を読解する力の習得・向上と、憲法問題に対する判断力の養成とが、目標となる。

（４）授業の内容・方法と進度予定：

各判例につき、レポーターとコメンテイターを１名ずつ割当てる。そして、まずレポーターが、担当した「判例」の事実関係と判旨を要約し、判決の論理構造を説明する。続いてコメンテイターが、その判例の「評釈」を要約し、その作業を入り口として、その事件で論点となった憲法上の主題についての教科書的な説明の復習を行う。その後、判例についての憲法的観点からの全体的な考察を、全員で行う。分量にもよるが、判例ひとつにつきゼミ２回分をかけて、十分な検討を行う予定である。

（５）成績評価方法：

出席と課題遂行度により評価する。

（６）教科書・参考書：

こちらで教材を配布する。

（７）その他：

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**憲 法 演 習 Ⅲ**		単位	4	担当教員	**中林　暁生**
授 業 形 態	演　習	開 講 学 期	通　年	週間授業回数		2回　隔週
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年		3，4年	

（1）授業題目：

憲法の学修

（2）授業の概要と目的：

第１学年・第２学年に配当されている憲法Ⅰ、憲法Ⅱ及び憲法Ⅲを通じて習得した憲法に関する基本的な知識の定着を図り、かつ、憲法問題についての思考能力を養成していくような憲法学修のあり方を探っていく予定である。

（3）学習の到達目標：

憲法問題についての思考能力を養成すること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

毎回、報告者と司会者を決めた上で、報告者の報告にもとづく討論を行う。なお、報告者及び司会者以外の参加者にも、毎回予習課題が課される。

夏休みに全員参加によるゼミ合宿を予定している。

（5）成績評価方法：

ゼミで扱ったテーマについての論文又はゼミで扱った判例・裁判例についての評釈を年度末に提出することが、単位取得要件である。成績は、提出された論文又は評釈、報告、出席状況、各回の発言等から総合的に評価する。

（6）教科書・参考書：

『法学セミナー』2011年４月号（676号）から連載される「憲法ゼミナール」

（7）その他：

第１学年・第２学年に配当されている憲法Ⅰ、憲法Ⅱ及び憲法Ⅲを履修していなくてもこのゼミを履修することは可能である。但し、これらの講義内容をある程度は理解していることが求められるので、その点は各自で補っておいていただきたい。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**行政法演習 Ⅰ**		単位	4	担当教員	**稲葉　　馨**
授業形態	演　習	開講学期	通　年	週間授業回数		2回　隔週
配当学年	3,4年		対象学年			3,4年

（1）授業題目：

行政法重要判例の検討

（2）授業の目的と概要：

行政法に関する重要判例の分析・検討を通じて、行政法の基礎知識を確認し、行政法に関する理解を深める。

（3）学習の到達目標：

・行政法的思考を身につける
・判例を読みこなす力をつける
・ディスカッション能力をみがく

（4）授業の内容・方法と進度予定：

14程度の最高裁判例を選び、それぞれについて報告担当者を決め、原則として１件当たり１回（２コマ）の授業時間を割り当てて、報告・質疑応答・討論を行う。報告者は、レジュメと担当判例（下級審判決も含む）のコピーを、報告の１週間前にメンバーに配布する。

報告者以外の参加者は、毎回、質問事項を事前に用意し、報告者に対して積極的に質問するなど、能動的な学習に努める。

（5）成績評価方法：

提出したレジュメ、報告および質疑の内容、発言の頻度などを総合して評価する。

（6）参考書：

・小早川光郎＝宇賀克也＝交告尚史編・行政判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第５版〕、有斐閣
・高木光＝稲葉馨編・ケースブック行政法〔第４版〕、弘文堂
Ɛ学部の「行政法」の授業で使用した（している）テキストを毎回持参すること。

（7）その他：

取り扱う判例および演習の進め方に関する詳細な説明は、第１回目の授業で行う。
問い合わせ等は、inaba@law.tohoku.ac.jp まで。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**行政法演習 Ⅱ**		単位	4	担当教員	**中原　茂樹**
授業形態	演　習	開講学期	通　年	週間授業回数		2回　隔週
配当学年	3，4年		対象学年			―

（1）授業題目：

行政法判例演習

（2）授業の目的と概要：

行政法に関する判例を検討することを通じて、判例の正確な読み方を身につけるとともに、具体的な行政紛争の法的解決方法を学ぶ。

（3）学習の到達目標：

判例の正確な読み方を身につけるとともに、報告の作法（レジュメの作成を含む）および議論の仕方を習得することを目標とする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

下記の教科書に掲載されている判例の中から、各自の興味のあるもの（できれば、あまり古くないもの）を選び、原審・一審判決を含む判決文および関連文献を読み込んだうえで、報告を行う。それを踏まえて、全員で議論する。議論の主導および取りまとめは、報告者とは別に予め指定された「司会者兼コメンテーター」が行う。

前期は行政法総論（教科書第１章～第10章）、後期は行政救済法（教科書第11章～第20章）を扱う予定である。

報告者は、報告の１週間前までにレジュメを提出し、「司会者兼コメンテーター」は、議論を主導できるように十分な準備を行い、他の参加者も、毎回のゼミで最低1回は発言できるように予習してくることが求められる。

（5）成績評価方法：

演習における報告（レジュメを含む）、質疑応答および議論への参加状況を総合的に評価する。

（6）教科書・参考書：

教科書として、高木光＝稲葉馨編『ケースブック行政法〔第４版〕』（弘文堂、2010年）を用いる。本書を用いる理由は、比較的新しい判例が多く掲載されていることと、事案、参照条文および判旨が比較的詳細に掲載されていることである。また、参考書として、小早川光郎ほか編『行政法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第５版〕』（有斐閣、2006年）を用いる。その他の参考文献については、開講時に指示する。

（7）その他：

参加人員は18名を限度とし、応募者多数の場合は、志望順位および法律科目の成績を基準として選考を行う。

本演習参加者は、行政法Ⅰおよび行政法Ⅱの講義を履修済みであるか、または本演習と並行して履修することが望ましい。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**行政法演習 Ⅲ**		単位	4	担当教員	**飯島　淳子**
授業形態	演　習	開講学期	通　年	週間授業回数		2回　隔週
配当学年	3,4年		対象学年			―

（1）授業題目：

「行政法の新構想」

（2）授業の目的と概要：

行政法理論を取り巻く環境の変化を把握し、今後何十年かを見据えて新たな理論枠組みの創出を試みた学説の最先端を学びながら、「行政法の新構想」を考える。

（3）学習の到達目標：

『行政法の新構想Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』（磯部力・小早川光郎・芝池義一編、有斐閣、2008年。ただし、Ⅰは近刊）所収の諸論文を手がかりとして、日本の行政法学の現在の水準を理解し、批判し、その上で、自ら問題を発見し、それに対する答えを探究する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

前期は、『行政法の新構想』所収の諸論文のなかから、また、後期は、各受講生が自由に、テーマを選択する。ちなみに、『行政法の新構想』は、第１巻が行政法の基礎理論、第２巻が行政作用・行政手続・行政情報法、第3巻が行政救済法に当てられている。

毎回、一つないし二つのテーマにつき、報告者による報告の後、参加者による討論を行うという形式をとる。

（5）成績評価方法：

平常点による。

（6）教科書・参考書：

磯部力・小早川光郎・芝池義一編『行政法の新構想Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』
（有斐閣、2008年。ただし、Ⅰは近刊）、および、同所収の各論文に掲げられた参考文献

（7）その他：

参加人員は10名程度とする。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**環境政策演習**		単位	2	担当教員	**西田　主税**
授業形態	演　習	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年		3,4年	

（1）授業題目：

地球温暖化問題をめぐる政策課題

（2）授業の目的と概要：

地球温暖化問題について、気候変動枠組条約や京都議定書をはじめとする国際社会における枠組み形成の経緯と内容について理解するとともに、我が国における地球温暖化対策推進法の構築等の国の取組、地方自治体における地域温暖化計画の策定等の取組、企業活動や NPO 等における独自の取組や草の根の取組など、各主体における様々な温暖化対策の取組についてレビューする。これらを通じ、地球温暖化問題に関する基本的理解を図るとともに、地球温暖化問題に関する国際社会と国内的対応の相互関係について考察する。

（3）学習の到達目標：

地球温暖化問題について、国際社会における法的枠組みづくりと我が国における各主体の取組の状況や今後のあり方について、多角的な視点から意見・主張を展開できるようになることを目的とする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

1．ガイダンス
2．基本文献の選択
3．気候変動枠組条約交渉の経緯
4．気候変動枠組条約の内容
5．京都議定書交渉の経緯
6．京都議定書の内容
7．地球温暖化対策推進法等国の取組
8．地域温暖化計画等地方自治体の取組
9．民間企業、NPO 等の取組
10．近年の条約・議定書締約国会議の動向
11．近年の我が国の温暖化対策の動向
12．ゼミレポート案の提出と各自発表
13．ゼミレポート案に基づくディスカッション１
14．ゼミレポート案に基づくディスカッション２
15．ゼミレポートの提出及び講評

（5）成績評価方法：

通常時からの演習への積極性を重視しつつ、報告や発言内容、出席状況、ゼミレポート等も総合的に評価する。

（6）参考書：

「環境六法平成22年版」（環境法令研究会編集）（中央法規）
「地球温暖化交渉の行方」（高村ゆかり、亀山康子　編集）（2005）（大学図書）
「京都議定書をめぐる国際交渉」（浜中裕徳編）（2006年）（慶応義塾大学出版会）
「The Economics of Climate Change（The Stern Review）」（Nicholas Stern）（2006）（Cambridge University Press）
「東アジアの経済発展と環境政策」（森　昌寿　編著）（2009）
「持続可能なアジア：2005年以降の展望 ― 革新的政策を目指して ―」（2006）（地球環境戦略研究機関編）
「地球環境問題の比較政治学 ― 日本・ドイツ・アメリカ」（ミランダ・A・シュラーズ）（2007）（岩波書店）
その他参考文献は、適宜指示する。

（7）その他：

気候変動枠組条約及び京都議定書を原文（英語）で理解できることが望まれる。参加希望者は、初回に必ず出席すること。学部３、４年、M1、M2 での合同演習。なお、受講人数の調整を行う場合がある。教員は環境省出身。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**租税法演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**澁谷　雅弘**
授業形態	演　習	開講学期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	4　年		対象学年			3,4年

（1）授業題目：

最近の租税法重要判例

（2）授業の目的と概要：

この授業は、租税法についての基礎的知識を有する学生を対象として、租税法上の重要な判例の内容と、その前提である租税法規、租税実務上の課題について検討し、税制に関する正確な知識および理論的な批判能力を身につけることを目的とする。

授業は、演習形式により行い、各回のテーマに関して報告者を決め、その報告を巡って対話・討論を行うことにより進める。

（3）学習の到達目標：

1．租税法の重要な論点について正確な知識を得る。
2．判例や租税法規の調査を行う能力を得る。
3．税制について理論的・批判的に分析を行う能力を得る。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

とりあげる判例は、別途指示する。

（5）成績評価方法：

レポート試験及び平常点による。平常点は、出欠のみならず、事前準備、問題発見能力、議論への参加等を重視する。

（6）教科書・参考書：

教科書は特に指定しない。

参考書としては、金子宏『租税法』（弘文堂）、水野忠恒『租税法』（有斐閣）を勧める。

（7）その他：

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**刑　法　演　習**		単位	4	担当教員	**岡本　　勝**
授業形態	演　習	開講学期	通　年	週間授業回数		2回　隔週
配当学年	2,3,4年		対象学年			―

（1）授業題目：

刑法総論及び各論における重要問題に関する研究

（2）授業の目的と概要：

刑法に関する裁判例を取り上げて検討を加える（刑法判例研究）。また、年間を通じて４回前後、東北大学法科大学院入試問題（刑法）などを素材にして、答案構成の仕方や論述の仕方を学習・訓練する。

（3）学習の到達目標：

裁判例の分析と検証を通じて、刑法総論及び各論の学習を深めること。また、刑法総論・各論の知識を基礎にし、その応用として、事例問題に関する答案構成・論述の仕方を学習すること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

参加者各人が、自分が関心を抱く近時の裁判例を選び、判例研究のかたちで個別報告をする。演習１回（２コマ）につき２件の報告を消化する。詳細は初回演習において指示する。

また、法科大学院入試問題や新司法試験問題などを素材にして、各自解答した答案を持ち寄って、解説・討論しながら、答案構成や論述の仕方などを学習する。

（5）成績評価方法：

原則として各自の報告に対する評価によるが、討論における発言など、ゼミ活動への積極性を平常点として加味する。

（6）教科書・参考書：

参考書は、『刑法判例百選Ⅰ総論』及び『刑法判例百選Ⅱ各論』

（7）参加の条件：

定員10名

希望者が10名を超える場合には、選考を加えることがある。

参加希望の２年次学生は、ゼミへの参加希望の趣旨と、関心を抱く刑法上の問題とを記したレポート（600字以上）を提出すること。選考するときは、レポートの内容及び志望順位を勘案して参加許可者を決定する。３年次以上の学生については、レポートを提出する必要はなく、刑事法科目の成績及び志望順位を勘案して決定する。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**刑　法　演　習**		単位	4	担当教員	**成瀬　幸典**
授業形態	演　習	開講学期	通　年	週間授業回数		2回　隔週
配当学年	3,4年		対象学年			2,3,4年

（1）授業題目：

・刑法に関する判例の検討

（2）授業の目的と概要：

・刑法に関する重要判例を検討することにより、刑法に関する理解を深めることを目的とする。

（3）学習の到達目標：

・刑法既修者と呼ぶに値する刑法に関する知識を体系的に習得する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

・刑法に関する重要な判例を選び、それぞれについて報告者を決め、報告者の報告に関する質疑応答を中心に進める。
・報告者は､担当判例に関するレジュメを報告予定日の１週間前までに提出する必要がある。
・レジュメの作成方法や扱う判例などについての詳細は、「説明会」（日時等は、後日掲示する）で指示する。

（5）成績評価方法：

・提出したレジュメ、演習での発言などを総合して評価する。

（6）教科書・参考書：

・伊藤＝小林＝鎮目＝成瀬＝安田著『アクチュアル刑法総論』（弘文堂）
・伊藤＝小林＝齊藤＝鎮目＝島田＝成瀬＝安田『アクチュアル刑法各論』（弘文堂）

（7）その他：

・参加希望者は、「説明会」に必ず出席すること。
・希望者が多数の場合、学部の刑法に関する成績等を資料に選抜することがある。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**刑事訴訟法演習**		単位	2	担当教員	**佐藤　隆之**
授業形態	演　習	開講学期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年		3,4年	

（授業の目的と概要）

刑事手続に関する重要判例を検討することを通じて、法的な思考能力を養うことを目的とする。

（学習の到達目標）

① 刑事手続における判例の機能・重要性について理解する。

② 刑事手続に関する重要判例について、その内容と意義を正確に理解する。

（授業の内容・方法）

演習参加者に判例を割り当て、複数の担当者による報告およびレジュメを基に議論を行う。取り上げるテーマとして、職務質問に伴う所持品検査、自動車検問、ビデオカメラによる監視、おとり捜査、任意同行と逮捕、別件逮捕・勾留、通信傍受、接見交通、刑事免責、公訴権濫用論、訴因の特定、証拠開示、迅速な裁判、証拠の関連性、自白法則、伝聞証拠、違法収集証拠、裁判の効力、択一的認定などを予定している。

報告者は、事前に、関連する判例や論文を読み、十分な準備をすることが必要である（報告の１週間前に担当判例のコピーとレジュメを配布することとする）。そのほかの演習参加者も、積極的に発言することが求められる。

（成績評価の方法）

出席率と演習における報告（レジュメを含む）・発言を評価の対象とする。

（教科書・参考書）

長沼範良＝酒巻匡＝田中開＝大澤裕＝佐藤隆之『演習刑事訴訟法』（有斐閣、2005年）

井上正仁編『刑事訴訟法判例百選〔第９版〕』（有斐閣、2011年）

松尾浩也＝井上正仁編『刑事訴訟法の争点［第３版］』（有斐閣、2002年）

なお、特定の教科書は指定しないが、各自、概説書ないし体系書を手元に置き、随時参照することが望ましい。その他の参考文献および判例は、適宜指示ないし配布する。

（履修要件）

刑事訴訟法を履修済みであること。

第１回目は、説明会とし、本演習の詳細（日程、分担など）について決定する。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**刑事訴訟法演習（発展）**		単位	2	担当教員	**井上　和治**
授業形態	演　習	開講学期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	4　年		対象学年		4　年	

（1）授業題目：

英米刑事訴訟法史文献講読

（2）授業の目的と概要：

J. H. Langbein, The Origins of Adversary Criminal Trial（Oxford: Oxford University Press, 2003）を講読する。

（3）学習の到達目標：

① 将来的に、法科大学院を修了し、新司法試験に合格した後、研究大学院において刑事訴訟法の理論的研究に携わることを希望する学生が、研究を遂行してゆくための基礎的な方法論を獲得することを目的とする。

② 17世紀中盤から19世紀前半にかけてのイングランドにおける近代的な刑事訴訟の形成過程に関する検討を通じて、《刑事訴訟法における各種の原則や権利の意義を歴史学的な観点から理解する》ことを目的とする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

演習参加者は、教材の指定箇所を要約したうえ、内容に関する論評を含め、レジュメにまとめて報告するものとする。教材を文字通り「通読」することを至上命題とする。

（5）成績評価方法：

① 報告内容、討論中の発言内容を総合的に判断する。

② 報告を課せられた回に欠席した場合は、事情の如何を問わず単位を認定しない。

③ 合計２回以上欠席した場合は、事情の如何を問わず単位を認定しない。

（6）教科書・参考書：

① 教材は各自で購入し、第１回目の演習に持参すること。

② 田中英夫編『英米法辞典』（東京大学出版会、1991年）は、高額ではあるが、必ず購入のうえ、毎回持参すること。同書が手元にない限り、教材を読み進めることは不可能である。

（7）その他：

① この演習は、研究大学院と合同で開講される。

② 演習参加者は、刑事訴訟法と英米法を履修済（刑事訴訟法特論については少なくとも履修中）の者に限る。また、演習の性質上、法と歴史Ⅰ・Ⅱを履修済であることも望ましい。

③ 参加希望者は、担当教員のホームページの「研究者となるためには」を事前に熟読したうえで、最低1200字以上の参加希望理由を記したメールを、担当教員のメールアドレス宛（k-inoue@law.tohoku.ac.jp）に送信すること。最終的な履修の可否は、面接によって決定する。

④ 演習を維持するためには、個々の参加者がこれまでの学生生活を通じて継続的・精力的に英語学習に取り組んできており（担当教員のホームページの「学習の手引（語学）」を参照）、既に高度な英語力を有していることが前提となる。このため、参加希望者は、TOEFL iBT の成績証明書のコピーを提出すること（2011年４月１日の時点から２年以内のスコアに限る）。概ね80点以上が最低限の水準となろう。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**民法発展演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**阿部　裕介**
授業形態	演　習	開講学期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年		3,4年	

（1）授業題目：

債権回収法判例研究

（2）授業の目的と概要：

本演習では、債権回収法という領域において、いかなる紛争を解決するためにいかなる判例が形成されてきたのかを研究する。そしてこの作業を通じて、民事実体法（債権総論・担保物権法）及び民事手続法（民事執行法・倒産法）の複数の法領域についての横断的な知識を獲得し、かつそれらを有機的に結びつけることを目的とする。

なお、いかなる「判例」が形成されてきたのか、ということは、必ずしも一義的に明らかであるわけではない。本演習は、「判例」の理解は複数の裁判例相互の関係をどのように理解するのか次第で変わりうる、ということを体感し、さらに、これまでに示されてきた「判例」の理解に対して批判的な検討を加えることをも目的とするものである。

（3）学習の到達目標：

① 民事手続法の知識に民事実体法の知識を有機的に結びつけることで、民事実体法についての理解を深める。

② 判例をめぐる従前の理解に対して、論拠に基づく批判を加えられるようになる。

（4）授業の進め方：

初回はガイダンスにあて、２回目に、各回で取り扱う裁判例と報告者とを定める。

報告者には、まず前提知識を整理した上で、特に既存の評釈類に対して批判的な立場から、自身の「判例」理解を示してもらう。その後、必要に応じて教員が参加者への質疑の形で前提知識を補充した上で、参加者全員による討論を行う。

債権総論・担保物権法・民事執行法・倒産法を履修していない参加者は、前提知識を独習してくることを想定している（予習範囲は、毎回具体的に指定することを心がける）。

（5）成績評価方法：

平常点（出席、報告や質疑応答の内容、討論への参加状況）により評価する。

（6）教科書・参考書：

森田修『債権回収法講義』（有斐閣）　その他、必要に応じて独習用の参考書を案内する。

（7）その他：

本演習で取り扱う範囲は、後期開講予定の「現代民法特論Ⅲ」とほぼ重なるが、本演習では判例に題材を限定してより踏み込んだ議論を行うことを予定している。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**民法発展演習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**阿部　裕介**
授業形態	演　習	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3，4年		対象学年		3，4年	

（1）授業題目：

「債務と責任」の歴史研究

（2）授業の目的と概要：

民法総則、担保物権法、債権総論、契約法、会社法などの様々な講義で、「責任なき債務」「債務なき責任」「有限責任」「無限責任」などの語を耳にしたことがあるかもしれない。しかし、「債務」と対置された「責任」の概念がいかにして生まれたものであるのかということについては、滅多に講義で触れられることがない。そこで本演習では、「債務と責任」の概念史を研究するための端緒を求めて、Otto von Gierke, *Schuld und Haftung im älteren deutschen Recht*, 1910 を講読する。

（3）学習の到達目標：

① 研究対象としての民法を垣間見る。

② 100年前の外国語の法学論文に触れ、それが現在に至るまで日本の法学説に影響を与えてきたことを実感する。

（4）授業の進め方：

初回はガイダンスにあてる。

２回目以降は、毎回分担を決めて輪読する。担当者には、担当部分をドイツ語で音読した上で日本語に翻訳してもらい、必要に応じて、教員が担当者またはそれ以外の受講者との間で質疑応答を行う。

なお、この文献は全部で388頁ある大著なので、この演習で全体を読破することは想定していない。

（5）成績評価方法：

平常点により評価する。

（6）教科書・参考書：

文献のコピーを配布する。

ドイツ語の法学文献を読むための参考書等は、開講時に案内する。

（7）その他：

ドイツ語の初等文法を習得した者の受講を想定している。ドイツ語未修者で受講を希望する者は、開講までにドイツ語の初等文法を独習しておくこと。

なお、本演習は（担当者による音読を除いて）日本語で実施する。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**民法発展演習 Ⅲ**		単位	4	担当教員	**小粥　太郎**
授業形態	演　習	開講学期	通　年	週間授業回数		2回　隔週
配当学年	2,3,4年		対象学年		2,3,4年	

[授業題目]

民法発展演習

[授業の目的と概要]

法学文献を読む。

[進め方]

前半は、現在進行中の債権法改正の動向をフォローするため、法制審議会民法（債権関係）部会の資料・議事録、および関係する論文などを読み、現行債権法の理解を深めるとともに、現行法の問題点および改正の方向性などについて考えることにします。内田貴、加藤雅信、潮見佳男、森田修、森田宏樹、山本敬三、小川浩三氏らの著作をとりあげます。

後半は、民法の物権法と不動産登記法との接点にある登記請求権の問題を検討するのに有益と思われる文献を読みます。物権法の体系書（末弘巌太郎、我妻栄、末川博、舟橋諄一、鈴木禄弥、広中俊雄、星野英一、安永正昭、加藤雅信、佐久間毅など）、不動産登記法の体系書（舟橋諄一、杉之原舜一、幾代通、山野目章夫）の関係部分の検討が中心になります。

[学習の到達目標]

日頃なかなか手にとらないような資料や論文を読んで、わかったような気になる。

批評などしてみる。

[教科書]

教科書はありません。

[成績評価方法]

報告・討論の状況、レポートの内容などに基づいて行います。

[その他]

演習参加者の人数がとても少ない場合には、内容・進め方を変更するかもしれません。詳細は、第１回の授業の時にお話しします。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**民　法　演　習**		単位	2	担当教員	**久保野恵美子**
授業形態	演　習	開講学期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年		2,3,4年	

（1）授業題目：

子どもと法

（2）授業の目的と概要：

子どもに関わる法的な諸問題を取り上げ、関連する法制度の内容及び問題点につき、理論的ないし実質的妥当性の観点から考察する演習です。取り上げる問題は参加者の関心に応じて選定されますが、民法、児童福祉法、教育法の分野が主たる対象となる予定です。

（3）学習の到達目標：

・各自の関心に応じてテーマを設定し、文献等の調査を行い、関連する法制度の内容及び問題点について報告し、レポートにまとめること。

・子どもに関わる法的な諸問題について、基本的な情報を正確に理解し、他者と自己の見解を関係づけながら、積極的に議論に参加すること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

各回に一人ずつ、子どもに関わる法的問題をテーマに報告してもらい、参加者全員で討議します。学期末には、報告したテーマについて、レポートにまとめて提出することが求められます。

テーマの候補としては例えば次のようなものが考えられますが、具体的には参加者が確定した段階で、相談のうえ決定します。

・子どもの奪取
・児童虐待の防止
・社会的養護（児童養護施設、里親委託等）と子どもの自立
・家族の変動と子どもの監護・養育（親権・後見、再婚家族、祖父母と家族等）
・加害者又は被害者としての子ども（いじめ、事故等）
・成年年齢
・教育と子ども（校則、教育内容決定等）
・医療と子ども（臓器移植、終末期医療等）

（5）成績評価方法：

（4）に記した報告、各回の討議への参加状況及びレポートによります。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**民　法　演　習**		単位	2	担当教員	**中原　太郎**
授 業 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		2回　隔週
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年		3，4年	

（1）授業題目：

民法（財産法）判例演習

（2）授業の目的と概要：

本演習では、民法（主に財産法）に関する最高裁判例を取り上げ（不法行為法に限定されないので注意 K)、参加者による報告とそれをもとにした議論を行う。通常の民法の講義では、時間の関係上、抽象的な議論の比重が大きくならざるをえないが、本演習では、具体的な事案に関する裁判所の判断を取り上げて、その理論的意義や妥当性について考察することを目的とする。講義でも取り上げるような基本判例を扱うというよりは、一般論をもとにした応用力が問われるような最近の最高裁判例を扱いたい。なお、判例を題材にした演習ではあるが、当該判例の紹介にとどまらず、教科書・論文・解説・判例評釈等を参照しつつ、当該判例を「評釈」する（報告者自身で問題を発見し、その解決を考える）ことが求められる。

（3）学習の到達目標：

民法（主に財産法）に関する一般論を、個々の事例に適用・応用できるようにする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

初回は、①演習の方式及び成績評価の方法等のアナウンス、②演習で扱う判例の提示及び担当判例の決定、③文献収集方法等に関するガイダンス等を行う。その後の各回は、各参加者の報告及び議論に充てられる。

（5）成績評価方法：

平常点及びレポートによる（レポートを課すか否かは報告内容を見て決める）。

（6）教科書・参考書：

特に指定しない。もちろんサポートはするが、当該判例に関連する文献を、自らのイニシアチブで収集することが求められる。

（7）その他：

民法（財産法）の各講義を履修済みであるか、履修する意欲があることが必要である。

なお、事前に中原まで直接メールを送れば、第一希望の履修希望届が出されたものとして扱うことも可能である（初回の前日の正午まで。メール・アドレス：nakahara@law.tohoku.ac.jp)。希望者多数の場合には抽選を行うことがある。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**民法基礎演習**		単位	2	担当教員	**米村　滋人**
授業形態	演　習	開講学期	後　期	週間授業回数		2回　隔週
配当学年	2　年		対象学年			―

（1）授業題目：

下級審判決から見る民法

（2）授業の目的と概要：

民法は、どう勉強したらよいだろうか。条文を読んでも、教科書を読んでも、今ひとつ民法がよく理解できないと思っている学生はかなり多い。その理由の１つは、民法が、種々の特別法や多数の判例によって修正・補完を受けていることに加え、信義則・権利濫用法理などの一般条項や、私的自治の原則など基本原理ともいうべき思想に基づいて、柔軟な規範形成の可能性を有することであろう。民法典施行後110年が経過し、積み上げられた判例や個別場面での適用ルールは膨大な数に上るが、これらを片っ端から暗記するというのは現実的でない。ところが多くの学生は、これらをすべて暗記しなければならないと思い込み、民法を苦手科目に自ら追いやってしまうのである。

解決の１つは、民事裁判官が具体的事例で民法をどのように「使っている」か、そしてどのように事件を「解決している」かを知ることで、個別のルールを相互に関連づけて理解できるようにすることである。本演習では、下級審判例を素材として現実の紛争のありようを理解した上で、過去の最高裁判例や民法の基本原理との関係でその種の紛争に対しいかなる解決が適合的であるかを考えることにより、民法全般につき理解を深める手がかりとしたい。

（3）学習の到達目標：

① 具体的紛争において裁判所が示す法規範の内容を読み取り、判例法や民法の基本原理との関係で当該法規範の内容を的確に理解することができる。

② 民法の諸規範を具体的事件に適用した場合に得られる解決につき理解することができる。

（4）成績評価方法：

全体を３～４名程度の班に分け、前半では２つの班に賛成・反対に分かれて担当判例の内容や関連論点について報告してもらい、後半でそれに関し討論を行う。参加者はできるだけ討論に積極的に参加できるよう、各自の判断で教科書等の該当箇所を予め読んでくることをすすめる。なお、取り上げる判例は資料として準備するが、参加者の意見も取り入れて内容を決定したい。

（5）教科書・参考書：

平常点およびレポートによる。

（6）教科書・参考書：

特に指定しない。

（7）その他：

本演習は大学院演習との合併で開講する。その他詳細は、初回に説明する。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**民　法　演　習**		単位	2	担当教員	**米村　滋人**
授業形態	演　習	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年			―

（1）授業題目：

不法行為法の諸問題

（2）授業の目的と概要：

〔概要〕

不法行為法に関する諸論点につき学説・判例を中心に検討する。

〔目的〕

不法行為法は、民法の中でも抽象性が高く、全体像を理解することの難しい分野である。そのため本来であれば、具体的な紛争事例を参照しながら個々の解釈論を考えることが望ましいが、講義においては時間的な制約もあり十分な対応が難しい。本演習では、不法行為法の抽象的な解釈論を復習しつつ、具体的な適用事例やいくつかの重要論点に関する学説・判例などにつき検討することにより、不法行為法全体にわたる理解を深めたい。

（3）学習の到達目標：

① 不法行為法に関する学説・判例の内容を正確に理解する。

② 不法行為法におけるいくつかの基本命題や抽象概念（過失や違法性など）につき、その法的・社会的意義と問題点を認識しつつ有機的に理解する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

以下の各項目につき報告者に報告してもらい、それについて参加者で討論を行う（各人の報告は原則として１回とする）。なお、以下の内容は現時点での案であり、参加者の希望や構成に応じて変更する予定である。ただし、各報告においては、当該テーマに関連する最低１つの具体的適用事例（裁判例等）を紹介してもらうことを予定している。

・不法行為要件論（過失、権利・法益侵害と違法性、損害、因果関係・賠償範囲）

・個別の不法行為事例（名誉毀損、プライバシー侵害、環境汚染、医療過誤、知財侵害、製品事故）

・その他（過失責任主義と無過失責任、差止請求、損害額の算定法、包括慰謝料、過失相殺）

（5）成績評価方法：

平常点およびレポートによる。

（6）教科書・参考書：

特に指定しない。

（7）その他：

本演習は大学院演習との合併で開講する。詳細は初回に説明する。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**民　法　演　習**		単位	4	担当教員	**渡辺　達徳**
授業形態	演　習	開講学期	通　年	週間授業回数		2回　隔週
配当学年	3,4年		対象学年		3,4年	

（1）授業題目：

民法学習の基礎と応用

（2）授業の目的と概要：

民法にかかわる判例その他の具体的紛争事案に即して、①問題点を発見し、②関連する資料を探索してこれを読み、③問題解決に向けた方策を考えること、④自分の考えを文章および話し言葉により他人に伝達すること、⑤他人の意見を聞いて自分との異同・優劣を考え、議論を通じて解決策を決定すること、といった一連の学習を目的とする。

（3）学習の到達目標：

上記（2）に掲げた学習を具体的に実践し、これを身につけること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

前期は、民法判例の検討を行う。主に民法（財産法）領域から比較的新しい最高裁判決を中心に取り上げる。後期は、研究報告を行う。個人または２～３人のグループで研究テーマを決め、報告およびディスカッションを行う。

なお、（2）に記した①～⑤が、毎回の演習において全員により実践されないと、この演習の効果が大きく減殺されてしまう。したがって、自分が報告の担当でない回においても、必ずＡ４版１～２枚程度の予習レジュメを手許に用意して演習に参加することを義務付け、このレジュメは、毎回の演習終了後に提出していただく（コメントを付けた上、原則として次回の演習時に返却する）。

なお、前期に取り上げる判例、後期の研究テーマ、毎回の報告の人数や進め方などについては、受講者が確定した段階で相談の上で決定したい。

（5）成績評価方法：

演習への「参加」状況（単なる「出席」ではない）と、提出される予習レジュメの内容を総合的に評価する。

（6）教科書・参考書：

特定の教科書・参考書は指定しない。開講時に、必要な文献その他の資料につきお話する。

（7）その他：

この演習は、大学院演習との合併で開講する。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**民法基礎演習**		単位	2	担当教員	**渡辺　達徳**
授業形態	演　習	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	2　年		対象学年	2,3,4年		

（1）授業題目：

民法の基本原理を学び直す

（2）授業の目的と概要：

権利能力平等、私的自治、所有権の不可侵、過失責任など、民法に接して間もなく学ぶ基本的な諸原則について、その意義、歴史的・理論的背景、判例の展開、現代社会における変容などについて改めて考え、その成果を今後の学習に活かすことを目的とする。

（3）学習の到達目標：

この演習は、２年次後期以上に在籍する学生に開かれている。２年次後期は、民法その他の法律学学習の基礎を固め、その後の応用的・展開的科目へと学習のウィングを広げていく時期にあたるであろう。その時期に、民法の基本原理を確実に理解して、これを自分の言葉および文章により的確に表現できるようになることを、学習の到達目標とする。もちろん、こうした内容に興味を持つ３年生以上の学生も歓迎する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

演習は、受講者各自により「クラシックス」と呼ばれるような基礎文献の再読、判例の熟読などが行われていることを前提として、リポーターによる報告と全員による検討を通じて進行するよう予定されている。ただし、具体的にどのようなテーマを取り上げるか、また、演習をどのように進行させるか、については、受講者の意向にも配慮しながら決定したい。

（5）成績評価方法：

平常点により評価する。

（6）教科書・参考書：

特に指定しない。必要な文献や判例についてコピーを配布する。

（7）その他：

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**商 法 演 習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**吉原　和志**
授 業 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		１回　毎週
配 当 学 年	３,４年		対 象 学 年	３,４年		

（１）授業題目：

会社法の判例を読んでみる

（２）授業の目的と概要：

会社法の学習上重要な判例や最近の興味深い裁判例をじっくり読み、報告や討論を通じて、会社法の基本的な考え方を身に付ける。

（３）学習の到達目標：

具体的な判例を通じて、なぜそのような紛争が生じるのか、どのような事実関係の下で紛争が生じるのか、関係者の利害を適切に調整するためには、どのようなルールがありうるのか、判旨はどのような理論構成にもとづいてどのようなルールを採用しているのか、判旨が採用するルールに問題はないのかといったことをしっかりと理解する。

（４）授業の内容・方法と進度予定：

会社法は学生の日常生活とは関係が薄く、なじみにくい、感覚がつかめないという感想をよく聞くが、会社法は、小規模で閉鎖的な会社から大規模な上場会社まで、それらの経済活動の法的枠組みを提供して重要な機能を果たすとともに、経済の発展・変動に応じて急速に進化を続けており、動的でとても面白い法分野である。

この演習では、会社法の学習上重要な判例や最近の興味深い裁判例を用い、毎回１件を取り上げて検討する。担当者は事前にレジュメを作成・配布し、参加者は判決文とレジュメに眼を通して演習に臨むこととする。当日は、担当者による報告の後、質疑および討論を行なう。

（５）成績評価方法：

授業における出席状況、報告や討論の状況を総合的に勘案して評価する。

（６）教科書・参考書：

随時コピーを配布する。

（７）その他：

会社法（Ⅰ・Ⅱ）を既に履修ないし聴講していることが望ましい。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**商 法 演 習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**清水真希子**
授 業 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	2,3,4年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：

商法演習Ⅱ

（2）授業の目的と概要：

本演習が目的とする「商取引法」は、商法の一分野であり、企業の行う取引活動を私法の観点から分析する学問分野である。

現在、民法（債権法）の大改正の準備が進められているが、企業取引も契約であり、当然、債権法改正の影響を受ける。

本演習では、企業取引実務への影響という観点から、債権法の改正について検討する。

（3）学習の到達目標：

・債権法の改正が企業の取引実務にどのような影響を与えるかについて、理解を深める。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

現時点（シラバス執筆時点）以降、開講日までの間に、改正論議が大きく進展することが見込まれるので、具体的な教材や授業の内容は開講時に説明する。場合によっては債権法改正の余波を受ける商法（商行為法）の改正についても取り上げる。

授業の方法としては、通常の演習方式（報告者にその週の教材に関して報告してもらい、参加者全員で議論する方法）を予定しているが、参加者の人数や学年をみて臨機応変に対応したい。

（5）成績評価方法：

授業に対する貢献度によって評価する。

（6）教科書・参考書：

特になし。教材は配布する。

（7）その他：

この演習の内容を理解するためには民法（財産法）の勉強がある程度進んでいることが必要である。履修が完了している必要はないが、前提知識が足りない人は、同時並行で自ら勉強をすすめる強い意欲を持って参加してほしい。

本年度後期には同じ講師により商法演習Ⅱと商法演習Ⅲが開講されるが、両者の間に特に内容的関連性や前後関係はない（希望者はどちらをとっても良いし、両方とっても構わない）。

受講希望者は必ず初回授業に出席すること。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**商 法 演 習 Ⅲ**		単位	2	担当教員	**清水真希子**
授 業 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	2,3,4年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：

商法演習Ⅲ

（2）授業の目的と概要：

本演習が目的とする「商取引法」は、商法の一分野であり、企業の行う取引活動を私法の観点から分析する学問分野である。

企業は実に様々な取引活動を行っており、その際、しばしば「約款」が利用される。約款は便利なものであるが、不可避的にいろいろな法的問題が内在している。

本演習には２つの目的がある。判例の読解を通じて、ひとつには、約款に内在する法的問題とその解決方法を検討しようというものであり、もうひとつには、各種の企業取引類型についての知見を深めようというものである。

（3）学習の到達目標：

・約款の利用に関する法的問題点を理解する。
・判例読解を通じてさまざまな約款解釈のテクニックに触れる。
・判例読解を通じてさまざまな企業取引類型に触れ、法的な分析能力を高める。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

判例を理解する前提として、約款の法的問題点や、各種の企業取引類型について学んだうえで、約款の解釈が問題となった企業取引に関する判例を取り上げて、議論する。対象とする企業取引は、運送、保険、クレジット取引、旅行、その他対消費者の各種取引などである。

授業の方法としては、通常の演習方式（報告者にその週の教材に関して報告してもらい、参加者全員で議論する方法）を予定しているが、参加者の人数や学年をみて臨機応変に対応したい。

（5）成績評価方法：

授業に対する貢献度によって評価する。

（6）教科書・参考書：

特になし。教材は配布する。

（7）その他：

この演習の内容を理解するためには民法（とくに債権総論・契約法）の勉強がある程度進んでいることが必要である。履修が完了している必要はないが、前提知識が足りない人は、同時並行で自ら勉強をすすめる強い意欲を持って参加してほしい。

本年度後期には同じ講師により商法演習Ⅱと商法演習Ⅲが開講されるが、両者の間に特に内容的関連性や前後関係はない（希望者はどちらをとっても良いし、両方とっても構わない）。

受講希望者は必ず初回授業に出席すること。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**比較会社法演習**		単位	2	担当教員	**白井　正和**
授業形態	演　習	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年		2,3,4年	

（1）授業題目：

株主の議決権行使をめぐる諸問題の検討

（2）授業の目的と概要：

会社法の講義では、経営の円滑化の観点から、会社の日常的な業務執行権限は経営者に委ねられる一方で、株主とは必ずしも利害が一致しない経営者を監視・監督するための方法の一つとして、株主には、取締役の選解任や重要事項の決定に関して、株主総会における議決権が与えられていることを説明した。そして、以上の説明にあたっては、株主が均質な存在であることを暗黙の前提とした。

しかしながら、現実には、個人株主、持合株主、年金基金などの機関投資家、ヘッジファンドなどのように、株式投資にあたり、それぞれ異なる目的を有し、異なる投資戦略を採用する多様な株主が存在する。そこで、本演習では、こうした多様な株主に焦点を当てて、それぞれの株主が投資先企業のコーポレートガバナンスをどのように改善し（または改善する可能性を潜在的に有し）、どのような問題を生じさせているのか（または生じさせる可能性があるのか）について、考察を行うことを目的とする。

（3）学習の到達目標：

株主の議決権行使が会社経営の場面で果たしている機能を経営の実態に即して把握し、現実の会社実務が直面している問題意識について理解を深める。同時に、会社法の理論的な側面についての理解を深め、既存の法制度がどのようなものかを学習する（暗記する）だけの姿勢から脱却し、法制度を政策的観点から理論的に分析する姿勢を身につける。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

毎回、指定された文献をもとに議論を行う。扱う文献に関しては、一部は日本語で書かれた文献を扱うことも考えているが、多くは英語文献を取り上げる予定である（なお、英語文献を扱う場合には、演習参加者に過度な負担とならないよう、毎回15－20頁程度の分量を目安とする予定である）。報告者は、文献の内容を要約したレジュメを作成（逐語訳は不要であり、全体としてどのようなことが述べられているかを正確かつ簡潔に記述したものでよい）・配布し、演習では配布されたレジュメに沿って議論する。報告者以外の演習参加者も、指定された文献を読んだうえで演習に臨むこととする。演習当日は、報告者による文献の内容の報告の後、質疑および討論を行う。

具体的なテーマとしては、①株主に議決権が与えられる根拠についての考察、②株主の集合行為問題、③機関投資家による株主アクティビズムの考察、④ヘッジファンドによる株主アクティビズムの考察、⑤持合株式が企業経営にもたらす影響の考察などを取り上げる予定である。

（5）成績評価方法：

報告の内容、議論への参加状況、出席の状況を総合的に判断して行う。

（6）教科書・参考書：

演習で扱う文献は適宜の方法で演習参加者に配布する。

（7）その他：

扱う文献および演習の進め方に関する詳細な説明は、第１回目の演習で行う。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**経 済 法 演 習**		単位	2	担当教員	**滝澤紗矢子**
授 業 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年		3，4年	

（1）授業題目：

競争政策をめぐる規制のあり方について考えてみよう。

（2）授業の目的と概要：

主として独禁法に関係する最新の審決判例等を読み込み、議論することを通じて、競争政策をめぐる法の現状を理解し、規制のあり方について考えることを目的とする。

（3）学習の到達目標：

・独禁法関係の事案について自力で調査し、審決判例を読めるようにする。
・当該事案の論点を的確におさえたうえで、審決判例の要旨を理解できるようにする。
・競争政策をめぐる法と規制のあり方について、思考を深める。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

主として独禁法に関係する最新の審決判例等を読んで、論点を整理し、議論を行う。各自担当事例を受け持って報告してもらう。担当事例については関連文献も含めて十分に調査した上で報告することとする。報告担当でない者も、毎回必ず予習をして議論に参加する。

（5）成績評価方法：

出席、報告内容、議論への参加等の平常点による。場合によってはレポートを課すこともありうる。

なお、理由の如何にかかわらず、２回を超えて欠席する場合には単位を認定しない。

（6）教科書・参考書：

資料を配布する。

（7）その他：

・初回は履修者向けガイダンスとして、調査方法等をお話する。
・経済法の講義を履修済みであることが望ましいが、履修済みでなくでもよい。履修済みでない者は、白石忠志『独禁法講義（第５版）』（有斐閣）を通読すること。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**知的財産法演習 Ⅰ**		単位	4	担当教員	**千壽　哲郎**
授 業 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		2回　毎週
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年		3，4年	

（1）授業題目：

知的財産法演習Ⅰ

（2）授業の目的と概要：

特許法に関する裁判例および審査・審判例を素材として、同法の基本的論点について検討することを通して、同法についての理解を深める。なお、履修者の希望により、特許法以外の知的財産法に属する諸法も取り扱う。

（3）学習の到達目標：

特許法に関する知識の定着を図り、理解を深めるとともに、裁判例および審査・審判例を通して、論点の整理・分析、検討・議論する能力の習得を目指す。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

① 裁判例の検討

担当の報告者が割り当てられた裁判例についてレジュメに基づき報告を行い、その後、参加者全員で質疑・討論を行う。

報告者は、担当裁判例等の論点に関係する裁判例および文献を検索、整理、分析し、論点を整理したレジュメを準備することが求められる。また、参加者は、事前に裁判例を読んだ上で、積極的に質疑・討論に参加することが求められる。

② 特許審査・審判に係る模擬実習

模擬案件を用いて、特許出願の面接審査、無効審判の口頭審理等について、役割分担による実習を行い、その後、各自が起案書（拒絶理由通知書／審決）を作成する。

参加者は、模擬案件を十分に理解し、論点整理を行った上で、割り当てられた役割（発明者・出願人（代理人）、審判請求人（代理人）、審査官あるいは審判官）を果たすことが求められる。

なお、演習の進め方に関する詳しい説明、および担当裁判例の割り当てについては、第１回目に行う。

（5）成績評価方法：

報告の内容、議論への参加状況、出席の状況を総合的に判断して行う。

（6）教科書・参考書：

最新の特許法の条文（抄録でないもの）を各自準備し、持参すること。

参考書として、中山信弘『特許法』（弘文堂2010）、大渕哲也他『知的財産法判例集〔補訂版〕』（有斐閣2010）、中山信弘他編『特許法判例百選〔第３版〕』（有斐閣2004）、特許庁編『工業所有権法（産業財産法）逐条解説〔第18版〕』（発明協会2010）を挙げる。

（7）その他：

知的財産法に関する基礎的知識を有していることが望ましい。その意味では、「知的財産法」の講義を履修済みであることが望ましいが、履修要件とはしない。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**民事訴訟法演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**坂田　　宏**
授 業 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年		3，4年	

（1）授業題目：

民事訴訟法演習Ⅰ（民事訴訟の基礎理論）

（2）授業の目的と概要：

本演習では、民事訴訟法の基礎的な理解を築き上げることを目的とする。教材としては、長谷部＝山本＝笠井編『基礎演習民事訴訟法』（弘文堂）を用いつつ、報告者が教材中のテーマから報告し、これを受講者全員で検討し、民事訴訟の基礎理論の理解を目指す。教材、基本書及び参考書からの予習に基づき、ディスカッションに加わることを出席に関する必須条件とする。演習における積極的な発言・主張・質問は大いに歓迎する。

（3）学習の到達目標：

理論と実務（判例）との架橋の第１段階を構築すること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

１．訴訟要件
２．審判の対象と資料
３．審理の過程
４．判決及び訴訟の終了
５．多数当事者紛争
６．上訴・再審
７．民事紛争と民事訴訟
※各テーマにつき２報告を標準としたい。

（5）成績評価方法：

成績評価は、報告と演習における積極的な発言・主張・質問等に基づいて、これをおこなう。配点比率は報告６：発言４である。

（6）教科書・参考書：

〈教　材〉長谷部由起子＝山本弘＝笠井正俊編『基礎演習民事訴訟法』（弘文堂）
〈参考書〉伊藤眞＝高橋宏志＝高田裕成編『民事訴訟法判例百選』（第３版）

（7）その他：

人員20名を限度としたい。初回演習日を説明会兼選考の時とする。
なお、メール・アドレスは、sakata@law.tohoku.ac.jp である。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**民事訴訟法演習Ⅲ**		単位	2	担当教員	**河崎　祐子**
授業形態	演　習	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年			―

（1）授業題目：

倒産法・執行法演習

（2）講義の目的と概要：

本演習では、民事執行法及び倒産処理法に関する判例研究を通して、実体法上の権利実現のプロセスについて、より理解を深めることを目的とする。判例百選掲載のものを中心に、比較的新しい判例を毎回一つ取り上げる。この判例選択の際には学生本人の希望を最大限尊重、優先する。

（3）学習の到達目標：

第一に、民事執行法及び倒産処理法に関し、具体的な事件の中で知識を立体化させ、理解を深めること、第二に、他者の意見をよく聞き、それにレスポンスを返すという議論の手法、コミュニケーション能力を鍛え、社会的な問題意識を育むこと。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

毎回一つの判例を取り上げ、最初に議論のたたき台となるプレゼンテーションを報告担当者に行ってもらったうえで、自由な討論を行う。受講生による積極的な発言、質問、そして、創造的で有意義な‘脱線’を大いに期待する。

取り上げる判例については、基本的にはこちらで選択するが、初回演習時に受講生の意見を聞いて、できる限り希望を取り入れたい。それゆえ、受講希望者は初回にどのようなテーマに取り組みたいか、大まかな希望を述べられるようにしておいて欲しい。

（5）成績評価：

報告担当回の報告内容及び討論参加状況を総合的に評価する。

（6）教科書・参考書：

判例百選以外の資料はこちらで用意する。その他の学習教材は個別に指示する。

（7）その他：

質問等は適宜受け付ける。連絡方法等については、初回演習時に伝達する。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**民事訴訟法演習Ⅳ**		単位	2	担当教員	**内海　博俊**
授業形態	演　習	開講学期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3，4年		対象学年			―

（1）授業題目：

民事訴訟法重要問題演習

（2）授業の目的と概要：

民事訴訟法（判決手続）に関する演習問題を題材とする。各回の担当者には事前にメモを提出してもらい、演習前に全員が目を通す。演習当日にはメモの内容に基づいて全員で討論をする。

（3）学習の到達目標：

民事訴訟法（判決手続）に関する理解を具体化・実質化し「使用に耐える」ものにすること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

・訴訟と非訟
・当事者の確定
・民法上の組合と訴訟
・一部請求と残部請求
・二重起訴の禁止
・訴訟上の信義則
・主要事実と間接事実
・裁判上の自白
・文書提出命令
・共有関係と共同訴訟
・参加承継と引受承継
・訴訟上の和解
・既判力の作用
・再審
　など

（5）成績評価方法：

担当回（メモの評価を含む）の評価を約60%、他参加者担当回の議論への貢献を約40%として評価する。

（6）教科書・参考書：

『基礎演習民事訴訟法』（弘文堂，2010）を教科書として使用する。

（7）その他：

演習の進め方や問題の選択等については、参加者の希望・レベルも踏まえて微調整する予定である。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**経済法・競争政策演習**		単位	4	担当教員	**山口　正行**
授業形態	演　習	開講学期	通　年	週間授業回数		2回　隔週
配当学年	3,4年		対象学年		3,4年	

（1）授業題目：

独占禁止法を中心とする経済法及び競争政策に関して、最近話題となった論点

（2）授業の目的と概要：

世界金融危機以降、格差社会の原因は行き過ぎた規制緩和や市場原理主義にあるといった、経済規制改革や競争政策に対する批判的な議論もみられています。規制社会への回帰が正解ではないとすれば、改革の進め方のどこに問題があったのでしょうか。経済法の運用が自由競争の促進に偏り、公正な市場のルールが機能していなかったのでしょうか。そうした疑問に関連の深い課題を採り上げ、制度改革及び法運用の両面を通じて、望ましい競争政策の在り方を議論し、公正かつ自由な競争についての考察を深めていきたいと思います。

（3）学習の到達目標：

経済規制改革や競争政策の基本的な考え方を理解した上で、個別の制度改革や独占禁止法違反被疑事件等の処理について、考慮されるべき要素を自分の言葉で説明し、バランスの取れた意見を展開できるような水準に到達することを目標とします。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

前期は経済規制改革を、後期は独占禁止法を中心とする経済法事件（判例・論文等）を採り上げる予定です。各週の講義は、予め指定したテーマについて、前半は学生からの報告及び質疑、後半は（テーマによっては立場を分けて）掘り下げた議論を行います。具体的なテーマ及び詳細な進行方法は、第１回の講義で、参加者の希望も踏まえ決めたいと思います。

（5）成績評価方法：

出席点（４割）、報告内容（３割）及び議論への参加状況（３割）から判断します。

（6）教科書・参考書：

当面、「21世紀の競争政策」（上杉秋則ほか著　東京布井出版）、「暴走する資本主義」（ロバート・ライシュ著　東洋経済新報社）、「世界の規制改革」（OECD 編　山本哲三ほか訳　日本経済評論社）、「独禁法事例の勘所」（白石忠志著　有斐閣）等を題材とすることを考えていますが、参加者の希望も踏まえて決めたいと思います。教材はこちらで用意します。

（7）その他：

教員のメールアドレス：yamaguchi@law.tohoku.ac.jp

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**国際私法演習　Ⅰ**		単位	2	担当教員	**竹下　啓介**
授業形態	演　習	開講学期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年		3,4年	

（1）授業題目：

国際私法基本文献講読

（2）授業の目的と概要：

国際私法に関する基本文献を講読する。具体的には、各論的問題を扱った文献を講読する予定である。

（3）学習の到達目標：

国際私法の各論的問題について、文献の講読を通じて、理解を深めることを目標とする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

渉外的な法律問題・法律紛争の実体法的規律について、国際私法総論の知識を前提として、各論的問題の分析を行う。文献講読を中心とするが、関連する裁判例、諸外国の文献（英語文献）の検討・分析も行う予定である。また、演習は、参加者に文献の担当箇所を割り当て、担当者による当該箇所の内容及び検討結果の報告を基礎として、参加者全員による質疑応答により、当該箇所についての理解を深める方法で行う。

（5）成績評価方法：

学期末に実施される口頭試問（50%）と、演習における報告の質及び参加態度（合計で50%）によって、成績評価を行う。

（6）教科書・参考書：

以下の１冊を教科書とする。なお、参考書は、授業中に適宜紹介する。

・櫻田嘉章・道垣内正人編『国際私法判例百選〔新法対応補正版〕』（有斐閣、2007年）

（7）その他：

国際私法の基本的理解、特に、総論的問題に関する理解を前提として演習を進める。また、参加希望者は、第１回目の授業に必ず参加すること。特段の事情がない限り、第１回目の授業に参加しなかった者の受講は認めない。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**社会保障法演習**		単位	2	担当教員	**嵩　さやか**
授業形態	演　習	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年		3,4年	

（1）授業題目：

社会保障法演習

（2）授業の目的と概要：

本演習は、政策研究・判例研究を通じて、社会保障法制が現在直面している政策課題・法的問題や制度の理念についての理解を深めると同時に、演習内での報告・議論を通じてプレゼンテーション能力・論理的思考力を高めることを目的とする。演習は、報告班による報告をもとに、全員で議論する方式をとる。

（3）学習の到達目標：

第一に、主な社会保障制度の仕組みを正確に、法律の条文にあたりながら理解する。第二に、与えられたテーマを検討するに当たり必要な資料を検索・収集できるようになる。第三に、集めた資料をもとに論点を整理し、取り組んでいるテーマについての法的・政策的問題の所在を理解する。第四に、説得的な論理を立て結論を導き、それに対する批判について論理的整合性をもった反論ができるようになる。第五に、自分の考えを演習の他のメンバーにわかりやすく伝えるプレゼンテーション能力を身につける。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

本演習では主に、近年の重要な社会保障判例を素材とした法的問題の研究、および、現在の社会保障制度が直面している政策的課題の研究を行う（具体的内容は演習の初回に示す）。

方法としては、まず報告担当班に報告してもらい、それをもとに演習参加者全員で討論する形式で進める。具体的な演習の進め方は、演習参加人数によって適宜決める。報告回数は、参加人数にもよるが、全体を通じて１人２～３回程度（少なくとも判例研究１回と政策研究１回）を予定している。

（5）成績評価方法：

報告、発言、出席状況、演習への貢献度などをもとに総合的に評価する。

（6）教科書・参考書：

教科書は特に指定しないが、社会保障関連の法律が掲載されている六法を毎回持参すること。

参考書として、加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法〔第４版〕』（有斐閣、2009年）、西村健一郎『社会保障法入門〔補訂版〕』（有斐閣、2010年）、西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003年）、岩村正彦『社会保障法Ⅰ』（弘文堂、2001年）など。

（7）その他：

〈履修要件〉

人員最大20名程度

資格要件は特にないが、社会保障に興味があり、積極的に議論に参加する意欲がある者が望ましい。なお、履修希望者は希望理由書を提出することができる。希望者が多数の場合は、希望理由書、希望順位などを勘案して選考する。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**法 理 学 演 習**		単位	2	担当教員	**樺島　博志**
授 業 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：
戦争をめぐる正義と法

（2）授業の目的と概要：
現在の国際関係において、安全・自由・民主主義を擁護するという名目で、列強諸国は紛争地域に対して軍事介入を繰り返している。9.11テロ以降のアフガニスタン、イラク情勢に代表される紛争地域への軍事介入の正当性問題をめぐって、国際安全保障法を視野に入れつつ、正義論の観点から検討を加える。

（3）学習の到達目標：
国際紛争をめぐる法と正義に関する理解を深めるとともに、口頭発表の手法を学び、学術論文を執筆する能力を養うことを、学習の到達目標とする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
最初の１ヶ月程度、担当教員から口頭発表、学術論文にかかわる学問技法の説明を行い、その後、課題図書にかかわる口頭発表を順次進める。

Ⅰ．学問技法の説明
（ｉ）ガイダンス ― 演習の趣旨、内容、評価の説明、参加者の主題選択
（ii）口頭発表の仕方 ― スケジュール、発表内容の構成
（iii）学術論文の書き方 ― 註のつけ方、引用方法、文献一覧

Ⅱ．戦争をめぐる正義と法 ― 課題図書
（ｉ）国際安全保障法：植木俊哉編『ブリッジブック国際法』信山社2003、第11―12講義；山本草二『国際法』新版補訂17刷、有斐閣2003、第４－５章；大沼保昭編『戦争と平和の法』補正版、東信堂1995；筒井若水『違法の戦争、合法の戦争』朝日新聞社2005.
（ii）戦力行使をめぐる正義論：最上敏樹『人道的介入』岩波新書2001；山内進編『“正しい戦争”という思想』勁草書房2006；Ｊ.ロールズ『万民の法』岩波書店2006；Ｍ.ウォルツァー『正しい戦争と不正な戦争』第３刷、風行社2009；同『戦争を論ずる ― 正戦のモラル・リアリティ』風行社2008；Ｍ.イグナティエフ『ヴァーチャル・ウォー ― 戦争とヒューマニズムの間』風行社2003.
（iii）中東情勢をめぐる諸問題：Ｌ.ライト『倒壊する巨塔、アルカイダと“9.11”への道』上・下、白水社2009；Ｃ.アンガー『ブッシュの野望、サウジの陰謀 ― 石油・権力・テロリズム』柏書房2004；Ｊ.スティグリッツ・Ｌ.ビルムズ『世界を不幸にするアメリカの戦争経済 ― イラク戦費３兆ドルの衝撃』徳間書店20089；Ｂ.ウッドワード『攻撃計画 ― ブッシュのイラク戦争』日本経済新聞社2004；細谷雄一『倫理的な戦争 ― トニー・ブレアの栄光と挫折』第２刷、慶應義塾大学出版会2010.
（iv）戦争をめぐる諸問題：田城明『ヒロシマ記者が歩く戦争格差社会アメリカ』第２刷、岩波書店2008；Ｐ.シンガー『ロボット兵士の戦争』NHK 出版2010；Ｊ.ダワー『敗北を抱きしめて ― 第二次大戦後の日本人 ―』岩波書店2004；Ｉ.イリバギザ・Ｓ.アーウィン『生かされて』PHP 研究所2006.

（5）成績評価方法：
各自、指定された課題図書を選択し、要旨報告を口頭でおこなう。学期末に A4 の標準書式で10枚程度の学術論文を執筆するものとする。両者を総合して評価を行う

（6）教科書・参考書：
上掲の課題図書とする。

（7）その他：
第２・第４水曜日14：40―16：10（連絡先　kabashima@law.tohoku.ac.jp）

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**日本法制史演習**		単位	4	担当教員	**吉田　正志**
授業形態	演　習	開講学期	通　年	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年	3,4年		

（1）授業題目：

日本法制史の諸問題

（2）授業の目的と概要：

各自が関心を持つテーマを自由に設定して研究・報告し、それを受けて参加者全員で討論する。

（3）学習の到達目標：

・自分で設定したテーマについて、その調べ方やまとめ方を学ぶ。
・他の人に理解してもらえる発表の仕方を学ぶ。
・批判的精神を養う。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

参加者数にもよるが、原則として前期１回、後期１回の研究発表を求める。後期の討論に際しては、報告者以外の者が、報告に関する質問・感想をあらかじめ文書で用意し、それを中心的な素材とする。参加者がごく少数のときは、上記の報告に加え、近世法制史関係史料を講読する。

（5）成績評価方法：

研究報告の内容、討論への参加状態等を総合的に判断して評価する。

（6）教科書・参考書：

報告者にプリントを作成してもらう。

（7）その他：

① 参加人員は７名以内とする。
② ３、４年生に限る。
③ 日本近代法史、日本法制史Ⅰ、Ⅱの単位取得（見込）を要件とはしないが、無断欠席をせず、討論に積極的に加わる意欲が必要である。
④ 参加希望者は、参加申込みとともに、研究したいテーマ等を1500字程度にまとめた参加希望理由書を教務係に提出すること。参加希望者多数の場合は、この参加希望理由書及び日本近代法史、日本法制史Ⅰ、Ⅱの成績等をもとに選考することがある。なお、参加申込み等の日程は下記の通り。

・参加申込み及び参加希望理由書提出　　５月12日（木）まで
・参加許可者の発表　　５月13日（金）
・第１回演習　　５月19日（木）

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**西洋法制史演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**大内　　孝**
授 業 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年		3，4年	

（1）授業題目：

法制史に関する原書文献の講読

（2）授業の目的と概要：

原書講読によって、叙述される対象についてそのおおよそを理解するとともに、外国語読解の「忍耐力」を涵養する。

（3）授業の内容・方法：

今年度のテキストは、今のところ Sir William Blackstone, Commentaries on the Laws of England, 4vols.（9th ed., 1783）の、第１巻序章第４節からを予定している。ただし、参加者の実情と関心を勘案して、これを変更することがありうる。

演習の進め方は、担当者が分担部分の全訳を予め作成の上、事前に配付し、他の参加者はそれを事前に入念に検討した上でのぞむものとする。

なお、参加者の関心と実情を勘案し、参加者と相談のうえで、これとは大幅に異なる内容・方法に変更することがありうる（テキスト自体の変更をも含む）。

（4）成績評価方法：

分担された全訳への取り組み具合と、毎授業時における取り組み具合とを勘案して評価する。

（5）テキストはコピーして配付する。

（6）その他：

・参加人員は６名以内とする。

・なお、参加希望者は、事前に必ず大内と個別に相談すること（なるべく教務係を通して予約されたい）。開講日は説明会とするので、参加希望者は上記手続を経た上、必ず出席すること。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**西洋法制史演習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**大内　　孝**
授 業 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年		3，4年	

原則として、前期の「西洋法制史演習Ⅰ」を継続する。
したがって、授業題目、内容等、原則として「西洋法制史演習Ⅰ」と同じ。
（ただし、内容ないしテキストの変更がある場合には、その旨掲示する）。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**英 米 法 演 習**		単位	2	担当教員	**芹澤　英明**
授 業 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	2,3,4年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：

「最近のアメリカ合衆国最高裁判所の判例を読む」

（2）授業の目的と概要：

ここ数年にアメリカ合衆国最高裁で出された判例を輪読する。憲法判例が中心であるが、刑事法、経済法、商事法の領域もとりあげる。2005年に、最高裁主席裁判官が Rehnquist から Roberts に交代したことを受け、Rehnquist Court が20年間にわたって形成した判例法理が、Roberts Court の下でどのように継承されていくかを追跡していく。

（3）学習の到達目標：

実際の最高裁の判例を精読することで、アメリカ法の基本的な考え方を修得するとともに、その評釈を、最終レポート（ゼミ論文）の形でまとめることで、法的文書作成に必要なリサーチや表現力の基礎的な力を涵養する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

1．ガイダンス
2．アメリカ合衆国最高裁の構成・手続・判例法の解説
3．判例１　の読解（全員による輪読）
4．　〃
5．　〃
6．判例２　の読解（全員による輪読）
7．　〃
8．個別報告およびディスカッション（数件の判例を順次とりあげていく）
9．　〃
10．　〃
11．　〃
12．　〃
13．レポート（ゼミ論文）作成・添削指導
14．　〃
15．レポート（ゼミ論文）提出と講評

（5）成績評価方法：

演習における討論と最終レポート（ゼミ論文）を総合的に評価する。（最終レポートを提出しないと単位がとれないので注意すること。）

（6）教科書・参考書：

教材はプリントで配布する。

インターネット上の資料（http://www.law.tohoku.ac.jp/~serizawa/blog/）その他参考文献は演習時に紹介する。

（7）その他：

主な教材は英語で提供される。英語の判例・文献を読む意欲がある者、法律英語に興味がある者、法科大学院への進学を希望する者等向け。（今年度は大学院修士課程との合併ゼミとして開講される。）

〈履修要件〉

人員　十数名まで。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**法律ドイツ語演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	トーマス=ベルンハルト・シェーファー
授業形態	演　習	開講学期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	2,3,4年		対象学年		2,3,4年	

（1）授業題目：

法律ドイツ語演習Ⅰ

（2）授業の目的と概要：

この法律ドイツ語演習は、ドイツ語の法律用語について基礎的な知識を身につけてもらうことを目的としている。

（3）学習の到達目標：

ドイツの法律用語について、基礎的な知識を身につけてもらい、あわせて少しずつ会話をできる能力を習得してもらうことを目標としている。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

授業の中では、簡単なドイツ語文献を用いて平易に説明を加えながら、必要な専門的な概念について解説をし、その意味を明らかにする（必要に応じて、日本語にも翻訳する）。

セメスター開始時の受講者の希望を考慮し、優先的に扱う主題（憲法、行政法、刑法、民法およびその他の法分野）を選定する。

（5）成績評価方法：

平常点による。

（6）教科書・参考書：

演習で用いる文献は、追って指定する。

（7）その他：

この演習は、ドイツ語で行なう。この演習に参加するためには、一定程度はドイツ語の予備知識をもっていることが必要になる。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**法律ドイツ語演習Ⅱ**		単位	2	担当教員	トーマス=ベルンハルト・シェーファー
授業形態	演　習	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	2,3,4年		対象学年		2,3,4年	

（1）授業題目：

法律ドイツ語演習Ⅱ

（2）授業の目的と概要：

この法律ドイツ語演習は、ドイツ語の法律用語について基礎的な知識を身につけてもらうことを目的としている。

（3）学習の到達目標：

ドイツの法律用語について、基礎的な知識を身につけてもらい、あわせて少しずつ会話をできる能力を習得してもらうことを目標としている。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

授業の中では、簡単なドイツ語文献を用いて平易に説明を加えながら、必要な専門的な概念について解説をし、その意味を明らかにする（必要に応じて、日本語にも翻訳する）。

セメスター開始時の受講者の希望を考慮し、優先的に扱う主題（憲法、行政法、刑法、民法およびその他の法分野）を選定する。

（5）成績評価方法：

平常点による。

（6）教科書・参考書：

演習で用いる文献は、追って指定する。

（7）その他：

この演習は、ドイツ語で行なう。この演習に参加するためには、一定程度はドイツ語の予備知識をもっていることが必要になる。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**ドイツ法発展演習**		単位	2	担当教員	トーマス=ベルンハルト・シェーファー
授業形態	演　習	開講学期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年	3,4年		

（1）授業題目：
ドイツ法発展演習

（2）授業の目的と概要：
Das Seminar richtet sich vor allem an Studenten im Magisterkurs, ist aber auch fuer fortgeschrittene Studenten im Grundstudium geeignet, die sich fuer das deutsche Recht interessieren. Die im Kurs zu behandelnden Inhalte werden im Einzelnen in Absprache mit den Studenten zu Beginn des Semesters festgelegt, um ein an den tatsaechlichen Interessen der Studenten ausgerichtetes Seminar anzubieten. Abhaengig vom Interesse der Studenten sollen einzelne Problempunkte des deutschen Rechts behandelt werden, wobei der Schwerpunkt auf allgemeinen zivilrechtlichen Fragestellungen liegen soll. Die Studenten sollen sich mit einer oder mehreren Fragen des deutschen Rechts auseinandersetzen und diese rechtsvergleichend zum japanischen Recht schriftlich und in einer muendlichen Praesentation darstellen.
本演習は、主として修士課程の学生、またはドイツ法に関心を持つ学部３・４年生を対象とする。本演習で扱う内容は、参加者の実際の関心に合わせた演習を行うために、演習の初回で参加者との個別の協議を踏まえて決定する。参加者の関心に応じたドイツ法の個別論点が検討されるが、その際に民法上の一般的な諸問題に重点を置くこととしたい。参加者は、１つまたはそれ以上のドイツ法上の諸問題に取り組み、その日本法との比較法的検討の結果を書面および口頭のプレゼンテーションで報告する。

（3）学習の到達目標：
Die inhaltliche Zielstellung des Seminars haengt zwar massgeblich von den von den Studenten vorgeschlagenen und ausgewaehlten Themen ab. Unabhaengig vom Thema sollen sich die Studenten aber in Fragestellungen des deutschen Rechts einarbeiten und diese vor dem Hintergrund ihrer Kenntnisse der eigenen Rechtsordnung verstehen lernen. Insbesondere bei Fragestellungen aus dem allgemeinen Teil des Zivilrechts eregeben sich Gemeinsamkeiten und Unterschiede zwischen der deutschen und der japanischen Rechtsordnung, denen nachgegangen werden soll.
参加者が提案し、選択したテーマに応じて、本演習の実質的な目標は異なりうる。ただし、テーマに関わりなく、参加者はドイツ法に親しみ、その固有の法秩序に対する知識を背景にしてドイツ法を理解できるようになるだろう。とりわけ、民法総則上の諸論点からは、演習における報告や議論を通じて、日本とドイツの法秩序の共通点と相異点が明らかにされる。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
Inhalt und Vorgehensweise haengen von den von den Studenten vorgeschlagenen und ausgewaehlten Themen ab. Ein Schwerpunkt soll auf allgemeinen zivilrechtlichen Themen liegen, die sich gut zur Rechtsvergleichung eignen. Die Studenten sollen sich unter Verwendung japanisch-, englisch- oder auch deutschprachiger Materialien in bestimmte Fragestellungen einarbeiten, wobei – abhaengig von der Teilnehmerzahl zwei bis drei Studenten ein Thema gemeinsam bearbeiten sollen. Das Ergebnis soll schriftlich in einem kurzen Aufsatz (max. 8-10 Seiten) sowie in einer kurzen muendlichen Praesentation vorgestellt werden. Anschliessend soll frei ueber die vorgestellten Probleme diskutiert werden.
参加者が選択したテーマに応じて、演習の内容および進行方法は異なりうるが、比較法的考察に適した民法総則に関するテーマに重点を置くこととする。参加者は、日本語、英語、ドイツ語の文献を用いて、特定の論点を調査する。その際、参加者の数に応じて、１つのテーマを２人または３人の参加者で共同して扱うこともある。それぞれの調査の結果をレポートに（最大限で８－10頁）にまとめ、口頭のプレゼンテーションで報告する。報告後、当該テーマについて自由に議論を行う。

（5）成績評価方法：
Die Benotung erfolgt abhaengig von der Bewertung der schriftlichen und muendlichen Darstellung, sowie der Aktivitaet der Teilnehmer in den Diskussionen.
書面および口頭での報告、ならびに議論への貢献度合いを考慮して成績評価を行う。

（6）教科書・参考書：
Zu den einzelnen Themen werden vom Dozenten zu Beginn des Seminars Literatur- und Rechtsprechungshinweise fuer den Einstieg in die Problemstellung gegeben.
個別のテーマ毎に、担当教員がテーマに取り組むために必要な文献および裁判例を配布する。

（7）その他：
Fuer die Erarbeitung der Problemstellungen sind grundsaetzlich grundlegende Kenntnisse der deutschen Sprache wuenschenswert. Die schriftliche Darstellung kann in japanischer Sprache, die muendliche Praesentation sollte in englischer oder deutscher Sprache erfolgen. Die genauen Bedingungen werden zu Beginn des Semesters nach Ruecksprache mit den Teilnehmern und mit Ruecksicht auf deren Sprachkenntnisse festgelegt.
テーマに関する調査を行うためにドイツ語の基礎的な知識が要求される。書面の報告は日本語でも可能だが、口頭での報告は英語またはドイツ語で行うものとする。詳細な条件については、参加者と協議の上、参加者の語学能力を考慮して演習の初回時に決定する。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**日本政治外交史演習**		単位	4	担当教員	**伏見　岳人**
授業形態	演　習	開講学期	通　年	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	2,3,4年		対象学年			―

（1）授業題目：

吉野作造の政治史講義録を読む

（2）授業の目的と概要：

宮城県大崎市古川出身の吉野作造（1878年生－1933年没）は、民本主義の提唱者として大正期に活躍した政治学者である。また吉野は、我が国における政治史研究の先駆者でもあり、ヨーロッパ政治史・国際政治史・日本政治外交史を横断する幅広い領域で研究にとりくんだ政治史家であった。近年、吉野が大学で行っていた政治史講義を聴いた学生の筆記ノートが新たに発見され、それにより草創期の政治史学の内容が徐々に解明されつつある。本演習では、一世紀近く前の法学部生が書き記したこの政治史講義録を精読し、吉野が同時代の政党政治や国際政治の動向をいかに歴史的に分析したのかを理解し、それを手がかりにして現代の日本政治や国際政治の動向について考察を深めてみたい。

（3）学習の到達目標：

本講義録の内容を正しく理解し、その意義について他人と討論できるようになること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

まず導入として、田澤晴子『吉野作造－人世に逆境はない』（ミネルヴァ書房、2006年）と、岡義武編『吉野作造評論集』（岩波文庫、1975年）の２冊を読み、吉野に関する基礎知識を共有する。その上で吉野の政治史講義録の精読にとりかかる。講義録のテクストは、吉野作造講義録研究会編「吉野作造講義録（一）～（五・完）」（『国家学会雑誌』121巻９・10号、122巻１・２号～７・８号所収）を使用する。この講義録で論じられている主な内容は、ヨーロッパ各国の国家形成と民主化の進展、社会民主主義政党の台頭、国家と宗教の関係、第一次世界大戦の原因とナショナリズム、明治維新と憲法制定過程、などである。

参加者は、上記の本や講義録を事前に読んでくる必要がある。また毎回の授業につき、１名が報告を担当する。ただし参加者の負担を考慮して、数回に１回の頻度で休講をはさみ、その代わりに学期末のゼミ合宿で不足分を補うことにしたい。その他に授業の一環として、吉野作造記念館の見学や、吉野の旧制二高時代の史跡散策などを計画している。

（5）成績評価方法：

報告や議論をもとに総合的に評価する。

（6）教科書・参考書：

前掲の２冊は各自で購入すること。講義録のテクストは、当方でコピーを用意する。

（7）その他：

具体的な進め方や予習の負担などは、初回の授業時の説明会でお伝えします。他学部学生の参加も歓迎し、研究大学院・公共政策大学院との合併で行います。授業担当者の連絡先は、fushimi@law.tohoku.ac.jp です。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**日本政治外交史論文演習**		単位	2	担当教員	**伏見　岳人**
授業形態	演　習	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	2,3,4年		対象学年			―

（1）授業題目：

日本政治外交史論文演習

（2）授業の目的と概要：

日本政治外交史に関する論文を作成する演習である。参加者は、各自でテーマを設定し、参考資料を集め、論文（約１～２万字程度）を執筆する。この演習の参加資格者は、前期から開講されている日本政治外交史演習の参加者のみに限られる。

（3）学習の到達目標：

自分の考えを論文としてまとめる過程を通して、大学で主体的に学ぶことの尊さと喜びを知ることが、本演習での学習の到達目標となる。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

参加者は、おおよそ１ヶ月に１・２回の頻度で授業担当者と面談し、論文作成の進捗状況について報告することになる。テーマの設定は、日本政治外交史に関するものであれば、参加者の判断を最大限尊重する。吉野作造に関連するテーマも大歓迎である。学期末に提出された各自の論文は、１冊の論文集にまとめられ、参加者の記念品となる予定である。

（5）成績評価方法：

作成過程でのとりくみと、提出された論文の内容をもとに、総合的に評価する。

（6）教科書・参考書：

参加者各自の研究テーマに応じて、適宜紹介する。

（7）その他：

本演習は、日本政治外交史演習の参加者のうち、希望者のみを対象とするものです。まず日本政治外交史演習に参加し、前期の授業を体験した上で、後期から開講される本演習への履修を検討されることをお勧めします。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**ヨーロッパ政治史基礎演習**		単位	4	担当教員	**平田　　武**
授業形態	演　習	開講学期	前　期	週間授業回数		2回　毎週
配当学年	1,2,3年		対象学年			―

（1）授業題目：

「ハプスブルク君主国の近代史」

（2）授業の目的と概要：

ハプスブルク君主国の政治史は長らくヨーロッパ政治史研究における空白となっていた。国家自体が政治的単位として第一次世界大戦後に解体してしまったために、その政治史研究の意義がなかなか認められなかったことが主要な要因である。しかしながら、多宗派・多民族帝国における政治的近代化をいかに達成するかという君主国の抱えていた課題の今日的意義は過小評価されるべきではない。王朝原理に基づいて集積された諸領域と、それを単一国家に束ねようとするヨーゼフ主義を体現する官僚機構、諸領域・諸身分の特権と啓蒙に由来する市民社会の建設という近代のプロジェクト、1848年革命に際して顕わとなる自由主義とナショナリズムの相克、多様な言語集団のネイション形成と住民の重層的な忠誠、農業社会と共通市場という広域経済圏のもとで進んだ産業化、1867年のアウスグライヒによって確立した複雑な議会制度（君主国両半分の議会と、両議会から選出される派遣団という制度）、二元的立憲制のもとで参政権が拡大して君主国内諸民族の代表の場となった君主国西半分の議会（帝国議会）、これに対して寡頭的議会制と見なしてよい東半分の議会（ハンガリー王国議会）、派遣団を通した君主の外交・軍事大権に対する議会統制の困難など、君主国はヨーロッパ政治史研究にとって魅力的な素材をいくつも提供する。この演習では、近年刊行・翻訳された近代ハプスブルク君主国の概説史を素材として、そうした君主国の近代史について概観を得ることを目的とする。なお、教材は、二段組みで500頁を超える大著であるので、演習参加者にはじっくり時間をかけて歴史書を読み通してもらいたい。

（3）学習の到達目標：

社会科学的な文献を読み込んで、理解する能力を身につけること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

演習は、教材の章毎に担当者がレジュメ（B4 二枚～三枚程度）を作成して報告し、それに基づいて討議を行う形式で進める。演習参加者には、毎回の出席と議論への参加が要請されることは言うまでもなく、少なくとも一回は報告を担当してもらうことになる。

（5）成績評価方法：

参加者の報告と、質疑・討論への参加に基づいて行う。

（6）教科書・参考書：

ロビン・オーキー『ハプスブルク君主国1765－1918 － マリア＝テレジアから第一次世界大戦まで』三方洋子訳・山之内克子・秋山晋吾監訳（NTT 出版、2010年）

教材は各自で購入すること。必要な場合は副教材をさらに指示する。

（7）その他：

参加希望者は開講日の説明会（追って掲示する）に出席すること。公共政策大学院と合併。他学部学生の履修も認める。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**ヨーロッパ政治史演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**平田　　武**
授業形態	演　習	開講学期	前　期	週間授業回数		2回　隔週
配当学年	4　年		対象学年			3,4年

（1）授業題目：

「ヨーロッパ史と政治学」

（2）授業の目的と概要：

ここ数十年間の民主化に関する比較政治学の関心の中心を占めていたのは、独裁体制からのデモクラシーへの移行に関する研究であった。1970年代半ばの南欧諸国から始まって、ラテン・アメリカ、1989年の東欧諸国に至るまで文字通り世界を席巻した体制変動の波は、今日でもまだ多くの地域にとってアクチュアルな課題であり、研究対象としての魅力を保持している。しかしながら、近年にいたって民主化の比較政治学研究者の一部では歴史研究への回帰が見られるようになってきた。そこでは、社会階級連合分析に基づいて比較的長期の民主化への軌跡、あるいは終着点としての戦間期におけるデモクラシーと独裁への分化の軌跡を跡づけようとしたかつての傾向に対して、この間の歴史制度論の議論の深まりを受けて、デモクラシーを構成する複数の制度の発展への関心、長期的軌跡よりも決定的転機（critical juncture）の分析の重視、国内要因に加えて国際的事件や理念の波及への関心の拡大、非階級的亀裂の重要性の再認識、アクターとしては社会集団よりも政党への着目など、幾多の新しい関心が見られる。この演習では、そうした新しい傾向を示す政治学的ヨーロッパ史研究として、雑誌 *Comparative Political Studies*（『比較政治学研究』）の昨年の特集号を取り上げて、民主化研究の近年の動向について考察する。

（3）学習の到達目標：

英語で書かれた社会科学文献を購読して、その内容を咀嚼した上で、学問的・批判的に討論する能力を身につけること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

演習は、毎回１～２論文を論文毎の担当者にレジュメ（B4 二枚～三枚程度）を作成して報告してもらい、それに基づいて討議を行う形式で進める。演習参加者には、毎回の出席と議論への参加が要請されることは言うまでもなく、少なくとも一回は報告を担当してもらうことになる。

（5）成績評価方法：

参加者の報告と、質疑・討論への参加に基づいて行う。

（6）教科書・参考書：

教材には以下の学術雑誌の特集号を予定している。

Comparative Political Studies, vol. 43, no. 8/9, 2010.

教材はこちらで用意する。参考文献は、演習の中で適宜紹介する。

（7）その他：

参加希望者は開講日の説明会（追って掲示する）に出席すること。研究大学院と合併。他学部学生の履修も認める。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**ヨーロッパ政治史演習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**平田　　武**
授業形態	演　習	開講学期	後　期	週間授業回数		2回　隔週
配当学年	4　年		対象学年			3,4年

（1）授業題目：

「制度変革の比較政治学研究」

（2）授業の目的と概要：

いわゆる歴史制度論と呼ばれる比較政治学の潮流の中では、既存の制度がもたらす政治的選択への拘束性への関心が支配的で、政治発展に関しては、過去の時点における制度選択がその後の軌跡を規定するという経路依存性（path-dependency）や断続均衡（punctuated equilibrium）モデルが仮定されていた。しかしながら、制度の固着性や収穫逓増論だけでは、こうした経路の分岐を生み出した決定的転機（critical juncture）における制度選択を説明する分析上のトゥールに欠けることは否めなかった。ここから、近年の歴史制度論研究においては、分析に理念を再導入することが試みられ（P. Hall, M. Blyth ら）、多様な因果関係モデル（P. Pierson, K. Thelen ら）が提示されてきている。

本演習では、歴史制度論の代表的な研究をサーヴェイする中で、こうした近年の研究動向をフォローする。教材には、学術雑誌に掲載された論文や、論文集に収められた論文の中から、注目を集めた代表的な研究（英文）を選び出す予定である。こうした研究の対象は、多くの場合、政治経済の諸政策分野がとられており、福祉国家、労使関係、財政・通貨政策などが主であるが、政治体制に関する研究も教材に取り上げたい。

（3）学習の到達目標：

英語で書かれた社会科学文献を購読して、その内容を咀嚼した上で、学問的・批判的に討論する能力を身につけること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

演習は、毎回１～２論文を論文毎の担当者にレジュメ（B4 二枚～三枚程度）を作成して報告してもらい、それに基づいて討議を行う形式で進める。演習参加者には、毎回の出席と議論への参加が要請されることは言うまでもなく、少なくとも一回は報告を担当してもらうことになる。

（5）成績評価方法：

参加者の報告と、質疑・討論への参加に基づいて行う。

（6）教科書・参考書：

教材はこちらで用意する。

参考文献は、演習の中で適宜紹介する。

（7）その他：

参加希望者は開講日の説明会（追って掲示する）に出席すること。研究大学院と合併。他学部学生の履修も認める。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**西洋政治思想史演習**		単位	4	担当教員	**犬塚　　元**
授業形態	演　習	開講学期	前　期	週間授業回数		2回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年		2,3,4年	

（1）授業題目：

西洋政治思想史原典講読

（2）授業の目的と概要：

この「西洋政治思想史演習」は、政治思想史の原典講読、ないしは現代政治理論の文献講読を内容とするが、本年度実施するのは前者である。つまり、政治思想史における基本文献（一般には古典と呼ばれる文献）を精読する演習である。本年度は以下のとおり、ホッブズの『リヴァイアサン』（1651）を扱う。

Thomas Hobbes, *Leviathan*, ed. Richard Tuck, Cambridge University Press, 1996.

あまり読まれることのない後半の宗教論も含めて、この演習では全章を読解することが目標である。なお、講読するのは上記文献であり、日本語訳ではない。翻訳では、研究の名に値する丁寧な読解は不可能だからである。日本語訳を各自が参考にすることは自由だが、演習室に日本語訳を持ち込むことは容認されないので注意すること。

（3）学習の到達目標：

・政治思想史の一次文献を ― 一般的にいえば英語文献、学術文献を ― 丁寧に読解する能力を向上させる。
・政治について論理的に思考するトレーニングを行う。
・ディスカッション能力を高める。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

各回を、輪読、担当者の報告、コメント、ディスカッションの順で構成する。参加者は、毎回の出席と予習、および積極的なコミットメントが絶対的に必要である。古典の読解は必ずしも容易ではないが、勉強した、という強烈な記憶を残したい人を歓迎する。『リヴァイアサン』を読まずに政治学は語り得ない、と考える人も歓迎する。学修する意欲のある参加者に助力は惜しまない。

（5）成績評価方法：

平常点

（6）教科書・参考書：

テクストは配布するが、書籍に愛着を抱くためのひとつの方法は所有することであり、可能ならば、各自がテクストを購入することがのぞましい（ISBN：0521567971、amazon 等では1500円程度で購入できる）。

（7）その他：

参加希望者は初回に必ず出席すること。受講にあたっての質問等は、〈inuzuka@law.tohoku.ac.jp〉まで。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**日本外交論演習**		単位	2	担当教員	**橋本　逸男**
授業形態	演　習	開講学期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	2,3,4年		対象学年		2,3,4年	

（1）授業題目：
日本外交論演習

（2）授業の目的と概要：
日中戦争から対英米戦争、敗戦への道を歩む大きな原因となった、日本外交の「失敗」を繞り、当時の外交主務者の問題性について、関係者の日記・回想録等を通して研究し、外交政策（主に対中国）決定過程における責任者の在り方、国民との関係等を考察する。

（3）学習の到達目標：
（イ）演習テーマの時代背景をなす、当時の世界及び日本の諸情勢への理解を深める。
（ロ）演習の課題である日記、回想録等の講読を通じて、（a）資料の読解・分析力を高め、（b）当時の日本外交を繞る状況を精確に把握し、（c）外交政策の決定過程に於ける責任者の在り方、国民との関係等を考察し、併せて、（d）外交に於ける「人」の要素の重要性について知見を得る。
（ハ）以上を通じ、現在の日本外交に関しても、外交主務者と国民に於ける「人」の要素、日本的「心性」等を考慮したアプローチを模索する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
時代背景及び外交に関する基本論を、朝河貫一著「日本の禍機」（講談社学術文庫）に基づいて学んだ後、主要部分は、外交関係者の日記（特に、石射猪太郎日記）及び回想録（特に、重光葵回想録）等を中心とする講読に充てたい。講読は、受講者からの報告とそれを繞る討論、教員のコメントにより進める。
念頭に置くのは、1920年代から40年代迄で、「幣原外交」から「田中外交」、「（内田）焦土外交」、「広田外交」前後、対英米戦争開始から敗戦迄の時期に当たるが、中心を「広田外交」前後に置く。
概ね次により進めるが、基本資料の利用可能性、討論の所要時間等により微調整する。
・序論（第１回）；授業の進め方、「外交論」一般
・「幣原外交」・「田中外交」期（第２回）
・「満州事変」前後の時期（第３～５回）
・「広田外交」期（便宜上「佐藤外交」期を含め、第６～10回）
・近衛「外交」から開戦までの時期（第11・12回）
・敗戦まで（第13回）
・まとめ（第14回）；日本外交の特質、中国論と対中国外交、人物評価を繞る補論等。

（5）成績評価方法：
出席（含授業への貢献）と期末レポートを、概ね同比重で評価する。「欠席」については、特別の事情がある場合には、それを斟酌する。

（6）教科書・参考書：
上記の日記・回想録等の内、市販されている「日本の禍機」は講読用に購入を求める。その他は、発表・討議用に、随時、要所を適宜利用する予定。
その他、適宜参照すべき資料、書籍等があれば、折にふれて紹介する。

（7）その他：
担当教員は外務省の出身であり、上記外交主務者の研究・分析等に際しては、実務の感覚を加味して行いたい考え。
また、担当教員は、授業関連の質問や照会の他、対外関係機関や国際機関等への就職・進路相談にも応じる。連絡先は、川内法学研究棟614号室、内線6200。
Email アドレスは hashimoto@law.tohoku.ac.jp

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**近現代の対中外交論演習**		単位	2	担当教員	**橋本　逸男**
授業形態	演　習	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	2,3,4年		対象学年		2,3,4年	

（1）授業題目：

近現代の対中外交論演習

（2）授業の目的と概要：

近現代の日中関係につき、（イ）重要な事件と外交に関わる文書、文献を学び、事案の客観的把握に努め、（ロ）「もし仮に」を論じ、「あり得た」状況を描いて、歴史を批判的、建設的に追体験し、以て、（ハ）将来に向け、良好な両国関係の構築に寄与し得る能力の修得を目指す。

（3）学習の到達目標：

上記（2）（イ）の「文書、文献の研究」では、資料読解力と客観的事実の把握力の向上が主目標。英文、中国語文資料の講読を通じ、外国語の習熟度向上も目指す。同（ロ）の「歴史の“もしも”」では、固定的な見方を離れ、柔軟にアプローチして、新しい視点の発見、従来の見方の再検証等を目指す。同（ハ）の、「良好な日中関係構築への寄与能力」は、前記二つの目標を達成する中で、自ずから、修得するに至るであろう。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

下記テーマにつき、資料の講読、受講生の発表、教員の解説、討論等を行う。外交は「生もの」であり、資料の上から、また、今日的観点から論じるのみでなく、各事案を巡る状況に身を置き、「主体」の立場から考察することが重要。かかる観点から、本講義では、上記（2）、（3）の如き姿勢を取り、また、担当教員（外務省の出身で、永く日中関係等、日本外交の現場にあった）からも、臨場感、現実感覚のある知見の紹介に努める。

イ、幕末から日清修好条規まで
ロ、日清戦争関連諸文書
ハ、日露戦争関連文書の、清国関係部分
ニ、「対華二十一箇条要求」及び山東省を巡る対独関係
ホ、「幣原外交」と「田中外交」（「東方会議」、所謂「田中上奏文」、山東出兵等）
ヘ、「満州事変」と華北「軍事停戦協定」関連
ト、「広田外交」と対華軍事侵攻
チ、近衛の対華外交と汪精衛
リ、日中国交正常化・共同声明及び日中平和友好条約
ヌ、「改革開放」と日本（ODA、中曽根と胡耀邦、日中関係の「黄金期」）
ル、江沢民政権から胡錦涛政権へ（天安門事件、靖国参拝、「反日」デモ他）

（5）成績評価方法：

授業への出席、貢献及びレポートをほぼ半々に評価する。

（6）教科書・参考書：

簡明な基本書を二、三冊使用し、レジュメ、参考資料等を適宜配布する。

（7）その他：

・受講生は、各テーマを進んで学び、討論に参加する積極性を持つこと、徒に、固定的な観点、既習の学説等に捉われず、柔軟に、独立した思考をすることが、期待される。
・使用言語は日本語。一定の英語力は必須。中国語は、解するのが望ましいが、必須ではない。討論の必要上、一定（例えば日本語一級相当）の会話能力を有することが必須。
・教員へのコンタクト：法学研究棟614号室、TEL：795－6200、Ｅメール：hashimoto@law.tohoku.ac.jp

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**国際関係論演習**		単位	4	担当教員	**大西　　仁**
授業形態	演　習	開講学期	通　年	週間授業回数		2回　隔週
配当学年	2,3,4年		対象学年		2,3,4年	

（1）授業題目：

国際関係論演習

（2）授業の目的と概要：

目的：1．グローバリゼーションの進行に伴って現代社会で起こっている様々な問題を理解する基本的能力を身に付ける。

2．報告や議論を行う能力を向上させる。

3．国際政治に関する英文の文献を読解する能力を向上させる。

参加資格：英文の文献をまじめに読み、毎回のゼミに必ず出席して、積極的に議論に参加する意欲のある者。

（3）学習の到達目標：

1．現代の国際政治を理解する基本的能力を身に付けることによって、これまでの日常生活で培ってきた常識的観点とは異なる観点から、現代社会とりわけ国際社会への関心・理解を深める。

2．報告・議論を行う能力を向上させることによって、将来、国際的舞台で自らの見解を表明し、議論を展開するようになる、確かな足がかりを築く。

3．英文文献を読解する能力を飛躍的に高める。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

内容：現代の国際政治上の主要問題を広く扱う。具体的内容は、追って知らせる。

方法：毎回、報告者が英文文献の担当部分について、予めレジュメを作成して配布すると共に、ゼミの席で口頭の報告を行い、それを基に、参加者全員で議論する。

なお、ゼミにおける議論は主として日本語で行うが、英語で発言しても良い。

予定については追って知らせる。

（5）成績評価方法：

出席状況、報告、議論への貢献と、学期末に提出するゼミ論文により評価する。

（6）教科書・参考書：

主として英文文献を用いるが、詳細は追って知らせる。

（7）その他：

5月11日（水）2：40から1演で説明会を行う（日程の変更もあり得る）ので、参加希望者は必ず出席すること。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**比較政治学演習**		単位	4	担当教員	**横田　正顕**
授業形態	演　習	開講学期	後　期	週間授業回数		2回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年			―

（1）授業題目：

ポスト新自由主義の時代における政治と経済

（2）授業の目的と概要：

世界金融危機・同時不況の到来とともに、政治と経済の関係が新たな焦点となっているが、世界標準を目指して均質化を推し進めてきたかのように見えた資本主義の内実は多様であった。この授業では、新自由主義の経済思想及び経済政策の流れについて振り返った後、現実の多様な資本主義的政治経済構造のあり方について触れ、グローバル経済の危機的状況において、それぞれがどのような点で長所と短所を有しているか、成長の持続可能性はどのように担保されるかについて考察を加えたい。

（3）学習の到達目標：

① 社会科学的な概念や手法を用いた著作を正確に読みこなすこと。

② 単なるテキストの内容理解を越えた批判的な読み方を習得すること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

以下に示したテキストを適当な分量に分けて読み進める。各回の報告担当者を決め、この担当者にテキストの内容報告と論点の提示を行ってもらう。報告に従って参加者全員で討論し、さらに理解を深める。

① David Harvey, *A Brief History of Neoliberalism*, Oxford University Press, 2005.

② Baumol et al., *Good Capitalism and Bad Capitalism and the Economics of Growth and Prosperity*, Yale University Press, 2007.

進度は参加者数と参加者の理解度による。時間的余裕があれば、関連する文献をさらに読み進めたいと考えている。

（5）成績評価方法：

担当箇所の報告の内容と、討論への参加度を評価の対象とする。

（6）教科書・参考書：

使用テキストは（4）に挙げた通り。補足的な参考文献については授業の中で適宜紹介する。

（7）その他：

この授業は参加型の授業であるので、無断欠席などが続いた場合には成績評価の対象外となる。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**比較政治学論文演習**		単位	2	担当教員	**横田　正顕**
授 業 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：

ポスト新自由主義の時代における政治と経済

（2）授業の目的と概要：

比較政治学演習のテーマに即したレポート（論文）の作成指導を目的とする。

（3）学習の到達目標：

レポート（論文）を書くための基本的手順（課題設定、資料の収集、目次の作成、文章化）を身につけ、論理一貫性のある社会科学的な文章を完成させること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

受講者が個々に設置したレポートのテーマに応じて、個別に指導を行う。

（5）成績評価方法：

提出されたレポート（論文）の評価による。

（6）教科書・参考書：

比較政治学演習で指定したテキストに加え、個々のレポート（論文）のテーマに応じた参考書を個別に指示する。

（7）その他：

成績評価の対象者は比較政治学演習を履修登録した者に限る。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**行 政 学 演 習**		単位	4	担当教員	**牧原　　出**
授 業 形 態	演　習	開 講 学 期	通　年	週間授業回数		2回　隔週
配 当 学 年	2,3,4年		対 象 学 年			2,3,4年

「占領期の政治と行政」

太平洋戦争の敗戦後、講和と独立まで、占領軍による間接統治が行われた。この間の政治過程は、一方で政府と占領軍との交渉であり、他方で政府と議会及び政党との相互作用であり、さらには高揚する大衆運動によって彩られた。本演習では、この時期を対象に、幣原喜重郎内閣厚相、帝国憲法改正委員長、社会党片山哲内閣外相、芦田連立内閣首相を務めた芦田均の日記（『芦田均日記第一二～巻』、岩波書店）を講読する。芦田は外交官出身の政治家であるが、外交論の著書も多く、その日記の記述は概ね簡潔・平易であり、鋭い時代観察を随所に含んでいる。適宜、内大臣であった木戸幸一、幣原内閣書記官長であった次田大三郎、占領軍と財政金融政策に関して交渉を続けた大蔵官僚渡辺武の日記等とともに読み合わせ、この時期の政治を立体的に理解することを目指し、現代日本政治・行政の基層への理解を深める。

まず日記の講読に入る前に、基本的な研究書として以下の文献を講読する。

坂本義和・R.E. ウォード『日本占領の研究』東京大学出版会、1987年
五百旗頭真『米国の対日占領政策』中央公論社、1982年
天川晃・増田弘『地域から見直す占領改革』山川出版社、2001年

続いて、この時期の秀逸な記録として、

マーク・ゲイン『ニッポン日記』（ちくま文庫版）
宮沢喜一『東京・ワシントンの密談』（中公文庫版）を読んで、時代の輪郭をつかみ、無理なく当時の日記を講読できるようにする。

日記の講読に関しては、学生は、割り当てられた箇所を読み、当時の新聞・雑誌を渉猟して、該当時期の政治について報告する。また、並行して行政学論文演習を履修し、年度末までに演習に関わるテーマでゼミ論文を作成する。ただし、本演習の成績評価は毎回の参加状況と報告とによって行う。なお、本演習は他学部学生・科目等履修生の履修を認める。

受講希望者は掲示の日時に説明会に出席し、所定期日までに志望理由書を教務係に提出すること。なお、教務係に演習履修希望書を提出する必要はない。

受講にあたって、学生は以下の書物のうち最低１冊は読んでおくことが望ましい。

酒井啓子『イラク　戦争と占領』岩波新書、2004年
升味準之輔『日本政治史４　占領改革、自民党支配』東京大学出版会、1988年
五百旗頭真『占領期　首相たちの新日本』講談社学術文庫、2007年

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**行政学論文演習**		単位	2	担当教員	**牧原　　出**
授業形態	演　習	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　隔週
配当学年	2,3,4年		対象学年		2,3,4年	

本演習は、行政学演習を受講する学生が履修し、演習での講読にあわせて論文を作成することを目的とする。学生は、教員の指導のもと、テーマを選択し、文献を収集し、論文草稿を書き上げる。年度末に、全員で報告会を行う。

履修を希望する学生は、行政学演習を履修し、そこで説明を受けられたい。なお、成績評価は提出された論文によって行う。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**中国政治演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**阿南　友亮**
授業形態	演　習	開講学期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年	3,4年		

（1）授業題目：

中国政治演習Ⅰ

（2）授業の目的と概要：

本演習は、中国という国家について政治学の視座から考察することを目的としている。日本を代表する中国研究者達の著書・論文を講読し、学術的な議論を通じて、日本の将来を左右する存在となりつつある中国とどのように向き合っていくかについて学生と教員がともに考えていく場としたい。

（3）学習の到達目標：

中国政治を分析するうえで求められる専門的知識の習得および学術活動全般に求められる問題発見・論理的思考・プレゼンテーションに関する能力・スキルの向上。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

前半は、19世紀から20世紀半ばにかけての中国の政治変動（中国革命）を扱った入門書を用いて、近代中国の政治史および日本の学界におけるこの時期の中国政治に関する主要な論点・論争について理解を深める。後半は、特定の問題を扱った学術論文について報告と議論をおこなう。期末レポートでは、学生が自らテーマを選び、それに関する文献を読み、自分自身の考察を展開する。

（5）成績評価方法：

受講態度、ブックノートの内容、報告と議論の内容、期末レポートから総合的に判断する。

（6）教科書・参考書：

教科書：吉澤誠一郎『シリーズ中国近現代史１　清朝と近代世界』岩波書店、2010年。川島真『シリーズ中国近現代史２　近代国家への模索』岩波書店、2010年。石川禎浩『シリーズ中国近現代史３　革命とナショナリズム』岩波書店、2010年。参考書のリストは、授業で配布する。

（7）その他：

この演習では、中国政治に関心を持ち、中国関連の書籍を読み、報告を準備し、教員や他の学生と議論をおこなうことに意欲的な学生を歓迎する。中国語の学習経験の有無は問わない。個別指導の充実という観点から構成メンバーは十名前後を想定している。参加希望学生は、初回の授業でおこなうオリエンテーションに必ず参加すること。なお、本演習は、大学院演習との合併で開講する。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**中国政治演習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**阿南　友亮**
授業形態	演　習	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年	3,4年		

（1）授業題目：

中国政治演習Ⅱ

（2）授業の目的と概要：

本演習は、中国という国家について政治学の視座から考察することを目的としている。演習Ⅱでは、中華人民共和国における共産党の統治に関する著書・論文の講読と学術的な議論を通じて、中国という国家の現状および将来の展望について考察する。

（3）学習の到達目標：

中国政治を分析するうえで求められる専門的知識の習得および学術活動全般に求められる問題発見・論理的思考・プレゼンテーションに関する能力・スキルの向上。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

本演習では、まず中華人民共和国の約60年間の政治史を概観する。それを踏まえて、共産党の統治に関する複数のトピックスについて議論をおこなう。近年、中国の「台頭」が世界的に取り沙汰されている傍らで、中国研究界では、中国における「国家の後退」という現象への関心が高まっている。急速な発展により既存の国際秩序を揺るがしかねない存在になりつつある国家が、国内社会に対する統治をめぐって深刻な問題を抱えているという現象のカラクリを解くことが本演習に参加する学生に求められる重要な課題となる。

（5）成績評価方法：

受講態度、報告と議論、期末レポートの内容から総合的に判断する。

（6）教科書・参考書：

教科書：家近亮子・松田康博・唐亮『５分野から読み解く現代中国』晃洋書房2005年。参考文献リストは、授業において配布する。

（7）その他：

本演習は、中国政治演習Ⅰの単位を修得し、中国政治に関する理解をさらに深めたいという学生を対象としている。本演習は、大学院演習との合併で開講する。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**中国政治論文演習**		単位	2	担当教員	**阿南　友亮**
授 業 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	3,4年		対 象 学 年		3,4年	

（1）授業題目：

中国政治論文演習

（2）授業の目的と概要：

本演習は、中国政治に関する学術論文の作成を目的とする。学生は、ワークショップと個別指導を通じて、問題設定、資料収集、議論の組み立て、論文執筆、プレゼンテーション（報告）の準備と実施など学術活動の基本を習得することを目指す。

（3）学習の到達目標：

学術論文の作成をつうじて、議論を論理的に構築する能力の向上を図り、学術論文に要求される基本的なスキルを修得する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

概ね以下のような過程で学術論文の作成を進める。１：研究テーマの決定と研究計画の策定：学生は、教員と相談をしながら、中国政治に関する研究テーマを決め、研究計画を策定する。２：資料の収集と分析：研究テーマが定まった学生は、テーマに関連した資料を集め、分析をおこなう。３：中間報告会：自己の研究テーマ、資料分析の進行状況、仮の目次、今後の作業の見通しなどについて報告。４：論文執筆の個別指導：それぞれの学生の原稿を教員が定期的にチェックし、適宜アドバイスをおこなう。５：論文報告会：学会形式の学術論文報告会をおこなう。学生は、自己の論文を要約してレジュメにまとめ、与えられた時間内に報告する。各報告に対する学生のコメンテーターを事前に決め、報告者とコメンテーターによる質疑応答をおこなう。６：論文の提出

（5）成績評価方法：

中間報告会、論文報告会におけるパフォーマンスおよび学術論文の内容から判断する。

（6）教科書・参考書：

授業において参考となる学術論文を幾つか提示する。

（7）その他：

本演習は、半期の間に資料の収集・分析と論文執筆をおこなうため、参加学生の高いコミットメントが求められる。大学院進学を検討している学生の参加を歓迎する。中国政治というテーマに鑑み、中国政治演習ⅠまたはⅡの単位を修得した学生、あるいは中国政治演習Ⅱを履修中の学生を対象とする。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**交 渉 演 習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**森田　　果**
授 業 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：
交渉演習Ⅰ

（2）授業の目的と概要：
本演習は、毎年12月初めに開催される「大学対抗交渉コンペティション」（以下、ネゴコンペ）に参加するための準備を行うことを目的とするゼミである。ネゴコンペの詳細については、ウエッブサイト（http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/inc/index.html）を参照されたいが、全国（海外も含む）の大学生が集まり、国際的取引をめぐる仮設事例について、いずれかの立場に立って、ビジネス交渉の腕を競うものである（参加費5000円、ただし交通費・宿泊費は例年支給）。審査委員として参加して下さる方々は、現役の弁護士・裁判官・企業法務部の方々などからなっている。

ネゴコンペに参加することで、学生生活では滅多に触れることのできない、ビジネス・法務の最先端を感じ取り、卒業して就職した後や法曹界に進んだ後にもその技術・知識を活用することができる。また、他の大学の学生と対戦することで、東北大生と他の大学の学生との違いを知ることで、就職活動に生かすこともできるだろう。ネゴコンペの準備時期と就職活動の開始時期は重なり、ネゴコンペの準備の負担は確かに重い。しかし、ネゴコンペの準備と就職活動を同時にやり遂げるほど能力のある本ゼミのOB/OGの就職先は、例年、法学部生平均よりも良好である

もっとも、この演習に参加したからと言ってネゴコンペに参加する義務が発生するわけではないし、逆に、演習に参加していないからと言ってネゴコンペに参加できなくなるわけではない。他の授業とバッティングする可能性もあるし、他学部学生の参加も可能だからである。

（3）学習の到達目標・授業の内容方法と進度予定：
ネゴコンペは、①ユニドロワ国際商事契約原則をベースとした仲裁、②交渉、の２日間からなるので、この演習もこの２つの点でのスキルアップを目指すことになる。

まず、交渉スキル（②）は、机上で学ぶのは難しいスキルである。本当の交渉スキルは、実践によらないと身につきにくい。とはいえ、まずは基礎理論を理解しておくことは望ましいから、まず、交渉に関するいくつかの方法論の内容を整理した上で、テキスト『交渉の達人』を利用してスキルアップを図る。

他方、仲裁スキル（①）については、ユニドロワ契約原則の内容を理解した上で、具体的な問題においてそれを応用できるようにする。これは、通常の法律的なスキルであるから、法学部の他の授業の延長線上にあるから、少なくとも前期の交渉演習Ⅰではあまり重視しない。

（4）成績評価方法：
ゼミへの貢献度による（平常点）。

（5）教科書・参考書：
ディーパック・マルホトラ＝マックス・H・ベイザーマン『交渉の達人』（日本経済新聞社）
その他の参考文献は、適宜指示する。

（6）その他：
必須ではないが、後期の交渉演習Ⅱも履修することによって、より多くの実践経験を積めるであろう。

その他の詳細については、担当教員のウエッブサイト
（http://www.law.tohoku.ac.jp/~hatsuru/）を参照。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**交 渉 演 習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**森田　　果**
授 業 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配 当 学 年	3，4年		対 象 学 年			―

（1）授業題目：

交渉演習Ⅱ

（2）授業の目的と概要・学習の到達目標・授業の内容・成績評価方法・教科書：

前期の交渉演習Ⅰに準じる。

ただし、ネゴコンペの問題が発表される10月から、ネゴコンペ当日までの２ヶ月間は、週１回の演習の時間帯だけでは準備が間に合わず、ネゴコンペ参加者は、ゼミ以外にも自主的に集まって準備をする必要が出ると予想されることに注意して欲しい。逆に、その２ヶ月間で燃え尽きてしまうことになるので、その後は、基本的にはゼミは開催されない。従って、後期のイメージは、「週１回×後期全体」というよりはむしろ「週２回（以上）×後期の半分」に近いものになるかもしれない。

交渉演習Ⅰの概要にも記したが、この時期は、３年生にとっては就職活動の開始時期と重なって大変な時期でもある。しかし、本演習のOB/OGの例年の就職先は、法学部生の平均よりも良好である。これは、就職活動と並行してネゴコンペの準備のような大変な作業を行うことができるほどに能力のある人材を、多くの企業が求めているからだろうし、また、ネゴコンペに参加することによってインターンシップにも類似した体験をして学生が成長できるからだろう。通常の法学に飽き足らない学生は、是非チャレンジしてみることを勧める。

（3）その他：

前期の交渉演習Ⅰもともに履修することが望ましい。

その他の詳細については、担当教員のウエッブサイト

（http://www.law.tohoku.ac.jp/~hatsuru/）を参照。

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**法情報学演習**		単位	2	担当教員	**金谷　吉成**
授業形態	演　習	開講学期	後　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年		2,3,4年	

（1）授業題目：
情報社会と法

（2）授業の目的と概要：
コンピュータとインターネットが急速に普及した現代社会。しかし、その変革に法的な対応が十分に追いついておらず、実際にさまざまな問題が生じている。本演習は、情報に関する法律問題について、ここ数年に出された文献・資料・判例を取り上げ、憲法、民法、知的財産法、刑法などさまざまな観点から多角的に分析を加える。
受講生は、みずから選択したテーマについてリサーチを行い、問題の所在や法的解決手段について主体的に取り組み考え、個別報告とレポート（ゼミ論文）作成を通じて、リサーチ結果を文章化する技術と能力を養うことを目的とする。

（3）学習の到達目標：
1．情報社会の中で見出した疑問を解明し、問題に対処するための情報収集（法令、判例及び学説等を含む）ができるようになる。
2．情報財の価値・特質・役割を理解し、それが社会のどのような場面でどのように機能しているかを理解する。
3．疑問や問題を多角的な観点からとらえ分析し、自分のことばで説明できるようになる。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
1．ガイダンス（演習の趣旨、内容、評価の説明）
2．情報法の概要（情報のデジタル化、ネットワーク化に伴う問題について解説）
3．リーガル・リサーチの手法（インターネットやデータベースを用いた文献・判例・法令の検索について解説）
4．特定のテーマについて、全員による輪講
5．　〃
6．個別報告およびディスカッション（参加者がテーマを選択して発表）
7．　〃
8．　〃
9．　〃
10．　〃
11．　〃
12．　〃
13．レポート（ゼミ論文）作成・添削指導
14．　〃
15．レポート（ゼミ論文）提出と講評

以下に演習テーマの例を示す。いかなるテーマを選択するかは、受講生の自由な主体的判断に委ねられる。
・インターネット上の表現行為と表現の自由（名誉毀損、プライバシー侵害など）
・個人情報保護
・電子メールの法律問題（プライバシー保護、迷惑メールなど）
・サイバー犯罪（わいせつ罪、詐欺、不正アクセスなど）
・電子商取引、電子マネー、電子決済
・電子署名・認証制度と電子公証制度
・デジタル時代の知的財産権（著作権法、特許法、商標法、不正競争防止法など）
・ファイル共有ソフトの法律問題
・プロバイダの責任
・インターネット時代の通信と放送の融合
・インターネットと国際訴訟（裁判管轄、準拠法の問題）

（5）成績評価方法：
演習における討論（20%）、個別報告（40%）、最終レポート（40%）に基づいて評価する。

（6）教科書・参考書：
教科書は使用しない。購読する文献・資料・判例については、適宜プリントで配布する。また、必要に応じて参考書やWebサイトを紹介する。

（7）その他：
大学院修士課程との合同ゼミとして開講する。
〈参加要件〉
人員十数名まで。
〈ホームページ〉
http://www.law.tohoku.ac.jp/~kanaya/infosemi2011/

科目区分	学　部　演　習					
授業科目	**現代地方自治演習**		単位	2	担当教員	**菅原　泰治**
授業形態	演　習	開講学期	前　期	週間授業回数		1回　毎週
配当学年	3,4年		対象学年			―

（1）授業題目：
現代地方自治演習

（2）授業の目的と概要：
授業の前半は、限界集落問題や自治体破綻など地方の疲弊とその要因分析、地域再生の取組み、市町村合併や道州制など自治体再編の問題等、最近の地方行政をめぐる基本的課題について考察する。
授業の後半は、地方自治体が地域活性化に取り組んでいる具体的な事例を取りあげ、自治体の政策形成のプロセスや施策実施上の課題等について検討を行う。

（3）学習の到達目標：
地方の自立や活性化のために何が必要なのかについて、自分なりの意見や考えを述べられるようになることを目標とする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
1．ガイダンス
2．地方行財政に関する基礎知識
3．限界集落問題
4．自治体破綻
5．地域再生への取組み
6．市町村合併
7．道州制
8．人口減少時代の地域活性化の事例
9．安心して暮らせる地域づくりの実例
10．地域における医療の確保の事例
11．地域協働によるまちづくりの事例
12．地域経済活性化に向けた産業政策の実例
13．宮城県における地域活性化策
14．地域資源を生かした地域づくりの事例

・授業の前半は担当教員が指定する参考文献や資料について、担当者がレジュメに基づき概要や論点を報告し、それに基づいて、参加者全員で議論を行う。
・授業の後半は、自治体の具体的な政策事例を取りあげ、その成果や課題について、担当者がレジュメに基づき概要や論点を報告し、それに基づいて、参加者全員で議論を行う。宮城県庁幹部とのディスカッションも予定している。
・なお、授業内容や取りあげる実例については、変更する可能性がある。

（5）成績評価方法：
・授業への出席状況や、報告内容、討議における発言等を踏まえ、総合的に評価する。

（6）教科書・参考書：
・授業で使用する参考文献や資料については、適宜指示する。

（7）その他：
・第１回目は、ガイダンスとし、本演習の進め方について説明するので、参加希望者は必ず出席すること。
・既に現代地方自治演習又は地方自治演習を受講した者は対象外とする。
・教員は総務省出身の実務家教員であり、総務省や地方公務員への就職希望者には、希望に応じて助言等を行うので、相談されたい（sugawara@law.tohoku.ac.jp）。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**憲 法 演 習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**辻村みよ子**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		2回　隔週

（1）授業題目：

新しい憲法判例を中心にした憲法問題研究。

（2）目的と概要：

最新の憲法判例等を素材として、憲法上の重要な問題について判例・学説上の論点を理論的に分析して討論する。判例の検討にあったっては、最高裁判決だけでなく、下級審判決や事例に含まれている争点や問題点を重視し、最新の比較憲法的な理論展開を踏まえて分析する。

（3）学習の到達目標：

憲法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの講義で学んだ日本国憲法および憲法学についての基本的な知識を一層深く掘り下げて研究し、判例学説上の憲法理論的問題を習得することを目指す。最新の憲法判例を素材とすることで、憲法政治や人権保障の動向にも敏感な視点を養い、さらに自己の見解を発表して相互に批判し討論することを通じて現代的な憲法問題を主体的に学習する。ゼミでの報告や共同研究の成果は、「ゼミ論集」を作成して記録する。

（4）演習の内容・方法と進度予定：

演習の方法や担当者・報告テーマ等は、初回に参加者と相談して決定する。毎回２名程度の報告者がレジメを用意して報告し、討論することを原則とする。

最新の判例や憲法問題を素材とするため、日常的な憲法政治の動向や人権問題、憲法訴訟等に関心がある人の参加が望まれる。また、これらの問題について自分の意見をもち、積極的に発言することが必須である。

（5）成績評価方法：

レポートの内容や発言回数、演習への貢献度などを加味して評価する。

（6）教科書・参考書：

樋口陽一・山内敏弘・辻村みよ子・蟻川恒正『新版憲法判例を読みなおす』日本評論社［2011年］

辻村みよ子編『憲法判例Ｘ事例研究』法律文化社［2011年近刊］

辻村みよ子『憲法（第３版）』日本評論社［2008年］

別冊ジュリスト『重要判例解説・平成22年版・憲法』有斐閣［2011年］

その他の参考書は適宜紹介する。

（7）その他：

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**比較憲法演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**辻村みよ子**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		１回　毎週

（１）授業題目：

フランスの憲法改正や憲法院判例研究を中心にした比較憲法研究。

（２）授業の目的と概要：

フランスでは、2008年憲法改正によって憲法院に事後的違憲審査制が導入された。フランス憲法の展開や2010年３月施行後の憲法院判例等を素材としつつ、最新の比較憲法学上の重要問題について理論的に分析して討論する。

（３）学習の到達目標：

比較憲法についての基本的な知識を一層深く掘り下げ、フランスの憲法の動向や憲法院判例を素材としてフランス憲法および比較憲法の新動向について習得することを目指す。

（４）授業の内容・方法と進度予定：

フランス語で憲法院の新判例および解説文を読み、議論する。

また参加者の状況により、比較憲法について担当者をきめて報告を行う。

（５）成績評価方法：

報告内容や、演習参加状況などを加味して評価する。

（６）教科書・参考書：

辻村みよ子『新版　比較憲法』岩波書店［2011年］

辻村みよ子『フランス憲法と現代立憲主義の挑戦』有信堂［2010年］

フランス憲法判例研究会編・辻村みよ子編集代表『フランスの憲法判例』信山社［2003年］

その他、フランスの判決原文等はコピーする。

（７）その他：

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**憲 法 演 習 Ⅲ**		単位	4	担当教員	**中林　暁生**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	通　年	週間授業回数		2回　隔週

（1）授業題目：
憲法の学修

（2）授業の概要と目的：
憲法問題についての思考能力を身につけること。

（3）学習の到達目標：
憲法問題についての思考能力を養成すること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
このゼミは、学部ゼミとの合同ゼミであるが、参加者には、大学院生にふさわしい形での参加を求める。前期は日本の憲法学に影響を与えたアメリカ合衆国の憲法学説について報告をしてもらい、さらに学期末にレポートを提出してもらう。後期は、アメリカ合衆国最高裁判所の著名な判例について報告をしてもらい、さらに学期末にレポートを提出してもらう。

（5）成績評価方法：
前期と後期にそれぞれ一本ずつレポートを提出することが単位取得要件である。成績は、提出されたレポート、報告、出席状況、各回の発言等から総合的に評価する。

（6）教科書・参考書：
『法学セミナー』2011年４月号（676号）から連載される「憲法ゼミナール」
その他の参考書等は初回のゼミの時に指示する。

（7）その他：
参加希望者は、必ず、事前に担当教員（中林）に相談すること。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**比較憲法演習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**佐々木弘通**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

アメリカ憲法研究（原書講読）

（2）授業の目的と概要：

下記に指定するテキストを講読する。英文テキストの読解力を向上させるとともに、憲法問題に関する判断力を養成することが、本演習の目的である。

（3）学習の到達目標：

英文テキストを読解する力の向上と、憲法問題に対する判断力の養成とが、目標となる。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

下記に指定するテキストを講読する。参加者の英文読解力にもよるが、基本的には毎回10頁程度を読み進める予定である。レポーターが、テキスト担当部分の要約とそれに対する論評を行い、コメンテイターがテキストの同じ部分に対する論評を行い、それを受けて全員で議論を行う。

（5）成績評価方法：

出席と課題遂行度により評価する。

（6）教科書・参考書：

教科書

DAVID A. STRAUSS, THE LIVING CONSTITUTION (Oxford University Press, 2010).

（7）その他：

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**行政法演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**稲葉　　馨**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

ドイツ行政法の研究

（2）授業の目的と概要：

ドイツ行政法の基本書を原語で読み、ドイツ行政法についての理解を深めると共に、ドイツ語の読解能力を高めることを目的とする。

（3）学習の到達目標：

ドイツ行政法の基本知識を修得すると共に、ドイツ語の読解力を身につける。

（4）授業の内容と進度予定：

1．イントロダクション
2．ドイツ語文献講読　（1）
3．　〃　（2）
4．　〃　（3）
5．　〃　（4）
6．　〃　（5）
7．　〃　（6）
8．　〃　（7）
9．　〃　（8）
10．　〃　（9）
11．　〃　（10）
12．　〃　（11）
13．　〃　（12）
14．　〃　（13）
15．まとめ

（5）成績評価方法：

毎回の出席を前提とし、ドイツ語読解・質疑応答ぶりなどを総合して評価する。

（6）参考書・教科書：

ドイツ語文献については、H-U. Erichsen/D. Ehlers, Allgemeines Verwaltungsrecht, 14. Aufl., などの購読を予定しているが、具体的には、受講者と相談して決める。

（7）その他：

受講者には、一定のドイツ語読解力が要求される。受講希望者は、事前に稲葉と相談すること。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**行政法演習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**稲葉　　馨**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

日・独行政法の比較研究

（2）授業の目的と概要：

近時のドイツ行政法の基本書ないし重要論文を原語で読み、わが国における理論状況と比較することを通じて、日・独行政法の理解を深めると共に、ドイツ語の読解能力を高めることを目的とする。

（3）学習の到達目標：

一定のテーマについて、日独行政法の発想・対応の異同を比較しながら、理解を深める。

（4）授業の内容と進度予定：

前半は、ドイツ語文献を講読する。それを踏まえ、後半は、邦語文献を読んで、比較検討する。

1．イントロダクション
2．ドイツ語文献講読　（1）
3．　〃　（2）
4．　〃　（3）
5．　〃　（4）
6．　〃　（5）
7．　〃　（6）
8．　〃　（7）
9．邦語文献講読及び比較検討（1）
10．　〃　（2）
11．　〃　（3）
12．　〃　（4）
13．　〃　（5）
14．　〃　（6）
15．総　括

（5）成績評価方法：

毎回の出席を前提とし、ドイツ語読解・質疑応答ぶりなどを総合して評価する。

（6）参考書・教科書：

ドイツ語文献については、受講者と相談して決める。邦語文献は、さし当たり、磯部力＝小早川光郎＝芝池義一編『行政法の新構想』（全３巻）所収の論文とそこで引用されている文献。

（7）その他：

受講者には、一定のドイツ語読解力が要求される。受講希望者は、事前に稲葉と相談すること。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**都市環境政策論演習**		単位	4	担当教員	**島田　明夫**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	通　年	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：
都市環境政策論演習

（2）授業の目的と概要：
少子高齢化の進展、人口減社会への突入など多くの社会変革の中で我が国の都市は多くの問題に直面しているが、なかでも成長型の都市構造から成熟型の都市構造への転換が求められている。
21世紀は「環境の世紀」であるといわれており、地球環境問題の出現を重要な契機として環境問題への関心が飛躍的に高まり、それに伴って環境政策への期待が大きくなってきている。本演習では、都市環境政策に対するニーズの高度化に対応して、学際的な研究分野である「法と経済学」の方法論を使って、都市環境政策の経済分析などを試みる。
本演習においては、講義形式も交えながら、都市法、環境法を中心として、経済学、社会学、都市工学等様々な分野の知見を活用して、都市環境の整備に関する理論と実践を学ぶことで現在の都市が直面している課題とその解決策を考える。

（3）学習の到達目標：
都市環境政策について、多角的で学際的な分析手法を体系的・実践的に習得し、政策の優劣を判断して政策の必要性や根拠を説明するノウハウや予防法を含めた実践的な法技術等を身につけることを目標とする。

（4）授業の内容と進度予定：
初回はガイダンスを行い、取り上げるテーマや演習の詳細について説明するので、参加希望者は必ず出席すること。
その後は、授業形式と演習形式を併用してすすめる。演習形式においては、参加者がレジュメ又はパワーポイントを基に報告を行い、その報告を基に参加者全員で質疑・討論を行う。
前期では、主として以下の事項を取り上げる。
Ⅰ　都市環境政策の推移
Ⅱ　都市環境政策の基本理念と原則
Ⅲ　環境法の概要
Ⅳ　都市法の概要
Ⅴ　都市環境に係る経済学の基本
Ⅵ　都市環境に係る法と経済学の基本
後期では、主として以下の事項を取り上げる。
Ⅶ　都市環境政策の評価基準
Ⅷ　都市環境分析の枠組み
Ⅸ　都市環境の費用便益分析
Ⅹ　都市環境政策の手法の比較検討
Ⅺ　都市環境政策手法の選択とポリシーミックス
Ⅻ　地球環境問題への対応

（5）成績評価方法：
通常時における質疑・討論等演習への積極性を最重視する。その他、報告や発言の内容、出席状況等を総合的に評価する。

（6）参考書・教科書：
教科書は特に用いない。必要に応じて資料を配布する。
参考書は適宜紹介する。

（7）その他：
片平キャンパスにおいて、公共政策大学院との合同で行う。
参加者は、10名程度を予定している。
教員メールアドレス：shimada@law.tohoku.ac.jp

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**環境政策演習**		単位	2	担当教員	**西田　主税**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：
地球温暖化問題をめぐる政策課題

（2）授業の目的と概要：
地球温暖化問題について、気候変動枠組条約や京都議定書をはじめとする国際社会における枠組み形成の経緯と内容について理解するとともに、我が国における地球温暖化対策推進法の構築等の国の取組、地方自治体における地域温暖化計画の策定等の取組、企業活動や NPO 等における独自の取組や草の根の取組など、各主体における様々な温暖化対策の取組についてレビューする。これらを通じ、地球温暖化問題に関する基本的理解を図るとともに、地球温暖化問題に関する国際社会と国内的対応の相互関係について考察する。

（3）学習の到達目標：
地球温暖化問題について、国際社会における法的枠組みづくりと我が国における各主体の取組の状況や今後のあり方について、多角的な視点から意見・主張を展開できるようになることを目的とする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
1．ガイダンス
2．基本文献の選択
3．気候変動枠組条約交渉の経緯
4．気候変動枠組条約の内容
5．京都議定書交渉の経緯
6．京都議定書の内容
7．地球温暖化対策推進法等国の取組
8．地域温暖化計画等地方自治体の取組
9．民間企業、NPO 等の取組
10．近年の条約・議定書締約国会議の動向
11．近年の我が国の温暖化対策の動向
12．ゼミレポート案の提出と各自発表
13．ゼミレポート案に基づくディスカッション１
14．ゼミレポート案に基づくディスカッション２
15．ゼミレポートの提出及び講評

（5）成績評価方法：
通常時からの演習への積極性を重視しつつ、報告や発言内容、出席状況、ゼミレポート等も総合的に評価する。

（6）教科書・参考書：
「環境六法平成22年版」（環境法令研究会編集）（中央法規）
「地球温暖化交渉の行方」（高村ゆかり、亀山康子 編集）（2005）（大学図書）
「京都議定書をめぐる国際交渉」（浜中裕徳編）（2006年）（慶応義塾大学出版会）
「The Economics of Climate Change（The Stern Review）」（Nicholas Stern）（2006）（Cambridge University Press）
「東アジアの経済発展と環境政策」（森　昌寿 編著）（2009）
「持続可能なアジア：2005年以降の展望 ― 革新的政策を目指して ―」（2006）（地球環境戦略研究機関編）
「地球環境問題の比較政治学 ― 日本・ドイツ・アメリカ」（ミランダ・A・シュラーズ）（2007）（岩波書店）
その他参考文献は、適宜指示する。

（7）その他：
気候変動枠組条約及び京都議定書を原文（英語）で理解できることが望まれる。参加希望者は、初回に必ず出席すること。学部３，４年、M1，M2 での合同演習。なお、受講人数の調整を行う場合がある。教員は環境省出身。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**租 税 法 演 習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**澁谷　雅弘**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

最近の租税法重要判例

（2）授業の目的と概要：

この授業は、租税法についての基礎的知識を有する学生を対象として、租税法上の重要な判例の内容と、その前提である租税法規、租税実務上の課題について検討し、税制に関する正確な知識および理論的な批判能力を身につけることを目的とする。

授業は、演習形式により行い、各回のテーマに関して報告者を決め、その報告を巡って対話・討論を行うことにより進める。

（3）学習の到達目標：

1．租税法の重要な論点について正確な知識を得る。
2．判例や租税法規の調査を行う能力を得る。
3．税制について理論的・批判的に分析を行う能力を得る。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

とりあげる判例は、別途指示する。

（5）成績評価方法：

レポート試験及び平常点による。平常点は、出欠のみならず、事前準備、問題発見能力、議論への参加等を重視する。

（6）教科書・参考書：

教科書は特に指定しない。

参考書としては、金子宏『租税法』（弘文堂）、水野忠恒『租税法』（有斐閣）を勧める。

（7）その他：

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**租 税 法 演 習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**澁谷　雅弘**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

日本の税制に関する議論

（2）授業の目的と概要：

この授業は、租税法についての基礎的知識を有する学生を対象として、近年の日本において税制改革に関してどのような論点が問題となっているかを知り、その論点を巡って議論を深めることにより、税制に関する正確な知識、理論的な批判能力、政策立案能力等を身につけることを目的とする。

授業は、演習形式により行い、各回のテーマに関して報告者を決め、その報告を巡って対話・討論を行うことにより進める。

（3）学習の到達目標：

1．日本の税制の現状について、正確な知識を得る。
2．租税制度の沿革や立法過程の調査を行う能力を得る。
3．税制について理論的・批判的に分析を行う能力を得る。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

主に平成23年度税制改正大綱や平成22－23年の税制調査会資料を用いて、各論点について報告担当者を決め議論をする。但し、参加者の関心分野によっては変更もありうる。

（5）成績評価方法：

レポート試験及び平常点による。平常点は、出欠のみならず、事前準備、問題発見能力、議論への参加等を重視する。

（6）教科書・参考書：

教材として上記の資料等を用いる。

参考書としては、金子宏『租税法』（弘文堂）、水野忠恒『租税法』（有斐閣）、『図説日本の税制』（財経詳報社）等を勧める。

（7）その他：

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**刑　法　演　習**		単位	4	担当教員	**岡本　　勝**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	通　年	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

ドイツ法理論の研究（原書講読）

（2）授業の目的と概要：

ドイツ法理論に関する下記の原書を講読することを通して、精確なドイツ語の読解力を会得し、さらに、ドイツ法理論の定礎にある基本的な思想・理論を学習・検証すること。

（3）学習の到達目標：

ドイツ法に関する原書を精確に読解する力を涵養し、ドイツ法理論に関する知識を深めること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

下記（6）の原書を輪読する（報告者は、担当部分の全訳文を作成し、参加者全員に事前に配布すること）。

（5）成績評価方法：

原則として、各人の報告の内容に対する評価による。

（6）教科書・参考書：

Georg Jellinek: Die sozialethische Bedeutung von Recht, Unrecht und Strafe
（イェリネク著『法、不法及び刑罰の社会倫理的意義』）, 2. Aufl., 1908
上記テキストのコピーを配布するので、必要な者は6階の岡本研究室まで申し出ること。

（7）その他：

学部学生若干名のオブザーバー参加を認める。単位を取得することはできないが、ドイツ法に関する原書の輪読に参加したい者は、岡本研究室まで申し出ること。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**刑 法 演 習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**成瀬　幸典**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

・ドイツ刑法に関する文献の講読

（2）授業の目的と概要：

・ドイツ刑法に関する文献を精読し、わが国の刑法理論に大きな影響を与え続けているドイツ刑法理論に関する理解を深める。

（3）学習の到達目標：

・ドイツ刑法に関する理論的理解を深め、比較法的知見を獲得する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

・詳細は、参加者と意見交換しながら、第１回目の演習時に決定する。

（5）成績評価方法：

・演習での発言などを総合して評価する。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**刑事訴訟法演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**佐藤　隆之**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（授業の目的と概要）

Jon B. Gould, The Innocence Commission（New York University Press, 2008）を講読し、アメリカ合衆国の刑事司法について理解を深めることを目的とする。

（授業の内容・方法と進度予定）

事前に担当者を決め、その報告およびレジュメ（全訳である必要はない）を基に議論を行う。

（成績評価の方法）

成績評価は、演習における発言と報告内容による。

（備考）

第１回目は、説明会とし、本演習の詳細（日程、分担など）について決定する。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**刑事訴訟法演習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**佐藤　隆之**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（授業の目的と概要）

引き続き Jon B. Gould, The Innocence Commission（New York University Press, 2008）を講読し、アメリカ合衆国の刑事司法について理解を深めることを目的とする。

（授業の内容・方法と進度予定）

事前に担当者を決め、その報告およびレジュメ（全訳である必要はない）を基に議論を行う。

（成績評価の方法）

成績評価は、演習における発言と報告内容による。

（備考）

第１回目は、説明会とし、本演習の詳細（日程、分担など）について決定する。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**刑事訴訟法演習（発展）**		単位	2	担当教員	**井上　和治**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

英米刑事訴訟法史文献講読

（2）授業の目的と概要：

J. H. Langbein, The Origins of Adversary Criminal Trial（Oxford: Oxford University Press, 2003）を講読する。

（3）学習の到達目標：

① 研究大学院において刑事訴訟法の理論的研究に携わっている学生が、研究を遂行してゆくための基礎的な方法論を獲得することを目的とする。

② 17世紀中盤から19世紀前半にかけてのイングランドにおける近代的な刑事訴訟の形成過程に関する検討を通じて、《刑事訴訟法における各種の原則や権利の意義を歴史学的な観点から理解する》ことを目的とする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

演習参加者は、教材の指定箇所を要約したうえ、内容に関する論評を含め、レジュメにまとめて報告するものとする。教材を文字通り「通読」することを至上命題とする。

（5）成績評価方法：

① 報告内容、討論中の発言内容を総合的に判断する。

② 報告を課せられた回に欠席した場合は、事情の如何を問わず単位を認定しない。

③ 合計２回以上欠席した場合は、事情の如何を問わず単位を認定しない。

（6）教科書・参考書：

① 教材は各自で購入し、第１回目の演習に持参すること。

② 田中英夫編『英米法辞典』（東京大学出版会、1991年）は、高額ではあるが、必ず購入のうえ、毎回持参すること。同書が手元にない限り、教材を読み進めることは不可能である。

（7）その他：

① この演習は、法学部と合同で開講される。

② 参加希望者は、最低1200字以上の参加希望理由を記したメールを、担当教員のメールアドレス宛（k-inoue@law.tohoku.ac.jp）に送信すること。最終的な履修の可否は、面接によって決定する。

③ 演習参加者は、刑事訴訟法に関して十分な知識を有する者に限る。

④ 演習を維持するためには、個々の参加者がこれまでの学生生活を通じて継続的・精力的に英語学習に取り組んできており（担当教員のホームページの「学習の手引（語学）」を参照）、既に高度な英語力を有していることが前提となる。このため、参加希望者は、TOEFL iBT の成績証明書のコピーを提出すること（2010年４月１日の時点から２年以内のスコアに限る）。概ね100点以上が最低限の水準となろう。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**民　法　演　習　I**		単位	2	担当教員	**中原　太郎**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数	2回　隔週	

（1）授業題目：

民法（財産法）判例演習

（2）授業の目的と概要：

本演習では、民法（主に財産法）に関する最高裁判例を取り上げ（不法行為法に限定されないので注意 K)、参加者による報告とそれをもとにした議論を行う。通常の民法の講義では、時間の関係上、抽象的な議論の比重が大きくならざるをえないが、本演習では、具体的な事案に関する裁判所の判断を取り上げて、その理論的意義や妥当性について考察することを目的とする。講義でも取り上げるような基本判例を扱うというよりは、一般論をもとにした応用力が問われるような最近の最高裁判例を扱いたい。なお、判例を題材にした演習ではあるが、当該判例の紹介にとどまらず、教科書・論文・解説・判例評釈等を参照しつつ、当該判例を「評釈」する（報告者自身で問題を発見し、その解決を考える）ことが求められる。

（3）学習の到達目標：

民法（主に財産法）に関する一般論を、個々の事例に適用・応用できるようにする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

初回（４月15日）は、①演習の方式及び成績評価の方法等のアナウンス、②演習で扱う判例の提示及び担当判例の決定、③文献収集方法等に関するガイダンス等を行う。その後の各回は、各参加者の報告及び議論に充てられる。

（5）成績評価方法：

平常点及びレポートによる（レポートを課すか否かは報告内容を見て決める）。

（6）教科書・参考書：

特に指定しない。もちろんサポートはするが、当該判例に関連する文献を、自らのイニシアチブで収集することが求められる。

（7）その他：

民法（財産法）の各講義を履修済みであるか、履修する意欲があることが必要である。

なお、事前に中原まで直接メールを送れば、第一希望の履修希望届が出されたものとして扱うことも可能である（初回の前日の正午まで。メール・アドレス：nakahara@law.tohoku.ac.jp）。希望者多数の場合には抽選を行うことがある。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**民法基礎演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**米村　滋人**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		2回　隔週

（1）授業題目：

下級審判決から見る民法

（2）授業の目的と概要：

民法は、どう勉強したらよいだろうか。条文を読んでも、教科書を読んでも、今ひとつ民法がよく理解できないと思っている学生はかなり多い。その理由の１つは、民法が、種々の特別法や多数の判例によって修正・補完を受けていることに加え、信義則・権利濫用法理などの一般条項や、私的自治の原則など基本原理ともいうべき思想に基づいて、柔軟な規範形成の可能性を有することであろう。民法典施行後110年が経過し、積み上げられた判例や個別場面での適用ルールは膨大な数に上るが、これらを片っ端から暗記するというのは現実的でない。ところが多くの学生は、これらをすべて暗記しなければならないと思い込み、民法を苦手科目に自ら追いやってしまうのである。

解決の１つは、民事裁判官が具体的事例で民法をどのように「使っている」か、そしてどのように事件を「解決している」かを知ることで、個別のルールを相互に関連づけて理解できるようにすることである。本演習では、下級審判例を素材として現実の紛争のありようを理解した上で、過去の最高裁判例や民法の基本原理との関係でその種の紛争に対しいかなる解決が適合的であるかを考えることにより、民法全般につき理解を深める手がかりとしたい。

（3）学習の到達目標：

① 具体的紛争において裁判所が示す法規範の内容を読み取り、判例法や民法の基本原理との関係で当該法規範の内容を的確に理解することができる。

② 民法の諸規範を具体的事件に適用した場合に得られる解決につき理解することができる。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

全体を３～４名程度の班に分け、前半では２つの班に賛成・反対に分かれて担当判例の内容や関連論点について報告してもらい、後半でそれに関し討論を行う。参加者はできるだけ討論に積極的に参加できるよう、各自の判断で教科書等の該当箇所を予め読んでくることをすすめる。なお、取り上げる判例は資料として準備するが、参加者の意見も取り入れて内容を決定したい。

（5）成績評価方法：

平常点およびレポートによる。

（6）教科書・参考書：

特に指定しない。

（7）その他：

本演習は学部演習との合併で開講する。ただし、元来は学部２年生向けの演習であるので、留学生や他学部卒業者など、民法の基礎的な学習を希望する者の履修を想定している。

その他詳細は、初回に説明する。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**民 法 演 習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**米村　滋人**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

不法行為法の諸問題

（2）授業の目的と概要：

〔概要〕

不法行為法に関する諸論点につき学説・判例を中心に検討する。

〔目的〕

不法行為法は、民法の中でも抽象性が高く、全体像を理解することの難しい分野である。そのため本来であれば、具体的な紛争事例を参照しながら個々の解釈論を考えることが望ましいが、講義においては時間的な制約もあり十分な対応が難しい。本演習では、不法行為法の抽象的な解釈論を復習しつつ、具体的な適用事例やいくつかの重要論点に関する学説・判例などにつき検討することにより、不法行為法全体にわたる理解を深めたい。

（3）学習の到達目標：

① 不法行為法に関する学説・判例の内容を正確に理解する。

② 不法行為法におけるいくつかの基本命題や抽象概念（過失や違法性など）につき、その法的・社会的意義と問題点を認識しつつ有機的に理解する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

以下の各項目につき報告者に報告してもらい、それについて参加者で討論を行う（各人の報告は原則として１回とする）。なお、以下の内容は現時点での案であり、参加者の希望や構成に応じて変更する予定である。ただし、各報告においては、当該テーマに関連する最低１つの具体的適用事例（裁判例等）を紹介してもらうことを予定している。

・不法行為要件論（過失、権利・法益侵害と違法性、損害、因果関係・賠償範囲）

・個別の不法行為事例（名誉毀損、プライバシー侵害、環境汚染、医療過誤、知財侵害、製品事故）

・その他（過失責任主義と無過失責任、差止請求、損害額の算定法、包括慰謝料、過失相殺）

（5）成績評価方法：

平常点およびレポートによる。

（6）教科書・参考書：

特に指定しない。

（7）その他：

本演習は学部演習との合併で開講する。詳細は初回に説明する。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**民 法 演 習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**久保野恵美子**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		2回　隔週

（1）授業題目：

英国法の文献購読

（2）授業の目的と概要：

子どもの権利について、家族法、人権法、欧州人権条約等の多面的な観点から検討する、Jane Fortin, Children's Rights and the Developing Law, 3rd ed., 2009, Cambridge を輪読します。

（3）学習の到達目標：

① 英国法の専門書を正確に読解できるようになること。

② 比較法的知見に基づいて、家族法、人権法の課題を発見又は再考する手がかりを得ること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

各回に対象範囲を指定し、担当者が翻訳又は要約を用意して、それを基に、参加者全員で理解を確認し合う方法をとります。対象範囲の広狭、翻訳の詳細さなどについては、参加者の希望を加味して、開講時に決定したいと思います。

（5）成績評価方法：

担当回における報告内容と各回の議論への参加状況によります。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**民法発展演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**阿部　裕介**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

債権回収法判例研究

（2）授業の目的と概要：

本演習では、債権回収法という領域において、いかなる紛争を解決するためにいかなる判例が形成されてきたのかを研究する。そしてこの作業を通じて、民事実体法（債権総論・担保物権法）及び民事手続法（民事執行法・倒産法）の複数の法領域についての横断的な知識を獲得し、かつそれらを有機的に結びつけることを目的とする。

なお、いかなる「判例」が形成されてきたのか、ということは、必ずしも一義的に明らかであるわけではない。本演習は、「判例」の理解は複数の裁判例相互の関係をどのように理解するのか次第で変わりうる、ということを体感し、さらに、これまでに示されてきた「判例」の理解に対して批判的な検討を加えることをも目的とするものである。

（3）学習の到達目標：

① 民事手続法の知識に民事実体法の知識を有機的に結びつけることで、民事実体法についての理解を深める。

② 判例をめぐる従前の理解に対して、論拠に基づく批判を加えられるようになる。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

初回はガイダンスにあて、２回目に、各回で取り扱う裁判例と報告者とを定める。

報告者には、まず前提知識を整理した上で、特に既存の評釈類に対して批判的な立場から、自身の「判例」理解を示してもらう。その後、必要に応じて教員が参加者への質疑の形で前提知識を補充した上で、参加者全員による討論を行う。

債権総論・担保物権法・民事執行法・倒産法を履修していない参加者は、前提知識を独習してくることを想定している（予習範囲は、毎回具体的に指定することを心がける）。

（5）成績評価方法：

平常点（出席、報告や質疑応答の内容、討論への参加状況）により評価する。

（6）教科書・参考文献：

森田修『債権回収法講義』（有斐閣）　その他、必要に応じて独習用の参考書を案内する。

（7）その他：

本演習で取り扱う範囲は、後期開講予定の「現代民法特論Ⅲ」とほぼ重なるが、本演習では判例に題材を限定してより踏み込んだ議論を行うことを予定している。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**民法発展演習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**阿部　裕介**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

「債務と責任」の歴史研究

（2）授業の目的と概要：

民法総則、担保物権法、債権総論、契約法、会社法などの様々な講義で、「責任なき債務」「債務なき責任」「有限責任」「無限責任」などの語を耳にしたことがあるかもしれない。しかし、「債務」と対置された「責任」の概念がいかにして生まれたものであるのかということについては、滅多に講義で触れられることがない。そこで本演習では、「債務と責任」の概念史を研究するための端緒を求めて、Otto von Gierke, *Schuld und Haftung im älteren deutschen Recht*, 1910 を講読する。

（3）学習の到達目標：

① 研究対象としての民法を垣間見る。

② 100年前の外国語の法学論文に触れ、それが現在に至るまで日本の法学説に影響を与えてきたことを実感する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

初回はガイダンスにあてる。

２回目以降は、毎回分担を決めて輪読する。担当者には、担当部分をドイツ語で音読した上で日本語に翻訳してもらい、必要に応じて、教員が担当者またはそれ以外の受講者との間で質疑応答を行う。

なお、この文献は全部で388頁ある大著なので、この演習で全体を読破することは想定していない。

（5）成績評価方法：

平常点により評価する。

（6）教科書・参考文献：

文献のコピーを配布する。

ドイツ語の法学文献を読むための参考書等は、開講時に案内する。

（7）その他：

ドイツ語の初等文法を習得した者の受講を想定している。ドイツ語未修者で受講を希望する者は、開講までにドイツ語の初等文法を独習しておくこと。

なお、本演習は（担当者による音読を除いて）日本語で実施する。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**民法発展演習 Ⅲ**		単位	2	担当教員	**小粥　太郎**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		2回　隔週

[授業題目]

民法発展演習Ⅲ　前期（学部通年・民法発展演習Ⅲと合併）

[授業の目的と概要]

法学文献を読む。

[進め方]

現在進行中の債権法改正の動向をフォローするため、法制審議会民法（債権関係）部会の資料・議事録、および関係する論文などを読み、現行債権法の理解を深めるとともに、現行法の問題点および改正の方向性などについて考えることにします。内田貴、加藤雅信、潮見佳男、森田修、森田宏樹、山本敬三、小川浩三氏らの著作をとりあげます。

[学習の到達目標]

日頃なかなか手にとらないような資料や論文を読んで、わかったような気になる。
批評などしてみる。

[教科書]

教科書はありません。

[成績評価方法]

報告・討論の状況、レポートの内容などに基づいて行います

[その他]

演習参加者の人数がとても少ない場合には、内容・進め方を変更するかもしれません。詳細は、第１回の授業の時にお話しします。

この演習で扱う問題は、民法分野にかかわるものが中心となりますが、民法以外の領域を専攻する院生の参加も歓迎します。

原則として、民法発展演習Ⅳとあわせて履修されることを想定しています。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**民法発展演習 Ⅳ**		単位	2	担当教員	**小粥　太郎**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		2回　隔週

[授業題目]

民法発展演習Ⅳ　後期（学部通年・民法発展演習Ⅲと合併）

[授業の目的と概要]

法学文献を読む。

[進め方]

民法の物権法と不動産登記法との接点にある登記請求権の問題を検討するのに有益と思われる文献を読みます。物権法の体系書（末弘巌太郎、我妻栄、末川博、舟橋諄一、鈴木禄弥、広中俊雄、星野英一、安永正昭、加藤雅信、佐久間毅など）、不動産登記法の体系書（舟橋諄一、杉之原舜一、幾代通、山野目章夫）の関係部分の検討が中心になります。

[学習の到達目標]

日頃なかなか手にとらないような資料や論文を読んで、わかったような気になる。
批評などしてみる。

[教科書]

教科書はありません。

[成績評価方法]

報告・討論の状況、レポートの内容などに基づいて行います

[その他]

演習参加者の人数がとても少ない場合には、内容・進め方を変更するかもしれません。詳細は、第１回の授業の時にお話しします。

この演習で扱う問題は、民法分野にかかわるものが中心となりますが、民法以外の領域を専攻する院生の参加も歓迎します。

原則として、民法発展演習Ⅲとあわせて履修されることを想定しています。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**民　法　演　習**		単位	4	担当教員	**渡辺　達徳**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	通　年	週間授業回数		2回　隔週

（1）授業題目：

民法学習の基礎と応用

（2）授業の目的と概要：

民法にかかわる判例その他の具体的紛争事案に即して、①問題点を発見し、②関連する資料を探索してこれを読み、③問題解決に向けた方策を考えること、④自分の考えを文章および話し言葉により他人に伝達すること、⑤他人の意見を聞いて自分との異同・優劣を考え、議論を通じて解決策を決定すること、といった一連の学習を目的とする。

（3）学習の到達目標：

上記（2）に掲げた学習を具体的に実践し、これを身につけること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

前期は、民法判例の検討を行う。主に民法（財産法）領域から比較的新しい最高裁判決を中心に取り上げる。後期は、研究報告を行う。個人または２～３人のグループで研究テーマを決め、報告およびディスカッションを行う。

なお、（2）に記した①～⑤が、毎回の演習において全員により実践されないと、この演習の効果が大きく減殺されてしまう。したがって、自分が報告の担当でない回においても、必ずＡ４版１～２枚程度の予習レジュメを手許に用意して演習に参加することを義務付け、このレジュメは、毎回の演習終了後に提出していただく（コメントを付けた上、原則として次回演習時に返却する）。

なお、前期に取り上げる判例、後期の研究テーマ、毎回の報告の人数や進め方などについては、受講者が確定した段階で相談の上で決定したい。

（5）成績評価方法：

演習への「参加」状況（単なる「出席」ではない）と、提出される予習レジュメの内容を総合的に評価する。

（6）教科書・参考書：

特定の教科書・参考書は指定しない。開講時に、必要な文献その他の資料につきお話する。

（7）その他：

この演習は、学部演習との合併で開講する。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**商 法 演 習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**吉原　和志**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

会社法の判例を読んでみる

（2）授業の目的と概要：

会社法の学習上重要な判例や最近の興味深い裁判例をじっくり読み、報告や討論を通じて、会社法の基本的な考え方を身に付ける。

（3）学習の到達目標：

具体的な判例を通じて、なぜそのような紛争が生じるのか、どのような事実関係の下で紛争が生じるのか、関係者の利害を適切に調整するためには、どのようなルールがありうるのか、判旨はどのような理論構成にもとづいてどのようなルールを採用しているのか、判旨が採用するルールに問題はないのかといったことをしっかりと理解する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

会社法は学生の日常生活とは関係が薄く、なじみにくい、感覚がつかめないという感想をよく聞くが、会社法は、小規模で閉鎖的な会社から大規模な上場会社まで、それらの経済活動の法的枠組みを提供して重要な機能を果たすとともに、経済の発展・変動に応じて急速に進化を続けており、動的でとても面白い法分野である。。

この演習では、会社法の学習上重要な判例や最近の興味深い裁判例を用い、毎回１件を取り上げて検討する。担当者は事前にレジュメを作成・配布し、参加者は判決文とレジュメに眼を通して演習に臨むこととする。当日は、担当者による報告の後、質疑および討論を行なう。

（5）成績評価方法：

授業における出席状況、報告や討論の状況を総合的に勘案して評価する。

（6）教科書・参考書：

随時コピーを配布する。

（7）その他：

学部で会社法を既に履修ないし聴講していることが望ましい。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**比較会社法演習**		単位	2	担当教員	**白井　正和**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

株主の議決権行使をめぐる諸問題の検討

（2）授業の目的と概要：

会社法の講義では、経営の円滑化の観点から、会社の日常的な業務執行権限は経営者に委ねられる一方で、株主とは必ずしも利害が一致しない経営者を監視・監督するための方法の一つとして、株主には、取締役の選解任や重要事項の決定に関して、株主総会における議決権が与えられていることを説明した。そして、以上の説明にあたっては、株主が均質な存在であることを暗黙の前提とした。

しかしながら、現実には、個人株主、持合株主、年金基金などの機関投資家、ヘッジファンドなどのように、株式投資にあたり、それぞれ異なる目的を有し、異なる投資戦略を採用する多様な株主が存在する。そこで、本演習では、こうした多様な株主に焦点を当てて、それぞれの株主が投資先企業のコーポレートガバナンスをどのように改善し（または改善する可能性を潜在的に有し）、どのような問題を生じさせているのか（または生じさせる可能性があるのか）について、考察を行うことを目的とする。

（3）学習の到達目標：

株主の議決権行使が会社経営の場面で果たしている機能を経営の実態に即して把握し、現実の会社実務が直面している問題意識について理解を深める。同時に、会社法の理論的な側面についての理解を深め、既存の法制度がどのようなものかを学習する（暗記する）だけの姿勢から脱却し、法制度を政策的観点から理論的に分析する姿勢を身につける。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

毎回、指定された文献をもとに議論を行う。扱う文献に関しては、一部は日本語で書かれた文献を扱うことも考えているが、多くは英語文献を取り上げる予定である（なお、英語文献を扱う場合には、演習参加者に過度な負担とならないよう、毎回15－20頁程度の分量を目安とする予定である）。報告者は、文献の内容を要約したレジュメを作成（逐語訳は不要であり、全体としてどのようなことが述べられているかを正確かつ簡潔に記述したものでよい）・配布し、演習では配布されたレジュメに沿って議論する。報告者以外の演習参加者も、指定された文献を読んだうえで演習に臨むこととする。演習当日は、報告者による文献の内容の報告の後、質疑および討論を行う。

具体的なテーマとしては、①株主に議決権が与えられる根拠についての考察、②株主の集合行為問題、③機関投資家による株主アクティビズムの考察、④ヘッジファンドによる株主アクティビズムの考察、⑤持合株式が企業経営にもたらす影響の考察などを取り上げる予定である。

（5）成績評価方法：

報告の内容、議論への参加状況、出席の状況を総合的に判断して行う。

（6）教科書・参考書：

演習で扱う文献は適宜の方法で演習参加者に配布する。

（7）その他：

扱う文献および演習の進め方に関する詳細な説明は、第１回目の演習で行う。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**経 済 法 演 習**		単位	2	担当教員	**滝澤紗矢子**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

競争政策をめぐる規制のあり方について考えてみよう。

（2）授業の目的と概要：

主として独禁法に関係する最新の審決判例等を読み込み、議論することを通じて、競争政策をめぐる法の現状を理解し、規制のあり方について考えることを目的とする。

（3）学習の到達目標：

・独禁法関係の事案について自力で調査し、審決判例を読めるようにする。
・当該事案の論点を的確におさえたうえで、審決判例の要旨を理解できるようにする。
・競争政策をめぐる法と規制のあり方について、思考を深める。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

主として独禁法に関係する最新の審決判例等を読んで、論点を整理し、議論を行う。各自担当事例を受け持って報告してもらう。担当事例については関連文献も含めて十分に調査した上で報告することとする。報告担当でない者も、毎回必ず予習をして議論に参加する。

（5）成績評価方法：

出席、報告内容、議論への参加等の平常点による。場合によってはレポートを課すこともありうる。

なお、理由の如何にかかわらず、２回を超えて欠席する場合には単位を認定しない。

（6）教科書・参考書：

資料を配布する。

（7）その他：

・初回は履修者向けガイダンスとして、調査方法等をお話する。
・経済法の講義を履修済みであることが望ましいが、履修済みでなくでもよい。履修済みでない者は、白石忠志『独禁法講義（第５版）』（有斐閣）を通読すること。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**知的財産法演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**蘆立　順美**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

知的財産法演習Ⅰ

（2）授業の目的と概要：

本演習では、知的財産法に関する裁判例や邦語文献の講読を行う。取り扱う具体的テーマについては、参加者の関心を考慮の上、決定するが、著作権法、商標法、不正競争防止法を扱うことを予定している。

（3）学習の到達目標：

知的財産法の重要論点に関する我が国の裁判例および議論について理解するとともに、論点を整理し、検討、分析する能力等を習得する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

担当者は、割り当てられた裁判例や文献の内容をまとめたレジュメを作成し、レジュメに基づき報告を行う。参加者とともに、裁判例や文献の内容に関する確認を行った後、質疑、討議を行う。担当とテーマについては、第１回の演習において決定する。

（5）成績評価方法：

報告の内容、質疑・討論への参加状況、出席状況を総合的に判断して評価する。

（6）教科書・参考書：

知的財産法の最新の条文を持参すること。

講読文献・参考文献等については、第１回の演習において指示する。

（7）その他：

本演習への参加には、知的財産法に関する基礎的な知識を有していることが求められる。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**知的財産法演習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**蘆立　順美**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

知的財産法演習Ⅱ

（2）授業の目的と概要：

本演習では、知的財産法に関する邦語文献や英語文献の講読を行う。取り扱う具体的テーマについては、参加者の関心を考慮の上、決定するが、著作権法、商標法、不正競争防止法を扱うことを予定している。

（3）学習の到達目標：

知的財産法に関する我が国の議論、諸外国の法制度および議論について理解するとともに、論点を整理し、検討、分析する能力、および、英語文献を読む基礎的な能力を習得する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

担当者は、割り当てられた文献の内容をまとめたレジュメ、または翻訳を作成し、レジュメに基づき報告を行う。参加者とともに、文献の内容に関する確認を行った後、質疑、討議を行う。担当とテーマについては、第１回の演習において決定する。

（5）成績評価方法：

報告の内容、質疑・討論への参加状況、出席状況を総合的に判断して評価する。

（6）教科書・参考書：

知的財産法の最新の条文を持参すること。

講読文献・参考文献等については、第１回の演習において指示する。

（7）その他：

本演習への参加には、知的財産法に関する基礎的な知識を有していることが求められる。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**知的財産法演習 Ⅲ**		単位	2	担当教員	**千壽　哲郎**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

知的財産法演習Ⅲ

（2）授業の目的と概要：

特許法におけるいくつかの主要テーマを取り上げ、これに関する文献、裁判例、論説、政府関係資料（国会議事録、審議会資料等）、必要に応じて諸外国の制度や条約を調査し、その沿革や立法趣旨（法改正の趣旨も含む）、条文の解釈、問題点の整理・分析、検討を行う。

取り扱う具体的なテーマは、履修者の関心を考慮して決定する。

（3）学習の到達目標：

特許法における主要テーマについて、その沿革や立法趣旨等を調査する能力を習得するとともに、取り扱うテーマの沿革や立法趣旨を踏まえた、基本的な論点や問題点の整理・分析、および当該論点や問題点について検討・議論する能力の習得を目指す。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

担当者は、割り当てられたテーマに関する文献、資料等を調査し、その内容をまとめたレジュメを作成し、報告を行う。参加者とともに、文献、資料等の内容に関する確認を行った後、質疑・討論を行う。したがって、担当者は、担当テーマに関する文献、資料等の調査を行った上、整理・分析し、論点を整理したレジュメを準備することが求められる。また、参加者は、文献、資料等を読み込んで、積極的に質疑・討論に参加することが求められる。

なお、演習の進め方に関する詳しい説明は、開講日に行う。

（5）成績評価方法：

報告の内容、質疑・討論への参加状況、出席の状況を総合的に判断して行う。

（6）教科書・参考書：

参考書として、中山信弘『特許法』（弘文堂2010）、大渕哲也他『知的財産法判例集〔補訂版〕』（有斐閣2010）を挙げる。そのほか、履修者の関心に応じて、適宜紹介する。

（7）その他：

知的財産法に関する基礎的知識を有していることが望ましい。

また、履修希望者は、履修を希望する理由および関心のあるテーマについて、事前に担当教員まで連絡すること。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**知的財産法演習 Ⅳ**		単位	2	担当教員	**千壽　哲郎**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

知的財産法演習Ⅳ

（2）授業の目的と概要：

特許法に関する最近の裁判例・論説等の読解を行う。また、履修者の関心に応じて、実用新案法、意匠法等の産業財産権法やその他の特許法の周辺法、特許に関する外国の法制度や条約についても取り扱うこととする。取り扱う具体的なテーマは、履修者の関心を考慮して決定する。

（3）学習の到達目標：

特許法に関する総合的な知識の定着を図り、理解を一層深めるとともに、最近の裁判例・論説等を通して、特許制度の基本的論点について議論する能力の習得を目指す。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

担当者は、割り当てられたテーマに関する文献、資料等を調査し、その内容をまとめたレジュメを作成し、報告を行う。参加者とともに、文献、資料等の内容に関する確認を行った後、質疑・討論を行う。したがって、担当者は、担当テーマに関する文献、資料等の調査を行った上、整理・分析し、論点を整理したレジュメを準備することが求められる。また、参加者は、文献、資料等を読み込んで、積極的に質疑・討論に参加することが求められる。

なお、演習の進め方に関する詳しい説明は、開講日に行う。

（5）成績評価方法：

報告の内容、質疑・討論への参加状況、出席の状況を総合的に判断して行う。

（6）教科書・参考書：

履修者の関心に応じて、適宜紹介する。

（7）その他：

知的財産法に関する基礎的知識を有していることが望ましい。

また、履修希望者は、履修を希望する理由および関心のあるテーマについて、事前に担当教員まで連絡すること。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**民 事 手 続 法 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**内海　博俊**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：
民事手続法

（2）授業の目的と概要：
Gaul＝Schilken＝Becker-Eberhard, Zwangsvollstreckungsrecht, 2010 を講読する。

（3）学習の到達目標：
ドイツの民事手続法、とりわけ強制執行に関する法制度についての初歩的理解を得る。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
受講者の能力に合わせて進行する。

（5）成績評価方法：
授業への貢献度の評価による。

（6）教科書・参考書：
上掲書（購入の必要はない）。

（7）その他：
受講を希望する場合には、事前に担当教員にコンタクトを取ること。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**民事手続法演習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**坂田　　宏**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

民事手続法演習Ⅱ（民事訴訟の基礎理論）

（2）授業の目的と概要：

本演習では、民事訴訟法の基礎的な理解を築き上げることを目的とする。教材としては、長谷部＝山本＝笠井編『基礎演習民事訴訟法』（弘文堂）を用いつつ、報告者が教材中のテーマから報告し、これを受講者全員で検討し、民事訴訟の基礎理論の理解を目指す。教材、基本書及び参考書からの予習に基づき、ディスカッションに加わることを出席に関する必須条件とする。演習における積極的な発言・主張・質問は大いに歓迎する。

（3）学習の到達目標：

理論と実務（判例）との架橋の第１段階を構築すること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

１．訴訟要件
２．審判の対象と資料
３．審理の過程
４．判決及び訴訟の終了
５．多数当事者紛争
６．上訴・再審
７．民事紛争と民事訴訟
※各テーマにつき２報告を標準としたい。

（5）成績評価方法：

成績評価は、報告と演習における積極的な発言・主張・質問等に基づいて、これをおこなう。配点比率は報告６：発言４である。

（6）教科書・参考書：

〈教　材〉長谷部由起子＝山本弘＝笠井正俊編『基礎演習民事訴訟法』（弘文堂）
〈参考書〉伊藤眞＝高橋宏志＝高田裕成編『民事訴訟法判例百選』（第３版）

（7）その他：

人員20名を限度としたい。初回演習日を説明会兼選考の時とする。
なお、メール・アドレスは、sakata@law.tohoku.ac.jp である。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**民事手続法演習 Ⅲ**		単位	2	担当教員	**河崎　祐子**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

倒産法・執行法演習

（2）講義の目的と概要：

本演習では、民事執行法及び倒産処理法に関する判例研究を通して、実体法上の権利実現のプロセスについて、より理解を深めることを目的とする。判例百選掲載のものを中心に、比較的新しい判例を毎回一つ取り上げる。この判例選択の際には学生本人の希望を最大限尊重、優先する。

（3）学習の到達目標：

第一に、民事執行法及び倒産処理法に関し、具体的な事件の中で知識を立体化させ、理解を深めること、第二に、他者の意見をよく聞き、それにレスポンスを返すという議論の手法、コミュニケーション能力を鍛え、社会的な問題意識を育むこと。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

毎回一つの判例を取り上げ、最初に議論のたたき台となるプレゼンテーションを報告担当者に行ってもらったうえで、自由な討論を行う。受講生による積極的な発言、質問、そして、創造的で有意義な‘脱線’を大いに期待する。

取り上げる判例については、基本的にはこちらで選択するが、初回演習時に受講生の意見を聞いて、できる限り希望を取り入れたい。それゆえ、受講希望者は初回にどのようなテーマに取り組みたいか、大まかな希望を述べられるようにしておいて欲しい。

（5）成績評価：

報告担当回の報告内容及び討論参加状況を総合的に評価する。

（6）教科書・参考書：

判例百選以外の資料はこちらで用意する。その他の学習教材は個別に指示する。

（7）その他：

質問等は適宜受け付ける。連絡方法等については、初回演習時に伝達する。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**民事手続法演習 Ⅳ**		単位	2	担当教員	**内海　博俊**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

民事訴訟法重要問題演習

（2）授業の目的と概要：

民事訴訟法（判決手続）に関する演習問題を題材とする。各回の担当者には事前にメモを提出してもらい、演習前に全員が目を通す。演習当日にはメモの内容に基づいて全員で討論をする。

（3）学習の到達目標：

民事訴訟法（判決手続）に関する理解を具体化・実質化し「使用に耐える」ものにすること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

・訴訟と非訟
・当事者の確定
・民法上の組合と訴訟
・一部請求と残部請求
・二重起訴の禁止
・訴訟上の信義則
・主要事実と間接事実
・裁判上の自白
・文書提出命令
・共有関係と共同訴訟
・参加承継と引受承継
・訴訟上の和解
・既判力の作用
・再審
　など

（5）成績評価方法：

担当回（メモの評価を含む）の評価を約60%、他参加者担当回の議論への貢献を約40%として評価する。

（6）教科書・参考書：

『基礎演習民事訴訟法』（弘文堂，2010）を教科書として使用する。

（7）その他：

演習の進め方や問題の選択等については、参加者の希望・レベルも踏まえて微調整する予定である。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**経済法・競争政策演習**		単位	4	担当教員	**山口　正行**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	通　年	週間授業回数		2回　隔週

（1）授業題目：

独占禁止法を中心とする経済法及び競争政策に関して、最近話題となった論点

（2）授業の目的と概要：

世界金融危機以降、格差社会の原因は行き過ぎた規制緩和や市場原理主義にあるといった、経済規制改革や競争政策に対する批判的な議論もみられています。規制社会への回帰が正解ではないとすれば、改革の進め方のどこに問題があったのでしょうか。経済法の運用が自由競争の促進に偏り、公正な市場のルールが機能していなかったのでしょうか。そうした疑問に関連の深い課題を採り上げ、制度改革及び法運用の両面を通じて、望ましい競争政策の在り方を議論し、公正かつ自由な競争についての考察を深めていきたいと思います。

（3）学習の到達目標：

経済規制改革や競争政策の基本的な考え方を理解した上で、個別の制度改革や独占禁止法違反被疑事件等の処理について、考慮されるべき要素を自分の言葉で説明し、バランスの取れた意見を展開できるような水準に到達することを目標とします。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

前期は経済規制改革を、後期は独占禁止法を中心とする経済法事件（判例・論文等）を採り上げる予定です。各週の講義は、予め指定したテーマについて、前半は学生からの報告及び質疑、後半は（テーマによっては立場を分けて）掘り下げた議論を行います。具体的なテーマ及び詳細な進行方法は、第１回の講義で、参加者の希望も踏まえ決めたいと思います。

（5）成績評価方法：

出席点（３割）、報告内容（３割）及び議論への参加状況（４割）から判断します。

（6）教科書・参考書：

当面、「21世紀の競争政策」（上杉秋則ほか著　東京布井出版）、「暴走する資本主義」（ロバート・ライシュ著　東洋経済新報社）、「世界の規制改革」（OECD 編　山本哲三ほか訳　日本経済評論社）、「独禁法事例の勘所」（白石忠志著　有斐閣）等を題材とすることを考えていますが、参加者の希望も踏まえて決めたいと思います。教材はこちらで用意します。

（7）その他：

教員のメールアドレス：yamaguchi@law.tohoku.ac.jp

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**国際私法演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**竹下　啓介**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		１回　毎週

（１）授業題目：

国際私法学における古典的理論の研究

（２）授業の目的と概要：

国際私法に関する古典的理論に関する文献（ドイツ語）を講読する。

（３）学習の到達目標：

国際私法学における古典的理論を分析することで、国際私法についての体系的理解を深めることを目標とする。

（４）授業の内容・方法と進度予定：

19世紀～20世紀初頭にかけてのドイツの国際私法理論（Wachter 等）の分析を行う予定である。具体的に誰の理論体系を取り上げるかは、初回の授業の際に、参加者の興味関心を踏まえて決定する。また、演習は、参加者に文献の担当箇所を割り当て、担当者による当該箇所の内容及び検討結果の報告を基礎として、参加者全員による質疑応答により、当該箇所についての理解を深める方法で行う。

（５）成績評価方法：

演習における報告の質及び参加態度（合計で50%）と、学期末に実施を予定している口頭試問（50%）によって、成績評価を行う。

（６）教科書・参考書：

教科書は指定せず、講読文献・論文についてはコピーを配布する。なお、参考書は、授業中に適宜指示する。

（７）その他：

演習は、後期課程の演習（国際私法演習Ａ）と合併で行う。演習参加希望者は、第１回目の授業に必ず参加すること。特段の事情がない限り、第１回目の授業に参加しなかった者の受講は認めない。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**国 際 法 演 習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**植木　俊哉**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

国際法事例研究

（2）授業の目的と概要：

国際法に関する最近の重要な国際判決や国際事件等を取り上げ、国際法上の論点に関する分析、検討及び討論を行う。

（3）学習の到達目標：

国際社会で発生するさまざまな具体的な紛争や事件に関して、国際法の観点からこれを分析、検討及び評価する専門的能力を向上させ、国際法研究のための基盤となる分析能力を涵養する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

参加者の希望等も考慮しながら実際に取り上げる具体的事例を決定したい。取り上げる各事案に関して担当する報告者を決め、その報告を基礎として参加者全員で討論を行う。参加者は、毎回の討論において積極的な貢献を行うことが望まれる。

（5）成績評価方法：

演習への出席状況の他に、それぞれが担当した事案に関する報告の内容と水準、毎回の演習における討論への実質的な参加状況等を総合的に評価して行う。

（6）教科書・参考書：

教科書は特に指定せず、関係の資料等については必要に応じて配布する。なお、編集代表奥脇直也『国際条約集2011年版』（有斐閣）は、毎回の演習の際に使用するので必ず持参すること。

（7）その他：

演習参加者には、国際法に関する基礎的な専門知識と、外国語（主として英語）の判決文や資料、関係文献等を読み解く能力と意欲が必要とされる。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**国 際 法 演 習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**植木　俊哉**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

国際法理論研究

（2）授業の目的と概要：

国際法に関する理論研究の導入としての個別の研究報告を行い、それに関する質疑応答や討論等を通じて、国際法上の理論的課題に関する分析と検討を行う。

（3）学習の到達目標：

国際法の個別課題に関する具体的な研究報告とそれに関する質疑応答と討論等を通じて、国際法の理論研究を行うための基盤となる専門的能力の向上を図る。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

演習参加者各自が、それぞれ国際法上の具体的な研究テーマに関する研究報告を行い、それに基づいて参加者全員で質疑応答と討論を行う。参加者は、毎回の討論において積極的な貢献を行うことが望まれる。

（5）成績評価方法：

演習への出席状況の他に、参加者が行った研究報告の内容と水準、毎回の演習における討論への実質的な参加状況等を総合的に評価して行う。

（6）教科書・参考書：

教科書や参考書等は特に指定しないが、編集代表奥脇直也『国際条約集2011年版』（有斐閣）は、毎回の演習の際に使用するので必ず持参すること。

（7）その他：

演習参加者には、国際法に関する基礎的な専門知識と、国際法上の理論的課題の探究に取り組む積極的意欲が必要とされる。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**法 理 学 演 習 Ⅲ**		単位	2	担当教員	**樺島　博志**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

法理学・法哲学発展演習

Topics of the seminar: Advanced seminar for Jurisprudence and Philosophy of Law.

（2）授業の目的と概要：

発表者が自らの主題について研究報告を行い、これにもとづき、他の参加者との質疑応答を行う。研究報告の主題は、特に限定しない。演習担当教員は、法理学および法哲学の観点から、研究報告に対する質疑を行う。

Essentials of the seminar: The participant should make a presentation based on her/ his own research and discus about the issues with the other participants. The seminar will not put any restriction on the issues discussed. The seminar conductor will thereby pay attention also to the issues concerning Jurisprudence and Philosophy of Law.

（3）学習の到達目標：

演習参加者は、学術研究の手法にもとづいて研究発表を行い、法・政治・倫理の総合的観点から、研究主題を論ずる能力を修得することが期待される。

The aim of the seminar: The participant is expected to perform the academic achievement in form of presentation applying solid research methods and to develop her/ his competence to examine the issues from the comprehensive aspect covering the matter of law, politics and ethics.

（4）授業の内容・方法と進度予定：

使用言語は、セッションごとに、日本語または英語を用いる。１回のセッションは、約20分の研究報告、および、約60分の討議によって構成される。報告者は、研究報告に際し、A4 の標準書式で１－２枚程度のハンド・アウトを用意することが求められる。参加者の人数に応じて、１人につき２－３回の研究報告をすることが期待される。

The way of proceeding the session: The language either English or Japanese should be decided for each session. One session consists of 20 minutes of presentation and 60 minutes of discussion. The presenter should divide a few pages of handout in the A4 standard format. Depending on the number of participants, a participant is expected to make two or three presentations within the semester.

（5）成績評価方法：

研究報告の内容、質疑に対する応答、および、他者の研究報告に対する積極的討議の観点から評価を行う。

Objects of evaluation: Contents and quality of the presentation, competence by replying the questions and initiative by discussing the issues with the other participants.

（6）教科書・参考書：

報告テーマごとに参考書を紹介する。

Literature: The seminar conductor will introduce literatures appropriate to the issues.

（7）その他：

オフィス・アワー：第２・第４水曜日14：40－16：10

（E-Mail : kabashima@law.tohoku.ac.jp）

Office Hour : 14 : 40-16 : 10 on the second and the forth Wednesday of the month.

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**法 理 学 特 論**		単位	2	担当教員	**樺島　博志**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	通　年	週間授業回数		１回　変則

（１）授業題目：

東北法理論研究会

（２）授業の目的と概要：

東北法理論研究会は、法理論・社会理論および先端・応用法分野における研究交流と情報交換を目的とした研究会である。研究会の報告者は、国内外において第１線で活躍している研究者である。

本特論は、東北法理論研究会への参加、発表を通じて、国内外における最先端の法理論の主題および理論を学修するとともに、自らの課題を提示し、専門家による批判的検証を受けることを目的とする。

（３）学習の到達目標：

東北法理論研究会への参加を通じて､法理学に関する先行研究の概要を把握することにより、自らのオリジナルな研究を遂行するための基本的な視座を獲得し、また、自らの研究水準を先端の学問水準にまで到達させることを、学習の到達目標とする。

（４）授業の内容・方法と進度予定：

東北法理論研究会は、原則として土曜日の午後、年４回程度、１回につき270分程度、開催される。うち一回は、日本法哲学会学術大会（11月予定）への参加に代えることがある。

受講登録を行った受講者に対しては、講義担当者（樺島）より開催案内が通知される。

受講者は、毎回出席することを要する。また、３ないし４回の研究会のうち、最低１回、研究報告を行うことを要する。

自らが研究会において行った研究報告は、質疑応答における批判をふまえて、研究論文の形で提出する。

（５）成績評価方法：

受講者の研究会への参加状況、質疑応答における積極的参加を勘案し（25%）

研究会における研究報告の内容、および質疑に対する応答（75%）にもとづき、成績評価を行う。

（６）教科書・参考書：

東北法理論研究会の研究活動に関しては、次のサイトを参照のこと。

http://www.law.tohoku.ac.jp/kenkyuukai/houriron/

（７）その他：

オフィス・アワー：第２・第４水曜日14：40－16：10

（連絡先　kabashima@law.tohoku.ac.jp）

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**日本法制史演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**吉田　正志**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：
日本法制史の諸問題

（2）授業の目的と概要：
日本法制史関係文献・資料講読

（3）学習の到達目標：
文献・資料の内容を理解する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
どのような文献・資料を講読するかについては、参加者の専攻を考慮しつつ、参加者と相談の上決める。

（5）成績評価方法：
文献・資料内容の理解度等を総合的に判断して評価する。

（6）教科書・参考書：
プリント配布。

（7）その他：
① 参加希望者は学期初めに掲示される参加申込書に氏名を記入すること。
② 無断欠席をせず、積極的に学ぶ意欲が必要である。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**日本法制史演習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**吉田　正志**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：
日本法制史の諸問題

（2）授業の目的と概要：
日本法制史関係文献・資料講読

（3）学習の到達目標：
文献・資料の内容を理解する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
どのような文献・資料を講読するかについては、参加者の専攻を考慮しつつ、参加者と相談の上決める。

（5）成績評価方法：
文献・資料内容の理解度等を総合的に判断して評価する。

（6）教科書・参考書：
プリント配布。

（7）その他：
① 参加希望者は学期初めに掲示される参加申込書に氏名を記入すること。
② 無断欠席をせず、積極的に学ぶ意欲が必要である。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**西洋法制史演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**大内　　孝**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

法制史に関する原書文献の講読

（2）授業の目的と概要：

原書講読によって、叙述される対象についてそのおおよそを理解するとともに、外国語読解の「忍耐力」を涵養する。

（3）授業の内容・方法：

今年度のテキストは、今のところ Sir William Blackstone, Commentaries on the Laws of England, 4vols.（9th ed., 1783）の、第１巻序章第４節からを予定している。これは、イギリス法学上、最重要著作の一つであり、英米法の基礎を学ぶためには今なお必読の文献である（と大内は考える。が、今では英米においてすら「誰でも知ってはいるが、誰も通して読むことはない」とも言われている）。ただし、参加者の実情と関心を勘案して、これを変更することがありうる。

演習の進め方は、担当者が分担部分の全訳を予め作成の上、事前に配付し、他の参加者はそれを事前に入念に検討した上でのぞむものとする。

なお、参加者の関心と実情を勘案し、参加者と相談のうえで、これとは大幅に異なる内容・方法に変更することがありうる（テキスト自体の変更をも含む）。

（4）成績評価方法：

分担された全訳への取り組み具合と、毎授業時における取り組み具合とを勘案して評価する。

（5）

テキストはコピーして配付する。

（6）その他：

・参加人員は６名以内とする。

・なお、参加希望者は、事前に必ず大内と個別に相談すること（単位取得と関係ない参加希望者も同様。なるべく教務係を通して予約されたい）。開講日は説明会とするので、参加希望者は上記手続を経た上、必ず出席すること。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**西洋法制史演習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**大内　　孝**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

原則として、前期の「西洋法制史演習Ⅰ」を継続する。
したがって、授業題目、内容等、原則として「西洋法制史演習Ⅰ」と同じ。
（ただし、内容ないしテキストの変更がある場合には、その旨掲示する）。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**英 米 法 演 習**		単位	2	担当教員	**芹澤　英明**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

〈内　容〉

「最近のアメリカ合衆国最高裁判所の判例を読む」

ここ数年にアメリカ合衆国最高裁で出された判例を輪読する。

憲法判例が中心であるが、刑事法、経済法、商事法の領域もとりあげる。

2005年に、最高裁主席裁判官が Rehnquist から Roberts に交代したことを受け、Rehnquist Court が20年間にわたって形成した判例法理が、Roberts Court の下でどのように継承されていくかを追跡していく。

参加者はそれぞれ、必ず１件の判例をとりあげ紹介するとともに、最後に判例評釈を書いてゼミレポートとして提出する。この演習は、特に、アメリカ法の理論的側面に興味のある人だけでなく、将来、アメリカ法の判例や文献を読み、法律英語を使いこなす必要のある人を対象として開講される。

〈教科書〉

インターネット上の資料（http://www.law.tohoku.ac.jp/~serizawa/blog/）、及び、プリント配布。

〈参考書〉

『アメリカ法』各号の「アメリカ合衆国最高裁判例：座談会」

その他の参考文献については、演習の時に紹介する。

〈成績評価方法〉

ゼミレポートとして、判例評釈の課題を出す。

〈履修要件〉

アメリカ法を研究対象としている者、アメリカ法の判例法理の仕組みについて興味のある者等。

〈備　考〉

今年度は法学部向け「英米法演習」との合併ゼミとして開講される。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**インターネット リーガル リサーチ アンド ライティング Ⅰ**		単位	2	担当教員	**芹澤　英明**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

〈内　容〉

法律データベース Lexis Nexis, West Law, Heins Online 等を使って、リサーチを行い、その結果を小論文形式にまとめる。

英文法律データベースとして定評のある Lexis Nexis 等を使って、法令、判例、論文を検索し、リサーチを行い、その結果を文書ファイルにまとめる方法について訓練する。

参加者は、授業中に数回出される課題に対して、リサーチを行い、解答をレポートとして提出しなければならない。

最終レポートは、自己の専門領域についてリサーチした結果を小論文形式でまとめる。

データベースの対象は、主にアメリカ法・政治に関する英文素材が中心であるが、ヨーロッパ法、国際法や国際関係論についての英文データも含まれている。

成績評価は、提出課題と最終レポートによる。

〈教科書〉

参考文献等の教材は、インターネット上の Web ページとして公開する。

http://www.law.tohoku.ac.jp/1serizawa/

〈参考書〉

演習のときに指定する。

〈成績評価方法〉

リサーチ課題の評価と、最終レポートの提出による。

〈履修要件〉

英文の法律データベースを使って論文を書く必要がある者。

英語教材を用いるので、英語に自信があるか、すくなくとも、法律英語を勉強するという意欲があることが必須。

〈備　考〉

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**法律ドイツ語演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	トーマス=ベルンハルト・シェーファー
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：
法律ドイツ語演習Ⅰ

（2）授業の目的と概要：
この法律ドイツ語演習は、ドイツ語の法律用語について基礎的な知識を身につけてもらうことを目的としている。

（3）学習の到達目標：
ドイツの法律用語について、基礎的な知識を身につけてもらい、あわせて少しずつ会話をできる能力を習得してもらうことを目標としている。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
授業の中では、簡単なドイツ語文献を用いて平易に説明を加えながら、必要な専門的な概念について解説をし、その意味を明らかにする（必要に応じて、日本語にも翻訳する）。
セメスター開始時の受講者の希望を考慮し、優先的に扱う主題（憲法、行政法、刑法、民法およびその他の法分野）を選定する。

（5）成績評価方法：
平常点による。

（6）教科書・参考書：
演習で用いる文献は、追って指定する。

（7）その他：
この演習は、ドイツ語で行なう。この演習に参加するためには、一定程度はドイツ語の予備知識をもっていることが必要になる。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**法律ドイツ語演習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	トーマス=ベルンハルト・シェーファー
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

法律ドイツ語演習Ⅱ

（2）授業の目的と概要：

この法律ドイツ語演習は、ドイツ語の法律用語について基礎的な知識を身につけてもらうことを目的としている。

（3）学習の到達目標：

ドイツの法律用語について、基礎的な知識を身につけてもらい、あわせて少しずつ会話をできる能力を習得してもらうことを目標としている。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

授業の中では、簡単なドイツ語文献を用いて平易に説明を加えながら、必要な専門的な概念について解説をし、その意味を明らかにする（必要に応じて、日本語にも翻訳する）。

セメスター開始時の受講者の希望を考慮し、優先的に扱う主題（憲法、行政法、刑法、民法およびその他の法分野）を選定する。

（5）成績評価方法：

平常点による。

（6）教科書・参考書：

演習で用いる文献は、追って指定する。

（7）その他：

この演習は、ドイツ語で行なう。この演習に参加するためには、一定程度はドイツ語の予備知識をもっていることが必要になる。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**ドイツ法発展演習**		単位	2	担当教員	トーマス=ベルンハルト・シェーファー
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：
ドイツ法発展演習

（2）授業の目的と概要：
Das Seminar richtet sich vor allem an Studenten im Magisterkurs, ist aber auch fuer fortgeschrittene Studenten im Grundstudium geeignet, die sich fuer das deutsche Recht interessieren. Die im Kurs zu behandelnden Inhalte werden im Einzelnen in Absprache mit den Studenten zu Beginn des Semesters festgelegt, um ein an den tatsaechlichen Interessen der Studenten ausgerichtetes Seminar anzubieten. Abhaengig vom Interesse der Studenten sollen einzelne Problempunkte des deutschen Rechts behandelt werden, wobei der Schwerpunkt auf allgemeinen zivilrechtlichen Fragestellungen liegen soll. Die Studenten sollen sich mit einer oder mehreren Fragen des deutschen Rechts auseinandersetzen und diese rechtsvergleichend zum japanischen Recht schriftlich und in einer muendlichen Praesentation darstellen.

本演習は、主として修士課程の学生、またはドイツ法に関心を持つ学部３・４年生を対象とする。本演習で扱う内容は、参加者の実際の関心に合わせた演習を行うために、演習の初回で参加者との個別の協議を踏まえて決定する。参加者の関心に応じたドイツ法の個別論点が検討されるが、その際に民法上の一般的な諸問題に重点を置くこととしたい。参加者は、１つまたはそれ以上のドイツ法上の諸問題に取り組み、その日本法との比較法的検討の結果を書面および口頭のプレゼンテーションで報告する。

（3）学習の到達目標：
Die inhaltliche Zielstellung des Seminars haengt zwar massgeblich von den von den Studenten vorgeschlagenen und ausgewaehlten Themen ab. Unabhaengig vom Thema sollen sich die Studenten aber in Fragestellungen des deutschen Rechts einarbeiten und diese vor dem Hintergrund ihrer Kenntnisse der eigenen Rechtsordnung verstehen lernen. Insbesondere bei Fragestellungen aus dem allgemeinen Teil des Zivilrechts eregeben sich Gemeinsamkeiten und Unterschiede zwischen der deutschen und der japanischen Rechtsordnung, denen nachgegangen werden soll.

参加者が提案し、選択したテーマに応じて、本演習の実質的な目標は異なりうる。ただし、テーマに関わりなく、参加者はドイツ法に親しみ、その固有の法秩序に対する知識を背景にしてドイツ法を理解できるようになるだろう。とりわけ、民法総則上の諸論点からは、演習における報告や議論を通じて、日本とドイツの法秩序の共通点と相異点が明らかにされる。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
Inhalt und Vorgehensweise haengen von den von den Studenten vorgeschlagenen und ausgewaehlten Themen ab. Ein Schwerpunkt soll auf allgemeinen zivilrechtlichen Themen liegen, die sich gut zur Rechtsvergleichung eignen. Die Studenten sollen sich unter Verwendung japanisch-, englisch- oder auch deutschprachiger Materialien in bestimmte Fragestellungen einarbeiten, wobei – abhaengig von der Teilnehmerzahl zwei bis drei Studenten ein Thema gemeinsam bearbeiten sollen. Das Ergebnis soll schriftlich in einem kurzen Aufsatz (max. 8-10 Seiten) sowie in einer kurzen muendlichen Praesentation vorgestellt werden. Anschliessend soll frei ueber die vorgestellten Probleme diskutiert werden.

参加者が選択したテーマに応じて、演習の内容および進行方法は異なりうるが、比較法的考察に適した民法総則に関するテーマに重点を置くこととする。参加者は、日本語、英語、ドイツ語の文献を用いて、特定の論点を調査する。その際、参加者の数に応じて、１つのテーマを２人または３人の参加者で共同して扱うこともある。それぞれの調査の結果をレポートに（最大限で８－10頁）にまとめ、口頭のプレゼンテーションで報告する。報告後、当該テーマについて自由に議論を行う。

（5）成績評価方法：
Die Benotung erfolgt abhaengig von der Bewertung der schriftlichen und muendlichen Darstellung, sowie der Aktivitaet der Teilnehmer in den Diskussionen.

書面および口頭での報告、ならびに議論への貢献度合いを考慮して成績評価を行う。

（6）教科書・参考書：
Zu den einzelnen Themen werden vom Dozenten zu Beginn des Seminars Literatur- und Rechtsprechungshinweise fuer den Einstieg in die Problemstellung gegeben.

個別のテーマ毎に、担当教員がテーマに取り組むために必要な文献および裁判例を配布する。

（7）その他：
Fuer die Erarbeitung der Problemstellungen sind grundsaetzlich grundlegende Kenntnisse der deutschen Sprache wuenschenswert. Die schriftliche Darstellung kann in japanischer Sprache, die muendliche Praesentation sollte in englischer oder deutscher Sprache erfolgen. Die genauen Bedingungen werden zu Beginn des Semesters nach Ruecksprache mit den Teilnehmern und mit Ruecksicht auf deren Sprachkenntnisse festgelegt.

テーマに関する調査を行うためにドイツ語の基礎的な知識が要求される。書面の報告は日本語でも可能だが、口頭での報告は英語またはドイツ語で行うものとする。詳細な条件については、参加者と協議の上、参加者の語学能力を考慮して演習の初回時に決定する。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**ヨーロッパ政治史演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**平田　　武**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		2回　隔週

（1）授業題目：

「ヨーロッパ史と政治学」

（2）授業の目的と概要：

ここ数十年間の民主化に関する比較政治学の関心の中心を占めていたのは、独裁体制からのデモクラシーへの移行に関する研究であった。1970年代半ばの南欧諸国から始まって、ラテン・アメリカ、1989年の東欧諸国に至るまで文字通り世界を席巻した体制変動の波は、今日でもまだ多くの地域にとってアクチュアルな課題であり、研究対象としての魅力を保持している。しかしながら、近年にいたって民主化の比較政治学研究者の一部では歴史研究への回帰が見られるようになってきた。そこでは、社会階級連合分析に基づいて比較的長期の民主化への軌跡、あるいは終着点としての戦間期におけるデモクラシーと独裁への分化の軌跡を跡づけようとしたかつての傾向に対して、この間の歴史制度論の議論の深まりを受けて、デモクラシーを構成する複数の制度の発展への関心、長期的軌跡よりも決定的転機（critical juncture）の分析の重視、国内要因に加えて国際的事件や理念の波及への関心の拡大、非階級的亀裂の重要性の再認識、アクターとしては社会集団よりも政党への着目など、幾多の新しい関心が見られる。この演習では、そうした新しい傾向を示す政治学的ヨーロッパ史研究として、雑誌 *Comparative Political Studies*（『比較政治学研究』）の昨年の特集号を取り上げて、民主化研究の近年の動向について考察する。

（3）学習の到達目標：

英語で書かれた社会科学文献を購読して、その内容を咀嚼した上で、学問的・批判的に討論する能力を身につけること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

演習は、毎回１～２論文を論文毎の担当者にレジュメ（B4 二枚～三枚程度）を作成して報告してもらい、それに基づいて討議を行う形式で進める。演習参加者には、毎回の出席と議論への参加が要請されることは言うまでもなく、少なくとも一回は報告を担当してもらうことになる。

（5）成績評価方法：

参加者の報告と、質疑・討論への参加に基づいて行う。

（6）教科書・参考書：

教材には以下の学術雑誌の特集号を予定している。

Comparative Political Studies, vol. 43, no. 8/9, 2010.

教材はこちらで用意する。参考文献は、演習の中で適宜紹介する。

（7）その他：

参加希望者は開講日の説明会（追って掲示する）に出席すること。学部と合併。他研究科（修士課程）大学院生の履修も認める。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**ヨーロッパ政治史演習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**平田　　武**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		2回　隔週

（1）授業題目：

「制度変革の比較政治学研究」

（2）授業の目的と概要：

いわゆる歴史制度論と呼ばれる比較政治学の潮流の中では、既存の制度がもたらす政治的選択への拘束性への関心が支配的で、政治発展に関しては、過去の時点における制度選択がその後の軌跡を規定するという経路依存性（path-dependency）や断続均衡（punctuated equilibrium）モデルが仮定されていた。しかしながら、制度の固着性や収穫逓増論だけでは、こうした経路の分岐を生み出した決定的転機（critical juncture）における制度選択を説明する分析上のトゥールに欠けることは否めなかった。ここから、近年の歴史制度論研究においては、分析に理念を再導入することが試みられ（P. Hall, M. Blyth ら）、多様な因果関係モデル（P. Pierson, K. Thelen ら）が提示されてきている。

本演習では、歴史制度論の代表的な研究をサーヴェイする中で、こうした近年の研究動向をフォローする。教材には、学術雑誌に掲載された論文や、論文集に収められた論文の中から、注目を集めた代表的な研究（英文）を選び出す予定である。こうした研究の対象は、多くの場合、政治経済の諸政策分野がとられており、福祉国家、労使関係、財政・通貨政策などが主であるが、政治体制に関する研究も教材に取り上げたい。

（3）学習の到達目標：

英語で書かれた社会科学文献を購読して、その内容を咀嚼した上で、学問的・批判的に討論する能力を身につけること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

演習は、毎回１～２論文を論文毎の担当者にレジュメ（B4 二枚～三枚程度）を作成して報告してもらい、それに基づいて討議を行う形式で進める。演習参加者には、毎回の出席と議論への参加が要請されることは言うまでもなく、少なくとも一回は報告を担当してもらうことになる。

（5）成績評価方法：

参加者の報告と、質疑・討論への参加に基づいて行う。

（6）教科書・参考書：

教材はこちらで用意する。

参考文献は、演習の中で適宜紹介する。

（7）その他：

参加希望者は開講日の説明会（追って掲示する）に出席すること。学部と合併。他研究科（修士課程）大学院生の履修も認める。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**西洋政治思想史演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**犬塚　　元**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

西洋政治思想史原典講読

（2）授業の目的と概要：

政治思想史における一次史料の講読を行う。昨年度から引き続き「歴史叙述の政治思想」というテーマのもと、今年度は以下の文献を講読する。

Thomas Hobbes, *Behemoth*, *or*, *The Long Parliament*, ed. Paul Seaward, Clarendon Press, 2010.

David Hume, *The history of England : from the invasion of Julius Caesar to the Revolution in 1688, in six volumes*, Liberty Classics, 1983.

前者は Second Dialogue から、後者については重要部分を講読する。

（3）学習の到達目標：

・一次史料（原典）の読解能力を高めること。

・研究者として自律的に研究できる能力を獲得すること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

各回を、担当者の報告、コメント、ディスカッションの順で構成する。参加者は、各回の参加と予習、および積極的なコミットメントが絶対的に必要である。

（5）成績評価方法：

平常点

（6）教科書・参考書：

文献は配布する。

（7）その他：

・西洋政治思想史演習Ⅱとともに履修・参加することが強く推奨される。

・他分野を専攻する参加希望者は、事前に〈inuzuka@law.tohoku.ac.jp〉にメールを送付することが望ましい。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**西洋政治思想史演習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**犬塚　　元**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

西洋政治思想史原典講読

（2）授業の目的と概要：

政治思想史における一次史料の講読を行う。西洋政治思想史演習Ⅰ（もしくは西洋政治思想史演習A）から引き続き、以下の文献を講読する。

Thomas Hobbes, *Behemoth*, *or*, *The Long Parliament*, ed. Paul Seaward, Clarendon Press, 2010.

David Hume, *The history of England : from the invasion of Julius Caesar to the Revolution in 1688, in six volumes*, Liberty Classics, 1983.

前者は Second Dialogue から、後者については重要部分を講読する。

（3）学習の到達目標：

・一次史料（原典）の読解能力を高めること。

・研究者として自律的に研究できる能力を獲得すること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

各回を、担当者の報告、コメント、ディスカッションの順で構成する。参加者は、各回の参加と予習、および積極的なコミットメントが絶対的に必要である。

（5）成績評価方法：

平常点

（6）教科書・参考書：

文献は配布する。

（7）その他：

・西洋政治思想史演習Ⅰとともに履修・参加することを強く推奨する。

・他分野を専攻する参加希望者は、事前に〈inuzuka@law.tohoku.ac.jp〉にメールを送付することが望ましい。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**日本外交論演習**		単位	2	担当教員	**橋本　逸男**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：
日本外交論演習

（2）授業の目的と概要：
日中戦争から対英米戦争、敗戦への道を歩む大きな原因となった、日本外交の「失敗」を繞り、当時の外交主務者の問題性について、関係者の日記・回想録等を通して研究し、外交政策（主に対中国）決定過程における責任者の在り方、国民との関係等を考察する。

（3）学習の到達目標：
（イ）演習テーマの時代背景をなす、当時の世界及び日本の諸情勢への理解を深める。
（ロ）演習の課題である日記、回想録等の講読を通じて、（ａ）資料の読解・分析力を高め、（ｂ）当時の日本外交を繞る状況を精確に把握し、（ｃ）外交政策の決定過程に於ける責任者の在り方、国民との関係等を考察し、併せて、（ｄ）外交に於ける「人」の要素の重要性について知見を得る。
（ハ）以上を通じ、現在の日本外交に関しても、外交主務者と国民に於ける「人」の要素、日本的「心性」等を考慮したアプローチを模索する。
（ニ）院生は、本件に関わる人物、事件についての新たな資料、事実等の発掘にも努め、将来に向けて一定の成果を挙げるに至ることが望まれる。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
時代背景及び外交に関する基本論を、朝河貫一著「日本の禍機」（講談社学術文庫）に基づいて学んだ後、主要部分は、外交関係者の日記（特に、石射猪太郎日記）及び回想録（特に、重光葵回想録）等を中心とする講読に充てたい。講読は、受講者からの報告とそれを繞る討論、教員のコメントにより進める。
念頭に置くのは、1920年代から40年代迄で、「幣原外交」から「田中外交」、「（内田）焦土外交」、「広田外交」前後、対英米戦争開始から敗戦迄の時期に当たるが、中心を「広田外交」前後に置く。
概ね次により進めるが、基本資料の利用可能性、討論の所要時間等により微調整する。
・序論（第１回）；授業の進め方、「外交論」一般
・「幣原外交」・「田中外交」期（第２回）
・「満州事変」前後の時期（第３～５回）
・「広田外交」期（便宜上「佐藤外交」期を含め、第６～10回）
・近衛「外交」から開戦までの時期（第11・12回）
・敗戦まで（第13回）
・まとめ（第14回）；日本外交の特質、中国論と対中国外交、人物評価を繞る補論等。

（5）成績評価方法：
出席（含授業への貢献）と期末レポートを、概ね同比重で評価する。「欠席」については、特別の事情がある場合には、それを斟酌する。

（6）教科書・参考書：
上記の日記・回想録等の内、市販されている「日本の禍機」は講読用に購入を求める。その他は、発表・討議用に、随時、要所を適宜利用する予定。
その他、適宜参照すべき資料、書籍等があれば、折にふれて紹介する。

（7）その他：
担当教員は外務省の出身であり、上記外交主務者の研究・分析等に際しては、実務の感覚を加味して行いたい考え。
また、担当教員は、授業関連の質問や照会の他、対外関係機関や国際機関等への就職・進路相談にも応じる。連絡先は、川内法学研究棟614号室、内線6200。
Email アドレスは hashimoto@law.tohoku.ac.jp

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**近現代の対中外交論演習**		単位	2	担当教員	**橋本　逸男**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

近現代の対中外交論演習

（2）授業の目的と概要：

近現代の日中関係につき、（イ）重要な事件と外交に関わる文書、文献を学び、事案の客観的把握に努め、（ロ）「もし仮に」を論じ、「あり得た」状況を描いて、歴史を批判的、建設的に追体験し、以て、（ハ）将来に向け、良好な両国関係の構築に寄与し得る能力の修得を目指す。

院生には、授業で取り上げるテーマにつき、広い視野から、新たな論点・視角を提起し、新資料を発掘・紹介する等して、討論に貢献することも期待される。

（3）学習の到達目標：

上記（2）（イ）の「文書、文献の研究」では、資料読解力と客観的事実の把握力の向上が主目標。英文、中国語文資料の講読を通じ、外国語の習熟度向上も目指す。同（ロ）の「歴史の“もしも”」では、固定的な見方を離れ、柔軟にアプローチして、新しい視点の発見、従来の見方の再検証等を目指す。同（ハ）の、「良好な日中関係構築への寄与能力」は、前記二つの目標を達成する中で、自ずから、修得するに至るであろう。

院生は、上記（2）の、新たな論点・視角の提起、新資料の発掘・紹介等の面で成果を示す他、独立した思考力を発揮するに至ることが期待される。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

下記テーマにつき、資料の講読、受講生の発表、教員の解説、討論等を行う。外交は「生もの」であり、資料の上から、また、今日的観点から論じるのみでなく、各事案を巡る状況に身を置き、「主体」の立場から考察することが重要。かかる観点から、本講義では、上記（2）、（3）の如き姿勢を取り、また、担当教員（外務省の出身で、永く日中関係等、日本外交の現場にあった）からも、臨場感、現実感覚のある知見の紹介に努めるものである。

イ、幕末から日清修好条規まで
ロ、日清戦争関連諸文書
ハ、日露戦争関連文書の、清国関係部分
ニ、「対華二十一箇条要求」及び山東省を巡る対独関係
ホ、「幣原外交」と「田中外交」（「東方会議」、所謂「田中上奏文」、山東出兵等）
ヘ、「満州事変」と華北「軍事停戦協定」関連
ト、「広田外交」と対華軍事侵攻
チ、近衛の対華外交と汪精衛
リ、日中国交正常化・共同声明及び日中平和友好条約
ヌ、「改革開放」と日本（ODA、中曽根と胡耀邦、日中関係の「黄金期」）
ル、江沢民政権から胡錦涛政権へ（天安門事件、靖国参拝、「反日」デモ他）

（5）成績評価方法：

授業への出席、貢献及びレポートをほぼ半々に評価する。

（6）教科書・参考書：

簡明な基本書を二、三冊使用し、レジュメ、参考資料等を適宜配布する。

（7）その他：

・受講生は、各テーマを進んで学び、討論に参加する積極性を持つこと、徒に、固定的な観点、既習の学説等に捉われず、柔軟に、独立した思考をすることが、期待される。
・使用言語は日本語。一定の英語力は必須。中国語は、解するのが望ましいが、必須ではない。討論の必要上、一定（例えば日本語一級相当）の会話能力を有することが必須。
・教員へのコンタクト：法学研究棟614号室、TEL：795－6200、Ｅメール：hashimoto@law.tohoku.ac.jp

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**国際関係論演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**大西　　仁**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		2回　隔週

（1）授業題目：

国際関係論演習Ⅰ

（2）授業の目的と概要：

目的：1．グローバリゼーションの進行に伴って現代社会で起こっている様々な問題を理解する基本的能力を身に付ける。

2．報告や議論を行う能力を向上させる。

3．国際政治に関する英文の文献を読解する能力を向上させる。

参加資格：英文の文献をまじめに読み、毎回のゼミに必ず出席して、積極的に議論に参加する意欲のある者。

（3）学習の到達目標：

1．現代の国際政治を理解する基本的能力を身に付けることによって、これまでの日常生活で培ってきた常識的観点とは異なる観点から、現代社会とりわけ国際社会への関心・理解を深める。

2．報告・議論を行う能力を向上させることによって、将来、国際的舞台で自らの見解を表明し、議論を展開するようになる、確かな足がかりを築く。

3．英文文献を読解する能力を飛躍的に高める。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

内容：現代の国際政治上の主要問題を広く扱う。具体的内容は、追って知らせる。

方法：毎回、報告者が英文文献の担当部分について、予めレジュメを作成して配布すると共に、ゼミの席で口頭の報告を行い、それを基に、参加者全員で議論する。

なお、ゼミにおける議論は主として日本語で行うが、英語で発言しても良い。

予定については追って知らせる。

（5）成績評価方法：

出席状況、報告、議論への貢献と、学期末に提出するゼミ論文により評価する。

（6）教科書・参考書：

主として英文文献を用いるが、詳細は追って知らせる。

（7）その他：

5月11日（水）2：40から1演で説明会を行う（日程の変更もあり得る）ので、参加希望者は必ず出席すること。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**国際関係論演習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**大西　　仁**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		2回　隔週

（1）授業題目：

国際関係論演習Ⅱ

（2）授業の目的と概要：

目的：1．グローバリゼーションの進行に伴って現代社会で起こっている様々な問題を理解する基本的能力を身に付ける。

2．報告や議論を行う能力を向上させる。

3．国際政治に関する英文の文献を読解する能力を向上させる。

参加資格：英文の文献をまじめに読み、毎回のゼミに必ず出席して、積極的に議論に参加する意欲のある者。

（3）学習の到達目標：

1．現代の国際政治を理解する基本的能力を身に付けることによって、これまでの日常生活で培ってきた常識的観点とは異なる観点から、現代社会とりわけ国際社会への関心・理解を深める。

2．報告・議論を行う能力を向上させることによって、将来、国際的舞台で自らの見解を表明し、議論を展開するようになる、確かな足がかりを築く。

3．英文文献を読解する能力を飛躍的に高める。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

内容：現代の国際政治上の主要問題を広く扱う。具体的内容は、追って知らせる。

方法：毎回、報告者が英文文献の担当部分について、予めレジュメを作成して配布すると共に、ゼミの席で口頭の報告を行い、それを基に、参加者全員で議論する。

なお、ゼミにおける議論は主として日本語で行うが、英語で発言しても良い。

予定については追って知らせる。

（5）成績評価方法：

出席状況、報告、議論への貢献と、学期末に提出するゼミ論文により評価する。

（6）教科書・参考書：

主として英文文献を用いるが、詳細は追って知らせる。

（7）その他：

10月５日（水）２：40から１演で第１回のゼミを行うので、参加希望者は必ず出席すること。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**比較政治学演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**横田　正顕**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

比較政治学の新動向

（2）授業の目的と概要：

この授業では、1990年代以降に急速に対象と方法を変化させてきた比較政治学における新たな動向について、いくつかのレビュー論文を読みながら学習する。

（3）学習の到達目標：

① 社会科学的な概念や手法を用いた著作を正確に読みこなすこと。

② 単なるテキストの内容理解を越えた批判的な読み方を習得すること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

授業はいわゆる演習形式に沿って行う。まず、以下に示したテキストを適当な分量に分けて読み進める。各回の報告担当者を決め、この担当者にテキストの内容報告と論点の提示を行ってもらう。報告に従って参加者全員で討論し、さらに理解を深める。

① Whittington et al. eds., *The Oxford Handbook of Law and Politics*, Oxford University Press, 2008.

② Weingast and Wittman, eds., *The Oxford Handbook of Political Economy*, Oxford University Press, 2006.

③ Boix and Stokes, eds., *The Oxford Handbook of Comparative Politics*, Oxford University Press, 2007.

進度は参加者数と参加者の理解度による。時間的余裕があれば、関連する文献をさらに読み進めたい。

（5）成績評価方法：

担当箇所の報告の内容と、討論への参加度を評価の対象とする。

（6）教科書・参考書：

使用テキストは（4）に挙げた通りだが、参加者の興味や参加者数などに応じて、所収論文を選択的に取り上げる。また必要に応じて雑誌論文等も追加的に取り上げる場合がある。

（7）その他：

この授業は公共政策大学院との合同で行う。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**比較政治学演習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**横田　正顕**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

資本主義の多様性とグローバル危機

（2）授業の目的と概要：

この授業では、主要先進諸国における政治経済体制の多様性に着目し、グローバルな金融・経済危機に対する耐性や福祉資本主義としての持続可能性について比較検討する。

（3）学習の到達目標：

① 社会科学的な概念や手法を用いた著作を正確に読みこなすこと。

② 単なるテキストの内容理解を越えた批判的な読み方を習得すること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

以下に示したテキストを適当な分量に分けて読み進める。各回の報告担当者を決め、この担当者にテキストの内容報告と論点の提示を行ってもらう。報告に従って参加者全員で討論し、さらに理解を深める。

① Sven Steinmo, *The Evolution of Modern States*, Cambridge University Press, 2010.

② Wolfgang Streeck, *Re-forming Capitalism*, Oxford University Press, 2010.

進度は参加者数と参加者の理解度による。時間的余裕があれば、関連する文献をさらに読み進めたいと考えている。

（5）成績評価方法：

担当箇所の報告の内容と、討論への参加度を評価の対象とする。

（6）教科書・参考書：

使用テキストは（4）に挙げた通り。補足的な参考文献については授業の中で適宜紹介する。

（7）その他：

この演習は公共政策大学院との合同授業として行う。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**日本政治外交史演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**伏見　岳人**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		１回　毎週

（１）授業題目：

吉野作造の政治史講義録を読むⅠ

（２）授業の目的と概要：

宮城県大崎市古川出身の吉野作造（1878年生－1933年没）は、民本主義の提唱者として大正期に活躍した政治学者である。また吉野は、我が国における政治史研究の先駆者でもあり、ヨーロッパ政治史・国際政治史・日本政治外交史を横断する幅広い領域で研究にとりくんだ政治史家であった。近年、吉野が大学で行っていた政治史講義を聴いた学生の筆記ノートが新たに発見され、それにより草創期の政治史学の内容が徐々に解明されつつある。本演習では、一世紀近く前の法学部生が書き記したこの政治史講義録を精読し、吉野が同時代の政党政治や国際政治の動向をいかに歴史的に分析したのかを理解し、それを手がかりにして現代の日本政治や国際政治の動向について考察を深めてみたい。

（３）学習の到達目標：

本講義録の内容を正しく理解し、その意義について他人と討論できるようになること。

（４）授業の内容・方法と進度予定：

まず導入として、田澤晴子『吉野作造 ― 人世に逆境はない』（ミネルヴァ書房、2006年）と、岡義武編『吉野作造評論集』（岩波文庫、1975年）の２冊を読み、吉野に関する基礎知識を共有する。その上で吉野の政治史講義録の精読にとりかかる。講義録のテクストは、吉野作造講義録研究会編「吉野作造講義録（一）～（五・完）」（『国家学会雑誌』121巻９・10号、122巻１・２号～７・８号所収）を使用する。

前期は、ヨーロッパ各国の国家形成と民主化の進展、社会民主主義政党の台頭、国家と宗教の関係などを論じた1915年度の講義録（一）～（三）を読む予定である。

参加者は、上記の本や講義録を事前に読んでくる必要がある。また毎回の授業につき、１名が報告を担当する。ただし参加者の負担を考慮して、数回に１回の頻度で休講をはさみ、その代わりに学期末のゼミ合宿で不足分を補うことにしたい。その他に授業の一環として、吉野作造記念館の見学や、吉野の旧制二高時代の史跡散策などを計画している。

（５）成績評価方法：

報告や議論をもとに総合的に評価する。

（６）教科書・参考書：

前掲の２冊は各自で購入すること。講義録のテクストは、当方でコピーを用意する。

（７）その他：

具体的な進め方や予習の負担などは、初回の授業時の説明会でお伝えします。法学部・公共政策大学院との合併で行います。授業担当者の連絡先は、fushimi@law.tohoku.ac.jp（４月１日より使用）です。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**日本政治外交史演習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**伏見　岳人**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：
吉野作造の政治史講義録を読むⅡ

（2）授業の目的と概要：
前期開講の日本政治外交史演習Ⅰに引き続いて、吉野作造の政治史講義録を精読する。

（3）学習の到達目標：
日本政治外交史演習Ⅰの授業案内を参照。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
後期は、第一次世界大戦の原因とナショナリズムの関係などを歴史的に考察した1916年度の講義録（四）と、明治維新と憲法制定過程などの本格的な日本政治史研究に着手した1924年度の講義録（五・完）を扱う。また参加者各自のテーマに基づく研究報告を行う機会を設ける。日本政治外交史演習Ⅰと同じく、数回に１回の頻度で休講をはさむ代わりに、学期末にゼミ合宿を開催する予定である。

（5）成績評価方法：
報告や議論をもとに総合的に評価する。

（6）教科書・参考書：
講義録のテクストは、当方でコピーを用意する。

（7）その他：
本演習は、法学部・公共政策大学院との合併で行います。また後期からの履修を検討している場合は、授業担当者に事前に連絡することが望ましいです。授業担当者のメールアドレスは、fushimi@law.tohoku.ac.jp です。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**行政学演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**牧原　　出**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		2回　隔週

行政学理論研究

近時の英語圏での行政学研究論文を講読する。Robert F. Durant & George C. Edwards III（eds.）*The Oxford Handbook of American Bureaucracy*, 2010, Oxford University Press や Michael Moran et al.（eds.）*The Oxford Handbook of Public Policy*, 2010, Oxford University Press などから代表的論文を選んで近時の理論動向について検討する。

行政学・公共政策学理論のサーヴェイのためのトレーニングが目的である。他研究科学生の履修を許可する。成績評価は授業への参加とレポートによって行う。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**行政学演習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**牧原　　出**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		2回　隔週

行政学理論研究

Public Administration Review, Public Administration, Governance など英語圏の行政学関連の雑誌を各学生が選び、1990年代以降の理論動向を調べて報告し、討議する。

行政学・公共政策学理論のサーヴェイのためのトレーニングが目的である。他研究科学生の履修を許可する。成績評価は授業への参加とレポートによって行う。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**中国政治演習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**阿南　友亮**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

中国政治演習Ⅰ

（2）授業の目的と概要：

本演習は、中国という国家について政治学の視座から考察することを目的としている。日本を代表する中国研究者達の著書・論文を講読し、学術的な議論を通じて、日本の将来を左右する存在となりつつある中国とどのように向き合っていくかについて学生と教員がともに考えていく場としたい。

（3）学習の到達目標：

中国政治を分析するうえで求められる専門的知識の習得および学術活動全般に求められる問題発見・論理的思考・プレゼンテーションに関する能力・スキルの向上。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

前半は、19世紀から20世紀半ばにかけての中国の政治変動（中国革命）を扱った入門書を用いて、近代中国の政治史および日本の学界におけるこの時期の中国政治に関する主要な論点・論争について理解を深める。後半は、特定の問題を扱った学術論文について報告と議論をおこなう。また、夏休みを利用した中国での自主的なフィールドワークに関心のある学生を対象とした指導もおこなう。フィールドワークは、完成度が高ければ、中国政治演習Ⅱの成績に加味する場合もある。

（5）成績評価方法：

受講態度、ブックノートの内容、報告と議論の内容、期末レポートから総合的に判断する。

（6）教科書・参考書：

教科書：吉澤誠一郎『シリーズ中国近現代史１　清朝と近代世界』岩波書店、2010年。川島真『シリーズ中国近現代史２　近代国家への模索』岩波書店、2010年。石川禎浩『シリーズ中国近現代史３　革命とナショナリズム』岩波書店、2010年。参考書のリストは、授業で配布する。

（7）その他：

この演習では、中国政治に関心を持ち、中国関連の書籍を読み、報告を準備し、教員や他の学生と議論をおこなうことに意欲的な学生を歓迎する。中国語の能力は基本的に問わないが、やはり大学院レベルの地域研究では、研究対象の国の現地語で書かれた新聞を読める程度の能力は必要であろう。個別指導の充実という観点から構成メンバーは十名前後を想定している。参加希望学生は、初回の授業でおこなうオリエンテーションに必ず参加すること。なお、本演習は、学部演習との合併で開講する。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**中国政治演習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**阿南　友亮**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：
中国政治演習Ⅱ

（2）授業の目的と概要：
本演習は、中国という国家について政治学の視座から考察することを目的としている。演習Ⅱでは、中華人民共和国における共産党の統治に関する著書・論文の講読と学術的な議論を通じて、中国という国家の現状および将来の展望について考察する。

（3）学習の到達目標：
中国政治を分析するうえで求められる専門的知識の習得および学術活動全般に求められる問題発見・論理的思考・プレゼンテーションに関する能力・スキルの向上。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
本演習では、まず中華人民共和国の約60年間の政治史を概観する。それを踏まえて、共産党の統治に関する複数のトピックスについて議論をおこなう。近年、中国の「台頭」が世界的に取り沙汰されている傍らで、中国研究界では、中国における「国家の後退」という現象への関心が高まっている。急速な発展により既存の国際秩序を揺るがしかねない存在になりつつある国家が、国内社会に対する統治をめぐって深刻な問題を抱えているという現象のカラクリを解くことが本演習に参加する学生に求められる重要な課題となる。

（5）成績評価方法：
受講態度、報告と議論、期末レポートの内容から総合的に判断する。

（6）教科書・参考書：
教科書：家近亮子・松田康博・唐亮『５分野から読み解く現代中国』晃洋書房2005年。参考文献リストは、授業において配布する。

（7）その他：
本演習は、中国政治演習Ⅰの単位を修得し、中国政治に関する理解をさらに深めたいという学生を対象としている。なお、本演習は、学部演習との合併で開講する。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**中国政治演習 Ⅲ**		単位	2	担当教員	**阿南　友亮**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

中国政治演習Ⅲ

（2）授業の目的と概要：

本演習では、文献講読を通じて、今日の国家の標準形態である国民国家（nation-state）および人々を「日本人」あるいは「中国人」といった集団（nation）にまとめることを志向する価値観・運動であるナショナリズム（nationalism）について多角的な考察をおこなう。それを踏まえ、国家と個人との関係、国家と地域社会との関係、特定の国民国家（主として中国）が構造的に抱える問題などについて幅広く議論する。

（3）学習の到達目標：

nation、nation-state、nationalism といった諸概念に関する専門的理解を深め、それらの概念に立脚した政治分析の視座を養う。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

本演習では、国民国家とナショナリズムについて考察する際の必読書ともいえる文献を講読し、章ごとに報告と議論をおこなう。今年度は、E.J. ホブズボームの『ナショナリズムの歴史と現在』およびアーネスト・ゲルナーの『民族とナショナリズム』を教科書として用いる。学生は、この２冊から単に知識を得るだけでなく、著者の視座や意図について分析や批判を試みることが期待される。学生は、この２冊を読み進める過程で興味を持った問題に関する専門書をさらに１冊選択し、上記の２冊との比較をおこないながら期末レポートを作成する。例えば、中国のナショナリズムに関心のある学生には、吉澤誠一郎の『愛国主義の創成　ナショナリズムから近代中国をみる』や坂元ひろ子の『中国民族主義の神話』を、日本のナショナリズムに関心のある学生には、小熊英二の『単一民族神話の起源』あるいは『〈民主〉と〈愛国〉：戦後日本のナショナリズムと公共性』をお薦めする。授業の最後の２回は、レポートのテーマに関する学生の報告・質疑応答・個別指導にあてる。

（5）成績評価方法：

毎回の授業における報告・議論の内容（50%）および期末レポート（50%）から判断する。

（6）教科書・参考書：

教科書：E.J. ホブズボーム著、浜林正夫他訳『ナショナリズムの歴史と現在』大月書店2001年。
アーネスト・ゲルナー著、加藤節訳『民族とナショナリズム』岩波書店2000年。

（7）その他：

本演習は、公共政策大学院と合同で開講する。参加希望学生は、必ず初回の授業でおこなうオリエンテーションに参加すること。国民国家という分析枠組みを用いて中国および他のアジア諸国について考察することに関心のある学生を歓迎する。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**東アジア政治外交論演習 Ⅰ**		単位	4	担当教員	**金　淑賢**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	通　年	週間授業回数		2回　隔週

（1）授業題目：
東アジア政治外交論演習

（2）授業の目的と概要：
本演習では、東アジア国際政治に関連する英語の文献を講読する。東アジア国際政治の特徴について理解を深めると同時に、英語の読解能力を高める。

（3）学習の到達目標：
冷戦後の東アジア国際関係に関する知識を、英語の文献を使い身につけること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
毎回報告者を決めて、日本語（翻訳）でのレジュメを報告前に全員に回し、その報告を聞いた後、全員で討論を行う。

（5）成績評価方法：
参加者の報告と討論への参加および学期末のレポートで評価する。

（6）教科書・参考書：
文献リストについては開講時に配布する。

（7）その他：
参加希望者は初回の授業に出席する前に、私までメール（kim@law.tohoku.ac.jp）に、志望理由について送付すること。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**交 渉 演 習 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**森田　　果**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

交渉演習Ⅰ

（2）授業の目的と概要：

本演習は、毎年12月初めに開催される「大学対抗交渉コンペティション」（以下、ネゴコンペ）に参加するための準備を行うことを目的とするゼミである。ネゴコンペの詳細については、ウエッブサイト（http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/inc/index.html）を参照されたいが、全国（海外も含む）の大学生が集まり、国際的取引をめぐる仮設事例について、いずれかの立場に立って、ビジネス交渉の腕を競うものである（参加費5000円、ただし交通費・宿泊費は例年支給）。審査委員として参加して下さる方々は、現役の弁護士・裁判官・企業法務部の方々などからなっている。

ネゴコンペに参加することで、学生生活では滅多に触れることのできない、ビジネス・法務の最先端を感じ取り、卒業して就職した後や法曹界に進んだ後にもその技術・知識を活用することができる。また、他の大学の学生と対戦することで、東北大生と他の大学の学生との違いを知ることで、就職活動に生かすこともできるだろう。ネゴコンペの準備時期と就職活動の開始時期は重なり、ネゴコンペの準備の負担は確かに重い。しかし、ネゴコンペの準備と就職活動を同時にやり遂げるほど能力のある本ゼミの OB/OG の就職先は、例年、法学部生平均よりも良好である

もっとも、この演習に参加したからと言ってネゴコンペに参加する義務が発生するわけではないし、逆に、演習に参加していないからと言ってネゴコンペに参加できなくなるわけではない。他の授業とバッティングする可能性もあるし、他学部学生の参加も可能だからである。

（3）学習の到達目標・授業の内容方法と進度予定：

ネゴコンペは、①ユニドロワ国際商事契約原則をベースとした仲裁、②交渉、の２日間からなるので、この演習もこの２つの点でのスキルアップを目指すことになる。

まず、交渉スキル（②）は、机上で学ぶのは難しいスキルである。本当の交渉スキルは、実践によらないと身につきにくい。とはいえ、まずは基礎理論を理解しておくことは望ましいから、まず、交渉に関するいくつかの方法論の内容を整理した上で、テキスト『交渉の達人』を利用してスキルアップを図る。

他方、仲裁スキル（①）については、ユニドロワ契約原則の内容を理解した上で、具体的な問題においてそれを応用できるようにする。これは、通常の法律的なスキルであるから、法学部の他の授業の延長線上にあるから、少なくとも前期の交渉演習Ⅰではあまり重視しない。

（4）成績評価方法：

ゼミへの貢献度による（平常点）。

（5）教科書・参考書：

ディーパック・マルホトラ＝マックス・H・ベイザーマン『交渉の達人』（日本経済新聞社）

その他の参考文献は、適宜指示する。

（6）その他：

必須ではないが、後期の交渉演習Ⅱも履修することによって、より多くの実践経験を積めるであろう。

その他の詳細については、担当教員のウエッブサイト

（http://www.law.tohoku.ac.jp/~hatsuru/）を参照。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**交 渉 演 習 Ⅱ**		単位	2	担当教員	**森田　　果**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		１回　毎週

（１）授業題目：

交渉演習Ⅱ

（２）授業の目的と概要・学習の到達目標・授業の内容・成績評価方法・教科書：

前期の交渉演習Ⅰに準じる。

ただし、ネゴコンペの問題が発表される10月から、ネゴコンペ当日までの２ヶ月間は、週１回の演習の時間帯だけでは準備が間に合わず、ネゴコンペ参加者は、ゼミ以外にも自主的に集まって準備をする必要が出ると予想されることに注意して欲しい。逆に、その２ヶ月間で燃え尽きてしまうことになるので、その後は、基本的にはゼミは開催されない。従って、後期のイメージは、「週１回×後期全体」というよりはむしろ「週２回（以上）×後期の半分」に近いものになるかもしれない。

交渉演習Ⅰの概要にも記したが、この時期は、３年生にとっては就職活動の開始時期と重なって大変な時期でもある。しかし、本演習のOB/OGの例年の就職先は、法学部生の平均よりも良好である。これは、就職活動と並行してネゴコンペの準備のような大変な作業を行うことができるほどに能力のある人材を、多くの企業が求めているからだろうし、また、ネゴコンペに参加することによってインターンシップにも類似した体験をして学生が成長できるからだろう。通常の法学に飽き足らない学生は、是非チャレンジしてみることを勧める。

（３）その他：

前期の交渉演習Ⅰもともに履修することが望ましい。

その他の詳細については、担当教員のウエッブサイト

（http://www.law.tohoku.ac.jp/~hatsuru/）を参照。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**法情報学演習**		単位	2	担当教員	**金谷　吉成**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：
情報社会と法

（2）授業の目的と概要：
コンピュータとインターネットが急速に普及した現代社会。しかし、その変革に法的な対応が十分に追いついておらず、実際にさまざまな問題が生じている。本演習は、情報に関する法律問題について、ここ数年に出された文献・資料・判例を取り上げ、憲法、民法、知的財産法、刑法などさまざまな観点から多角的に分析を加える。
受講生は、みずから選択したテーマについてリサーチし個別報告を行うとともに、最後に判例評釈を書いてレポートとして提出する。問題の所在や法的解決手段について主体的に取り組み考えること通じて、リサーチ結果を文章化する技術と能力を養うことを目的とする。

（3）学習の到達目標：
1．情報社会の中で見出した疑問に対して、研究の問題関心に即した情報収集（法令、判例及び学説等を含む）ができるようになる。
2．情報財の価値・特質・役割を理解し、それが社会のどのような場面でどのように機能しているかを理解する。
3．疑問や問題を多角的な観点からとらえ分析し、文章化する基礎的能力を身につける。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
1．ガイダンス（演習の趣旨、内容、評価の説明）
2．情報法の概要（情報のデジタル化、ネットワーク化に伴う問題について解説）
3．リーガル・リサーチの手法（インターネットやデータベースを用いた文献・判例・法令の検索について解説）
4．特定のテーマについて、全員による輪講
5．　〃
6．個別報告およびディスカッション（参加者がテーマを選択して発表）
7．　〃
8．　〃
9．　〃
10．　〃
11．　〃
12．　〃
13．レポート（ゼミ論文）作成・添削指導
14．　〃
15．レポート（ゼミ論文）提出と講評

以下に演習テーマの例を示す。いかなるテーマを選択するかは、受講生の自由な主体的判断に委ねられる。
・インターネット上の表現行為と表現の自由（名誉毀損、プライバシー侵害など）
・個人情報保護
・電子メールの法律問題（プライバシー保護、迷惑メールなど）
・サイバー犯罪（わいせつ罪、詐欺、不正アクセスなど）
・電子商取引、電子マネー、電子決済
・電子署名・認証制度と電子公証制度
・デジタル時代の知的財産権（著作権法、特許法、商標法、不正競争防止法など）
・ファイル共有ソフトの法律問題
・プロバイダの責任
・インターネット時代の通信と放送の融合
・インターネットと国際訴訟（裁判管轄、準拠法の問題）

（5）成績評価方法：
演習における討論（20%）、個別報告（40%）、最終レポート（40%）に基づいて評価する。

（6）教科書・参考書：
教科書は使用しない。購読する文献・資料・判例については、適宜プリントで配布する。また、必要に応じて参考書や Web サイトを紹介する。

（7）その他：
法学部向け「法情報学演習」との合同ゼミとして開講する。
ただし、最終レポートにおいて、学部演習のレポートに代えて判例評釈の課題を課す。
〈参加要件〉
人員十数名まで。
〈ホームページ〉
http://www.law.tohoku.ac.jp/~kanaya/infosemi2011/

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**現代地方自治演習**		単位	2	担当教員	**菅原　泰治**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：
現代地方自治演習

（2）授業の目的と概要：
授業の前半は、限界集落問題や自治体破綻など地方の疲弊とその要因分析、地域再生の取組み、市町村合併や道州制など自治体再編の問題等、最近の地方行政をめぐる基本的課題について考察する。
授業の後半は、地方自治体が地域活性化に取り組んでいる具体的な事例を取りあげ、自治体の政策形成のプロセスや施策実施上の課題等について検討を行う。

（3）学習の到達目標：
地方の自立や活性化のために何が必要なのかについて、自分なりの意見や考えを述べられるようになることを目標とする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
1．ガイダンス
2．地方行財政に関する基礎知識
3．限界集落問題
4．自治体破綻
5．地域再生への取組み
6．市町村合併
7．道州制
8．人口減少時代の地域活性化の事例
9．安心して暮らせる地域づくりの実例
10．地域における医療の確保の事例
11．地域協働によるまちづくりの事例
12．地域経済活性化に向けた産業政策の実例
13．宮城県における地域活性化策
14．地域資源を生かした地域づくりの事例
・授業の前半は担当教員が指定する参考文献や資料について、担当者がレジュメに基づき概要や論点を報告し、それに基づいて、参加者全員で議論を行う。
・授業の後半は、自治体の具体的な政策事例を取りあげ、その成果や課題について、担当者がレジュメに基づき概要や論点を報告し、それに基づいて、参加者全員で議論を行う。宮城県庁幹部とのディスカッションも予定している。
・なお、授業内容や取りあげる実例については、変更する可能性がある。

（5）成績評価方法：
・授業への出席状況や、報告内容、討議における発言等を踏まえ、総合的に評価する。

（6）教科書・参考書：
・授業で使用する参考文献や資料については、適宜指示する。

（7）その他：
・第１回目は、ガイダンスとし、本演習の進め方について説明するので、参加希望者は必ず出席すること。
・既に現代地方自治演習又は地方自治演習を受講した者は対象外とする。
・教員は総務省出身の実務家教員であり、総務省や地方公務員への就職希望者には、希望に応じて助言等を行うので、相談されたい（sugawara@law.tohoku.ac.jp）。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**外国法文献研究Ⅰ（英米法）**		単位	2	担当教員	**芹澤　英明**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

〈目的〉

最近出版され注目を集めている英米法文献（研究書・論文類）を精読することにより、英米法（アメリカ法・イギリス法等）に対する理論的・学問的理解を深めるための基礎的な訓練を行う。研究者志望の者だけでなく、実務法曹を目指す者が、将来、法律実務（国際法務を含むがそれに限らない）にたずさわりながら、大学等の研究機関で、より高度な法学研究を続けるための基礎力を養成する。

〈授業内容・方法〉

授業は、個人指導ないしグループ指導のためのテュートリアル（tutorial）方式で行う。

1．ガイダンス
2．担当文献の解説・選択
3．テュートリアル（予習を前提にした文献読解・質疑応答・個別指導）
4．　〃
5．　〃
6．　〃
7．　〃
8．　〃
9．　〃
10．　〃
11．　〃
12．　〃
13．ゼミレポート作成指導・添削
14．　〃
15．ゼミレポートの提出および講評

〈教科書・教材〉

■Lawrence Lessig, Remix: Making Art and Commerce Thrive in the Hybrid Economy (2008).
■Steven D. Smith, Law's Quandary (2004).
■Originalism: A Quarter-Century of Debate(Steven G. Calabresi ed. 2007).

その他、最近のアメリカ法理論の傾向を代表する文献から論文を抜粋したものをプリントして配布する。

〈成績評価〉

最終ゼミレポートにより評価する。ゼミレポートは、脚注付きの小論文形式とし、内容については、リーガル・リサーチを行った上で、授業で精読した文献の紹介を行うものとする。

〈その他〉

研究大学院修士課程・博士課程と法科大学院課程との共通科目として開講される。片平キャンパスの法科大学院で開講される予定。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**外国法文献研究 II（ドイツ法）**		単位	2	担当教員	トーマス=ベルンハルト・シェーファー
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：
外国法文献研究Ⅱ（ドイツ法）

（2）授業の目的と概要：
Das Seminar richtet sich an Studenten im Magister- bzw. Doktorandenkurs. Die im Kurs zu behandelnden Inhalte werden im Einzelnen in Absprache mit den Studenten festgelegt, um ein an den tatsaechlichen Interessen der Studenten ausgerichtetes Seminar anzubieten. Die Studenten werden daher gebeten, Texte zum deutschen Recht, die aus ihrer Sicht, insbesondere im Hinblick auf das sie interessierende Forschungsgebiet interessant sind, fuer die Behandlung, Uebersetzung und Analyse im Seminar vorzuschlagen.
Die vorgeschlagenen Themengebiete bzw. Texte werden vom Dozenten auf ihre Verwendbarkeit im Seminar geprueft. Gegebenenfalls behaelt sich der Dozent vor, ergaenzende oder besser geeignete Texte fuer die Bearbeitung im Kurs auszuwaehlen.
本演習は修士課程もしくは博士課程の学生を対象とする。参加者の実際の関心に合わせた演習を行うため、演習で取り上げる内容は個別に参加者との協議の上で決定する。参加者は、各自の観点から、特にそれぞれの研究上の関心を考慮して、演習において取り上げて翻訳および分析の対象とするドイツ法に関する文献を検討しておくこと。
参加者により提案されたテーマまたは文献が演習での使用に適するかは、担当教員が吟味し、必要に応じて担当教員が追加的あるいは適切な文献を選定する。

（3）学習の到達目標：
Die inhaltliche Zielstellung des Seminars haengt von den von den Studenten vorgeschlagenen und ausgewaehlten Themen ab. Unabhaengig vom Thema sollen den Studenten jedoch Hinweise gegeben werden, wie zweckmaessig an die Analyse deutscher Rechtstexte heranzugehen ist. Diese Hinweise sollen sie bei der Beschaeftigung mit deutschen Texten generell unterstuetzen.
参加者が提案し、選択したテーマに応じて、本演習の実質的な目標は異なりうる。けれども、テーマにかかわりなく、本演習ではドイツ法文献を分析するための適切な方法論について指導を行う。これは、参加者が将来的にドイツ法文献を扱う際に一般的に妥当する、有益な知識となるだろう。これらの示唆はドイツ法文献を取り扱う際に一般的に有益であろう。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
Inhalt und Vorgehensweise haengen von den von den Studenten vorgeschlagenen und ausgewaehlten Themen ab. Grundsaetzlich soll im Mittelpunkt des Seminars die Übersetzung und Analyse eines deutschsprachigen rechtswissenschaftlichen Artikels stehen. Rund um die im Artikel aufgeworfenen Fragen soll ggf. unter Zuhilfenahme weiterer Materialien im Seminar offen diskutiert werden.
参加者が選択したテーマに応じて、演習の内容および進行方法は異なりうる。基本的には、ドイツ語の法学文献の翻訳および分析が演習での中心的な作業になる。文献において提起された問題について、場合によっては追加的な文献を用いながら自由に議論する。

（5）成績評価方法：
平常点による。

（6）教科書・参考書：
特に指定しない。ドイツ法律用語辞典等については授業の初回に紹介する。

（7）その他：
Die Übersetzung der deutschen Texte ins Japanische setzt wenigstens grundlegende Kenntnisse der deutschen Sprache voraus. Die Diskussionen ueber einzelne Probleme koennen jedoch auch auf Englisch oder – mit Einschraenkungen seitens des Dozenten – auch auf Japanisch gefuehrt werden.
ドイツ語文献の翻訳にあたり、最低限のドイツ語の基礎的知識が要求される。ただし、個別の論点に関する議論は、英語、または担当教員が可能な範囲で日本語にて行われる。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**民法研究会 Ⅰ**		単位	4	担当教員	**共　同**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	通　年	週間授業回数		2回　隔週

（1）授業題目：
民法研究会

（2）授業の目的と概要：
民法学の高度な問題について研究報告して議論をする。

（3）学習の到達目標：
民法学を専攻する研究者となれる能力を培う。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
・本演習では、主として次の２つの事項を扱う。
①　近時の最高裁判決の判例評釈
②　民事法に関わる個別のテーマの研究
・演習の進め方としては、各回ごとに、参加者の報告に基づき、参加者全員で議論する。原則として、所定回の報告を行うことが単位取得の要件である。
・本演習は、「民法研究会」として、民法担当の教員が全員出席するほか、他大学の民法研究者が参加することもある。
・演習は、原則として月２回程度行われる。その日程及び内容の詳細については、その都度掲示などにより通知する。

（5）成績評価方法：
報告の内容、議論参加の状況に基づいて、行う。

（6）教科書・参考書：
毎回、事前に参考文献を通知する。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**社会法研究会 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**嵩　さやか**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	通　年	週間授業回数		1回　変則

（1）授業題目：

社会法研究会Ⅰ

（2）授業の目的と概要：

本研究会は、労働法・社会保障法の研究者・実務家および大学院生で構成され、判例評釈や研究報告を通して先端的なテーマ・論点について議論し、より専門的なテーマについての理解を深めることを目的とする。さらに、本研究会での報告を通じて、判例評釈の方法や研究の進め方について学ぶことも重要な目的のひとつである。

（3）学習の到達目標：

第一に、研究会で交わされる議論を理解し、それについての自分なりの意見・議論を展開できるようにする。第二に、判例評釈や報告を自ら行うことにより、評釈や研究報告を行う能力を身につける。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

各回で取り扱う判例あるいは報告テーマについて各自予習していることを前提に、報告者が行った判例評釈や研究報告について全員で自由に議論する。

（5）成績評価方法：

研究会への出席状況、発言、報告などをもとに総合的に評価する。

（6）教科書・参考書：

特になし。

（7）その他：

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**公法判例研究会 Ⅰ**		単位	2	担当教員	**稲葉　　馨**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	通　年	週間授業回数		1回　変則

詳しくは授業の際説明する。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**刑事判例研究会**		単位	2	担当教員	**共　　同**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	通　年	週間授業回数		1回　変則

（1）授業題目：

刑事法判例研究会

（2）授業の目的と概要：

本研究会は、刑法、刑事訴訟法、少年法及び刑事政策などのいわゆる刑事法の分野の研究者、実務家、大学院生その他で構成され、刑事法に関する判例研究を通して、専門的な理解を深めることを目的とする。

（3）学習の到達目標：

第一に、判例評釈や判例研究を行う能力を身につけること。第二に、判例に関する議論に参加することにより、議論する力を身につけ、かつ、判例に関する理解を深めること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

報告者が行った判例に関する研究報告を素材にして、全員で議論する。

（5）成績評価方法：

研究会への出席状況、発言、報告などをもとに総合的に評価する。

（6）教科書・参考書：

特になし。

（7）その他：

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**論　文　指　導**		単位	2	担当教員	**各指導教員**
講 義 形 態	―	開 講 学 期	前　期 後　期	週間授業回数		1回　毎週

〈内容〉

指導教員が、担当する大学院生を対象に修士論文執筆の指導を行う。指導教員が論文指導を開講していない場合は履修登録できない。開講時間帯は指導教員と院生の都合によりアドホックに設定される。

なお、論文指導の単位が修了要件単位に加算されるのは２単位を上限とする。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**刑　事　政　策**		単位	2	担当教員	**金澤　真理**
講 義 形 態	講　義	開 講 学 期	連続講義	週間授業回数		―

（1）授業題目：
現代社会と刑事政策

（2）授業の目的と概要：
犯罪防止のための犯罪原因の科学的分析、およびその成果を踏まえた犯罪対策諸制度を概説する。

（3）学習の到達目標：
人間行動科学の成果を踏まえた犯罪原因論を学び、個人の人権を尊重しつつ犯罪者が社会復帰するためには、如何なる制度が効果的かを考える。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
1　刑事政策の意義と課題
　伝統的刑事政策と新たな刑事政策の要請
2　犯罪原因論
　犯罪の現状と統計
　問題類型別対応
3　刑罰制度
　刑罰の分類
　刑罰の歴史
　刑罰の機能
　刑罰と保安処分
4　刑罰の執行
　死刑
　自由刑
　財産刑
5　社会内処遇の重要性
　刑の執行猶予
　仮釈放
　保護観察

（5）成績評価方法：
講義途中に行う確認テスト及び講義後の筆記試験による。

（6）教科書・参考書：
教科書は特に指定しない。講義中に参考文献を紹介する。

（7）その他：

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**労　働　法**		単位	4	担当教員	**水町勇一郎**
講 義 形 態	講　義	開 講 学 期	前期及び連続講義	週間授業回数		2回　隔週

（1）授業題目：

労働法

（2）授業の目的と概要：

この講義では、労働法をめぐる重層的な問題を考え解いていくための知的基盤を提供することを目的とする。具体的には、労働法総論、雇用関係法、労使関係法、労働市場法、労働紛争解決法という「労働法」を構成する基本的な法分野の枠組みを順に講義していくが、①事例を使って具体的なイメージをもちながら講義を進めていく、②諸外国の制度や実態、日本の社会や文化に起因する特徴への考察などを踏まえてより広く深い思考を促す、③できる限り皆さんと対話を行い主体的に考える力を養ってもらう、といった点に重きを置いたインターアクティブな講義にしたいと考えている。

（3）学習の到達目標：

この講義の到達目標は、労働法の構造と枠組みを理解し、具体的な事例について解決への道筋を明らかにできるようになることにある。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

1．はじめに ― 労働法の歴史と機能（2回）
2．労働法総論（6回）
3．雇用関係法（12回）
4．労使関係法（4回）
5．労働市場法（1回）
6．労働紛争解決法（1回）
7．むすび ― 労働法の動向と課題（1回）

（5）成績評価方法：

期末の筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

教科書：水町勇一郎『労働法〔第3版〕』（有斐閣、2010年）
　　村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選〔第8版〕』（有斐閣、2009年）
参考書：水町勇一郎・緒方桂子編『事例演習労働法〔第2版〕』（有斐閣、2011年）

（7）その他：

メール・アドレスは、mizumac7@aol.com です。質問等は休み時間や講義後にも随時受け付けます。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**現代民法特論 Ⅲ**		単位	2	担当教員	**阿部　裕介**
講 義 形 態	講　義	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		１回　毎週

（１）授業題目：

債権回収法

（２）授業の目的と概要：

金銭債権の債権者は、債務者から任意の弁済を得られない場合、法律上いかなる条件の下でいかなる手段によって自己の債権を回収することができるのか。この問いに答えるためには、民事実体法（債権総論・担保物権法）及び民事手続法（民事執行法・倒産法）の複数の法領域を領域横断的に把握することが必要である。本講義は、そのような領域横断的な観点から、債権回収法の全容を捉えることを目的とするものである。

（３）学習の到達目標：

①　民事実体法及び民事手続法について、横断的な知識を身につける。

②　民事実体法の知識に民事手続法の知識を有機的に結びつけることで、民事実体法について理解を深める。

（４）授業の内容・方法と進度予定：

大まかに分けて、以下の順で講義を行う予定である。ただし、２及び３に多少時間を傾斜配分する予定である。

①．総論

②．金銭債権からの債権回収（債権者代位権・債権者取消権・債権譲渡・相殺）

③．動産からの債権回収（動産譲渡担保・動産先取特権等）

④．不動産からの債権回収（抵当権）

⑤．保証人からの債権回収（保証・弁済による代位・共同抵当）

適宜（特に担保物権法の範囲を中心に）前提知識の整理を行う予定である。しかし、受講者は該当範囲を予習して講義に臨んでいることが想定されている（予習範囲の指定は、可能な限り具体的に行う予定である）。

（５）成績評価方法：

期末試験による。

（６）教科書・参考書：

森田修『債権回収法講義』（有斐閣）　その他、開講時に予習用の参考書を案内する。

（７）その他：

本講義で取り扱う範囲は、前期開講予定の「民法発展演習Ⅰ」とほぼ重なるが、本講義は相対的に概説的なものとすることを予定している。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**経　　済　　法**		単位	4	担当教員	**滝澤紗矢子**
講 義 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		2回　毎週

（1）授業題目：

経済法

（2）授業の目的と概要：

日本における競争政策と規制の概要を理解し、論理的に思考できるようになることを目的とする。主な講義対象は独禁法である。

（3）学習の到達目標：

独禁法の基本と思考方法を体系的に習得すること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

Ⅰ　違反要件

1．弊害要件総論

①　市場

②　反競争性（不正手段）

③　正当化理由

2．各違反類型

①　不当な取引制限

②　私的独占

③　不公正な取引方法

④　事業者団体規制

⑤　企業結合規制

Ⅱ　エンフォースメント

①　刑罰

②　公取委による事件処理

③　民事訴訟

（5）成績評価方法：

期末試験による。

（6）教科書・参考書：

教科書：白石忠志『独禁法講義（第５版）』（有斐閣）

（7）その他：

昨年国会に提出され、継続審議となっている、独禁法改正法案にも目配りする。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**国　際　私　法**		単位	4	担当教員	**竹下　啓介**
講 義 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		2回　毎週

（1）授業題目：

国際私法

（2）授業の目的と概要：

純国内的な法律問題・法律紛争の実体法的規律との比較における渉外的な法律問題・法律紛争の実体法的規律に関する特殊性について講義する。

（3）学習の到達目標：

我が国の裁判所において、一定の事案について外国の実体法を適用して法律問題・法律紛争を解決することの合理性について、受講者が自らの考えを構築することを目標とする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

Ⅰ　渉外的な私法上の法律関係の規律の全体像

Ⅱ　国際私法・総論

1　国際私法の基本事項　　2　法律関係の性質決定

3　連結点の確定　　4　準拠法の特定

5　準拠法の適用　　6　その他の総論上の問題

Ⅲ　国際私法・各論（1）―― 家族法上の諸問題

1　家族法関係の抵触規範　　2　婚姻関係に関する規律

3　親子関係に関する規律　　4　親族関係に関するその他の問題

5　相続・遺言に関する規律　　6　家族法関係の国際私法規範の意義

Ⅳ　国際私法・各論（2）―― 財産法上の諸問題

1　財産法関係の抵触規範　　2　契約債権に関する規律

3　法律行為に関する諸問題　　4　人に関する規律

5　物権に関する規律　　6　法定債権に関する規律

7　債権総論上の問題　　8　財産法関係の国際私法規範の意義

Ⅴ　国際私法の深層

（5）成績評価方法：

筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

以下の１冊を教科書とする。なお、参考書は、授業中に適宜紹介する。

・櫻田嘉章・道垣内正人編『国際私法判例百選〔新法対応補正版〕』（有斐閣、2007年）

（7）その他：

民法の全般にわたる基礎的知識・理解を前提として、授業を行う。また、平成24年度は開講しない可能性がある点に、留意すること。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**倒 産 処 理 法**		単位	2	担当教員	**河崎　祐子**
講 義 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：
倒産処理法

（2）授業の目的と概要：
破産法を中心に、わが国の倒産法制の仕組みについて講義する。

（3）学習の到達目標：
「倒産」という‘非常事態’において、実体法上の権利はどのような手続に、よりどのような形で実現されるのか、なぜそのような制度が必要なのかを、関連諸法との関係の中で捉え、理解すること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
以下のテーマ順に講義を進める。
1．倒産処理法制概論（1回）
2．破産（6回）
3．民事再生（3回）
4．自然人倒産（2回）
5．会社更生・特別清算（2回）
6．試験

（5）成績評価方法：
筆記試験による。

（6）教科書・参考書：
教科書：山本和彦『倒産処理法入門〔第3版〕』（有斐閣）
参考書：伊藤眞『破産法・民事再生法』（有斐閣））、『倒産判例百選〔第4版〕』

（7）その他：
質問等は授業後適宜受け付ける。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**西洋法制史特論 II （アメリカ法制史）**		単位	2	担当教員	**大内　　孝**
講 義 形 態	特　論	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		１回　毎週

（１）授業題目：

アメリカ法制史

（２）授業の目的と概要：

本講義は、「西洋法制史特論Ｉ（イングランド法制史）」（前回開講は2010年度、次回は2012年度を予定）と対をなすものである。

アメリカは、イギリスから独立したことから、イギリス法の影響が当然圧倒的に強い一方で、ごく新しい国であるがゆえに、「法」と「歴史」のかかわり方は、イギリスと異なる独特のおもむきを呈する。そのことが、「歴史の中の法」の具体的な姿と、それを見ようとする「学問」の傾向とに、いかなる形で現れるのかを考察する。

（３）学習の到達目標：

法の形成・発展のあり方の多様性を知り、法と社会、あるいは法と人間とのかかわりについて考察することができる。

（４）授業の内容：

予備講　講義のねらい
第１講　アメリカ法制史学事始 ── アメリカ法制史学不在の現状 ──
第２講　わが国における先行研究の概要
第３講　アメリカ法制史理解の基本的視座
第４講　法曹史研究における Warren テーゼの意義とその問題点
第５講　アメリカ型法曹の醸成に関する歴史学的考察
第６講　独立前夜における陪審裁判の歴史的位置
最終講　「アメリカ法制史学不在の現状」の根本問題
（以上は2009年度の講義項目であるが、今年度はこれを相当程度変更することがありうる）

（５）成績評価：

今のところ期末試験のみを予定しているが、出席者の実情を勘案して、レポートをもってこれに代えることがありうる。

（６）教科書・参考書：

参考書として、大内孝『アメリカ法制史研究序説』（創文社、2008年）、田中英夫『アメリカ法の歴史　上』（東京大学出版会、1968年）、田中英夫『英米法総論　上』（東京大学出版会、1980年）をあげておく。

（７）その他：

本講義は、学部生を対象とする専門のアメリカ法制史の講義としては、おそらくわが国で唯一のものである。したがって「標準的講義」のようなものはなく、独自に策定する必要があり、上記「内容」は仮のものであることを承知されたい。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**ロ　ー　マ　法**		単位	2	担当教員	**瀧澤　栄治**
講 義 形 態	講　義	開 講 学 期	連続講義	週間授業回数		―

（1）授業題目：
ローマ法

（2）授業の目的と概要：
ローマ法史を概観し、またローマ契約法における主要なテーマについて説明する。これによって、近代私法の基礎を形成するローマ法の歴史、法制度の意義を理解し、法に対するより深い見方を習得してもらう。

（3）学習の到達目標：
ローマ法の歴史における主要なテーマについて、知識を習得し、説明できること。またローマ契約法の内容とその展開について理解し、説明できること。

（4）授業の内容・方針と進度予定：
1．ローマ法とは何か
2．十二表法編纂の歴史
3．十二表法の時代の訴訟手続
4．十二表法の内容、不法行為を中心に
5．神官法学
6．方式書訴訟手続と法務官の活動
7．名誉法の形成
8．古典期法学史
9．法学者の著作
10．ローマ債権法概観
11．要物・問答・文書契約
12．諾成契約（売買契約を中心に）
13．無名要物契約、付加的性質の訴権
14．ユスティニアヌス法典
15．ユスティニアヌス法典以後の歴史
資料を配付し、それに沿って上記の順番で講義を進める。

（5）成績評価方法：
筆記試験の成績により評価する。

（6）教科書・参考書：
教科書は用いない。参考書として以下の文献がある。
ローマ法学史：碧海・伊藤・村上編『法学史』東京大学出版会（1976年）
ローマ法史：ウルリッヒ・マンテ著『ローマ法の歴史』ミネルヴァ書房（2008年）
物権法：ゲオルク・クリンゲンベルク著『ローマ物権法講義』大学教育出版（2007年）
債権法：ゲオルク・クリンゲンベルク著『ローマ債権法講義』大学教育出版（2006年）

（7）その他：

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**法　社　会　学**		単位	2	担当教員	**佐藤　岩夫**
講 義 形 態	講　義	開 講 学 期	連続講義	週間授業回数		―

（1）授業題目：

法社会学

（2）授業の目的と概要：

法は、現実の社会のなかでさまざまな要因（政治的・経済的・社会的・文化的その他の要因）の影響を受けながら作動するものであり、法を適切に理解するためには、法を幅広い社会の広がりのなかでとらえる視点を持ち、また、法に関する事実を的確に認識する技能と基礎知識を身につけておくことが不可欠である。この授業は、法と社会の関係を学際的・実証的に分析する学問である法社会学を学習することを通じて、法を社会の広がりのなかでとらえる視点、および、法の社会科学的な認識技法・基礎理論を修得することを目指す。

（3）学習の到達目標：

この講義を通じて受講者が、伝統的な法律学とは異なる法への社会科学的なアプローチがあることを十分に理解・修得し、それを自ら応用・実践できるようになることが期待されている。

（4）授業の内容（現時点では下記の構成・内容を予定しているが、変更がありうる）：

Ⅰ　序論（①法社会学の特徴／②法社会学の基本概念と方法）

Ⅱ　紛争と法律相談（③紛争の社会学的モデル／④相談サービスの利用と供給／⑤社会のマクロな変化と紛争）

Ⅲ　法の階層性（⑥法の社会階層論的分析／⑦法のジェンダー分析）

Ⅳ　訴訟と司法制度（⑧訴訟利用の日本的特徴／⑨訴訟の現代的利用〔現代型訴訟〕／⑩司法制度改革／⑪国民の司法参加の実証分析／⑫法専門職の社会的機能）

Ⅴ　法の形成（⑬立法と司法審査／⑭司法的法形成／⑮裁判における社会科学の利用）

Ⅵ　まとめ

（5）成績評価方法：

筆記試験による（受講者が比較的少人数で、平常点を公正に考慮することが技術的に可能である場合は、平常点も加味する）

（6）教科書・参考書：

教科書は指定せず、授業の概要を示したレジュメのほかに、リーディングス形式の教材を配布する。参考文献はレジュメのなかで逐次紹介するが、法社会学的な考え方の特徴を知る上で有益な参考書として、さしあたり、日本法社会学会編『法社会学の新地平』（有斐閣、1998年）、和田仁孝他編『法と社会へのアプローチ』（日本評論社、2004年）をあげておく。また、M・ヴェーバー『法社会学』（世良晃志郎訳、創文社、1974年）、E・エールリッヒ『法社会学の基礎理論』（河上倫逸他訳、みすず書房、1984年）はやや大部な古典であるが、法社会学の基本的エッセンスが凝縮されている。

（7）その他：

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**ド イ ツ 民 法**		単位	2	担当教員	トーマス=ベルンハルト・シェーファー
講 義 形 態	講　義	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

ドイツ民法

（2）授業の目的と概要：

ドイツ民法に関する基本的な知識を身につけてもらうことを目的としている。

（3）学習の到達目標：

ドイツ民法典（BGB）はドイツ私法の中心的な法典である。この法典は、1900年１月１日に施行される以前においてすでに、日本を始めとした他国の法典化のモデルとなっていたものである。近年は BGB は何度か改正がなされている（大きな改正として2002年の債務法現代化（“ Schuldrechtsreform ”））。

この講義では債務法現代化の改正後の BGB の構造、内容について理解を深め、また自力でドイツ民法典を用い、典型的な民事事件にそれを適用する力を養うことを目標とする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

ドイツ民法典（“ Bürgerliches Gesetzbuch ”）の全体像（民法総則、債務法、物権法、家族法、相続法）について説明した後、前三者を中心として、基本的なドイツ民法の原理や構造を学ぶ。なお、民法の理解を深めるために、講義では、適宜、連邦通常裁判所（BGH）の判例を用いる。

（5）成績評価方法：

筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

教科書及び参考書については、追って授業の中で指定する。

（7）その他：

この講義は、英語で行なう。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**ヨーロッパ法**		単位	2	担当教員	トーマス=ベルンハルト・シェーファー
講 義 形 態	講　義	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		１回　毎週

（１）授業題目：

ヨーロッパ法

（２）授業の目的と概要：

ヨーロッパ法に関する基本的な知識を身につけてもらうことを目的としている。

（３）学習の到達目標：

ヨーロッパ法の重要性は増してきている。特に、それはＥＵ各国の法秩序に大きな影響を与えるものとなってきており、ヨーロッパ法に関連する基礎知識は各国の法秩序を学ぶ上で必要不可欠なものといえる。この講義では、ＥＵの構造とその機能を理解し、ＥＵと国内法の関係についても学ぶことを目標とする。

（４）授業の内容・方法と進度予定：

この講義は、ヨーロッパ法の基礎（「ＥＵ法」特に設立条約（ローマ条約、マーストリヒト条約、ニース条約、リスボン条約など））を扱うものである。この講義ではまず、ＥＵの歴史的な展開についてのアウトラインを提示する。その後、ＥＵ法の構造と指導的原理、また同時に、ＥＵ法の法源、ＥＵ法と加盟国の国内法との関係について扱う。続いて、諸機関について詳しく説明し、ＥＵの主要な政策について学ぶ。なお、ＥＵ法を理解する際には、適宜、ＥＵ裁判所の判例を用いる。

（５）成績評価方法：

筆記試験による。

（６）教科書・参考書：

教科書及び参考書については、追って授業の中で指定する。

（７）その他：

この講義は、英語で行なう。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**中　国　法**		単位	2	担当教員	**髙見澤　磨**
講 義 形 態	講　義	開 講 学 期	連続講義	週間授業回数		―

（1）授業題目：

近現代中国法概観

（2）授業の目的と概要：

近現代中国法を、とくにその国家制定法の形成を国際関係的要因から考察する。このことにより、不平等条約改正、社会主義体制の確立、貿易・投融資促進、WTO 加盟など国際関係的要因が動因のひとつとなって国家制定法が整備されてきた概要及びその過程で整備された法の内容を見るとともに、統治の道具であった法が徐々に市民の権利としての法に変わりつつある動態も検討する。

（3）学習の到達目標：

上記のような概観により現行中国法の概要を知るとともに、そこに至る道筋を理解する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

教科書を用いた講義形式を基本とするが、参加者の様子を見て調整することもありうる。

１、授業の進め方・はじめに
２、中国近代法史序説：条約
３、中国近代法史序説：万国公法
４、西洋近代型法制への転換：清末法制改革
５、中華民国法制整備
６、近代史上生じた特殊な地域の法
７、政治に翻弄される中華人民共和国法：時期区分、1949－1978
８、政治に翻弄される中華人民共和国法：1978－
９、現代中国における立憲主義：憲法制定と改正、党、憲法の司法化、行政に対する法的統制
10、現代中国における立憲主義：訴訟、08憲章、権利
11、現代中国の司法：法曹、法院、「政法」
12、現代中国の司法：司法改革、弁護士
13、現代中国における市場経済を支える法：民法
14、現代中国における市場経済を支える法：労働法、独占禁止法
15、中国法の見方・調べ方

（5）成績評価方法：

試験による

（6）教科書・参考書：

高見澤磨・鈴木賢『中国にとって法とは何か　統治の道具から市民の権利へ』（岩波書店、叢書　中国的問題群３、2010年）。教科書として用いるので各自入手して授業に臨むこと。

（7）その他：

とくになし。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**地　域　研　究**		単位	2	担当教員	**出岡　直也**
講 義 形 態	講　義	開 講 学 期	連続講義	週間授業回数		―

（1）授業題目：

ラテンアメリカ諸国の政治 ― ネオリベラリズムへのオルタナティヴの模索を中心に

（2）授業の目的と概要：

ラテンアメリカ政治の大きな流れを概観したのち、近年の同地域政治の重要な現象である「左派政権」の続出、社会運動の重要性などを見ることで、ラテンアメリカ政治の特性を明らかにするとともに、近年の同地域政治において重要な課題である、ネオリベラリズム（新自由主義）の経済に伴う不平等や貧困を解消する試みについて考察する。

（3）学習の到達目標：

前項で述べた内容に従い、ラテンアメリカ諸国の政治の重要な要素を知るとともに、ネオリベラリズムと政治との関連のラテンアメリカでの現れを考察する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

授業は基本的に講義形式で行う。

１．ガイダンス・序
２．ラテンアメリカ諸国の政治の特徴
３．ネオリベラル改革までのラテンアメリカ諸国の政治の概観
４．ラテンアメリカにおける反ネオリベラリズム社会運動の諸相
５．ラテンアメリカにおける左派政権の諸相
６．ラテンアメリカにおける脱ネオリベラリズムのその他の試み
７．理論的枠組によるまとめ

（5）成績評価方法：

筆記試験による。

（6）教科書・参考書：

全体を通しての教科書は使用せず、各部分で、参考書を（重要度を示しつつ）紹介する。

（7）その他：

講義内で受講生の発言を求め、ある程度双方向的な講義にしたいと考えている。積極的に参加してくれる方々の受講を期待している。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**グローバル・ガバナンス論**		単位	2	担当教員	**グレン ドーソン フック**
講 義 形 態	講　義	開 講 学 期	連続講義	週間授業回数		―

未定（英語で授業を行う）

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**比較憲法演習 A**		単位	2	担当教員	**辻村みよ子**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

フランスの憲法改正や憲法院判例研究を中心にした比較憲法研究。

（2）授業の目的と概要：

フランスでは、2008年憲法改正によって憲法院に事後的違憲審査制が導入された。フランス憲法の展開や2010年3月施行後の憲法院判例等を素材としつつ、最新の比較憲法学上の重要問題について理論的に分析して討論する。

（3）学習の到達目標：

比較憲法についての基本的な知識を一層深く掘り下げ、フランスの憲法の動向や憲法院判例を素材としてフランス憲法および比較憲法の新動向について習得することを目指す。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

フランス語で憲法院の新判例および解説文を読み、議論する。

また参加者の状況により、比較憲法について担当者をきめて報告を行う。

（5）成績評価方法：

報告内容や、演習参加状況などを加味して評価する。

（6）教科書・参考書：

辻村みよ子『新版　比較憲法』岩波書店［2011年］

辻村みよ子『フランス憲法と現代立憲主義の挑戦』有信堂［2010年］

フランス憲法判例研究会編・辻村みよ子編集代表『フランスの憲法判例』信山社［2003年］

その他、フランスの判決原文等はコピーする。

（7）その他：

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**比較憲法演習 B**		単位	2	担当教員	**佐々木弘通**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

アメリカ憲法研究（原書講読）

（2）授業の目的と概要：

下記に指定するテキストを講読する。英文テキストの読解力を向上させるとともに、憲法問題に関する判断力を養成することが、本演習の目的である。

（3）学習の到達目標：

英文テキストを読解する力の向上と、憲法問題に対する判断力の養成とが、目標となる。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

下記に指定するテキストを講読する。参加者の英文読解力にもよるが、基本的には毎回10頁程度を読み進める予定である。レポーターが、テキスト担当部分の要約とそれに対する論評を行い、コメンテイターがテキストの同じ部分に対する論評を行い、それを受けて全員で議論を行う。

（5）成績評価方法：

出席と課題遂行度により評価する。

（6）教科書・参考書：

教科書

DAVID A. STRAUSS, THE LIVING CONSTITUTION (Oxford University Press, 2010).

（7）その他：

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**行政法演習 A**		単位	2	担当教員	**稲葉　　馨**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

ドイツ行政法の研究

（2）授業の目的と概要：

ドイツ行政法の基本書を原語で読み、ドイツ行政法についての理解を深めると共に、ドイツ語の読解能力を高めることを目的とする。

（3）学習の到達目標：

ドイツ行政法の基本知識を修得すると共に、ドイツ語の読解力を身につける。

（4）授業の内容と進度予定：

1．イントロダクション
2．ドイツ語文献講読　（1）
3．　〃　（2）
4．　〃　（3）
5．　〃　（4）
6．　〃　（5）
7．　〃　（6）
8．　〃　（7）
9．　〃　（8）
10．　〃　（9）
11．　〃　（10）
12．　〃　（11）
13．　〃　（12）
14．　〃　（13）
15．まとめ

（5）成績評価方法：

毎回の出席を前提とし、ドイツ語読解・質疑応答ぶりなどを総合して評価する。

（6）参考書・教科書：

ドイツ語文献については、H-U. Erichsen/D. Ehlers, Allgemeines Verwaltungsrecht, 14. Aufl., などの購読を予定しているが、具体的には、受講者と相談して決める。

（7）その他：

受講者には、一定のドイツ語読解力が要求される。受講希望者は、事前に稲葉と相談すること。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**行 政 法 演 習 B**		単位	2	担当教員	**稲葉　　馨**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

日・独行政法の比較研究

（2）授業の目的と概要：

近時のドイツ行政法の基本書ないし重要論文を原語で読み、わが国における理論状況と比較することを通じて、日・独行政法の理解を深めると共に、ドイツ語の読解能力を高めることを目的とする。

（3）学習の到達目標：

一定のテーマについて、日独行政法の発想・対応の異同を比較しながら、理解を深める。

（4）授業の内容と進度予定：

前半は、ドイツ語文献を講読する。それを踏まえ、後半は、邦語文献を読んで、比較検討する。

1．イントロダクション
2．ドイツ語文献講読　（1）
3．　〃　（2）
4．　〃　（3）
5．　〃　（4）
6．　〃　（5）
7．　〃　（6）
8．　〃　（7）
9．邦語文献講読及び比較検討（1）
10．　〃　（2）
11．　〃　（3）
12．　〃　（4）
13．　〃　（5）
14．　〃　（6）
15．総　括

（5）成績評価方法：

毎回の出席を前提とし、ドイツ語読解・質疑応答ぶりなどを総合して評価する。

（6）参考書・教科書：

ドイツ語文献については、受講者と相談して決める。邦語文献は、さし当たり、磯部力＝小早川光郎＝芝池義一編『行政法の新構想』（全３巻）所収の論文とそこで引用されている文献。

（7）その他：

受講者には、一定のドイツ語読解力が要求される。受講希望者は、事前に稲葉と相談すること。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**租 税 法 演 習 B**		単位	2	担当教員	**澁谷　雅弘**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

日本の税制に関する議論

（2）授業の目的と概要：

この授業は、租税法についての基礎的知識を有する学生を対象として、近年の日本において税制改革に関してどのような論点が問題となっているかを知り、その論点を巡って議論を深めることにより、税制に関する正確な知識、理論的な批判能力、政策立案能力等を身につけることを目的とする。

授業は、演習形式により行い、各回のテーマに関して報告者を決め、その報告を巡って対話・討論を行うことにより進める。

（3）学習の到達目標：

1．日本の税制の現状について、正確な知識を得る。
2．租税制度の沿革や立法過程の調査を行う能力を得る。
3．税制について理論的・批判的に分析を行う能力を得る。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

主に平成23年度税制改正大綱や平成22－23年の税制調査会資料を用いて、各論点について報告担当者を決め議論をする。但し、参加者の関心分野によっては変更もありうる。

（5）成績評価方法：

レポート試験及び平常点による。平常点は、出欠のみならず、事前準備、問題発見能力、議論への参加等を重視する。

（6）教科書・参考書：

教材として上記の資料等を用いる。

参考書としては、金子宏『租税法』（弘文堂）、水野忠恒『租税法』（有斐閣）、『図説日本の税制』（財経詳報社）等を勧める。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**刑 法 演 習 A**		単位	2	担当教員	**成瀬　幸典**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

・ドイツ刑法に関する文献の講読

（2）授業の目的と概要：

・ドイツ刑法に関する文献を精読し、わが国の刑法理論に大きな影響を与え続けているドイツ刑法理論に関する理解を深める。

（3）学習の到達目標：

・ドイツ刑法に関する理論的理解を深め、比較法的知見を獲得する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

・詳細は、参加者と意見交換しながら、第１回目の演習時に決定する。

（5）成績評価方法：

・演習での発言などを総合して評価する。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**刑事訴訟法演習 A**		単位	2	担当教員	**佐藤　隆之**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（授業の目的と概要）

Jon B. Gould, The Innocence Commission（New York University Press, 2008）を講読し、アメリカ合衆国の刑事司法について理解を深めることを目的とする。

（授業の内容・方法と進度予定）

事前に担当者を決め、その報告およびレジュメ（全訳である必要はない）を基に議論を行う。

（成績評価の方法）

成績評価は、演習における発言と報告内容による。

（備考）

第１回目は、説明会とし、本演習の詳細（日程、分担など）について決定する。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**刑事訴訟法演習 B**		単位	2	担当教員	**佐藤　隆之**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（授業の目的と概要）

引き続き Jon B. Gould, The Innocence Commission（New York University Press, 2008）を講読し、アメリカ合衆国の刑事司法について理解を深めることを目的とする。

（授業の内容・方法と進度予定）

事前に担当者を決め、その報告およびレジュメ（全訳である必要はない）を基に議論を行う。

（成績評価の方法）

成績評価は、演習における発言と報告内容による。

（備考）

第１回目は、説明会とし、本演習の詳細（日程、分担など）について決定する。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**民 法 演 習 A**		単位	2	担当教員	**久保野恵美子**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		2回　隔週

（1）授業題目：

英国法の文献購読

（2）授業の目的と概要：

子どもの権利について、家族法、人権法、欧州人権条約等の多面的な観点から検討する、Jane Fortin, Children's Rights and the Developing Law, 3rd ed., 2009, Cambridge を輪読します。

（3）学習の到達目標：

① 英国法の専門書を正確に読解できるようになること。

② 比較法的知見に基づいて、家族法、人権法の課題を発見又は再考する手がかりを得ること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

各回に対象範囲を指定し、担当者が翻訳又は要約を用意して、それを基に、参加者全員で理解を確認し合う方法をとります。対象範囲の広狭、翻訳の詳細さなどについては、参加者の希望を加味して、開講時に決定したいと思います。

（5）成績評価方法：

担当回における報告内容と各回の議論への参加状況によります。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**知的財産法演習 A**		単位	2	担当教員	**蘆立　順美**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

知的財産法演習A

（2）授業の目的と概要：

本演習では、知的財産法に関する裁判例や邦語文献の講読を行う。取り扱う具体的テーマについては、参加者の関心を考慮の上、決定するが、著作権法、商標法、不正競争防止法を扱うことを予定している。

（3）学習の到達目標：

知的財産法の重要論点に関する我が国の裁判例および議論について理解するとともに、論点を整理し、検討、分析する能力等を習得する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

担当者は、割り当てられた裁判例や文献の内容をまとめたレジュメを作成し、レジュメに基づき報告を行う。参加者とともに、裁判例や文献の内容に関する確認を行った後、質疑、討議を行う。担当とテーマについては、第１回の演習において決定する。

（5）成績評価方法：

報告の内容、質疑・討論への参加状況、出席状況を総合的に判断して評価する。

（6）教科書・参考書：

知的財産法の最新の条文を持参すること。

講読文献・参考文献等については、第１回の演習において指示する。

（7）その他：

本演習への参加には、知的財産法に関する基礎的な知識を有していることが求められる。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**知的財産法演習 B**		単位	2	担当教員	**蘆立　順美**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

知的財産法演習Ｂ

（2）授業の目的と概要：

本演習では、知的財産法に関する邦語文献や英語文献の講読を行う。取り扱う具体的テーマについては、参加者の関心を考慮の上、決定するが、著作権法、商標法、不正競争防止法を扱うことを予定している。

（3）学習の到達目標：

知的財産法に関する我が国の議論、諸外国の法制度および議論について理解するとともに、論点を整理し、検討、分析する能力、および、英語文献を読む基礎的な能力を習得する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

担当者は、割り当てられた文献の内容をまとめたレジュメ、または翻訳を作成し、レジュメに基づき報告を行う。参加者とともに、文献の内容に関する確認を行った後、質疑、討議を行う。担当とテーマについては、第１回の演習において決定する。

（5）成績評価方法：

報告の内容、質疑・討論への参加状況、出席状況を総合的に判断して評価する。

（6）教科書・参考書：

知的財産法の最新の条文を持参すること。

講読文献・参考文献等については、第１回の演習において指示する。

（7）その他：

本演習への参加には、知的財産法に関する基礎的な知識を有していることが求められる。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**知的財産法演習 C**		単位	2	担当教員	**千壽　哲郎**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

知的財産法演習Ｃ

（2）授業の目的と概要：

特許法におけるいくつかの主要テーマを取り上げ、これに関する文献、裁判例、論説、政府関係資料（国会議事録、審議会資料等）、必要に応じて諸外国の制度や条約を調査し、その沿革や立法趣旨（法改正の趣旨も含む）、条文の解釈、問題点の整理・分析、検討を行う。

取り扱う具体的なテーマは、履修者の関心を考慮して決定する。

（3）学習の到達目標：

特許法における主要テーマについて、その沿革や立法趣旨等を調査する能力を習得するとともに、取り扱うテーマの沿革や立法趣旨を踏まえた、基本的な論点や問題点の整理・分析、および当該論点や問題点について検討・議論する能力の習得を目指す。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

担当者は、割り当てられたテーマに関する文献、資料等を調査し、その内容をまとめたレジュメを作成し、報告を行う。参加者とともに、文献、資料等の内容に関する確認を行った後、質疑・討論を行う。したがって、担当者は、担当テーマに関する文献、資料等の調査を行った上、整理・分析し、論点を整理したレジュメを準備することが求められる。また、参加者は、文献、資料等を読み込んで、積極的に質疑・討論に参加することが求められる。

なお、演習の進め方に関する詳しい説明は、開講日に行う。

（5）成績評価方法：

報告の内容、質疑・討論への参加状況、出席の状況を総合的に判断して行う。

（6）教科書・参考書：

参考書として、中山信弘『特許法』（弘文堂2010）、大渕哲也他『知的財産法判例集〔補訂版〕』（有斐閣2010）を挙げる。そのほか、履修者の関心に応じて、適宜紹介する。

（7）その他：

知的財産法に関する基礎的知識を有していることが望ましい。

また、履修希望者は、履修を希望する理由および関心のあるテーマについて、事前に担当教員まで連絡すること。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**知的財産法演習 D**		単位	2	担当教員	**千壽　哲郎**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

知的財産法演習D

（2）授業の目的と概要：

特許法に関する最近の裁判例・論説等の読解を行う。また、履修者の関心に応じて、実用新案法、意匠法等の産業財産権法やその他の特許法の周辺法、特許に関する外国の法制度や条約についても取り扱うこととする。取り扱う具体的なテーマは、履修者の関心を考慮して決定する。

（3）学習の到達目標：

特許法に関する総合的な知識の定着を図り、理解を一層深めるとともに、最近の裁判例・論説等を通して、特許制度の基本的論点について議論する能力の習得を目指す。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

担当者は、割り当てられたテーマに関する文献、資料等を調査し、その内容をまとめたレジュメを作成し、報告を行う。参加者とともに、文献、資料等の内容に関する確認を行った後、質疑・討論を行う。したがって、担当者は、担当テーマに関する文献、資料等の調査を行った上、整理・分析し、論点を整理したレジュメを準備することが求められる。また、参加者は、文献、資料等を読み込んで、積極的に質疑・討論に参加することが求められる。

なお、演習の進め方に関する詳しい説明は、開講日に行う。

（5）成績評価方法：

報告の内容、質疑・討論への参加状況、出席の状況を総合的に判断して行う。

（6）教科書・参考書：

履修者の関心に応じて、適宜紹介する。

（7）その他：

知的財産法に関する基礎的知識を有していることが望ましい。

また、履修希望者は、履修を希望する理由および関心のあるテーマについて、事前に担当教員まで連絡すること。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**民 事 手 続 法** A		単位	2	担当教員	**内海　博俊**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：
民事手続法

（2）授業の目的と概要：
Gaul＝Schilken＝Becker-Eberhard, Zwangsvollstreckungsrecht, 2010 を講読する。

（3）学習の到達目標：
ドイツの民事手続法、とりわけ強制執行に関する法制度についての初歩的理解を得る。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
受講者の能力に合わせて進行する。

（5）成績評価方法：
授業への貢献度の評価による。

（6）教科書・参考書：
上掲書（購入の必要はない）。

（7）その他：
受講を希望する場合には、事前に担当教員にコンタクトを取ること。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**国際私法演習** A		単位	2	担当教員	**竹下　啓介**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

国際私法学における古典的理論の研究

（2）授業の目的と概要：

国際私法に関する古典的理論に関する文献（ドイツ語）を講読する。

（3）学習の到達目標：

国際私法学における古典的理論を分析することで、国際私法についての体系的理解を深めることを目標とする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

19世紀～20世紀初頭にかけてのドイツの国際私法理論（Wachter 等）の分析を行う予定である。具体的に誰の理論体系を取り上げるかは、初回の授業の際に、参加者の興味関心を踏まえて決定する。また、演習は、参加者に文献の担当箇所を割り当て、担当者による当該箇所の内容及び検討結果の報告を基礎として、参加者全員による質疑応答により、当該箇所についての理解を深める方法で行う。

（5）成績評価方法：

演習における報告の質及び参加態度（合計で50%）と、学期末に実施を予定している口頭試問（50%）によって、成績評価を行う。

（6）教科書・参考書：

教科書は指定せず、講読文献・論文についてはコピーを配布する。なお、参考書は、授業中に適宜指示する。

（7）その他：

演習は、前期課程の演習（国際私法演習Ⅰ）と合併で行う。演習参加希望者は、第１回目の授業に必ず参加すること。特段の事情がない限り、第１回目の授業に参加しなかった者の受講は認めない。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**国 際 法 演 習 A**		単位	2	担当教員	**植木　俊哉**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

国際法事例研究

（2）授業の目的と概要：

国際法に関する最近の重要な国際判決や国際事件等を取り上げ、国際法上の論点に関する分析、検討及び討論を行う。

（3）学習の到達目標：

国際社会で発生するさまざまな具体的な紛争や事件に関して、国際法の観点からこれを分析、検討及び評価する専門的能力を向上させ、国際法研究のための基盤となる分析能力を涵養する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

参加者の希望等も考慮しながら実際に取り上げる具体的事例を決定したい。取り上げる各事案に関して担当する報告者を決め、その報告を基礎として参加者全員で討論を行う。参加者は、毎回の討論において積極的な貢献を行うことが望まれる。

（5）成績評価方法：

演習への出席状況の他に、それぞれが担当した事案に関する報告の内容と水準、毎回の演習における討論への実質的な参加状況等を総合的に評価して行う。

（6）教科書・参考書：

教科書は特に指定せず、関係の資料等については必要に応じて配布する。なお、編集代表奥脇直也『国際条約集2011年版』（有斐閣）は、毎回の演習の際に使用するので必ず持参すること。

（7）その他：

演習参加者には、国際法に関する基礎的な専門知識と、外国語（主として英語）の判決文や資料、関係文献等を読み解く能力と意欲が必要とされる。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**国 際 法 演 習 B**		単位	2	担当教員	**植木　俊哉**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

国際法理論研究

（2）授業の目的と概要：

国際法に関する理論研究の導入としての個別の研究報告を行い、それに関する質疑応答や討論等を通じて、国際法上の理論的課題に関する分析と検討を行う。

（3）学習の到達目標：

国際法の個別課題に関する具体的な研究報告とそれに関する質疑応答と討論等を通じて、国際法の理論研究を行うための基盤となる専門的能力の向上を図る。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

演習参加者各自が、それぞれ国際法上の具体的な研究テーマに関する研究報告を行い、それに基づいて参加者全員で質疑応答と討論を行う。参加者は、毎回の討論において積極的な貢献を行うことが望まれる。

（5）成績評価方法：

演習への出席状況の他に、参加者が行った研究報告の内容と水準、毎回の演習における討論への実質的な参加状況等を総合的に評価して行う。

（6）教科書・参考書：

教科書や参考書等は特に指定しないが、編集代表奥脇直也『国際条約集2011年版』（有斐閣）は、毎回の演習の際に使用するので必ず持参すること。

（7）その他：

演習参加者には、国際法に関する基礎的な専門知識と、国際法上の理論的課題の探究に取り組む積極的意欲が必要とされる。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**法 理 学 演 習 A**		単位	2	担当教員	**樺島　博志**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

法理学・法哲学発展演習

Topics of the seminar: Advanced seminar for Jurisprudence and Philosophy of Law.

（2）授業の目的と概要：

発表者が自らの主題について研究報告を行い、これにもとづき、他の参加者との質疑応答を行う。研究報告の主題は、特に限定しない。演習担当教員は、法理学および法哲学の観点から、研究報告に対する質疑を行う。

Essentials of the seminar: The participant should make a presentation based on her/ his own research and discus about the issues with the other participants. The seminar will not put any restriction on the issues discussed. The seminar conductor will thereby pay attention also to the issues concerning Jurisprudence and Philosophy of Law.

（3）学習の到達目標：

演習参加者は、学術研究の手法にもとづいて研究発表を行い、法・政治・倫理の総合的観点から、研究主題を論ずる能力を修得することが期待される。

The aim of the seminar: The participant is expected to perform the academic achievement in form of presentation applying solid research methods and to develop her/ his competence to examine the issues from the comprehensive aspect covering the matter of law, politics and ethics.

（4）授業の内容・方法と進度予定：

使用言語は、セッションごとに、日本語または英語を用いる。１回のセッションは、約20分の研究報告、および、約60分の討議によって構成される。報告者は、研究報告に際し、A4 の標準書式で１－２枚程度のハンド・アウトを用意することが求められる。参加者の人数に応じて、１人につき２－３回の研究報告をすることが期待される。

The way of proceeding the session: The language either English or Japanese should be decided for each session. One session consists of 20 minutes of presentation and 60 minutes of discussion. The presenter should divide a few pages of handout in the A4 standard format. Depending on the number of participants, a participant is expected to make two or three presentations within the semester.

（5）成績評価方法：

研究報告の内容、質疑に対する応答、および、他者の研究報告に対する積極的討議の観点から評価を行う。

Objects of evaluation: Contents and quality of the presentation, competence by replying the questions and initiative by discussing the issues with the other participants.

（6）教科書・参考書：

報告テーマごとに参考書を紹介する。

Literature: The seminar conductor will introduce literatures appropriate to the issues.

（7）その他：

オフィス・アワー：第２・第４水曜日　14：40－16：10

（E-Mail: kabashima@law.tohoku.ac.jp）

Office Hour: 14:40-16:10 on the second and the forth Wednesday of the month.

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**法 理 学 演 習 B**		単位	2	担当教員	**樺島　博志**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	通　年	週間授業回数		1回　変則

（1）授業題目：

東北法理論研究会

（2）授業の目的と概要：

東北法理論研究会は、法理論・社会理論および先端・応用法分野における研究交流と情報交換を目的とした研究会である。研究会の報告者は、国内外において第1線で活躍している研究者である。

本特論は、東北法理論研究会への参加、発表を通じて、国内外における最先端の法理論の主題および理論を学修するとともに、自らの課題を提示し、専門家による批判的検証を受けることを目的とする。

（3）学習の到達目標：

東北法理論研究会への参加を通じて､法理学に関する先行研究の概要を把握することにより、自らのオリジナルな研究を遂行するための基本的な視座を獲得し、また、自らの研究水準を先端の学問水準にまで到達させることを、学習の到達目標とする。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

東北法理論研究会は、原則として土曜日の午後、年４回程度、１回につき270分程度、開催される。うち一回は、日本法哲学会学術大会（11月予定）への参加に代えることがある。

受講登録を行った受講者に対しては、講義担当者（樺島）より開催案内が通知される。

受講者は、毎回出席することを要する。また、３ないし４回の研究会のうち、最低１回、研究報告を行うことを要する。

自らが研究会において行った研究報告は、質疑応答における批判をふまえて、研究論文の形で提出する。

（5）成績評価方法：

受講者の研究会への参加状況、質疑応答における積極的参加を勘案し（25%）
研究会における研究報告の内容、および質疑に対する応答（75%）
にもとづき、成績評価を行う。

（6）教科書・参考書：

東北法理論研究会の研究活動に関しては、次のサイトを参照のこと。
http://www.law.tohoku.ac.jp/kenkyuukai/houriron/

（7）その他：

オフィス・アワー：第２・第４水曜日　14：40－16：10
（連絡先　kabashima@law.tohoku.ac.jp）

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**日本法制史演習** A		単位	2	担当教員	**吉田　正志**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：
日本法制史の諸問題

（2）授業の目的と概要：
日本法制史関係文献・資料講読

（3）学習の到達目標：
文献・資料の内容を理解する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
どのような文献・資料を講読するかについては、参加者の専攻を考慮しつつ、参加者と相談の上決める。

（5）成績評価方法：
文献・資料内容の理解度等を総合的に判断して評価する。

（6）教科書・参考書：
プリント配布。

（7）その他：
① 参加希望者は学期初めに掲示される参加申込書に氏名を記入すること。
② 無断欠席をせず、積極的に学ぶ意欲が必要である。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**日本法制史演習** B		単位	2	担当教員	**吉田　正志**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：
日本法制史の諸問題

（2）授業の目的と概要：
日本法制史関係文献・資料講読

（3）学習の到達目標：
文献・資料の内容を理解する。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
どのような文献・資料を講読するかについては、参加者の専攻を考慮しつつ、参加者と相談の上決める。

（5）成績評価方法：
文献・資料内容の理解度等を総合的に判断して評価する。

（6）教科書・参考書：
プリント配布。

（7）その他：
① 参加希望者は学期初めに掲示される参加申込書に氏名を記入すること。
② 無断欠席をせず、積極的に学ぶ意欲が必要である。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**インターネット リーガル リサーチ アンド ライティング A**		単位	2	担当教員	**芹澤　英明**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

〈内　容〉

法律データベース Lexis Nexis, West Law, Heins Online 等を使って、リサーチを行い、その結果を小論文形式にまとめる。

英文法律データベースとして定評のある Lexis Nexis 等を使って、法令、判例、論文を検索し、リサーチを行い、その結果を文書ファイルにまとめる方法について訓練する。

参加者は、授業中に数回出される課題に対して、リサーチを行い、解答をレポートとして提出しなければならない。

最終レポートは、自己の専門領域についてリサーチした結果を小論文形式でまとめる。

データベースの対象は、主にアメリカ法・政治に関する英文素材が中心であるが、ヨーロッパ法、国際法や国際関係論についての英文データも含まれている。

成績評価は、提出課題と最終レポートによる。

〈教科書〉

参考文献等の教材は、インターネット上の Web ページとして公開する。

http://www.law.tohoku.ac.jp/1serizawa/

〈参考書〉

演習のときに指定する。

〈成績評価方法〉

リサーチ課題の評価と、最終レポートの提出による。

〈履修要件〉

英文の法律データベースを使って論文を書く必要がある者。

英語教材を用いるので、英語に自信があるか、すくなくとも、法律英語を勉強するという意欲があることが必須。

〈備　考〉

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**ヨーロッパ政治史発展演習**		単位	2	担当教員	**平田　　武**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		2回　隔週

（1）授業題目：

「ハプスブルク君主国史研究」

（2）授業の目的と概要：

近年のハプスブルク君主国史研究の中で注目される成果を検討することを通して、ハプスブルク君主国史研究の動向をフォローする。

教材には以下の著書を予定しているが、参加者の人数や関心に応じて変更することがある。

Solomon Wank, *In the Twilight of Empire: Count Alois Lexa von Aehrenthal (1854-1912) Imperial Habsburg Patriot and Statesman, Volume 1: The Making of an Imperial Habsburg Patriot and Statesman* (Wien: Böhlau Verlag, 2009).

Tara Zahra, *Kidnapped Souls: National Indifference and the Battle for Children in the Bohemian Lands 1900-1948* (Ithaca, N.Y.: Cornell University Press, 2008).

Fredrik Lindström, *Empire and Identity: Biographies of the Austrian State Problem in the Late Habsburg Empire* (West Lafayette, Ind.: Purdue University Press, 2008).

Nancy M. Wingfield, *Flag Wars and Stone Saints: How the Bohemian Lands Became Czech* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2007).

Pieter M. Judson, *Guardians of the Nation: Activists on the Language Frontiers of Imperial Austria* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2006).

Robert Nemes, *The Once and Future Budapest* (DeKalb, Ill.: Northern Illinois University Press, 2005).

Jeremy King, *Budweisers into Czechs and Germans: A Local History of Bohemian Politics, 1848-1948* (Princeton, N.J.: Princeton University Press, 2002).

（3）学習の到達目標：

社会科学文献を講読して、その内容を咀嚼した上で、背景となる研究動向を自らサーヴェイし、著書の要旨を要約して、更に学問的・批判的に評価する能力を身につけること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

参加者は、与えられた著書に関して、その書評を執筆するつもりで、報告ペーパー（400字詰め原稿用紙約30枚相当程度）を作成する。なお、ペーパーは英語で作成してもよい（約5000語程度）。

（5）成績評価方法：

参加者の報告と、質疑・討論への参加に基づいて行う。

（6）教科書・参考書：

教材はこちらで用意する。

（7）その他：

参加希望者は、事前に平田に相談することが望ましく、開講日の説明会（追って掲示する）にも出席すること。他研究科（博士課程）大学院生の履修も認める。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**西洋政治思想史演習 A**		単位	2	担当教員	**犬塚　　元**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

西洋政治思想史原典講読

（2）授業の目的と概要：

政治思想史における一次史料の講読を行う。昨年度から引き続き「歴史叙述の政治思想」というテーマのもと、今年度は以下の文献を講読する。

Thomas Hobbes, *Behemoth*, *or*, *The Long Parliament*, ed. Paul Seaward, Clarendon Press, 2010.

David Hume, *The history of England : from the invasion of Julius Caesar to the Revolution in 1688, in six volumes*, Liberty Classics, 1983.

前者は Second Dialogue から、後者については重要部分を講読する。

（3）学習の到達目標：

・一次史料（原典）の読解能力を高めること。

・研究者として自律的に研究できる能力を獲得すること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

各回を、担当者の報告、コメント、ディスカッションの順で構成する。参加者は、各回の参加と予習、および積極的なコミットメントが絶対的に必要である。

（5）成績評価方法：

平常点

（6）教科書・参考書：

文献は配布する。

（7）その他：

・西洋政治思想史演習Ｂとともに履修・参加することが強く推奨される。

・他分野を専攻する参加希望者は、事前に〈inuzuka@law.tohoku.ac.jp〉にメールを送付することが望ましい。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**西洋政治思想史演習 B**		単位	2	担当教員	**犬塚　　元**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

西洋政治思想史原典講読

（2）授業の目的と概要：

政治思想史における一次史料の講読を行う。西洋政治思想史演習Ａから引き続き、以下の文献を講読する。

Thomas Hobbes, *Behemoth*, *or*, *The Long Parliament*, ed. Paul Seaward, Clarendon Press, 2010.

David Hume, *The history of England : from the invasion of Julius Caesar to the Revolution in 1688, in six volumes*, Liberty Classics, 1983.

前者は Second Dialogue から、後者については重要部分を講読する。

（3）学習の到達目標：

・一次史料（原典）の読解能力を高めること。

・研究者として自律的に研究できる能力を獲得すること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

各回を、担当者の報告、コメント、ディスカッションの順で構成する。参加者は、各回の参加と予習、および積極的なコミットメントが絶対的に必要である。

（5）成績評価方法：

平常点

（6）教科書・参考書：

文献は配布する。

（7）その他：

・西洋政治思想史演習Ａとともに履修・参加することを強く推奨する。

・他分野を専攻する参加希望者は、事前に〈inuzuka@law.tohoku.ac.jp〉にメールを送付することが望ましい。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**行 政 学 演 習 A**		単位	2	担当教員	**牧原　　出**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		2回　隔週

行政学理論研究

近時の英語圏での行政学研究論文を講読する。Robert F. Durant & George C. Edwards III（eds.）*The Oxford Handbook of American Bureaucracy*, 2010, Oxford University Press や Michael Moran et al.（eds.）*The Oxford Handbook of Public Policy*, 2010, Oxford University Press などから代表的論文を選んで近時の理論動向について検討する。

行政学・公共政策学理論のサーヴェイのためのトレーニングが目的である。他研究科学生の履修を許可する。成績評価は授業への参加とレポートによって行う。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**行 政 学 演 習 B**		単位	2	担当教員	**牧原　　出**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		2回　隔週

行政学理論研究

Public Administration Review, Public Administration, Governance など英語圏の行政学関連の雑誌を各学生が選び、1990年代以降の理論動向を調べて報告し、討議する。

行政学・公共政策学理論のサーヴェイのためのトレーニングが目的である。他研究科学生の履修を許可する。成績評価は授業への参加とレポートによって行う。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**中国政治演習 C**		単位	2	担当教員	**阿南　友亮**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

中国政治演習C

（2）授業の目的と概要：

本演習では、文献講読を通じて、今日の国家の標準形態である国民国家（nation-state）および人々を「日本人」あるいは「中国人」といった集団（nation）にまとめることを志向する価値観・運動であるナショナリズム（nationalism）について多角的な考察をおこなう。それを踏まえ、国家と個人との関係、国家と地域社会との関係、特定の国民国家（主として中国）が構造的に抱える問題などについて幅広く議論する。

（3）学習の到達目標：

nation、nation-state、nationalism といった諸概念に関する専門的理解を深め、それらの概念に立脚した政治分析の視座を養う。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

本演習では、国民国家とナショナリズムについて考察する際の必読書ともいえる文献を講読し、章ごとに報告と議論をおこなう。今年度は、E.J. ホブズボームの『ナショナリズムの歴史と現在』およびアーネスト・ゲルナーの『民族とナショナリズム』を教科書として用いる。学生は、この２冊から単に知識を得るだけでなく、著者の視座や意図について分析や批判を試みることが期待される。学生は、この２冊を読み進める過程で興味を持った問題に関する専門書をさらに１冊選択し、上記の２冊との比較をおこないながら期末レポートを作成する。例えば、中国のナショナリズムに関心のある学生には、吉澤誠一郎の『愛国主義の創成　ナショナリズムから近代中国をみる』や坂元ひろ子の『中国民族主義の神話』を、日本のナショナリズムに関心のある学生には、小熊英二の『単一民族神話の起源』あるいは『〈民主〉と〈愛国〉：戦後日本のナショナリズムと公共性』をお薦めする。授業の最後の２回は、レポートのテーマに関する学生の報告・質疑応答・個別指導にあてる。

（5）成績評価方法：

毎回の授業における報告・議論の内容（50%）および期末レポート（50%）から判断する。

（6）教科書・参考書：

教科書：E.J. ホブズボーム著、浜林正夫他訳『ナショナリズムの歴史と現在』大月書店 2001年。
アーネスト・ゲルナー著、加藤節訳『民族とナショナリズム』岩波書店2000年。

（7）その他：

本演習は、公共政策大学院と合同で開講する。参加希望学生は、必ず初回の授業でおこなうオリエンテーションに参加すること。国民国家という分析枠組みを用いて中国および他のアジア諸国について考察することに関心のある学生を歓迎する。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**東アジア政治外交論演習 A**		単位	4	担当教員	**金　　淑賢**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	通　年	週間授業回数		2回　隔週

（1）授業題目：
東アジア政治外交論演習

（2）授業の目的と概要：
本演習では、東アジア国際政治に関連する英語の文献を講読する。東アジア国際政治の特徴について理解を深めると同時に、英語の読解能力を高める。

（3）学習の到達目標：
冷戦後の東アジア国際関係に関する知識を、英語の文献を使い身につけること。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
毎回報告者を決めて、日本語（翻訳）でのレジュメを報告前に全員に回し、その報告を聞いた後、全員で討論を行う。

（5）成績評価方法：
参加者の報告と討論への参加および学期末のレポートで評価する。

（6）教科書・参考書：
文献リストについては開講時に配布する。

（7）その他：
参加希望者は初回の授業に出席する前に、私までメール（kim@law.tohoku.ac.jp）に、志望理由について送付すること。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**グローバル・ガバナンス論**		単位	2	担当教員	**グレン ドーソン フック**
講 義 形 態	講　義	開 講 学 期	連続講義	週間授業回数		―

未定（英語で授業を行う）

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**外国法文献研究 A（英米法）**		単位	2	担当教員	**芹澤　英明**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		1回　毎週

〈目的〉

最近出版され注目を集めている英米法文献（研究書・論文類）を精読することにより、英米法（アメリカ法・イギリス法等）に対する理論的・学問的理解を深めるための基礎的な訓練を行う。研究者志望の者だけでなく、実務法曹を目指す者が、将来、法律実務（国際法務を含むがそれに限らない）にたずさわりながら、大学等の研究機関で、より高度な法学研究を続けるための基礎力を養成する。

〈授業内容・方法〉

授業は、個人指導ないしグループ指導のためのテュートリアル（tutorial)方式で行う。

1．ガイダンス
2．担当文献の解説・選択
3．テュートリアル（予習を前提にした文献読解・質疑応答・個別指導）
4．　〃
5．　〃
6．　〃
7．　〃
8．　〃
9．　〃
10．　〃
11．　〃
12．　〃
13．ゼミレポート作成指導・添削
14．　〃
15．ゼミレポートの提出および講評

〈教科書・教材〉

■Lawrence Lessig, Remix: Making Art and Commerce Thrive in the Hybrid Economy (2008).
■Steven D. Smith, Law's Quandary (2004).
■Originalism: A Quarter-Century of Debate (Steven G. Calabresi ed. 2007).

その他、最近のアメリカ法理論の傾向を代表する文献から論文を抜粋したものをプリントして配布する。

〈成績評価〉

最終ゼミレポートにより評価する。ゼミレポートは、脚注付きの小論文形式とし、内容については、リーガル・リサーチを行った上で、授業で精読した文献の紹介を行うものとする。

〈その他〉

研究大学院修士課程・博士課程と法科大学院課程との共通科目として開講される。片平キャンパスの法科大学院で開講される予定。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**外国法文献研究 B（ドイツ法）**		単位	2	担当教員	トーマス=ベルンハルト・シェーファー
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		1回　毎週

（1）授業題目：

外国法文献研究Ｂ（ドイツ法）

（2）授業の目的と概要：

Das Seminar richtet sich an Studenten im Magister- bzw. Doktorandenkurs. Die im Kurs zu behandelnden Inhalte werden im Einzelnen in Absprache mit den Studenten festgelegt, um ein an den tatsaechlichen Interessen der Studenten ausgerichtetes Seminar anzubieten. Die Studenten werden daher gebeten, Texte zum deutschen Recht, die aus ihrer Sicht, insbesondere im Hinblick auf das sie interessierende Forschungsgebiet interessant sind, fuer die Behandlung, Uebersetzung und Analyse im Seminar vorzuschlagen.

Die vorgeschlagenen Themengebiete bzw. Texte werden vom Dozenten auf ihre Verwendbarkeit im Seminar geprueft. Gegebenenfalls behaelt sich der Dozent vor, ergaenzende oder besser geeignete Texte fuer die Bearbeitung im Kurs auszuwaehlen.

本演習は修士課程もしくは博士課程の学生を対象とする。参加者の実際の関心に合わせた演習を行うため、演習で取り上げる内容は個別に参加者との協議の上で決定する。参加者は、各自の観点から、特にそれぞれの研究上の関心を考慮して、演習において取り上げて翻訳および分析の対象とするドイツ法に関する文献を検討しておくこと。

参加者により提案されたテーマまたは文献が演習での使用に適するかは、担当教員が吟味し、必要に応じて担当教員が追加的あるいは適切な文献を選定する。

（3）学習の到達目標：

Die inhaltliche Zielstellung des Seminars haengt von den von den Studenten vorgeschlagenen und ausgewaehlten Themen ab. Unabhaengig vom Thema sollen den Studenten jedoch Hinweise gegeben werden, wie zweckmaessig an die Analyse deutscher Rechtstexte heranzugehen ist. Diese Hinweise sollen sie bei der Beschaeftigung mit deutschen Texten generell unterstuetzen.

参加者が提案し、選択したテーマに応じて、本演習の実質的な目標は異なりうる。けれども、テーマにかかわりなく、本演習ではドイツ法文献を分析するための適切な方法論について指導を行う。これは、参加者が将来的にドイツ法文献を扱う際に一般的に妥当する、有益な知識となるだろう。これらの示唆はドイツ法文献を取り扱う際に一般的に有益であろう。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

Inhalt und Vorgehensweise haengen von den von den Studenten vorgeschlagenen und ausgewaehlten Themen ab. Grundsaetzlich soll im Mittelpunkt des Seminars die Übersetzung und Analyse eines deutschsprachigen rechtswissenschaftlichen Artikels stehen. Rund um die im Artikel aufgeworfenen Fragen soll ggf. unter Zuhilfenahme weiterer Materialien im Seminar offen diskutiert werden.

参加者が選択したテーマに応じて、演習の内容および進行方法は異なりうる。基本的には、ドイツ語の法学文献の翻訳および分析が演習での中心的な作業になる。文献において提起された問題について、場合によっては追加的な文献を用いながら自由に議論する。

（5）成績評価方法：

平常点による。

（6）教科書・参考書：

特に指定しない。ドイツ法律用語辞典等については授業の初回に紹介する。

（7）その他：

Die Übersetzung der deutschen Texte ins Japanische setzt wenigstens grundlegende Kenntnisse der deutschen Sprache voraus. Die Diskussionen ueber einzelne Probleme koennen jedoch auch auf Englisch oder – mit Einschraenkungen seitens des Dozenten – auch auf Japanisch gefuehrt werden.

ドイツ語文献の翻訳にあたり、最低限のドイツ語の基礎的知識が要求される。ただし、個別の論点に関する議論は、英語、または担当教員が可能な範囲で日本語にて行われる。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**民法研究会** A		単位	2	担当教員	**共　同**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	通　年	週間授業回数		2回　隔週

（1）授業題目：
民法研究会

（2）授業の目的と概要：
民法学の高度な問題について研究報告して議論をする。

（3）学習の到達目標：
民法学を専攻する研究者となれる能力を培う。

（4）授業の内容・方法と進度予定：
・本演習では、主として次の２つの事項を扱う。
①　近時の最高裁判決の判例評釈
②　民事法に関わる個別のテーマの研究
・演習の進め方としては、各回ごとに、参加者の報告に基づき、参加者全員で議論する。原則として、所定回の報告を行うことが単位取得の要件である。
・本演習は、「民法研究会」として、民法担当の教員が全員出席するほか、他大学の民法研究者が参加することもある。
・演習は、原則として月２回程度行われる。その日程及び内容の詳細については、その都度掲示などにより通知する。

（5）成績評価方法：
報告の内容、議論参加の状況に基づいて、行う。

（6）教科書・参考書：
毎回、事前に参考文献を通知する。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**社会法研究会** A		単位	2	担当教員	**嵩　さやか**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	通　年	週間授業回数		1回　変則

（1）授業題目：

社会法研究会

（2）授業の目的と概要：

本研究会は、労働法・社会保障法の研究者・実務家および大学院生で構成され、判例評釈や研究報告を通して先端的なテーマ・論点について議論し、より専門的なテーマについての理解を深めることを目的とする。さらに、本研究会での報告を通じて、判例評釈の方法や研究の進め方について学ぶことも重要な目的のひとつである。

（3）学習の到達目標：

第一に、研究会で交わされる議論を理解し、それについての自分なりの意見・議論を展開できるようにする。第二に、判例評釈や報告を自ら行うことにより、評釈や研究報告を行う能力を身につける。

（4）授業の内容・方法と進度予定：

各回で取り扱う判例あるいは報告テーマについて各自予習していることを前提に、報告者が行った判例評釈や研究報告について全員で自由に議論する。

（5）成績評価方法：

研究会への出席状況、発言、報告などをもとに総合的に評価する。

（6）教科書・参考書：

特になし。

（7）その他：

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**公法判例研究会** A		単位	2	担当教員	**稲葉　　馨**
講 義 形 態	演　習	開 講 学 期	通　年	週間授業回数		1回　変則

詳しくは授業の際説明する。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**博士論文指導 A**		単位	2	担当教員	**各指導教員**
講 義 形 態	―	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		―

〈内容〉

指導教員が、博士後期課程に在籍する大学院生を対象に博士論文執筆の指導を行う。指導教員が博士論文指導を開講していない場合は履修登録できない。開講時間帯は指導上の方針等を踏まえつつ、各教員により設定される。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**博士論文指導 B**		単位	2	担当教員	**各指導教員**
講 義 形 態	―	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		―

〈内容〉

指導教員が、博士後期課程に在籍する大学院生を対象に博士論文執筆の指導を行う。指導教員が博士論文指導を開講していない場合は履修登録できない。開講時間帯は指導上の方針等を踏まえつつ、各教員により設定される。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**博士論文指導 C**		単位	2	担当教員	**各指導教員**
講 義 形 態	―	開 講 学 期	前　期	週間授業回数		―

〈内容〉

指導教員が、博士後期課程に在籍する大学院生を対象に博士論文執筆の指導を行う。指導教員が博士論文指導を開講していない場合は履修登録できない。開講時間帯は指導上の方針等を踏まえつつ、各教員により設定される。

科目区分	大 学 院 科 目					
授業科目	**博士論文指導 D**		単位	2	担当教員	**各指導教員**
講 義 形 態	―	開 講 学 期	後　期	週間授業回数		―

〈内容〉

指導教員が、博士後期課程に在籍する大学院生を対象に博士論文執筆の指導を行う。指導教員が博士論文指導を開講していない場合は履修登録できない。開講時間帯は指導上の方針等を踏まえつつ、各教員により設定される。

法学部・法学研究科研究大学院
授 業 日 程 等

平成23(2011)年度授業日程

授業等の区分	授業等の日程	
	全学教育科目	専門教育科目 研究大学院授業科目
前期授業	5月9日(月) ～ 8月12日(金) 9月5日(月) ～ 9月9日(金)	5月9日(月) ～ 8月4日(木)
前期科目試験		8月5日(金) ～ 8月11日(木)
夏季休業	8月15日(月) ～ 9月2日(金)	8月12日(金) ～ 8月19日(金)
補講	9月12日(月) ～ 9月22日(木)	
連続講義		8月22日(月) ～ 9月28日(水)
連続講義試験		9月29日(木) ～ 9月30日(金)
後期授業	10月3日(月) ～ 12月22日(木)	10月3日(月) ～ 12月22日(木)
冬季休業	12月26日(月) ～ 1月5日(木)	12月26日(月) ～ 1月5日(木)
後期授業	1月6日(金) ～ 1月30日(月) 【1月13日(金)は、休講】	1月6日(金) ～ 1月26日(木) 【1月13日(金)は、授業を行う】
補講	1月31日(火) ～ 2月13日(月)	2月10日(金) ～ 2月13日(月)
後期科目試験		1月27日(金) ～ 2月9日(木)
学期末休業	2月14日(水) ～ 3月30日(金)	

平成２３(2011)年度法学部専門教育科目実施学年暦

（２０１１．４～２０１２．３）

4月

日	月	火	水	木	金	土
…	…	…	…	…	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
…	…	…	…	…	…	…

5月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	…	…	…	…
…	…	…	…	…	…	…

6月

日	月	火	水	木	金	土
…	…	…	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	…	…
…	…	…	…	…	…	…

7月

日	月	火	水	木	金	土
…	…	…	…	…	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	…	…	…	…	…	…

8月

日	月	火	水	木	金	土
…	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	…	…	…
…	…	…	…	…	…	…

9月

日	月	火	水	木	金	土
…	…	…	…	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	…
…	…	…	…	…	…	…

10月

日	月	火	水	木	金	土
…	…	…	…	…	…	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	…	…	…	…	…

11月

日	月	火	水	木	金	土
	…	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	…	…	…
…	…	…	…	…	…	…

12月

日	月	火	水	木	金	土
…	…	…	…	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
…	…	…	…	…	…	…

24年1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	…	…	…	…
…	…	…	…	…	…	…

2月

日	月	火	水	木	金	土
…	…	…	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	…	…	…
…	…	…	…	…	…	…

3月

日	月	火	水	木	金	土
…	…	…	…	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
…	…	…	…	…	…	…

注）　は授業日，　は試験期間，　は連続講義期間

注）　2月10日は金曜日の補講，2月13日は月曜日の補講を行う。

注）　6月22日（水）は創立記念日だが授業日とする。

平成23年４月 発行

〒980-8576 仙台市青葉区川内27-1

東 北 大 学 法 学 部

東 北 大 学 大 学 院
法学研究科研究大学院

電話 (022) 795-6175

平成23(2011)年度 法学部 時間割表【前期】

	1	2	3	4	5	6
	8:50～10:20	10:30～12:00	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30
月	JB110 ◇契約法・債権総論 ② 法1 小粥 JB109 ◇刑事訴訟法 ③④ 法2 井上	JB112 ◇会社法Ⅰ ③ 法2 白井 JB122 ドイツ民法 ③④ 法4 シェーファー JB135 国際私法演習Ⅰ ③④ 5演 竹下 JB101 民事法入門 ① 隔週 法1 河上	JB117 ◇経済法 ③④ 法2 滝澤	JB111 家族法 ③ 法1 久保野 JB316 通年 行政学演習 ②③④ 隔週 3演 牧原	JB138 英米法演習 ②③④ 情処 芹澤	
火	JB123 西洋政治思想史Ⅱ ③④ 法1 大塚 JB118 国際私法 ③④ 5演 竹下	JB106 憲法Ⅱ ② 法2 佐々木 JB127 刑事訴訟法演習 ③④ 2演 佐藤 JB145 中国政治演習Ⅰ ③④ 3演 阿南	JB110 ◇契約法・債権総論 ② 法1 小粥 JB115 刑事訴訟法特論 ③④ 法2 井上 JB139 法律ドイツ語演習Ⅰ ②③④ 1演 シェーファー	JB108 ◇行政法Ⅰ ②③ 法1 仲野 JB140 ドイツ法発展演習 ③④ 1演 シェーファー JB129 民法発展演習Ⅰ ③④ 4演 阿部 JB312 通年 経済法・競争政策演習 ③④ 隔週 5演 山口		
水	JB108 ◇行政法Ⅰ ②③ 法1 仲野 JB109 ◇刑事訴訟法 ③④ 法2 井上	JB107 憲法Ⅲ ② 法1 中林 JB146 交渉演習Ⅰ ③④ 3演 森田	JB121 日本法制史Ⅰ ③④ 法2 吉田 JB120 労働法 ③④ 隔週 法1 水町 JB306 通年 行政法演習Ⅱ ③④ 隔週 3演 中原(茂) JB307 通年 行政法演習Ⅲ ③④ 隔週 8演 飯島 JB310 通年 民法発展演習Ⅲ ②③④ 隔週 10演 小粥	JB125 法情報学 ③④ 法2 金谷 JB315 通年 国際関係論演習 ②③④ 隔週 1演 大西 JB309 通年 刑法演習 ③④ 隔週 2演 成瀬 JB308 通年 刑法演習 ②③④ 隔週 4演 岡本 JB311 通年 民法演習 ③④ 隔週 6演 渡辺 JB304 通年 憲法演習Ⅲ ③④ 隔週 7演 中林 JB142 ヨーロッパ政治史演習Ⅰ ④ 隔週 情処 平田	JB302 通年 現代政治分析 ②③④ 法1 河村	
木	JB104 法と歴史Ⅰ ① 法2 大内	JB112 ◇会社法Ⅰ ③ 法2 白井 JB126 租税法演習Ⅰ ④ 2演 蔵谷 JB137 西洋法制史演習Ⅰ ③④ 6演 大内	JB105 比較法社会論 ①② 法1 芹澤 JB117 ◇経済法 ③④ 法2 滝澤 JB303 通年 法理学 ③④ 法4 樺島 JB130 民法演習 ③④ 2演 久保野 JB313 通年 日本法制史演習 ③④ 3演 吉田 JB147 現代地方自治演習 ③④ 4演 菅原 JB132 商法演習Ⅰ ③④ 6演 吉原 JB143 西洋政治思想史演習 ③④ 5演 大塚 JB141 ヨーロッパ政治史基礎演習 ①②③ 情処 平田	JB114 租税法 ④ 法1 蔵谷 JB136 法理学演習 ③④ 3演 樺島 JB133 知的財産法演習Ⅰ ③④ 2演 千壽	JB301 通年 刑法Ⅲ ③ 法1 成瀬	
金	JB102 刑事法入門 ① 法1 井上	JB113 商法総論・商行為法 ③④ 法2 清水 JB144 日本外交論演習 ②③④ 3演 橋本	JB103 司法制度論 ①② 法1 菱田 JB119 倒産処理法 ③④ 法2 河崎 JB131 民法演習 ③④ 隔週 2演 中原(太)	変通 刑法Ⅰ ② 法1 岡本 JB116 商取引法 ③④ 法2 清水 JB305 通年 行政法演習Ⅰ ③④ 隔週 3演 稲葉	JB124 東アジア政治外交論 ③④ 法2 金 JB314 通年 日本政治外交史演習 ②③④ 2演 伏見 JB134 民事訴訟法演習Ⅳ ③④ 5演 内海 JB128 刑事訴訟法演習(発展) ④ 6演 井上	

◇同期間内で2コマに分けて開講する科目(週2回開講)

(平成23年4月20日現在)

平成23(2011)年度 法学部 時間割表【後期】

	1	2	3	4	5	6
	8:50～10:20	10:30～12:00	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30
月	JB248 行政学論文演習 ②③④ 2演 牧原	JB210 不法行為法 ② 法1 小粥 JB224 比較政治学Ⅰ ③④ 法2 横田 JB223 ヨーロッパ法 ③④ 法3 シェーファー	JB215 ◇国際法 ③ 法1 植木 JB225 比較政治学Ⅱ ③④ 法2 横田 JB240 社会保障法演習 ③④ 2演 嵩	JB207 刑法Ⅱ ② 法2 岡本 JB228 憲法演習Ⅱ ③④ 2演 佐々木 通年 行政学演習 ②③④ 隔週 3演 牧原	JB238 民事訴訟法演習Ⅰ ③④ 2演 坂田	
火	JB247 比較政治学論文演習 ③④ 2演 横田 JB206 行政法Ⅱ ②③ 法2 仲野	JB213 ◇国際関係論 ①②③ 法1 大西 JB237 経済法演習 ③④ 2演 滝澤	JB205 憲法Ⅰ ① 法1 中林 JB216 現代民法特論Ⅲ ③④ 法3 阿部 JB242 法律ドイツ語演習Ⅱ ②③④ 1演 シェーファー JB234 商法演習Ⅱ ②③④ 3演 清水 JB249 中国政治演習Ⅱ ③④ 4演 阿南 JB219 社会保障法 ③④ 法2 嵩 JB231 民法基礎演習 ② 2演 米村	JB201 日本近代法史 ① 法1 吉田 JB221 西洋法制史特論Ⅱ(アメリカ法制史) ③④ 法3 大内 JB233 民法基礎演習 ② 3演 渡辺 JB246 比較政治学演習 ③④ 3演 横田 通年 経済法・競争政策演習 ③④ 隔週 5演 山口	JB232 民法演習 ③④ 2演 米村 JB230 民法発展演習Ⅱ ③④ 4演 阿部	
水	JB203 日本政治外交史Ⅰ ①② 法1 伏見 JB214 地方自治法 ③④ 法2 飯島	JB222 英米法 ②③④ 法1 芹澤 JB218 ◇知的財産法 ③④ 法3 憲立・千壽 JB251 交渉演習Ⅱ ③④ 3演 森田	JB220 日本法制史Ⅱ ③④ 法2 吉田 通年 行政法演習Ⅱ ③④ 隔週 3演 中原(茂) 通年 行政法演習Ⅲ ③④ 隔週 8演 飯島 通年 民法発展演習Ⅲ ②③④ 隔週 10演 小粥	通年 国際関係論演習 ②③④ 隔週 1演 大西 通年 刑法演習 ③④ 隔週 2演 成瀬 通年 刑法演習 ②③④ 隔週 4演 岡本 通年 民法演習 ③④ 隔週 6演 渡辺 通年 憲法演習Ⅲ ③④ 隔週 7演 中林 JB227 憲法演習Ⅰ ③④ 隔週 多演 辻村 JB244 ヨーロッパ政治史演習Ⅱ ④ 隔週 情処 平田	通年 現代政治分析 ②③④ 法1 河村	
木	JB208 民法総則 ① 法1 中原(太) JB226 東アジア政治外交論Ⅱ ③④ 法3 阿南	JB215 ◇国際法 ③ 法1 植木 JB211 会社法Ⅱ ③ 法2 白井 JB241 西洋法制史演習Ⅱ ③④ 6演 大内	JB209 物権法 ② 法1 入保野 JB212 ◇民事訴訟法 ③④ 法2 内海 通年 法理学 ③④ 法3 樺島 通年 日本法制史演習 ③④ 3演 吉田	JB213 ◇国際関係論 ①②③ 法1 大西 JB204 ヨーロッパ政治史Ⅰ ①② 法2 平田 JB202 法学の理論 ② 法3 樺島 JB235 商法演習Ⅲ ②③④ 4演 清水	通年 刑法Ⅲ ③ 法1 成瀬	
金	JB243 日本政治外交史論文演習 ②③④ 2演 伏見	JB212 ◇民事訴訟法 ③④ 法2 内海	JB218 ◇知的財産法 ③④ 法3 憲立・千壽 JB245 近現代の対中外交論演習 ②③④ 2演 橋本 JB239 民事訴訟法演習Ⅲ ③④ 3演 河崎 JB250 中国政治論文演習 ③④ 4演 阿南	JB217 決済法 ③④ 法2 清水 JB229 環境政策演習 ③④ 2演 西田 JB252 法情報学演習 ③④ 5演 金谷 通年 行政法演習Ⅰ ③④ 隔週 3演 稲葉	通年 日本政治外交史演習 ②③④ 2演 伏見 JB236 比較会社法演習 ③④ 5演 白井	

◇同期間内で2コマに分けて開講する科目(週2回開講)

(平成23年4月20日現在)

平成23(2011)年度　法学研究科研究大学院前期2年の課程　時間割表

【前期】

	1 8:50～10:20	2 10:30～12:00	3 13:00～14:30	4 14:40～16:10	5 16:20～17:50	6 18:00～19:30
月		JM138 ドイツ民法　法4　シェーファー JM104 刑事訴訟法演習Ⅰ　2演　佐藤	JM136 ◇経済法　法2　滝澤 JM115 国際私法演習Ⅰ　2演　竹下 JM113 民事手続法Ⅰ　3演　内海	JM130 行政学演習Ⅰ　隔週	JM111 知的財産法演習Ⅰ　2演　蘆立 JM120 英米法演習　情処　芹澤 3演　牧原	JM121 インターネット リーガル リサーチ アンド ライティングⅠ　情処　芹澤
火	JM137 国際私法	JM131 中国政治演習Ⅰ　3演　阿南 JM112 知的財産法演習Ⅲ　4演　千壽 5演　竹下	JM122 法律ドイツ語演習Ⅰ　1演　シェーファー	JM123 ドイツ法発展演習　1演　シェーファー JM108 民法発展演習Ⅰ　4演　阿部 JM305 通年　経済法・競争政策演習　隔週　5演　山口		JM135 外国法文献研究Ⅰ(英米法)　片平　芹澤
水	JM125 西洋政治思想史演習Ⅰ　2演　大塚	JM126 西洋政治思想史演習Ⅱ　2演　大塚 JM133 交渉演習Ⅰ　3演　森田 JM118 日本法制史演習Ⅰ　6演　吉田	JM116 国際法演習Ⅰ　片平　植木 JM140 労働法　隔週　法1　水町 JM109 民法発展演習Ⅲ　隔週　10演　小粥	JM128 国際関係論演習Ⅰ　隔週　1演　大西 JM304 通年　民法演習　隔週　6演　渡辺 JM301 通年　憲法演習Ⅲ　隔週　7演　中林 JM107 民法演習Ⅰ　隔週　多演　久保野 JM124 ヨーロッパ政治史演習Ⅰ　隔週　情処　平田	JM302 通年　都市環境政策論演習　片平　島田	
木		JM102 租税法演習Ⅰ　2演　蔵谷 JM119 西洋法制史演習Ⅰ　6演　大内	JM136 ◇経済法　法2　滝澤 JM134 現代地方自治演習　4演　菅原 JM110 商法演習Ⅰ　6演　吉原	JM103 刑法演習Ⅰ　2演　成瀬 JM308 通年　民法研究会Ⅰ　隔週　大会議室　共同	JM117 法理学演習Ⅲ　3演　樺島 JM132 中国政治演習Ⅲ　片平　阿南	
金		JM303 通年　刑法演習　2演　岡本 JM127 日本外交論演習　3演　橋本 JM101 行政法演習Ⅰ　6演　稲葉	JM139 倒産処理法　法2　河崎 JM307 通年　東アジア政治外交論演習Ⅰ　隔週　1演　金 JM106 民法演習Ⅰ　隔週　2演　中原(太)		JM129 日本政治外交史演習Ⅰ　2演　伏見 JM114 民事手続法演習Ⅳ　5演　内海 JM105 刑事訴訟法演習(発展)　6演　井上	
土	JM311 通年　刑事判例研究会　共同		JM310 通年　公法判例研究会Ⅰ　大会議室　稲葉 JM309 通年　社会法研究会Ⅰ　情処　嵩	JM306 通年　法理学特論　大会議室　樺島		

◇同期間内で2コマに分けて開講する科目(週2回開講)

(平成23年4月20日現在)

【後期】

	1 8:50～10:20	2 10:30～12:00	3 13:00～14:30	4 14:40～16:10	5 16:20～17:50	6 18:00～19:30
月		JM233 ヨーロッパ法　法3　シェーファー JM207 刑事訴訟法演習Ⅱ　2演　佐藤		JM228 行政学演習Ⅱ　隔週　3演　牧原	JM216 民事手続法演習Ⅱ　2演　坂田	
火		JM213 経済法演習　2演　滝澤 JM203 比較憲法演習Ⅱ　3演　佐々木 JM215 知的財産法演習Ⅳ　4演　千壽	JM234 現代民法特論Ⅲ　法3　阿部 JM221 法律ドイツ語演習Ⅱ　1演　シェーファー JM229 中国政治演習Ⅱ　4演　阿南 JM208 民法基礎演習Ⅰ　2演　米村	JM235 西洋法制史特論Ⅱ(アメリカ法制史)　法3　大内 JM232 外国法文献研究Ⅱ(ドイツ法)　1演　シェーファー 通年　経済法・競争政策演習　隔週　5演　山口	JM209 民法演習Ⅰ　2演　米村 JM210 民法発展演習Ⅱ　4演　阿部	
水	JM202 比較憲法演習Ⅰ　研究室　辻村	JM230 交渉演習Ⅱ　3演　森田 JM225 比較政治学演習Ⅰ　5演　横田 JM219 日本法制史演習Ⅱ　6演　吉田	JM218 国際法演習Ⅱ　片平　植木 JM226 比較政治学演習Ⅱ　5演　横田 JM211 民法発展演習Ⅳ　隔週　10演　小粥	JM224 国際関係論演習Ⅱ　隔週　1演　大西 通年　民法演習　隔週　6演　渡辺 通年　憲法演習Ⅲ　隔週　7演　中林 JM201 憲法演習Ⅰ　隔週　多演　辻村 JM222 ヨーロッパ政治史演習Ⅱ　隔週　情処　平田	通年　都市環境政策論演習　片平　島田	
木		JM206 租税法演習Ⅱ　2演　蔵谷 JM220 西洋法制史演習Ⅱ　6演　大内		通年　民法研究会Ⅰ　隔週　大会議室　共同		
金		通年　刑法演習　2演　岡本 JM214 知的財産法演習Ⅱ　3演　蘆立 JM204 行政法演習Ⅱ　6演　稲葉	JM223 近現代の対中外交論演習　2演　橋本 JM217 民事手続法演習Ⅲ　3演　河崎 通年　東アジア政治外交論演習Ⅰ　隔週　1演　金	JM205 環境政策演習　2演　西田 JM231 法情報学演習　5演　金谷	JM227 日本政治外交史演習Ⅱ　2演　伏見 JM212 比較会社法演習　5演　白井	
土	通年　刑事判例研究会　共同		通年　公法判例研究会Ⅰ　大会議室　稲葉 通年　社会法研究会Ⅰ　情処　嵩	通年　法理学特論　大会議室　樺島		

(平成23年4月20日現在)

平成23(2011)年度　法学研究科研究大学院後期3年の課程　時間割表

【前期】

	1 8:50～10:20	2 10:30～12:00	3 13:00～14:30	4 14:40～16:10	5 16:20～17:50	6 18:00～19:30
月		JD103 刑事訴訟法演習A　2演　佐藤	JD108 国際私法演習A　2演　竹下 JD107 民事手続法A　3演　内海	JD115 行政学演習A　隔週――――	JD105 知的財産法演習A　2演　蘆立 3演　牧原	JD112 インターネット リーガル リサーチ アンド ライティングA　情処　芹澤
火		JD106 知的財産法演習C　4演　千壽				JD117 外国法文献研究A(英米法)　片平　芹澤
水	JD113 西洋政治思想史演習A　2演　犬塚	JD114 西洋政治思想史演習B　2演　犬塚 JD111 日本法制史演習A　6演　吉田	JD109 国際法演習A　片平　植木	JD104 民法演習A　博　隔週――――	多演　八保野	
木				JD102 刑法演習A　2演　成瀬 JD303 通年　民法研究会A　隔週――――	JD110 法理学演習A　3演　樺島 JD116 中国政治演習C　片平　阿南 大会議室　共同	
金		JD101 行政法演習A　6演　稲葉		JD302 通年　東アジア政治外交論演習A　隔週――――	1演　金	
土			JD305 通年　公法判例研究会A―――― JD304 通年　社会法研究会A――――	JD301 通年　法理学演習B――――	大会議室　稲葉 情処　嵩 大会議室　樺島	

（平成23年4月20日現在）

【後期】

	1 8:50～10:20	2 10:30～12:00	3 13:00～14:30	4 14:40～16:10	5 16:20～17:50	6 18:00～19:30
月		JD205 刑事訴訟法演習B　2演　佐藤		JD211 行政学演習B　隔週――――	3演　牧原	
火		JD202 比較憲法演習B　3演　佐々木 JD207 知的財産法演習D　4演　千壽		JD212 外国法文献研究B(ドイツ法)　1演　シェーファー		
水	JD201 比較憲法演習A　研究室　辻村	JD209 日本法制史演習B　6演　吉田	JD208 国際法演習B　片平　植木			
木		JD204 租税法演習B　2演　蔵谷		通年　民法研究会A　隔週――――	大会議室　共同 JD210 ヨーロッパ政治史発展演習――――	情処　平田
金		JD206 知的財産法演習B　3演　蘆立 JD203 行政法演習B　6演　稲葉		通年　東アジア政治外交論演習A　隔週――――	1演　金	
土			通年　公法判例研究会A―――― 通年　社会法研究会A――――	通年　法理学演習B――――	大会議室　稲葉 情処　嵩 大会議室　樺島	

（平成23年4月20日現在）